

はじめに

市長あいさつ	-----	1
はじめに	-----	2
概要	-----	概 - 1

序

計画策定の趣旨（どうして景観計画が必要なの？）

**= 私たちの山鹿を元気にしていきたい =**

序 - 1 : 山鹿市における「景観計画」の位置付け	-----	序 - 3
序 - 2 : 景観計画に関連する国の施策と法令及び県の施策	-----	序 - 7
序 - 3 : 山鹿市における景観形成への取り組み実績	-----	序 - 9



# 第1部

## 山鹿市景観基本計画

### 第1章

「山鹿」の表情（みんなは山鹿の景観をどう思っているの？）

#### ＝わがまち山鹿の語り口＝

- 1-1：山鹿八景・校歌などに描かれる山鹿市の姿 ----- 1部-3
- 1-2：市民が考える山鹿市の景観の現状と課題 ----- 1部-5
- 1-3：子ども達の目が捉える山鹿市の景観 ----- 1部-7
- 1-4：屋外広告物から見た山鹿市の景観 ----- 1部-9

### 第2章

景観づくりの作法（私にも何かできることがあるの？）

#### ＝日々の暮らしの中で一人ひとりが輝くように＝

- 2-1：山鹿市民が考える景観づくりの知恵 ----- 1部-13  
～市民ワークショップから～
- 2-2：取り組み方の作法 ----- 1部-19

### 第3章

景観計画のつくりかた

- 3-1：景観計画のつくりかた～検討のプロセス～ ----- 1部-25
- 3-2：景観計画の改善策の立案～これまでの経験から～ ----- 1部-27
- 3-3：改善策の実現に向けて ----- 1部-29
- 3-4：山鹿市の景観計画が扱う計画単位（市全域）----- 1部-31
- 3-5：景観計画の構成（景観形成の仕組み） ----- 1部-33
- 3-6：屋外広告物の在り方に関する基本的な指針について ----- 1部-41  
（山鹿市の広告景観形成の考え方）



## 第2部

計画的な景観形成の進め方（これからどんな段取りで進めるの？）

### ＝「山鹿市景観計画」の体系＝

#### 第1章

景観計画区域

1-1：景観計画区域の考え方 ----- 2部-3

#### 第2章

山鹿市の景観の成り立ち

2-1：山鹿市景観基本構造分析図 ----- 2部-7

2-1-1：菊池川本流域ゾーン ----- 2部-9

2-1-2：山間ゾーン ----- 2部-11

2-1-3：中山間ゾーン ----- 2部-13

2-1-4：市街地外縁ゾーン ----- 2部-15

2-1-5：平野ゾーン ----- 2部-17

2-1-6：台地ゾーン ----- 2部-19

2-1-7：市街地ゾーン ----- 2部-21

2-1-8：地域拠点ゾーン ----- 2部-23

#### 第3章

景観形成に関する行為の制限と基準

3-1：大規模建築物等届出地区 ----- 2部-27

3-2：特定施設届出地区 ----- 2部-31

3-3：景観形成誘導地区

3-3-1：歴史的町並み地区 ----- 2部-35

3-3-2：菊池往還来民地区 ----- 2部-37

3-3-3：鞠智城公園周辺地区 ----- 2部-39

3-3-4：菊池川周辺地区 ----- 2部-43

2-1-5：岳間地区 ----- 2部-45

2-1-6：平小城地区 ----- 2部-47

2-1-7：番所地区 ----- 2部-51

3-4：景観形成重点地区

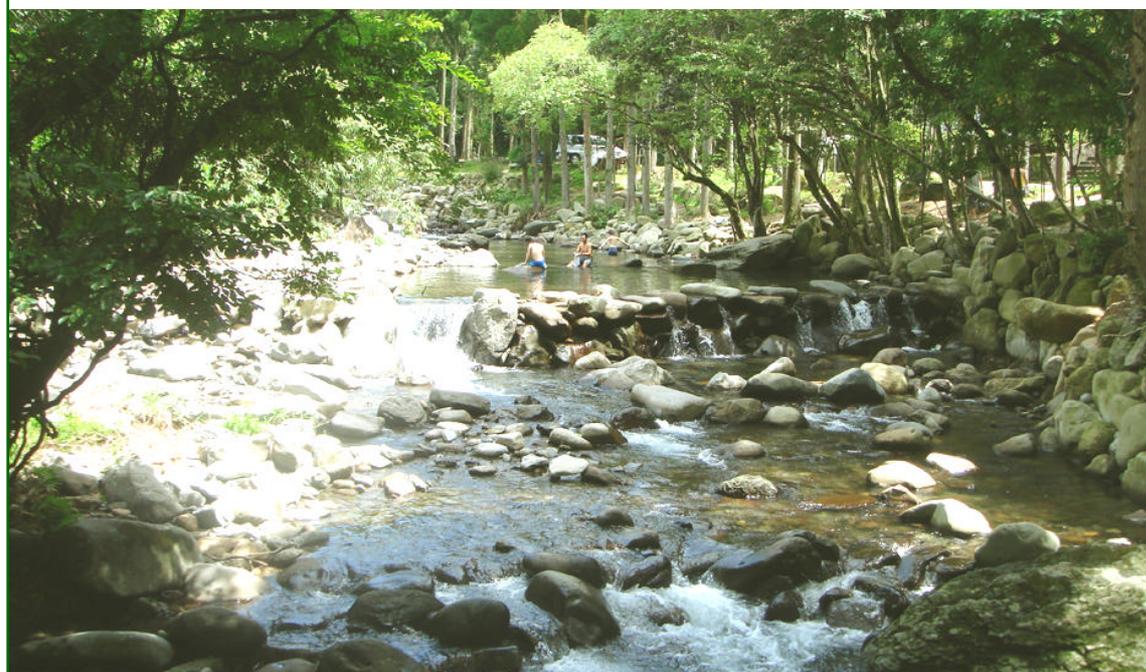
3-4-1：豊前街道山鹿地区 ----- 2部-55

3-5：景観重要建造物及び景観重要樹木等の指定の方針 ----- 2部-59

3-6：景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項 ----- 2部-61



1 : 熊本県景観条例	参考 - 1
2 : 山鹿市都市景観条例	参考 - 5
3 : 菊鹿町自然環境保護条例	参考 - 9
4 : 菊鹿町特定ホテルの建築規制に関する条例	参考 - 10
5 : アンケート集計・分析(市民)資料	参考 - 11
6 : 市民ワークショップの記録(第1回~第4回)	参考 - 25
7 : 先進地事例研修の記録	参考 - 33
8 : 住民説明会における意見・質問	参考 - 34
9 : 景観計画用語集	参考 - 37
10 : 山鹿市都市景観審議会等委員名簿	参考 - 41
11 : 景観形成誘導地区・重点地区の範囲図	参考 - 44



# 1 なぜ景観計画をつくるの？



はじめに ~ 過去から未来へ ~

## 桜湯について

治承3年(1179)に当時の山鹿城主によって現在地に湯屋が建設されたことに起源する。以降数度の建て替えを経て、明治31年には松山の道後温泉を参考にした雄大な温泉施設となる。昭和50年、周辺の再開発の際に取り壊され、居住施設を含む温泉プラザとしてRC造のビルとなり現在に至る。

## 唐破風について

破風とは屋根によってできる三角形の外壁部分のことを指し、唐破風は最も格式の高い型式で、寺院や城郭に用いられた。明治時代以降に風呂屋の玄関に用いられるようになる。道後温泉本館(明治27年)など。



桜湯(昭和30年代)



桜湯(平成19年)

かつて、桜湯は風格のある瓦屋根に覆われた誇り高い建物でした。しかし、諸処の事情により取り壊され、今はその姿を見ることはできません。けれども、玄関の唐破風が遺されたことによって、私たちはその姿を想像し、繁栄の記憶をたどることができます。

景観とは、単に風景という意味ではなく、その中に町の歴史や人々と自然のつながりを見出すことで、その意味を理解し、その素晴らしさを実感できるものです。

過去から受け継がれてきた山鹿の景観は、美しく親しみやすいものです。しかし、景観とはいつの間にか失われてしまうものです。歴史ある町並みも、豊かな自然も、いつの間にか変質してしまっていて、気がつかないうちに、遠い過去のものになってしまいます。

これからのために ~ 山鹿を元気にしていこう ~

山鹿の景観は、川や森林あるいは歴史的な町並みなどが複合して形成されています。

その美しさは、来訪者の足を止め、興味を抱かせ、山鹿の印象として訪れた人の記憶に残っています。

私たちは、その景観の美しさを自覚し、よりよくしていくことで、さらに多くの人を呼び込むことができます。

人が集まるまちへ、他とは違う山鹿であり続けるために、私たちは景観をとおして、山鹿の在りようを描きたいと思えます。山鹿を元気にしていくために。





## 景観に関する取り組み

景観を守り後世に伝えていくためには、山鹿らしさの尺度を示し、町並みや自然環境などの景観が望ましい姿に近づくように誘導し、守り育てていく取り組みが必要となります。

山鹿市では、景観を遺していくために、以下のような施策により、豊前街道の町並み整備や、比較的目立つ建造物等による景観への悪影響の防止、乱開発による自然環境破壊の防止などが行われています。しかし、合併後の新山鹿市における一体的な取り組みではないことから、その必要性が生じています。

- 都市景観形成地区（旧山鹿市内 4 地区）
- まちなみ整備事業（旧山鹿市内 1 地区）
- 特定施設届出地区（国道 3 号の一部と 3 2 5 号沿道）
- 大規模建築物等届出（山鹿市全域）
- 自然環境保護条例（旧菊鹿町全域）
- 特定ホテル建築規制（旧菊鹿町全域）

## 景観に関する全国的な動き

全国各地の地方公共団体が個別に制定した景観に関する自主条例が存在しますが、それらの効果には限界があり、それを補うために景観法が制定されました。この法律によって、自治体の景観施策が更に効果を増すような仕組みに整えられました。

山鹿市でも、景観法を根拠法令として独自色のある景観計画を策定し、その計画を実践するために山鹿市景観条例を制定します。



## 山鹿市全域を対象とした計画に

山鹿市では、景観の形成は一部の地域だけで取り組むものではなく、市全域で取り組むべきことと考えています。また、特定の個人や団体あるいは行政の力だけでできるものではなく、市民全員の理解・協力・取組みが必要であると考えています。よって、市全域を景観計画区域（景観形成を行っていく範囲）とし、市民が行う景観形成活動を積極的に支援していくとともに、市民と行政が協働で豊かな自然景観や歴史的景観の維持・保全を進め、山鹿市独自の景観像をつくり上げていきます。

山鹿市景観計画区域 = 山鹿市全域

### 景観法について

平成16年6月に制定された、日本で初めての景観に関する総合的な法律で、理念等を定めた基本法的な部分、景観計画の策定や景観地区の指定等の良好な景観の形成のための規制に関する部分などで構成されている。景観法制定の趣旨は以下の通り。

美しく風格のある国土の形成、潤いある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図る地域固有の特性を重んじ、地方公共団体、地域の事業者住民が一体となって取り組み良好な景観形成の実現を図る

### 景観行政団体について

政令指定都市・中核市・都道府県に加えて、都道府県に代わって景観法に関する事務を処理することにつきあらかじめその長が都道府県知事と協議し、その同意を得た市町村。山鹿市はこれに該当する。

2008年3月1日時点で全国で1842ある自治体のうち332自治体（18%）が「景観行政団体」になっており（予定を含む）、県下では熊本県、熊本市と山鹿市、山都町が景観行政団体になっています。

## 2 どのように景観計画をつくるの？

～計画策定の経緯～

### 山鹿市景観計画策定に向けたアンケート調査概要

平成18年9～10月実施

#### 【市民アンケート】

配布数：3,000  
回収数：1,058  
回収率：35.3%

#### 【小学生アンケート】

市内全20校5,6年生を対象  
サンプル数1027名

#### 【中学生アンケート】

市内全6校2年生を対象  
サンプル数564名

#### 【高校生アンケート】

市内全4校2年生を対象  
サンプル数609名

### 山鹿市景観計画策定に向けたアンケート調査結果の比較

Q：市外からのお客さんが山鹿市に来たとき、あなたは何を案内・紹介しますか？

	1位	2位	3位
小学生	山鹿灯籠	温泉	八千代座
中学生	山鹿灯籠	八千代座	温泉
高校生	山鹿灯籠	八千代座	温泉
市民	八千代座	不動岩	温泉

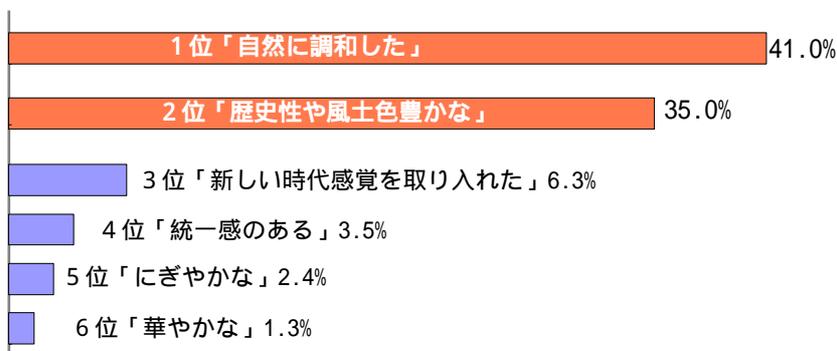
### 市民意向の集約

景観計画の策定にあたっては、その主役を市民一人ひとりと位置づけ、より多くの市民意向を反映するために、以下のようなアンケート調査を行い、また会議を開いて、意見集約を図っています。

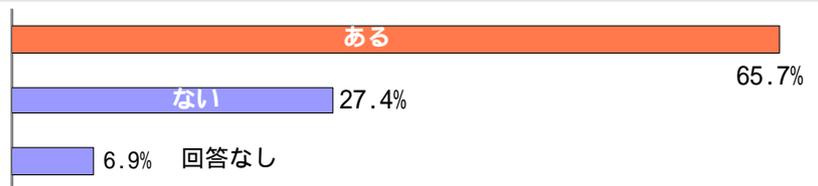
### 市民アンケート及び小中高校生アンケート

市民及び市内の小中高生を対象としたアンケート調査を行いました。ここでは、市民から寄せられた回答の一部を掲載しています。

Q.「美しい景観のまち 山鹿」を目指していくキーワードとは？



Q.身の回りで「景観を損ねている」「直した方が良い」と思うものがありますか？



#### 山鹿の景観資源のすばらしさ

自然や歴史は山鹿の個性を表現し、市民の誇り

#### 山鹿の景観の阻害要因

荒廃した農地や山林の姿、建物や広告物の色や形の乱れが気になる



## 市民ワークショップ

4つの切り口から山鹿の景観を分析し、計画のヒントを見出すためにテーマ毎にワークショップを開催し、市民の皆さんと意見交換を行いました。



第4回ワークショップ



第2回ワークショップ



第5回ワークショップ

## 策定協議会

景観計画の具体的な部分を検討していくために、市民と市職員で構成される策定協議会と4つの専門部会（町並み景観部会・屋外広告物部会・地域別構想部会・菊鹿地域構想部会）を設けました。専門部会では、それぞれのテーマについて検討し、策定協議会でその結果を報告しました。

## 先進地事例の視察

すでに景観計画を策定した自治体の中で、自然景観と歴史景観を重要な位置付けとしている景観行政団体（岐阜県中津川市・滋賀県彦根市、近江八幡市）を選び、視察を行いました。



中津川市



近江八幡市



彦根市



彦根市

## 市民ワークショップ概要

- 第1回（市役所別館）  
『山鹿の産業（仕事）からみた景観を考える会』  
平成18年11月9日  
参加者19名
- 第2回（市役所別館）  
『景観づくりの技術やデザインを考える会』  
平成18年11月16日  
参加者23名
- 第3回（豊前街道ほか）  
『街道筋の景観資源を考える会』  
平成18年11月21日  
参加者16名
- 第4回（上内田川流域ほか）  
『川筋の景観資源を考える会』  
平成18年11月30日  
参加者20名
- 第5回（八千代座）  
『市民WSまとめ発表会』  
平成18年12月7日  
参加者50名

（参考）山鹿八景

1. 光の祭典山鹿灯籠まつり
2. レトロな街並み八千代座と豊前街道
3. 湯けむり漂う六湯郷
4. 石のアートかざぐるまと不動岩
5. 清流ほとばしる岳間・矢谷渓谷
6. 彼岸花咲く番所の棚田
7. 防人たちの遙かなる思い 鞠智城
8. 日本一の装飾古墳群

## 岐阜県中津川市

- ・旧中山道の宿場町の家並み、恵那山を中心とする山並みが景観の特徴

## 滋賀県彦根市

- ・彦根城の城下町全体がよく遺されている。一部、江戸～大正期の町並みを再現している

## 滋賀県近江八幡市

- ・琵琶湖の水運により栄えた商人の町並みと、湖岸の水郷集落の景観が特徴

# 3 山鹿市の景観の成り立ち

～山鹿市景観基本構造分析図の作成～



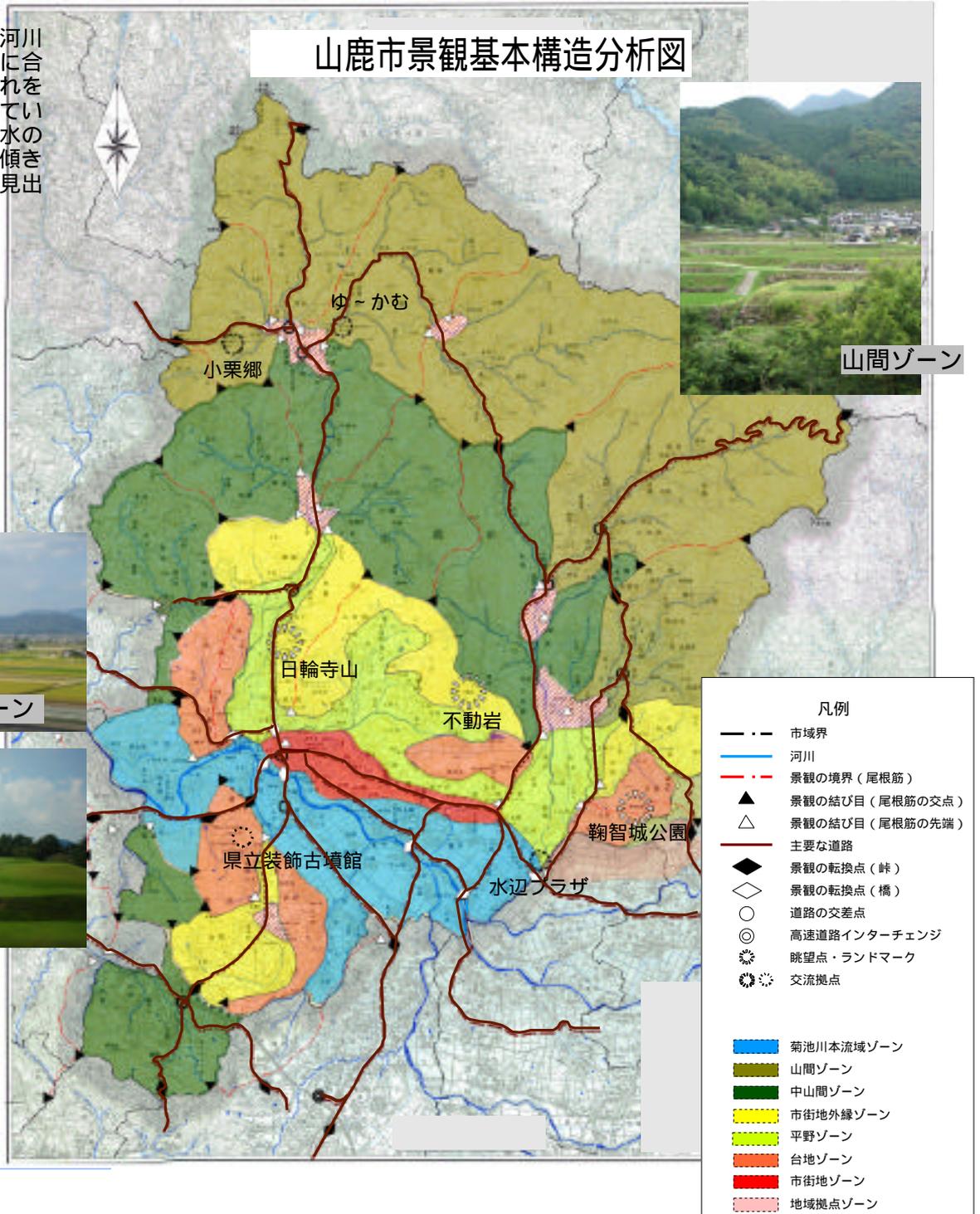
## 山鹿市の景観の成り立ちを考える

例えば峠を越える時に景色が一変するように、連続している景観も、細かく分析していくと変化するポイントがあるものです。この計画では、山の尾根や、川の流れを手がかりにして、山鹿市の景観を分析し、下図のような8つのゾーンに分けて、それぞれの景観形成の方針を示しています。

地形の分析について

市内を流れている河川は最終的に菊池川に合流するが、その流れを丹念にさかのぼっていくことによって、水の流れが示す地形の傾きや、地形の境目を見出すことができる。

山鹿市景観基本構造分析図





	ゾーンの特性	景観形成指針	景観誘導方針
菊池川本流域ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>菊池川本流は多くの支流が合流し本市の南部を西流している。</li> <li>菊池川の南部では水田と集落の姿、北部では市街地を見ることが出来るなど南北で大きく異なる表情をみせている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山鹿市を印象づける景観の主軸として、菊池川の流れに沿って視界に入ってくる風景をよりよいものにしていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゴミの不法投棄を減少させる工夫を考える。</li> <li>河川の清掃に努める。</li> <li>四季の変化を楽しめるように花で彩ることに努める。</li> </ul> 菊池川周辺地区
山間ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川の上流域に属し、深い山林と小集落がひとまとまりの景観を形成している。</li> <li>民家の多くは等高線に沿う形で配置され、集落としてもまとまった景観となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小さな支流を単位とする集落及びその背景の山林をひとまとまりの景観と捉え、現在の良好な景観を後世に残していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山林の維持管理に努める。</li> <li>樹林は伐採後に植樹を行い、山間部の景観の連続性を損なわないように努める。</li> </ul> 岳間地区 番所地区
中山間ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>水源となる山を背後にもつ小支流流域をひとまとまりとして景観を形成している。</li> <li>地形は緩やかに傾斜し、道路沿いに形成された集落や背後の農業空間が見られる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小集落を単位として、水源のある山林から集落周辺の田園をひとまとまりの里山景観と捉え、現在の良好な景観を後世に残していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山林の維持管理に努める。</li> <li>建築物等については、色彩が周囲の景観に調和するように努める。</li> </ul> 平小城地区
市街地外縁ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>樹林地や果樹園、小規模な水田など様々な土地利用の形態が見られ、台地との境には集落が形成されている。</li> <li>眺望点からは、中心市街地や菊池川本流に沿って広がる田園風景を望むことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地近郊にある眺望に優れた散策・ハイキングゾーンとなるような景観形成を行っていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山林の維持管理に努める。</li> <li>道路沿いの植樹帯は維持管理に努める。</li> </ul>
平野ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>水田を中心とした田園地帯が広がり母屋や倉、石垣などが伝統的な集落を形成している一方、大規模な農業関連施設もできている。幹線道路沿いには商業施設や工場、住宅が立地している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山鹿市の活動を支える産業と周囲の豊かな田園風景が調和するように景観形成を行っていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水田などは、その維持・保全に努める。</li> <li>建築物の周囲は緑化に努め、商業施設や工場については特に道路沿道、農地側の部分を緑化するように努める。</li> </ul>
台地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に農業地帯として土地利用がなされ、集落では民家が落ち着いたたたずまいを見せている。</li> <li>鞠智城跡や多くの古墳など山鹿市の歴史の深さを今に伝える遺構が保全、整備されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山鹿市の最も古い歴史を伝える場所として、台地全体を保全するとともに、昔ながらの農村景観を残していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的景観の保全に努める。</li> <li>建築物等については、色彩が周囲の景観に調和するように努める。</li> </ul> 鞠智城公園周辺地区 平小城地区
市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>国道325号沿いは現代的な地方都市の景観を呈しているが、豊前街道、菊池往還には今も数多くの歴史的建造物を見ることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>快適な住環境を保全し、山鹿らしい落ち着いた都市景観を形成するとともに、歴史的な情緒のある街道については維持保全を図っていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の周囲は緑化に努める。</li> <li>既存建築物で伝統的工法で建築されたものは、その維持補修に努める。</li> </ul> 豊前街道山鹿地区 歴史的町並み地区 菊池往還来民地区
地域拠点ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>川筋と尾根筋の合流する位置に平坦地があり、そこに集落や公共施設が形成されている。</li> <li>各地を結ぶ道路網が交差しており、移動する人の印象に残りやすい場所である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通網の結節点として、魅力ある景観を形成していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>わかりやすい道標の整備に努め、その道路の先にある各地区の魅力を伝える演出を施すように努める。</li> <li>不要看板の撤去等に努める。</li> </ul>

# 4 景観形成の手法とは？



## 景観計画について

景観行政団体が景観に関するまちづくりを進めるうえで、良好な景観を形成するために必要となる方針、行為の制限、景観上重要な建造物等の指定方針など、基本的な考え方をまとめるもの。

## 景観計画と景観条例の違い

「景観計画」とは、どのような景観を作っていくのかという「指針」になるもので、19年度にまとめました。  
 「景観条例」とは「景観計画」に示す「指針」をより具体的な「約束事」として実践するためのもので、今年度は景観計画づくりと並行してその案をつくり、20年度に「条例」として定める予定です。

## 景観計画の骨格

景観計画では、市全域を対象に取り組むことと、その中から特定の地区で取り組むことの両方を検討し、両方を組み合わせることで景観形成を図ることにします。

**景観計画** 自然と歴史を感じる景観の保全と創造を、市民一人ひとりが出来ることからはじめよう

= **市全域で 市全域の景観を レベルアップ** + **特定の地区で 個性のある地区景観を伸ばしていこう**

### 市全域で取り組むこと

**目立つ建物等が、景観を損ねないように配慮します**  
 (大規模建築物等、特定施設)

**景観の印象を決める重要な建物や樹木等を指定して、大事にしていきます**  
 (景観重要建造物・同樹木・同公共施設・重要生活景観要素)

**看板や広告物が景観を阻害しないようルールをつくります**  
 (屋外広告物条例)

### 特定の地区で取り組むこと

**自然の豊かさと人々の暮らしが溶け合う景観が美しい地区の景観誘導を図ります**  
 (景観形成誘導地区：菊池川周辺地区・岳間地区・平小城地区・番所地区)

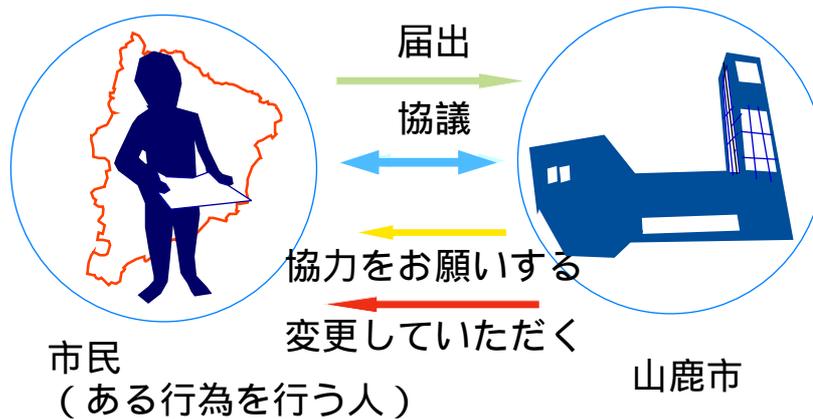
**歴史の蓄積が町並みや史跡として残る景観が美しい地区の景観誘導を図ります**  
 (景観形成誘導地区：歴史的町並み地区・菊池往還来民地区・鞠智城公園周辺地区)

**山鹿市を代表する景観として、市全体に波及効果が期待できる地区の景観を積極的に形成します**  
 (景観形成重点地区：豊前街道山鹿地区)



## 景観形成における市民と行政の役割

景観計画により景観形成に取り組むにあたっては、以下のような場面が想定されます。



### 申請と届出について

市民より「申請」があったものについては行政から「許可」を出し、「届出」があったものについては「誘導」するための協議を行う

申請 許可  
届出 誘導

## 景観形成のための届出（現状）

現在、景観形成に関連して、以下のような届出・申請が必要ですが、これらのことについて検討を加えていきます。

決め事の対象 (力を合わせる範囲)	届出や規制・禁止事項などの項目 (力の合わせ方)	届出先 申請先
山鹿市全域	【屋外広告物条例】（県条例） 市全域が禁止地域もしくは許可地域の指定を受けていますので、基準に適合した申請が必要です	熊本県
	【大規模建築物等届出地区】（県条例・市条例） 高さ13mを超える建物や工作物、塀、広告物を建築・設置したり、宅地造成、土石採取する際に事前の届出が必要です（県条例と市条例で基準等に若干の違いがあります）	山鹿都市計画区域内 山鹿市 上記以外 熊本県
	【都市計画法による開発行為】 山鹿都市計画区域内では開発面積が3000㎡超の場合、都市計画区域外においては10000㎡超の場合、県知事への申請が必要です（なお、農林業施設などで除外されているものがあります）	熊本県 （事前に市の同意が必要）
特定の道路沿道 (国道3号の一部.325号)	【特定施設届出地区】（県条例・市条例） パチンコ屋、マージャン屋、ゲームセンター、ホテル、ガソリンスタンド、広告塔・広告物、ホテル、旅館、飲食店、物品販売業の店舗等の建築に際して事前の届出が必要です	山鹿都市計画区域内 山鹿市 上記以外 熊本県
特定のエリア	【都市景観形成地区】（市条例） 豊前街道沿道ゾーン、シンボリストリートゾーン、温泉街ゾーン、国道3号沿道ゾーンの中での建築行為や外観の変更等を行う際には届出が必要です（山鹿市都市景観条例）	山鹿市
	【菊鹿地区】（市条例） 開発面積1000㎡を超える土砂の採取等（菊鹿町自然環境保護条例）、特定ホテルの建築・用途変更（菊鹿町特定ホテル建築規制条例）などの行為を行う際には、事前に町長（現市長）と協議を行う必要があります（特定ホテルについては建築できません）	山鹿市
	【建築基準法による建築確認申請】 山鹿都市計画区域内での新築や、10㎡を超える増築などの建築行為は建築主事等への申請が必要です。また、それ以外の区域においても、法定の建築行為については同様の申請が必要です	建築主事等 （事前に市の確認が必要です）

# 5 市全域で取り組むこと



市の全域を対象に、景観を守り、よりよくしていくためのルールとして、3つの仕組みを導入します。

## 規模が大きく目立つような建物などに対するルール (大規模建築物等届出)

大規模建築物等とは

**1. 建築物**

高さ13m超  
又は  
延べ面積1000㎡超のもの

**2. 工作物**

高さ13m超  
又は  
敷地面積1000㎡超のもの

**3. 広告物**

高さ13m超  
又は  
一面の表示面積が15㎡超のもの

**4. 柵及び塀**

高さ2m超  
かつ  
長さ30m超のもの

**5. 擁壁**

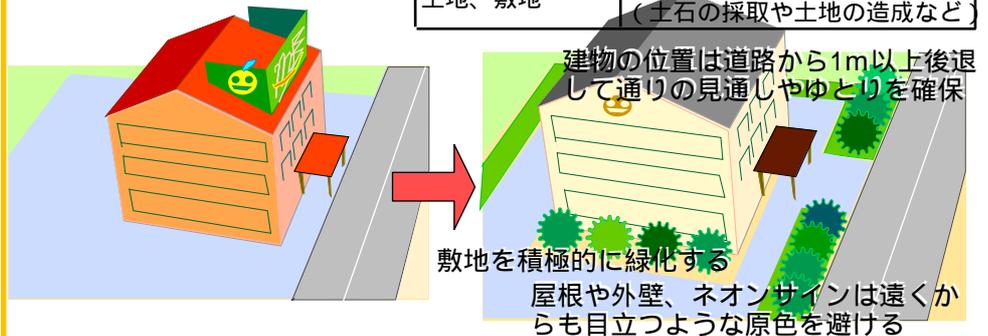
高さ5m超  
かつ  
長さ10m超のもの

**6. 土地区画形質の変更**

3000㎡を超える面積の土地区画形質の変更  
又は  
高さ5m超かつ長さ10m超の法面

山鹿市全域において、一定規模以上の建築物を建築する際に事前に届出をしていただき、景観との調和を図っていただくものです

対象	届出の対象となる行為
建築物、工作物	新築、増築、改築、移転、撤去、外観の変更
広告物 (熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受ける物を除く)	設置、外観の変更
柵、塀、擁壁	設置、外観の変更
土地、敷地	区画形質の変更、法面(土石の採取や土地の造成など)

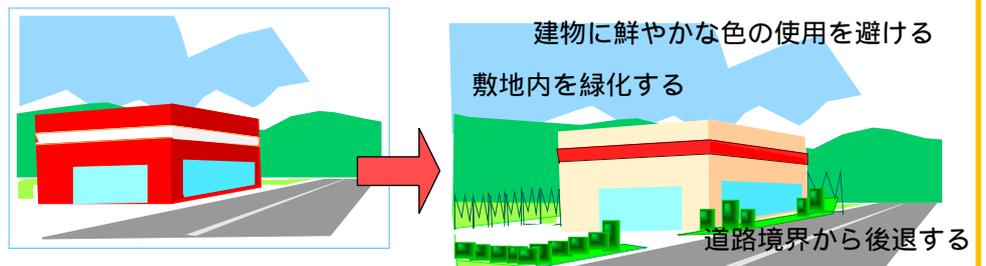


**一般的な住宅等を建てる際には届出は必要ありません。**

## 意匠や形態がよく目立つ建物などに対するルール (特定施設届出)

景観に影響を与えそうな施設について事前に届出をしていただき、景観との調和を図っていただくものです

対象	届出の対象となる行為
特定施設 (熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受ける物を除く)	新築、増築、改築、移転、設置、撤去、外観の変更



**一般的な住宅等を建てる際には届出は必要ありません。**

特定施設とは

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業を行うための施設、危険物の規制に関する政令に規定する給油取扱所(専ら自家用に供するものを除く)、旅館業法に規定する営業を行うための施設、広告物、その他特定施設届出地区の景観を構成するうえで重要な要素となる施設及び設備

特定施設の例

- ・風営法で定める施設  
例：パチンコ屋、マージャン屋、ゲームセンター、ホテル等
- ・危険物法で定める給油所  
例：ガソリンスタンド
- ・旅館業法で定める施設  
例：ホテル、旅館等
- ・景観上重要な施設  
例：飲食店、物品販売店等
- ・広告物  
例：はり紙、はり札、立看板、のぼり、ぼんぼり、広告網、アドバルーン及びこれらに類するもの



## 景観上重要なものについて

### 景観重要建造物・樹木 同公共施設



特定の建造物や樹木、公共施設について、その所有者や管理者の同意の下に、山鹿市の景観上の位置付けを明確にし、大事にしていくものです

### 重要生活景観要素



景観重要建造物について  
景観法第19条に規定されたもので、景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な建造物。指定後は、その形状変更等については景観行政団体の長の許可が必要となる。

景観重要樹木について  
景観法第28条に規定されたもので、景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な樹木。指定後は、その形状変更等については景観行政団体の長の許可が必要となる。

景観重要公共施設について  
景観法第8条に規定されたもので、道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園等に係る公共施設のうち、景観計画の中で、良好な景観の形成に重要なものとして定められたものをいう。

重要生活景観要素について  
景観資源のうち、上記3つに当てはまらないが、市民に親しまれている山鹿らしさを醸し出している等の、景観形成上重要な要素となっているもの。

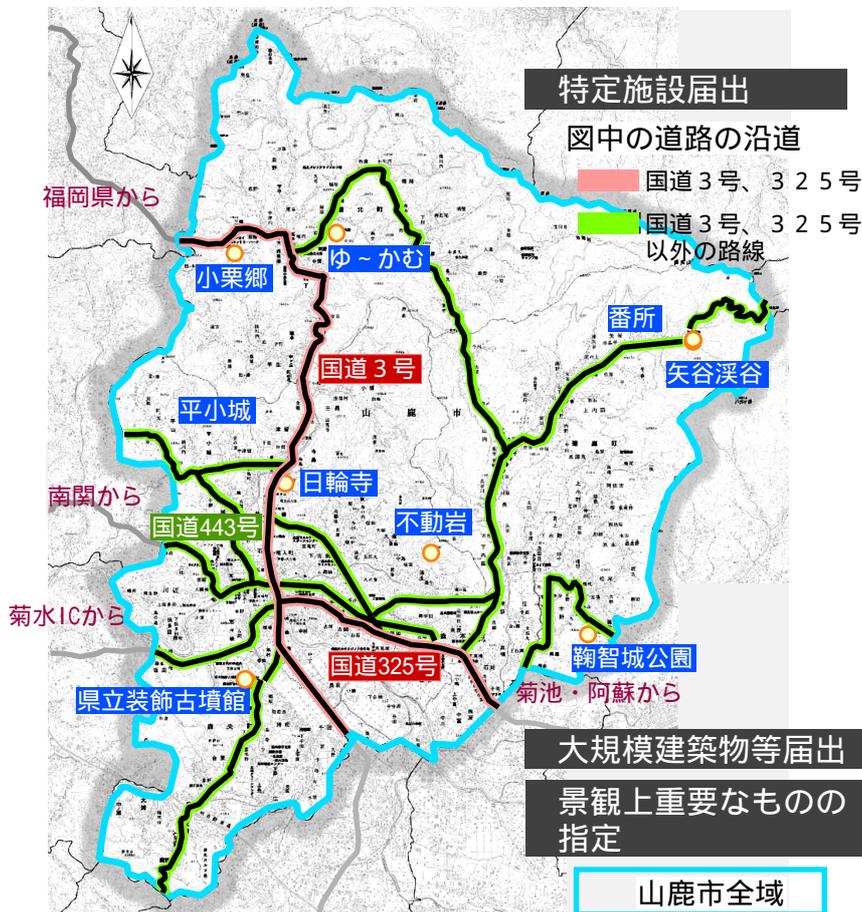
特定施設届出の対象となる幹線道路

国道3号  
国道325号  
国道443号

県道9号 日田鹿本線  
県道16号 玉名山鹿線  
県道18号 菊池鹿北線の一部  
県道37号 熊本菊鹿線の一部  
県道55号 山鹿植木線  
県道195号和仁山鹿線  
県道196号鹿本松尾線の一部  
県道200号畑中山鹿線の一部

市道 杉野馬見線～湧尾八峰線  
市道 吹上稲田線～津袋山鹿線  
市道 新平小城三岳線  
市道 稗方立徳線  
市道 伏鍋中尾線～御宇田山鹿線  
など

## 範囲



各基準の詳細は第2部をご覧ください



## 6 特定の地区で取り組むこと

### 地区の選定について

景観形成誘導地区・重点地区の選定にあたっては、以下のような条件を勘案して、モデル地区として8地区を定めます。

すでに地区の景観形成が評価されていること

山鹿の歴史を感じさせる景観が残されていること

山鹿の豊かな自然が色濃く見えること

すでに住民主体の活動が始まっていること

モデル地区以外の地区も景観形成誘導地区になることができる仕組みを考えています。

### 誘導地区となるためには

関係する市民の主体的な活動がある地域からの自薦・他薦による申請を受けて、選定基準に照らし、その指定を判断する予定です。

具体的な判断基準としては、

- ・活動主体が明確であること
- ・山鹿の自然や歴史を表現する景観資源が複数存在すること
- ・景観の保全に緊急性があること

などと考えています。

### 重点地区となるためには

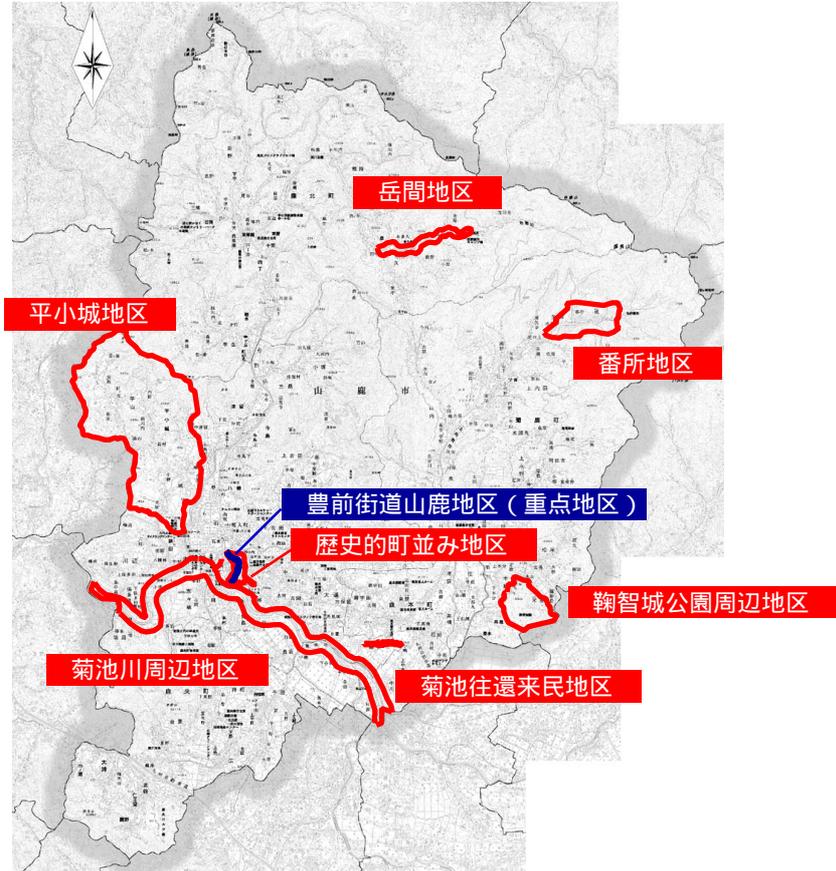
誘導地区から重点地区への移行を希望する地区からの申請を受けて、選定基準に照らしてその指定を判断する予定です。

具体的な判断基準としては、

- ・市民の自主的活動の成果が複数の場所で認められ、活動が周辺に拡がることを期待できる
- ・山鹿市を代表する景観として内外に周知する価値が認められる
- ・財政的支援によって様々な波及効果を期待できる

などと考えています。

地区の固有の景観をよりよくしていくために、以下のような景観形成誘導地区・景観形成重点地区を指定し、景観形成を進めます。



### 自然と人々の暮らしが調和した景観

菊池川周辺地区  
岳間地区  
平小城地区  
番所地区



### ルールの考え方

より良い景観形成のために協力してほしい部分や考え方  
(景観誘導方針)

伝統的な家屋の造り方を継承したり、生垣を造るなど、自然と溶け込んだ農村集落の形状を維持する

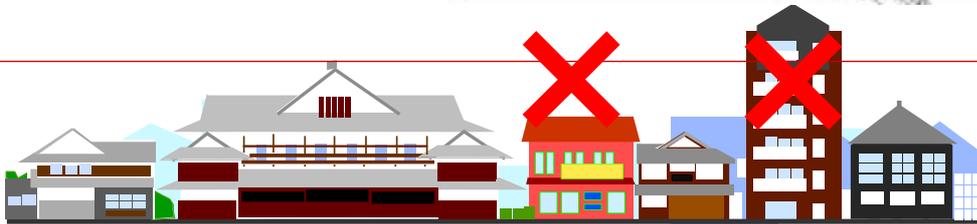
良好な景観を維持・保全するための基準  
(景観形成基準)

建物の高さや大きさ、色彩が周囲から突出したり、自然景観の美しさを損なうものでないこと



## 長い歴史と現代の暮らしが調和した景観

歴史的町並み地区  
 菊池往還来民地区  
 鞠智城公園周辺地区



### ルールの考え方

より良い景観形成のために  
 協力してほしい部分や考え方  
**(景観誘導方針)**

土地の歴史を明確に表現するために、旧状の復原をしたり、阻害要因に目隠しをするなどして、情緒ある町並みとする

良好な景観を維持・保全  
 するための基準  
**(景観形成基準)**

建物の高さや大きさ、色彩が周囲から突出したり、歴史的な情緒を損ねるものでないこと

## 山鹿の歴史をよく表した景観

### 豊前街道山鹿地区

江戸末期～戦前期にかけての建築様式を参照し、山鹿の素材・技術を多用して沿道空間を形成していく。景観を阻害するものは遮蔽するなどし、山鹿市を代表する景観として重点的に修景していく。



### 主なルール：景観形成基準

建物の壁面の位置は出来るだけ揃える  
 屋根は瓦葺き勾配屋根とする（洋風建築物等を除く）  
 高さは木造2階建て以下とする  
 外壁の色彩は白・灰色・黒またはこれに近い色とする（洋風建築物等を除く）  
 建具は木製及び濃い茶・黒系のサッシとする  
 コインパーキングを設ける際には通りから目立たないように塀を設ける  
 自動販売機は景観と調和する素材で覆う  
 広告物にはその表示面積1/3以上に鮮やかな色彩を使用しない  
 電飾設備を有するものは、昼間において美観を損ねないもので、点滅速度は努めて緩やかなものとする

各基準の詳細は第2部をご覧ください

良いものはたくさんあるが、みんなで力を合わせないと維持できない

### 山鹿市全域



市民の主体的な取り組みがある地区

### 景観形成誘導地区

### 景観形成重点地区

## 7 よくある質問



### 計画に関すること

Q：目的に観光客の誘致、財政アップがあるように感じるが？

A：山鹿の良好な景観の維持保全が目的です。その結果、観光客の増加につながる事もあるかもしれませんが。

Q：この計画に書いてあることをすべて市がおこなうのか？

A：景観計画は、景観に対して取り組むべき基本となるもので、他の行政機関を含め各方面にはご理解、ご協力をお願いしながら実現していくものです。

### ルールに関すること

Q：今の条例についての簡単な説明と今回の変更点は？

A：大規模建築物等の届出や特定施設の届出については今までありましたが、その範囲や内容について見直しました。また、建造物等の指定の方法についても記述しました。

Q：建築については、建築確認申請で確認できると思うが？

A：一般的な個人の住宅については都市計画区域内のみ建築確認申請が必要です。区域外の大部分の建物について建築確認申請が行われていないのが現状です。

Q：山奥など景観を考えなくてもよいところまで区域に入っているが？

A：今まで関係のないと思われていたところに、別荘が建つなどの例があります。予防保全的な範囲としています。

Q：建物の撤去や移転についても届出が必要なのか？

A：建物がなくなり、景観が大きく変わることもありますので、解体・撤去も対象としています。

Q：現在ある建物で基準に適合していないものについては、どのように対応した方がよいか？

A：次の更新時に条例にそった変更をお願いすることになります。

Q：今回提案の地区しか誘導地区になれないのか？

A：今回の地区についてはモデル地区として選定しております。この地区以外でも誘導地区となることができる仕組みを考えています。

Q：ビニールハウスにブルーシートをかけ車庫のように利用する場合も対象か？

A：恒久的なものを対象としています。継続的に車庫等で利用するものであれば届出をお願いします。

### 補助に関すること

Q：景観計画を定めればある程度の補助はあるのか？

A：計画を作ったことですぐ補助があるわけではありません。

Q：基準通りに建築するとなると費用がかさむ。支援や補助がないと、市の思う通りの景観形成は出来ないのでは？

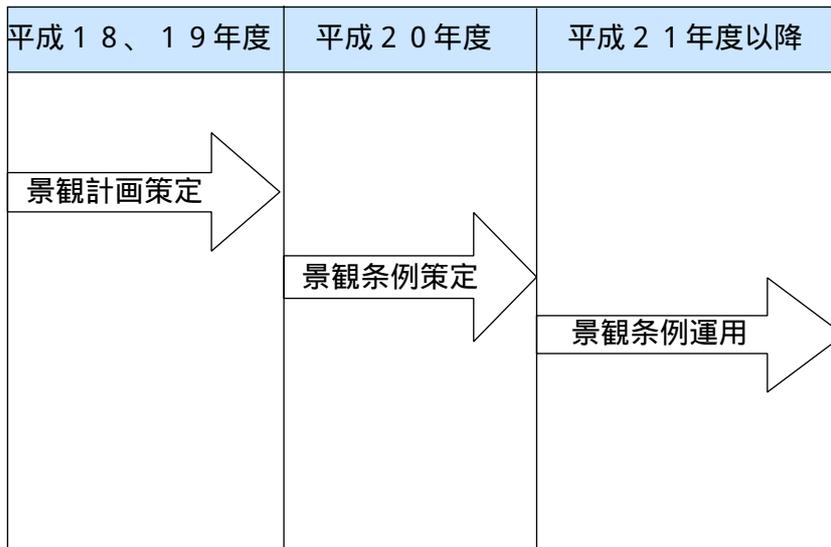
A：重点地区の修景については助成を考えています。誘導地区については取り組み次第で重点地区に移行できる仕組みも考えています。

Q：まちづくり団体補助の対象は？

A：重点地区、誘導地区に限らず市全域を対象としています。活動実績等を基に審査を行い、市の示す活動の基準に照らして補助決定をすることになります。



## 策定スケジュール



平成21年度以降、景観計画・条例の見直しは随時行っていきます

## おわりに

山鹿が誇るまちの表情（景観）はすぐにできるものではありません。小さなものをみんなが少しずつ積み重ねた結果出来るものです。

積み重ねていくことを止めれば、その瞬間から少しずつ消えていってしまいます。

実を結ぶのは、遠い未来のことのようでも、今行動をはじめなければ、私たちが誇りにしてきたこのまちの景観は、孫子の代には失せているでしょう。

未来の山鹿市民が後悔しないように、一人ひとりができることから、景観づくりに挑戦しませんか。





序 計画策定の趣旨  
（どうして景観計画が必要なの？）  
= 私たちの山鹿を元気にしていきたい =



# 序-1

## 山鹿市における「景観計画」 の位置付け

### 旧1市4町の上位 計画

平成17年1月に5つの市町が合併して誕生した山鹿市には、旧市町時代に制定した景観に言及した各種計画が存在しています。ここでは、それらの記述をたどり、過去の施策が景観についてどのように考えていたかを整理し、新たに制定する景観計画・条例の前提としました。

### 合併以前の各市町の施策における「景観」の位置づけ等

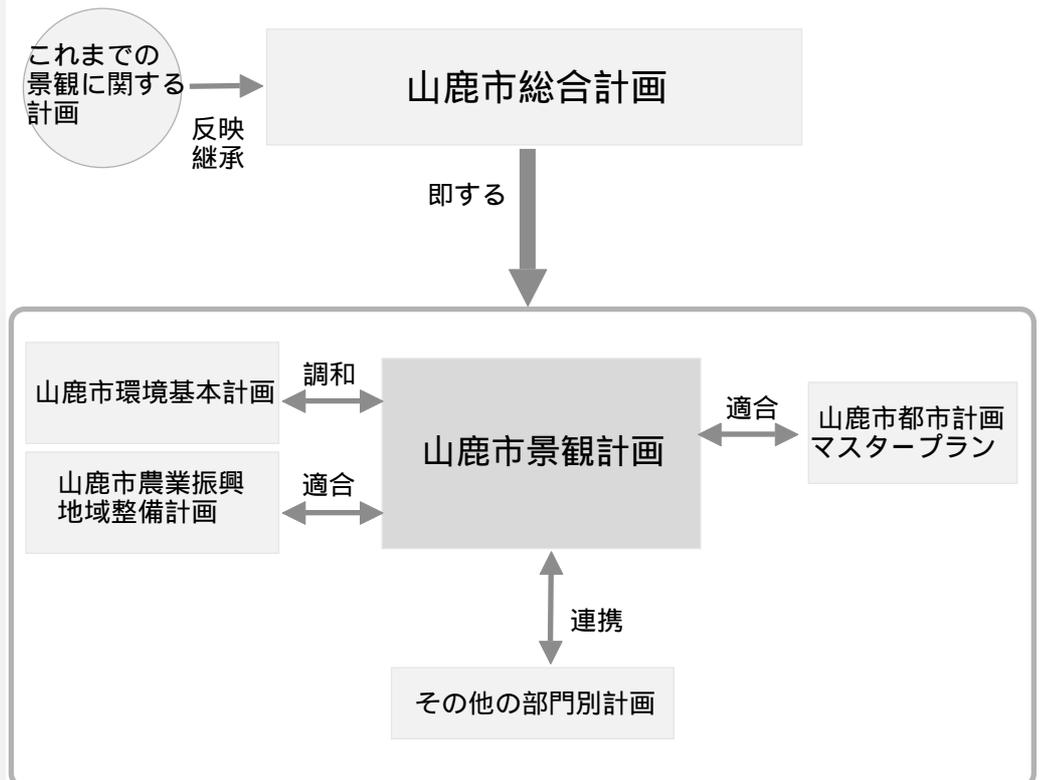
旧市町	国土利用計画・総合計画・振興計画・都市計画マスタープランにおける記述
山鹿市	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三次山鹿市国土利用計画では、農用地や水面・河川・水路、道路、宅地について景観への配慮を言及している。</li> <li>また、国道3号については特に景観への配慮が必要としている。</li> <li>第6次山鹿市振興計画では、「潤い計画」の中で景観計画の推進を記述している。また「交通体系計画」の中で、国道3号・325号・443号について、景観環境整備を含めた改良を推進していると述べている。</li> <li>山鹿市と都市計画マスタープランでは、部門別計画の一つとして「都市景観形成の方針」を位置づけている。</li> </ul>
鹿本町	<ul style="list-style-type: none"> <li>第四次鹿本町総合計画の基本構想・基本計画では、「人にやさしい河川づくり」の中で、「自然環境に親しむ場・憩いの場として多自然型の河川改修に取り組み景観形成を図る」としている。</li> </ul>
菊鹿町	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土利用計画（平成3年4月）では、「地域整備施策の推進」及び「土地利用に係る環境の保全及び安全の確保」の項で、自然美を守り、活かした土地利用に努めることとしている。</li> <li>第四次菊鹿町振興計画の基本計画「生活基盤とアメニティ2・潤い（緑・景観）のある環境づくり」の項で、景観形成に言及している。</li> </ul>
鹿央町	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土利用計画（平成9年3月）では、町土地利用の基本方向の中で「農道及び林道の整備においては自然環境の保全及び農村景観への十分な配慮を行うものとする」、「農村の二次的自然における生物の多様性、伝統に支えられた歴史・文化、人々の活動に支えられた農村景観の維持・形成を図るものとする」としている。</li> <li>第五次鹿央町振興計画では基本構想第5章に「うるおいと安らぎのある景観づくり」を掲げ、基本計画では「美しい景観の推進」、「緑豊かな生活空間の創出」について言及している。</li> </ul>
鹿北町	<ul style="list-style-type: none"> <li>第四次鹿北町総合計画では、基本構想第1節の「将来像」で景観形成を重要課題とし、施策の大綱の一つである「自然に優しく、暮らしに潤いのある環境をつくるプロジェクト」の中で「潤いのある景観づくり」を位置づけている。</li> <li>また、基本計画の中で「自然環境の保全・整備」、「緑豊かな生活空間の創造」、「自然活用型講演の整備」をその主要施策としている。</li> </ul>

## これまでに策定されている景観形成に関する基本計画、方針

名称	策定の背景・経緯等
鹿本町 景観形成 基本計画 (平成7年3月)	鹿本町の基本となる振興計画である「鹿本町総合計画」及び熊本県が伝統的な町並みの整備を進めていく上での方針や考え方を示した「伝統的町並み整備基本計画」との整合性を図りながら、景観整備の視点から鹿本町の推進する構想・計画・事業を側面から支援するものと位置づけている。
山鹿市 都市景観形成 基本計画 (平成10年3月)	山鹿市においては、熊本県景観条例(昭和62年熊本県条例第7号)第7条の規定によって、県土の景観形成上重要な地域の一つとして「景観形成地域」に指定(H5.7.30)され、「豊前街道街並みづくり事業」等の景観形成施策に取り組んできた。この県景観条例が、山鹿市都市景観条例(平成9年3月26日市条例第15号)へ移行されたことを契機に、山鹿市としては、さらに景観形成施策を体系的に位置づけるとともに、平成8年度より事業採択された「歴史的地区環境整備街路事業」をはじめとする各種まちづくり事業相互の効果的な連携を図っていくために、山鹿市における都市景観の形成に必要な基本的事項を定め、これを総合的かつ積極的に推進していくための指針として「都市景観形成基本計画」を策定した。
山鹿市 都市計画マスター プランにおける 「都市景観形成の 方針」 (平成10年9月)	<p>都市景観形成の方針を以下のように設定し、具体的な整備にあたっては、「山鹿市都市景観形成基本計画」に沿って推進することとする。</p> <p><b>豊かな自然資源を身近に感じられる景観形成</b> 豊かな緑景観を形成している市域北部に連なる山並みや良好な眺望場、市街地の背景となっている丘陵地緑地、田園景観の保全・活用を図る。また、河川及び河川緑地、溜池等の水辺の保全やこれらに親しむことのできるアプローチ空間や親水広場、憩いの場等の整備を推進する。 加えて、緑・水資源と市街地との関係がより密接になるよう、遊歩道、サイクリングロード等の整備により各資源のネットワーク化を図る。</p> <p><b>個性ある歴史・文化資源を生かした景観形成</b> 古墳や城跡、寺社など、本市固有の歴史・文化資源の保全・活用に努めるとともに、豊前街道や兼松往還など、歴史的なみちすじを生かし、沿道を含めた町並みの保存・修景整備を推進する。また、歴史的建造物は保全し、周辺建築物を含めた調和のある町並み形成を推進する。 さらに、歴史資源を自然資源や観光、レクリエーション資源と連携させながら、回遊性のある歩行者ネットワークの形成を図る。</p> <p><b>観光地として活気と魅力ある街並み形成</b> 都市軸となる国道3号、443号、325号等、骨格的道路の緑化や歩道整備、沿道建築物のデザイン誘導等を検討し、良好な街並み形成を推進する。山鹿・平山・熊入の温泉地では、光のネットワーク形成などそれぞれの地域の特色を生かしながら情緒と魅力ある景観形成を推進する。 また、わかりやすい街並みを形成するため、サイン整備を計画的に推進するとともに、まちかど広場など、市街地内の交流の場、憩いの場となるスポット的な空間の創出を図る。</p> <p><b>快適でやすらぎのある暮らしの景観形成</b> 安全で落ち着きのある緑豊かな住宅地景観の形成を目指すとともに、工業地では、周辺環境と調和した景観となるよう、敷地外周等の緑化修景を推進する。</p> <p><b>市民にとって親しみと誇りの持てる景観形成</b> 魅力ある景観形成を推進するためには、市民と事業者、行政の協力が不可欠である。そのために、「山鹿市都市景観条例」をはじめとする景観形成のためのルールを活用しながら、祭り等イベントの開催や継承、PR活動の充実、景観形成に関わる人材の育成など、三者が一体となって進めていく。</p>
鹿北町 幸を生み出すふる さと里山景観づくり (平成12年3月)	くまもと101景づくり計画策定事業の一環として策定。9回のワークショップ型の議論をもとに、鹿北の自然景観及び里山の景観の在り方について検討し、山の幸を感じられる景観形成を目指すとした。具体的には、複数のモデル地区を定めて景観形成のためのイメージを示し、住民主体かつ都市部からの来訪者の視線を意識した整備計画をまとめている。

## 山鹿市における 景観計画の位置 付け

景観計画は山鹿市の景観行政の総合的な指針となるものであり、「山鹿市総合計画」との調和、「山鹿市都市計画マスタープラン」との適合を図り、関連する山鹿市環境基本計画等との連携を視野に入れて作成するものとししました。



## 第一次山鹿市総合計画における 「景観」の位置 づけ

第一次山鹿市総合計画の前期基本計画（平成18年3月）では「人にやさしい道づくり」として「環境や景観に配慮した道づくり」を挙げています。（注- ）

また、「魅力ある都市の形成」などの中で、景観に配慮した整備の進め方を記述しています。（注- ）

さらに、「ゆとりと安らぎの生活環境の創出」の中で、景観行政団体となって景観施策を積極的に推進することを明記しています。

（注- ）

（注- ）本市は、緑豊かな地域であり、その自然環境は住民にとっても癒しとなっています。このため、沿道景観に配慮した道づくりを推進します。

（注- ）・特に複雑な生活道路網（小路・しゅうじ）は、観光資源である歴史的・文化的史跡などをネットワーク化する上で重要な動線ですので、現状の景観に十分配慮しつつ、整備を進めます。・自然環境や景観に合った住まいづくりを支援し、安らぎと潤いを感じ、長く住みたくなる様な住宅の整備を推進します。

（注- ）景観法の趣旨に従って、本市全体の良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図るため、本市が景観形成基本計画を策定することにより景観行政団体となって積極的にその責務を果たします。

山鹿市における  
景観計画の意義  
と必要性

山鹿市の景観に関する自主条例では山鹿都市計画区域内を対象としていましたが、合併を機に山鹿市全体で統一した考えのもとに景観行政を進めていきます。また、自主条例では強制力が無く効果には限界がありました。それらの背景から、平成16年に制定された景観法に基づき独自の景観計画を定め、山鹿市らしい景観を形成していくこととします。景観計画の必要性として次のことが挙げられます。

- ・現存する良好な景観を維持する
- ・子や孫に誇れるまちとする
- ・山鹿らしい景観づくりを進める

山鹿市における  
景観計画の役割

景観計画は、今後の山鹿の景観づくりの指標となりますが、目に見える建築物・工作物・木々や川などについて山鹿らしさの尺度を示し、山鹿の景観としてふさわしい姿を描いています。市民は建物を建築したりする時にはこの計画に適合させるものとし、具体的には、建築工事等において山鹿市内で一定規模以上のもの、主要な道路沿線の特定のもの、あるいは景観上の特徴のある地区内のもの等について、予め届出をしてもらい、市と協議しながら景観の向上を図っていくこととします。

また、計画には景観上重要な建造物や樹木等を大切に作る制度など、山鹿市の景観向上を市民や行政が持続的に取り組んでいくための様々な方策を盛り込んでいます。

景観計画策定の  
プロセス

景観計画の策定は平成18年度より2年間をかけて行われました。以下にそのプロセスを示します。

時期	名称	内容
平成18年 6月	第1回山鹿市都市景観審議会	山鹿市の景観についての考え方の整理 今後のスケジュールについて確認
平成18年 9月	市民及び小中高生アンケート	市民3000人に対し実施 小中高生については学年を指定して実施
平成18年 9月	第2回山鹿市都市景観審議会	計画策定体制について確認 市民ワークショップの内容を確認
平成18年11月	市民ワークショップ	全5回開催 1回～4回をテーマ毎に、5回目をまとめ発表会とした
平成19年 2月	第3回山鹿市都市景観審議会	市民及び小中高生アンケートの結果及び市民ワークショップの結果を報告 山鹿景観計画策定協議会の設置を確認
平成19年5月 ～平成20年1月	山鹿市景観計画策定協議会	景観計画策定協議会を4回、各専門部会を5回開催 計画の具体的な内容を検討
平成19年11月	第1回山鹿市都市景観審議会	住民説明会の内容を確認
平成19年12月	住民説明会開催	合計9地区で開催
平成20年 1月	第2回山鹿市都市景観審議会	景観計画に関する住民の意見を報告 景観計画(案)の内容を確認 パブリックコメント実施方法を確認
平成20年 2月	景観計画(案)のパブリックコメント	本庁及び各総合支所等のロビーや山鹿市のホームページ上で 景観計画(案)を示し、市民意見を収集 全12件の質問に対して回答
平成20年 3月	第3回山鹿市都市景観審議会	景観計画最終案について確認



## 序-2

# 景観計画に関連する国の施策 と法令及び県の施策

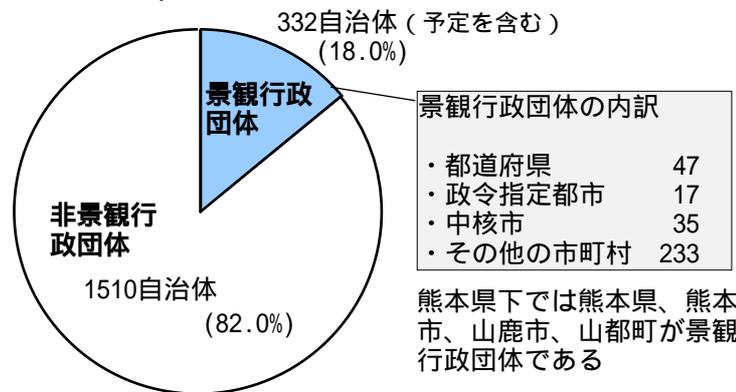
### 国の施策

景観について具体的に言及する条例は、これまでは自主条例として全国各地で制定されてきました。古都や観光地などに多いのですが、経済活動などによる建物等の更新によって失われやすい景観の維持保全を主目的としているものが多いようです。しかしながら、景観に関する理解がなかなか得られないことや、建築基準法等が優先することなどから、自主条例には限界がありました。

そうした事情を背景に、国政レベルでも景観に関する議論が高まり、平成16年に景観に対する包括的法律として景観法が制定され、併せて各種法律が改正されました。これにより従来の自主条例に代わり法的な根拠を持つ景観に関する条例の制定が可能となりました。景観法には、国家としての景観を整備・保全する基本理念が示され、県や政令市・中核市、市町村（景観行政団体）で独自の景観計画を立案することが認められています。そうした独自の計画に対して、国が税・財政上の特例によって支援することも可能です。

### 景観行政団体の現況

（2008年3月1日現在）



### 景観法について

景観法には基本理念として、以下のようなことが記述されています。

良好な景観は、現在および将来における国民共通の財産

景観形成は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動との調和が不可欠

景観形成は、地域の個性を伸ばすよう多様な形成をはかるべき

景観形成は、観光や地域の活性化へ配慮し、住民・事業者・行政の一体的な取り組みによりすすめるべき

景観形成は現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することも含むものである

また、景観法では景観を整備・保全するための景観形成に関する方針を明確化すること、住民・事業者・行政の責務を明確化すること、景観形成のための行為規制等を示すことなどが盛り込まれており、それらを各景観行政団体でまとめたものが景観計画です。

## 熊本県の施策

景観法施行前（法整備への働きかけ、法の内容への意見提出等）

熊本県は昭和62年から自主条例として「熊本県景観条例」を施行・運用してきました。各都道府県のメンバーで構成される景観に関する全国会議では「法整備」を要望してきました。法の内容に関しては正式には国からの「意見提出」要請はありませんでしたが、「屋外広告物を適用除外とするか否か」については問い合わせがあり、「屋外広告物も景観法に一本化する方向」で回答しました。

景観法施行後

1. 景観行政団体としての動き（景観計画の策定等）

熊本県では、平成17年2月に「景観法の概要」と「県の方針」を景観審議会に説明しました。その後一年をかけて方針を具体化した「計画面」と「条例改正案」を検討し、平成18年3月23日の審議会です承を得ました。平成19年6月にはパブリックコメントを実施し平成20年1月18日に景観計画を告示しました。

2. 熊本県景観条例見直しの動き

ほぼ、これまでの自主条例を盛り込む形となっていますが「変更命令」が活用できるように条例を改めました。当初、選択肢としては「一から見直す」、「現行のものを移行させる」という二つがありましたが、まずは「景観行政を法的裏付けのもとに推進する」という趣旨に合致すれば良いとの判断から後者を選択しました。

条例改正の議決を平成19年9月議会で行い、平成20年4月1日より景観計画と景観条例を同時に施行する見込みです。

3. 屋外広告物条例に関する変更点

熊本県の屋外広告物条例では、広告物の面積などに制限を設ける方法（総量規制）で景観誘導を図り、色彩等については県の景観条例に基づく規制・誘導が行われ、両者は別々の条例に基づいて行われていました。

このため、屋外広告物条例に基づく「許可申請」と景観条例に基づく「届出」を二重に求められた地域がありましたが、景観法の施行を受けて改正される熊本県屋外広告物条例では、「許可申請」時における景観誘導に集約され、手続きが簡略化されました。これは、県の景観計画に記述されている内容に基づいて屋外広告物の誘導を行うようになり、景観誘導の考え方が一本化されるためです。

なお、山鹿市域においても同様に重複している地域がありましたが、今後は熊本県に許可申請を行うと、山鹿市の景観計画に記されている内容に基づいた景観誘導が行われ、別途山鹿市に届出をする必要はなくなります。



# 序-3

## 山鹿市における景観形成への 取り組み実績

山鹿市における景観形成の取り組み事例

山鹿市においては様々な景観形成が行われてきており、代表的な事例は、豊前街道沿道地区の建物修景による景観形成です。(右図) これ以外にも、以下のような景観形成が行われています。

山鹿市における景観形成の取り組みの経緯(年表)

景観に関する計画・条例等の時期

昭和62年3月	熊本県景観条例	熊本県
平成2年3月	山鹿市まちづくり計画事業利子補給金交付規則	山鹿市
平成2年4月	くまもと緑の財団景観基金	熊本県
平成2年7月	鹿本町まちづくり計画事業利子補給金交付規則	鹿本町
平成4年3月	山鹿市生け垣づくり補助金交付要綱	山鹿市
平成5年7月	山鹿市の一部を景観形成地域に指定	熊本県
平成7年3月	鹿本町景観形成基本計画	鹿本町
平成7年6月	豊前街道街並みづくり事業補助金交付要綱	山鹿市
平成9年3月	山鹿市都市景観条例	山鹿市
平成10年3月	八千代座周辺整備事業基本計画	山鹿市
平成10年3月	山鹿市都市景観形成基本計画	山鹿市
平成10年8月	まちなみ整備事業補助金交付要綱	山鹿市
平成12年3月	幸を生み出すふるさと里山の景観づくり	鹿北町
平成18年8月	景観行政団体となる	
平成20年	山鹿市景観計画	

豊前街道における修景実施時期(年度)

平成5年～18年	くまもと緑の財団景観基金を活用した修景
平成7年～9年	豊前街道街並みづくり事業補助金を活用した修景
平成11年～現在	まちなみ整備事業補助金を活用した修景

表彰等(年度)

平成4年	第二回熊本県農村景観大賞(番所地区) 建設省(現国土交通省)都市景観大賞(広町地区)
平成8年	新しくまもと100景(八千代座と豊前街道まちなみ、不動岩、岳間溪谷、番所の家並みと彼岸花、岩原古墳群と装飾古墳館)
平成11年	日本棚田100選(番所の棚田)
平成18年	美しい日本の歴史的風土準100選(豊前街道の宿場町)
平成19年	山鹿八景の選定 国土交通省都市景観大賞「美しいまちなみ大賞」(山鹿市豊前街道山鹿温泉界限地区) くまもと景観賞「地域景観賞」(菊鹿町あんずの丘「みどり団地」)

その他

平成11年6月	菊鹿町特定ホテル建築規制条例
平成11年12月	菊鹿町自然環境保護条例

平成19年度までに補助金を活用した修景建築物プロット図

- 平成5～18年度  
(緑の財団助成金による)
- 平成7～9年度  
(豊前街道街並みづくり事業補助金による)

- 平成11年度
- 平成12年度
- 平成13年度
- 平成14年度
- 平成15年度
- 平成16年度
- 平成17年度
- 平成18年度
- 平成19年度

- ★ 指定景観形成建造物
- ★ 登録景観形成建造物

大規模・特定施設の届出状況  
(平成10～19年度分)



大規模建築物等届出数 49件

【施設の種類】	
・建築物	28件
・工作物	11件
・柵および塀	4件
・広告物	4件
・土地区画形質	2件
【工事の種類】	
・新築	33件
・増築	8件
・移転	1件
・外観の変更	2件
・記載なし	5件

特定施設届出数 66件

【施設の種類】	
・給油取扱所	7件
・広告塔、広告板	46件
・飲食店業	4件
・物品販売業	9件
【工事の種類】	
・新築	49件
・増築	3件
・移転	1件
・外観の変更	6件
・改築	2件
・記載なし	6件

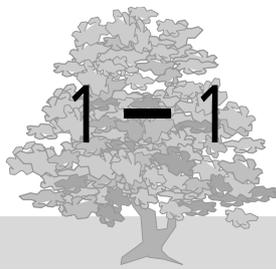
# 第1部

## 山鹿市景観基本計画



第1章 「山鹿」の表情  
（みんなは山鹿の景観をどう思っ  
ているの？）  
=わがまち山鹿の語り口=





## 山鹿八景・校歌などに描かれる山鹿市の姿

### 山鹿八景から

平成19年に山鹿市は、市民から募った山鹿の代表的な景観を、八景・準八景という形でとりまとめました。

灯籠まつりが市民にとって最も山鹿を象徴する場面として認識されていることがわかりますが、そのことは、灯籠まつりという幻想的で情緒的な場面が、他の都市とは違う山鹿らしさの端的な露出であることを意味しています。短い夏の夜の祭典ですが、そこに見える伝統美、静かな情緒、夜店に照らし出される古い家屋、あるいは街の賑わいといったものが総合的に最も山鹿らしい空間として市民に共有されている様子がうかがえます。

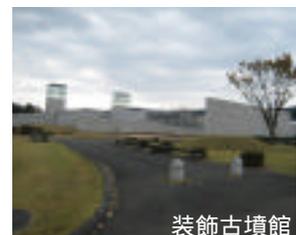
以下、温泉や景勝地、歴史的な建造物等が挙げられており、いずれも自然の恵みや、先人達が遺してくれたものへの愛着が感じられます。

#### 山鹿八景

1. 光の祭典山鹿灯籠まつり
2. レトロな街並み八千代座と豊前街道
3. 湯けむり漂う六湯郷
4. 石のアートかざぐるまと不動岩
5. 清流ほとばしる岳間・矢谷溪谷
6. 彼岸花咲く番所の棚田
7. 防人たちの遙かなる思い鞠智城
8. 日本一の装飾古墳群

#### 準山鹿八景

1. 朝霧の菊池川
2. 七夕飾りで彩られた来民の街並み
3. ホタル舞う山里
4. 古刹めぐり
5. 星原に沈む夕日
6. 特別天然記念物アイラトビカズラ
7. 春爛漫の山鹿温泉祭
8. ロマン咲く古代ハス



## 校歌に描かれた 山鹿の景観

郷土の景観を歌詞に詠い込むものとして校歌が挙げられますが、その中には多くの地名や山の姿などが登場します。

菊池川に近い場所に位置する学校では、東に阿蘇を眺望できることから、広大な景観の象徴として阿蘇の姿が描かれ、次に最寄りの山や川などが登場するケースが多いようです。

いずれも、山容の美しさや絶えることのない川の流に、不動の、あるいは普遍のイメージを持たせ、時の流れにうつろいやすい人生にあっても、それに負けず、力強く生きて欲しいという教育上のメッセージが込められています。

景観の中に登場する不動・普遍の要素（山や川など）に、人は人生を重ね、精神的な支えとして捉えているのであり、そうした景観が単に審美眼的な視線だけで大切にされているのではない、ということの意味しています。

### 校歌の事例

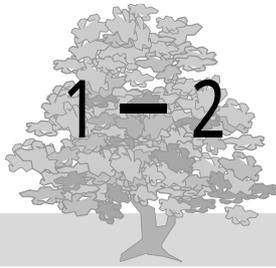
昔をしのぶ 横穴や  
名さえゆかしき 一の谷  
月に涅槃の 岩仰ぎ  
闇に荒瀬の 蛭追う  
讃えよ川辺 我が故郷  
(川辺小学校校歌 一番)

御字田の森しずもりて  
ときわの緑うるわしく  
不動のいわお萬世の  
昔をかたりゆるがざり  
共にわれらにささやくは  
清き心とつよき意志  
(来民小学校校歌 二番)

穂波はるかに 大阿蘇の  
煙を染むる あげの色  
我が米野岳に 映ゆる時  
理想に燃ゆる 若人の  
希望は雲と わきあがる  
(米野岳中学校校歌 一番)

## まとめ

景観の大切さとは、単に景観が美しいかどうかではなく、そこに暮らす人々にとって意味があるかどうかということです。これを念頭に、山鹿らしい景観の特徴として自然の豊かさや歴史性を踏まえて、景観計画を策定する必要があります。



# 市民が考える山鹿市の景観の現状と課題

## アンケート調査の概要

本計画の策定にあたって、市民意向を把握するために、市民向けのアンケート調査を実施しました。

設問では、一般に「景観」に特化した話題になじみのある市民が少なくと予測されたことから、できるだけわかりやすく、身近なことを思い浮かべながら答えられよう意図しました。

景観を良いと思うかどうかといった、現状への評価及び課題の抽出、さらには景観形成のためのルールのある在り方について尋ねています。

(全11問)

### 調査数

実施期間：平成18年9月

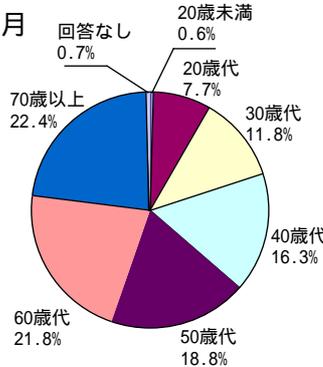
配布数：3000

(無作為抽出)

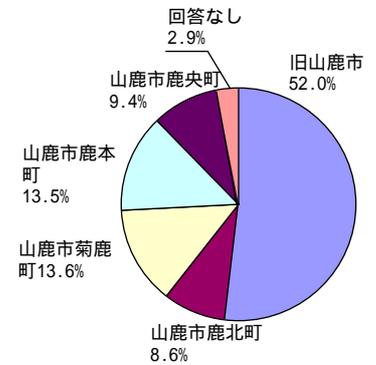
回収数：1058

回収率：35.3%

### 年齢



### 居住地



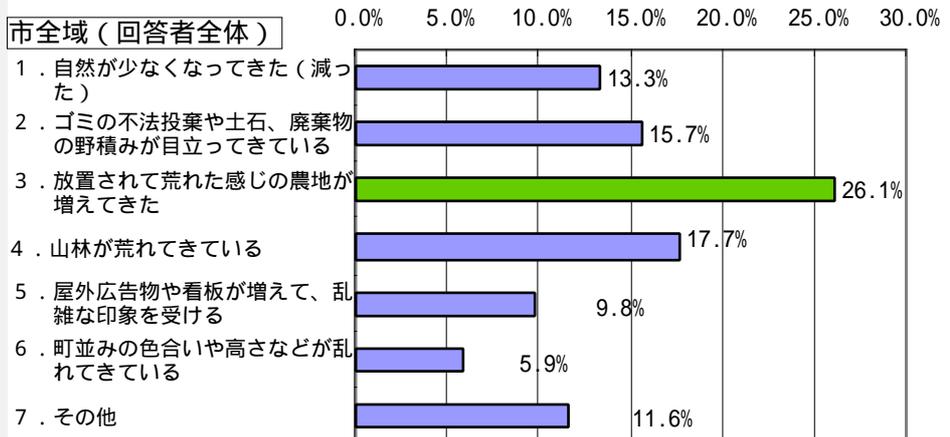
## アンケート結果の概要

### 1. 現状の景観について

現状の景観について、概ね良いとする人が4割を占める結果となりましたが、一方で何らかの問題意識を持っている人は回答者の65.7%にのぼり、景観を阻害する要因がかなり存在することをうかがわせます。具体的にその要因を尋ねたものが設問4-2です。農村景観や自然景観の荒廃に心を痛めている人が多いことが分かります。

設問4-2：あなたが住んでいる身の回りで、「景観を損ねている」、「直した方がよい」と思う理由は何ですか？

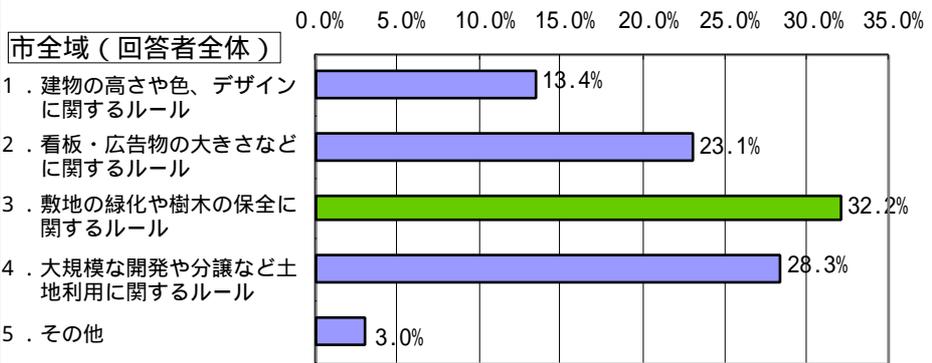
### 市全域（回答者全体）



2. 景観形成のルールについて

約7割以上の回答者が、山鹿市らしい良好な景観づくりのためには、市独自のルール（決めごと）が必要と回答しています。その具体的なルール（決めごと）の内容は、設問5-2において山鹿市全域でみると、「敷地の緑化や樹木の保全に関するルール（32.2%）」が最も多いことが分かります。菊鹿町では「大規模な開発や分譲など土地利用に関するルール」が最も多くなっています。（参考資料15参照）

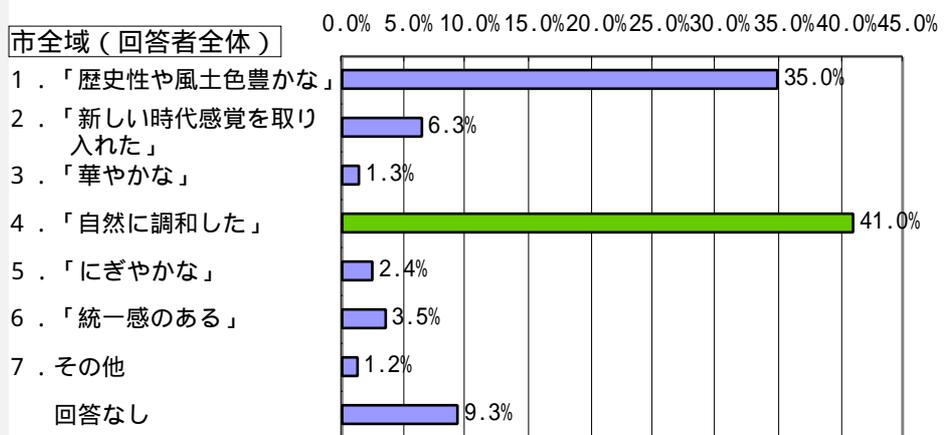
設問5-2：具体的なルール（決めごと）としてどのようなものが特に重要だと思いますか？



3. 市民みんなで進める景観づくりについて

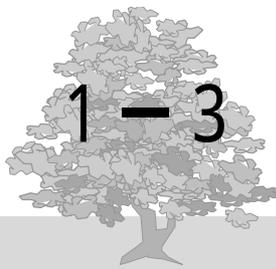
「自然に調和した」と「歴史性や風土色豊かな」という回答が大半を占めています。地域別にみると、旧山鹿市では「歴史性や風土色豊かな」というキーワードが最も多く、八千代座をはじめとする豊前街道や山鹿灯籠踊りなどの伝統芸能を有している地域の特性を強く反映していると考えられます。一方、旧山鹿市以外の4地域については「自然に調和した」という回答が最も多かったのですが、これも農林業を主体とする農村風景や生産風景を多く有する地域性が如実に反映されていると思われます。（参考資料21参照）

設問9：今後、私たちが「美しい景観のまち 山鹿」を目指していく場合、あなたのイメージに近い“言葉”は何ですか？



4. まとめ

アンケート結果から景観形成にはある程度ルールが必要で、「自然に調和した」、「歴史性や風土色豊かな」という二つのキーワードを念頭に、具体的な形や手法に反映させていくことが課題と考えられます。



# 子ども達の目が捉える山鹿市の の景観

小学生アンケート  
から  
市内全20校の  
5、6年生を対象  
(サンプル数1027名)

お客さんに見せたい、連れていきたい場所として、山鹿の景観を選んでもらったところ、下表のような結果となりました(この傾向は中学生・高校生においても変わらない)。上位3つに挙げられた要素が山鹿を語る際の大きなポイントになっていることが分かります。また、「不動岩」、「一本松公園」については、その場所自体への回答も多かったのですが、同時に、その場所から見える眺めについても、関心が高いということが分かりました。

各小学校ごとに、それぞれの校区内にある場所、もの(要素)について尋ねると、校区の景観の主要なイメージが分かりやすく抽出されています。例えば、日輪寺(八幡小学校)、不動岩(三玉小学校)などです。

その中でも、特に注目すべき点としては、多くの小学校で「好きなところ(もの)」、「大事にしたいところ(もの)」の回答に、「山」や「川」などの自然景観が挙げられていることです。「山」について回答があったのは全20校中、17校であり、「川」について回答があったのは、全20校中、14校でした。このことから、山や川などの自然景観要素がこれから先の山鹿市の景観づくりに大きな要素として位置づけられていることをうかがうことができます。

質問1：遠くからのお客さんが山鹿市に来たとき、あなたは、何を紹介しますか。連れていきたい場所や見せたいものを教えてください。(複数回答)

	名 称	回答数		名 称	回答数
1	山鹿灯籠 (灯籠祭り、灯籠踊り等含む)	442	5	一本松公園 (石のかざぐるま等含む)	143
2	温泉 (平山温泉、熊入温泉等含む)	432	6	山 (森、緑等含む)	90
3	八千代座 (八千代座の仕掛け、天井絵等含む)	366	7	古墳 (チブサン古墳、鍋田横穴群等含む)	88
4	不動岩	180	8	あんずの丘 (ヘチマ館、押し花館等含む)	84

中学生アンケート  
から  
市内全6校の  
2年生を対象  
(サンプル数564名)

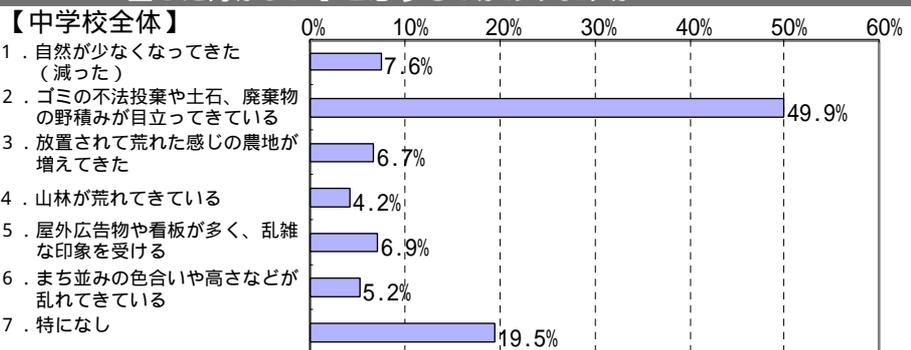
山鹿市内の中学校も小学校同様に校区の景観の特徴がわかりやすく反映される結果となりました。例えば、山鹿地域については「八千代座」や「温泉」、鹿北地域については「道の駅かほく『小栗郷』」や「お茶・茶畑」、菊鹿地域については「あんずの丘」や「アイラトビカズラ」、鹿本地域については「一本松公園」や「水辺プラザかもと」、そして、鹿央地域は、「古墳」や「康平寺」が挙げられています。また、全ての中学校で「好きなところ(もの)」、「大事にしたいところ(もの)」の回答に、「山」や「川」などを含む自然景観が挙げられています。

質問2：あなたが住んでいる校区の中で、「好きなところ(もの)」、「大事にしたいところ(もの)」を教えてください。(複数回答)

【山鹿中】			【米野岳中】		
	名 称	回答数		名 称	回答数
1	川(菊池川等含む)・池 (一つ目池、蒲生の池等含む)	52	1	山(森、緑等含む)	28
2	八千代座	49	2	古墳(双子塚古墳、岩原古墳等含む)	23
3	山(森・緑等含む)	29	3	寺(康平寺等含む)・神社	11
4	不動岩	27	4	川(千田川、小川等含む)	9
4	温泉(足湯、桜湯等含む)	27	4	校区の学校	9

景観の阻害要因は、「ゴミの不法投棄や土石、廃棄物の野積みが目立ってきている」に約半数の回答が得られ、以下「自然が少なくなってきた（減った）」「屋外広告物や看板が多く乱雑な印象を受ける」と続きます。これらは、普段の行動範囲において、本来の景観の良さが、ゴミ投棄や、開発及び看板等の出現によって荒廃を感じとっていることを示しています。

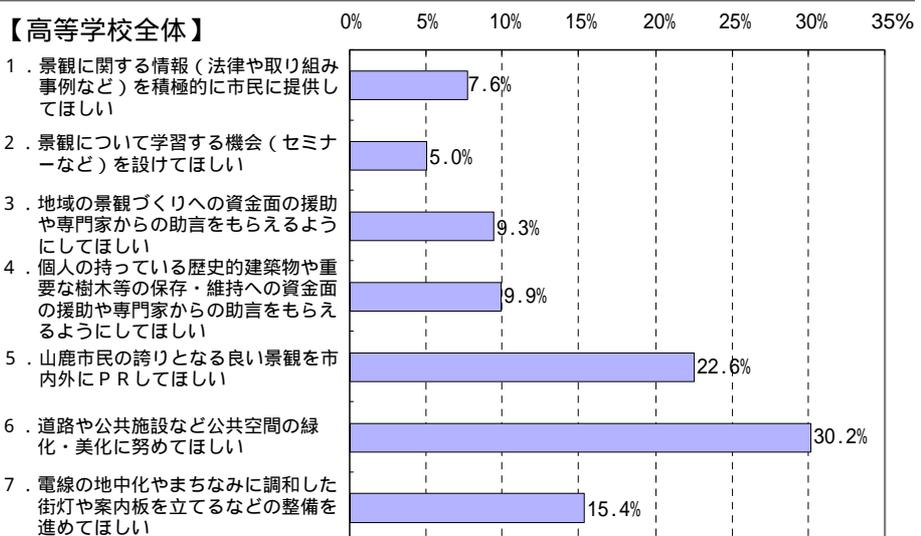
質問3：あなたが住んでいる校区の中で、「景観を悪くしている」、「直した方がよい」と思うものがありますか？



高校生アンケートから  
市内全4校の  
2年生を対象  
(サンプル数609名)

景観阻害要因についての質問では「ゴミの不法投棄や土石、廃棄物の野積みが目立ってきている」への回答が最も多く、次いで「自然が少なくなってきた（減った）」でした。また高校生だけの質問として、景観づくりの実践のための支援策について尋ねていますが、「道路や公共施設など公共空間の緑化・美化に努めてほしい」という回答が最も多く、景観づくりに積極的に参画するための支援についての回答は少ないことがわかります。

質問4：山鹿市民が景観づくりの活動を実践していくために、どのような支援策があったらいいと思いますか？



まとめ

アンケート結果から、日常生活範囲の中における自然の美しさ、あるいは逆にゴミによる景観阻害などを意識している様子がわかります。また、八千代座などの歴史的な景観を山鹿らしさの一部として捉えており、自然環境や歴史性を重視した景観形成の方針を立てることが必要と考えられます。



# 屋外広告物から見た山鹿市の景観

## 崇城大学原田研究室による調査

山鹿市の豊前街道地区、平山温泉地区、来民地区に掲出されている全広告物について、崇城大学芸術学部デザイン学科生活環境デザインコースの原田研究室によって調査がなされました。以下はそのまとめです。

### 山鹿市 屋外広告物 現況調査

山鹿市広告物現況調査では、旧山鹿市の中心部であり、修景事業等も進められている豊前街道沿道、奥里の湯処として人気があり、今後の開発動向が問題になる平山温泉地区、また、地域の拡大により山鹿市となった旧基本町の来民地区の3カ所を調査箇所とし、沿道の建築物等に設置されている広告物の素材、設置方法、大きさ等を調査した。

広告物は景観を阻害する要素として、規制対象となることが多いが、質の高いデザインの広告物は景観のアクセントとなり、魅力的な景観をつくる要素ともなる。今後の景観形成では、広告物をコントロールする方法を検討する必要がある。

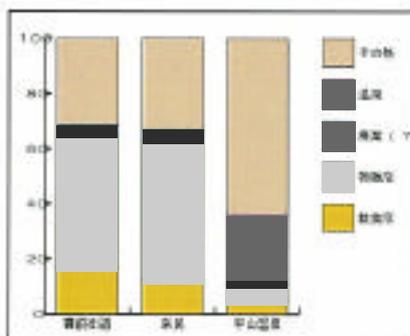
また、本調査では3地区のみのデータ収集であるが、国道沿いには車のスピードに合わせて、より多く、より大きな広告物が設置されており、これらのあり方も考えなければならない。



調査地区

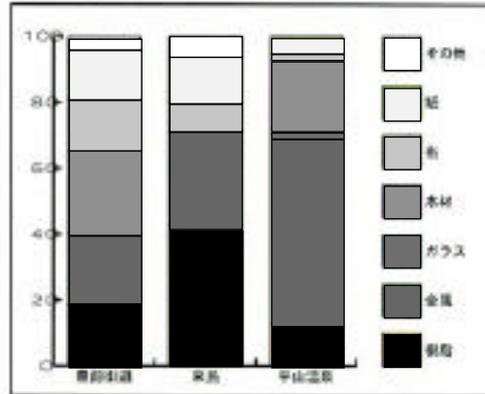
山鹿市サイン調査 (広告物)		日付 ( 10 / 14 )
地区 (豊前街道東2)		No. ( 10 )
店名 (米屋 荒木商店)		
種類	<input type="checkbox"/> 飲食店	<input checked="" type="checkbox"/> 物販店
	<input type="checkbox"/> 興業?	<input type="checkbox"/> その他 ( )
		高さ (表示値)
		上端 ( 3.5 ) m 下端 ( 2.5 ) m
		サイズ
		(w 120x h 90) cm
設置位置	<input checked="" type="checkbox"/> 壁面	<input type="checkbox"/> 突出
	<input type="checkbox"/> 窓前	<input type="checkbox"/> 屋上
	<input type="checkbox"/> 可動	<input type="checkbox"/> 自立
設置方法	<input checked="" type="checkbox"/> 固定	<input type="checkbox"/> 可動
表示方法	<input type="checkbox"/> 印刷	<input checked="" type="checkbox"/> 立体
	<input type="checkbox"/> 電光	<input type="checkbox"/> その他 ( )
表示内容 1	<input checked="" type="checkbox"/> 文字	<input type="checkbox"/> 文字 - 絵
	<input type="checkbox"/> 絵	<input type="checkbox"/> その他 ( )
表示内容 2	<input checked="" type="checkbox"/> 自家広告	<input type="checkbox"/> 商品種類
	<input type="checkbox"/> 企業広告	<input type="checkbox"/> その他 ( )
視認方法	<input type="checkbox"/> 外側	<input type="checkbox"/> 内側
	<input checked="" type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> その他 ( )
素材	<input type="checkbox"/> 樹脂	<input checked="" type="checkbox"/> 金属
	<input type="checkbox"/> 木材	<input type="checkbox"/> ガラス
	<input type="checkbox"/> 布	<input type="checkbox"/> 紙
	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
劣化状況	<input checked="" type="checkbox"/> 新しい	<input type="checkbox"/> 表示が見づらい
	<input type="checkbox"/> 壊れている	
備考		

調査票例



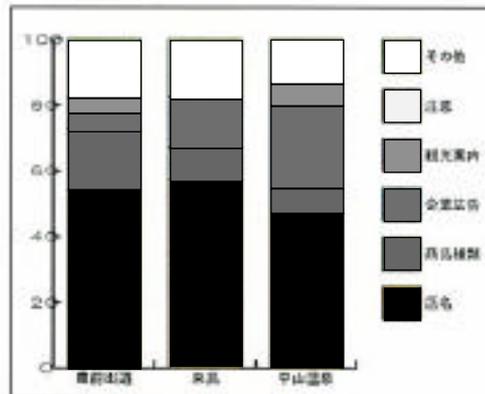
### 業種

各調査地の業種構成は豊前街道、来民では物販店が最も多く、飲食店が続くが、平山では「その他」の比率が高い。これは、野立広告や電柱広告のように店舗から離れた位置に設置されたものが多いためである。また、空き店舗に残された広告もあり、寂れた印象を与えている。



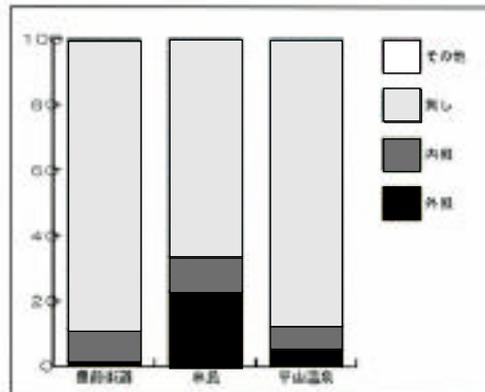
#### 広告物の素材

3地区の広告物を構成する素材を比較してみると豊前街道では、木材、布、紙等の自然系素材が多用されていることがわかる。古い街並に合わせた広告物のデザインも考えられている結果である。



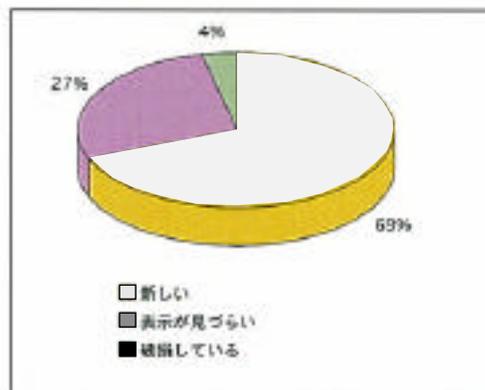
#### 広告物の表示内容

広告物に表示されている内容は店名を表示するものが最も多いが、栄島や平山温泉では企業広告（飲料メーカーなどが支給する広告物）も多い。豊前街道では企業広告が少なく、オリジナルデザインの広告物も多く使われている。



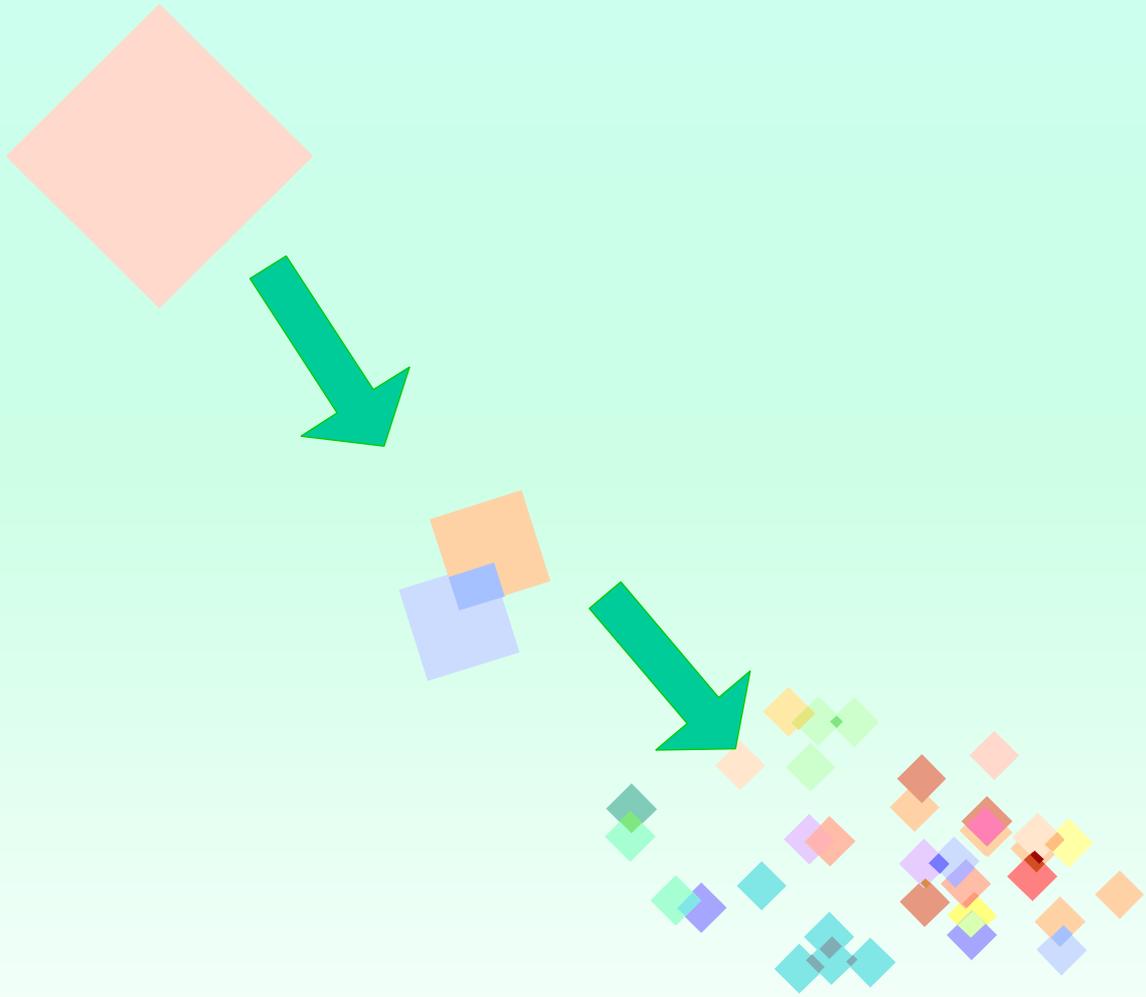
#### 照明方式

広告物の照明方式をみると、平山温泉、豊前街道では照明のないものがとても多く、夜間の利用を想定していないものと思われる。営業時間に合わせると、照明は必要ないことになるのかもしれないが、夜間景観への配慮も必要であろう。内照式（いわゆる行灯広告）は樹脂が劣化すると見苦しいものになりやすい。



#### 破損状況

調査した全967サンプルのうち、表示が劣化して見づらくなっているものや、破損しているものの割合は合わせて3割にもなった。これら広告物としての用を満たしていないものを整理するだけでも景観の向上が期待できる。



山鹿市山鹿町合州集落

### 景観を重ねていく

小さなものを少しずつ重ねていくと、やがてその重なりが面的な拡がりを持ちます。

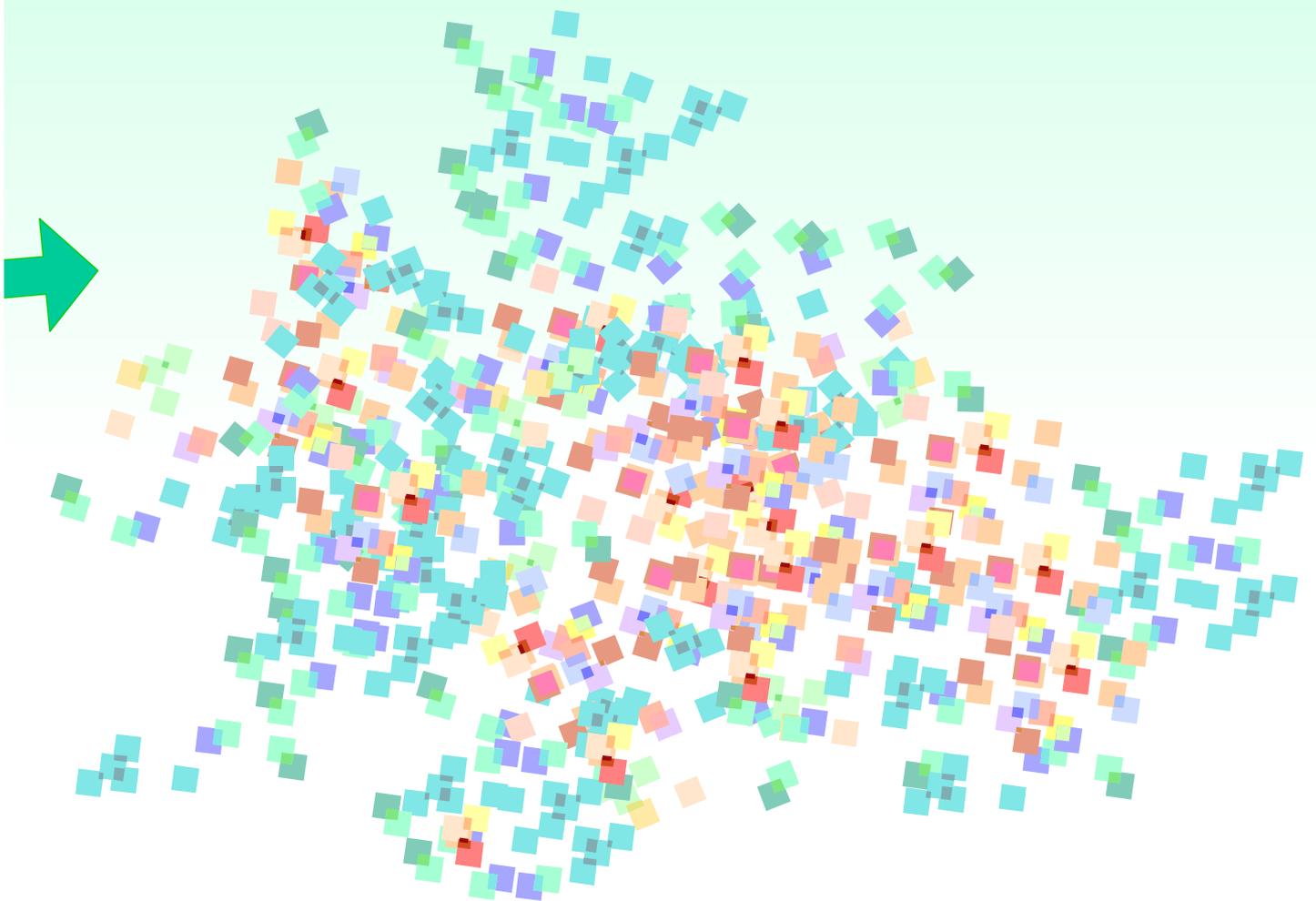
景観をこの小さな重なりから考えはじめませんか…。

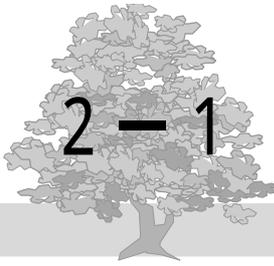
私たち一人ひとりが受け継ぎ、後世に向かって何をどうやって伝えていくのか、そして、今から、私たちが山鹿の景観に重ねていくものとは何なのか、考えていきたいと思います。

## 第2章 景観づくりの作法

(私にも何かできることがあるの?)

= 日々の暮らしの中で一人ひとりが輝くように =





## 山鹿市民が考える景観づくりの知恵

～市民ワークショップから～

### 市民ワークショップの開催

景観について多くの市民の意見を集めるために、アンケート調査に加えて市民参加ワークショップを行い、より具体的なテーマをもとにしてアイデアを募りました。

それぞれの立場からの景観づくりへの提案を集め、多くの市民が共有できる目標を明らかにすることを目指しました。各回のテーマ設定は以下のとおりです。

#### 1 山鹿の産業（仕事）からみた景観を考えるワークショップ

景観と産業の関連が深い商工業・観光業の関係者からの問題提起を把握するワークショップ。関係者の視点から、気になることや直面している課題を集め、また、山鹿市の景観イメージや景観資源について語り合い、今後の景観づくりの可能性を語りました。

【主な意見とりまとめの項目】

- ・仕事を通して山鹿市の景観の気になるところ 直面している課題
- ・仕事の中で取り組んでいける景観づくりへのアイデアや提案

#### 2 景観づくりの技術やデザインを考えるワークショップ

景観づくりに深い関わりのある建築・デザイン業の関係者からの問題提起を把握するワークショップ。専門的視野からの現状評価及び、今後必要になると思われるルールについて議論し、山鹿市の独自性を反映する景観づくりについて議論しました。

【主な意見とりまとめの項目】

- ・山鹿市の建築物、広告物を考える
- ・山鹿市の景観でデザイン上気になるところを考える
- ・山鹿市の素材や人材、技術を活かす方法を考える

#### 3 街道筋の景観資源をめぐるワークショップ

先に行った市民アンケートの結果を踏まえ、多くの市民が挙げた景観資源を実際に見学しながら行うワークショップ。街道及び幹線道路沿道に形成された景観資源を対象として意見をとりまとめました。

【主な意見とりまとめの項目】

- ・国道3，325号沿道空間の景観について
- ・市内の観光拠点への案内サインについて
- ・古くからの街並みの良さや改善点について

#### 4 川筋の景観資源をめぐるワークショップ

先に行った市民アンケートの結果を踏まえ、多くの市民が挙げた景観資源を実際に見学しながら行うワークショップ。川をさかのぼりながら見えてくる景観資源を対象として意見をとりまとめました。

【主な意見とりまとめの項目】

- ・菊池川などの川筋（河川）の景観について
- ・春夏秋冬の「絵になる川筋景観」を考える
- ・山鹿の農村風景、生活風景を考える

#### 5 市民ワークショップのまとめ発表会

先に行った4つのワークショップでの成果を持ち寄り、山鹿市の景観づくりの方向性について幅広く議論しました。また、崇城大学生生活環境デザインコース学生による広告物調査の結果についての報告がありました。

【主な意見とりまとめの項目】

- ・山鹿市民による景観形成への課題や提案

「山鹿の産業から  
見た景観」

第1回（市役所別館）  
『山鹿の産業（仕事）からみた景観  
を考える会』  
平成18年11月9日  
参加者19名  
（観光業関係者、小売業者 などの  
みなさん）



参加者からの問題  
提起

仕事を通して山鹿市の景観の気になるところ 直面している課題

看板・サイン

- ・看板やサインの大きさや色彩が景観を壊していると感じることがある。
- ・みんなが思い思いに建てているのが見ればわかる状態なので、統一することはできないか。

町並み・街灯・外灯

- ・豊前街道はきれいになってきたが、もう少し（観光的に）楽しめる工夫が無いと郊外型のショッピングセンターの時代には勝てない。
- ・夜の山鹿は早くに暗くなってしまうので寂しい。
- ・お客さんが来て散歩すればモノを買ってくれる。商売が良くなれば街並みもよくなる。

農村部の荒廃

- ・荒れ地が増えてきて管理に手が回らない。
- ・畦道が無くなり、祠（ほこら）までの道も荒れ、山に入れなくなってきている。
- ・ガードレールの色が景観を壊しているのではないかな？

景観について

- ・景観をきれいにするのは誰のため？住民のため？観光客のため？
- ・市民向けアンケートには若い人の意見が少なかった。景観についての教育を充実していく必要がある。

仕事の中で取り組んでいける景観づくりへのアイデアや提案

店頭でできること

- ・町並みの色彩の統一を話し合う。
- ・店のアプローチやディスプレイに工夫を凝らす。
- ・地域の魅力を再発見するために、外部からの視点を導入したり、すばらしい場所を紹介するパンフレットなどをつくる。
- ・他地区の事例を紹介するなどして、お金になる取り組みとして考える。
- ・閉店時間を伸ばすなどして、夜景にも気を配る。

農地でできること

- ・農地を維持していく新しいシステムを考える。
- ・農地付き別荘として期間限定で貸し出す。
- ・空き家の活用を考える。

景観形成のためのアイデア

- ・景観の日を制定する。
- ・景観の「いろはカルタ」をつくり、山鹿の景観を紹介する。
- ・豊前街道を起点とした市内を回遊する観光ルートをつくる。
- ・町に木を植えたり、ばんこ（縁台）を設置したりして、楽しめる工夫を施す。

景観づくりの目標

身近なことから実践する仕組みをつくろう

など

## 景観づくりの技術やデザインを考える

第2回(市役所別館)  
『景観づくりの技術やデザインを考える会』  
平成18年11月16日  
参加者23名  
(建築士会、設計業、建設業、看板業ほかのみなさん)



## 参加者からの問題提起

### 山鹿市の建築物、広告物を考える

#### 紹介したい建物

- ・八千代座、灯籠民芸館、千代の園酒造の煙突・蔵、水本鮮魚店跡などの豊前街道の建物群は、歴史性を感じさせ、山鹿のランドマークとなっている。
- ・康平寺、清浦記念館、鞠智城跡など伝統的に地区の人々が大切にしている場所。
- ・寺田鮮魚店やゆ〜かむ、山鹿バスセンターなどの新しいが周辺の景観に溶け込んでいるもの。 など

#### 紹介したい看板・サイン・工作物

- ・平山などの木製の看板が周囲の景観に溶け込んでいる。
- ・石のかざぐるまは町のシンボルになった。 など

### 山鹿市の景観でデザイン上の気になるところを考える

#### 建物や看板の色や形に関すること

- ・大きすぎるものや突出したデザイン、色彩のものが問題で、特に電飾や画像による広告が景観を阻害していると感じられる。
- ・専門業者の間で善し悪しの価値観を共有することはできるが、一般化していくには時間がかかるので、地道な啓蒙が必要。

### 山鹿市の素材や人材、技術を活かす方法を考える

#### 活かせる素材や人材について

- ・地産地消、地元素材についての関心は高いが、具体化するためにはかなりの努力が必要な状況である。さらなる職人の掘り起こしや、市民への呼びかけなども必要である。小規模なものから始めてはどうか。

### 景観形成のためのアイデア

- ・木材、鉄、ひょうたん、鍋田石などの看板を軒下に下げる。
- ・豊前街道では和紙を使った看板を製作し、伝統的技術を現代的にアレンジする。
- ・竹細工、団扇の技術を看板等に応用する。
- ・学校の建物等に木材を多用して、内外装に木材を使うことを普及させる。
- ・竹炭や障子・襖のある家を推奨して、木や和紙の利用を促進する。 など

## 景観づくりの目標

山鹿の素材・技術・人材を活かそう

街道筋について

第3回（豊前街道ほか）  
『街道筋の景観資源を考える会』  
平成18年11月21日  
参加者16名



参加者からの問題  
提起

国道3, 325号沿道空間の景観について

好ましくない景観

- ・看板やのぼり、電線や電柱の数が多く、色使いがバラバラであることなどが沿道空間の景観を乱雑な印象にするほか、交通安全上も好ましい状況とは言えない。

好ましい景観

- ・周辺との調和に工夫を凝らした看板や、沿道に広がる田畑や山並みなどが山鹿らしさを感じさせているほか、街路樹の整備も景観を良好なものに変えている。

市内の観光拠点への案内サインについて

案内サインについて

- ・設置してあるが、位置が悪くなかったりして分かりにくくなっている。観光客の視線を意識して、全市で看板やサインの色・形を統一する、絵文字を使うなど美しく分かりやすいデザインが欲しい。

古くからの街並みの良さや改善点について

町並みの良さ

- ・来民では様々な製造業や職人さんの働く姿を見ることができ、昔ながらの風情（音やにおいも含む）が建物と共に残っているのがすばらしく、想像以上に歴史ある建物が残っているのもまだまだ宝ものがあると感じる。豊前街道は、電線が無くすっきりした道路空間であることや、八千代座などの核となる施設があり、周辺の修景事業も成果を挙げている。

今後の改善点

- ・両方とも老朽化して危険な状態の建物が散見されることや、建物が撤去された跡の駐車場や、周辺との調和を意識せずに設置された看板や自動販売機などのが景観を阻害しており、対策が必要である。

景観形成のためのアイデア

- ・駐車場や自動販売機の設置者に理解を求める。
- ・看板については材質や形状、色彩等の統一が図れないか検討する。
- ・トタンなどを使う場合は、周辺の雰囲気にも配慮する。
- ・商店街の人達が、何をしたいのかを明確にして、点から線になっていくように考えていく必要がある。
- ・古い町並みを活かした体験ができるようになるといい。
- ・各店のショーウィンドウに店の個性を演出する。

景観づくりの目標

山鹿を訪れる人への見せ方を工夫しよう

## 川筋の景観資源について

第4回(上内田川流域ほか)  
『川筋の景観資源を考える会』  
平成18年11月30日  
参加者20名



## 参加者からの問題提起

### 菊池川などの川筋(河川)の景観について

#### 好ましくない景観

- ・堤防に捨てられたゴミや、コンクリート製の護岸、川から見える採石場の荒れた山肌などが自然と調和しておらず、無理を感じる。

#### 好ましい景観

- ・自然石の護岸や水質の良さが魅力である。子供達が川に親しみ、また川筋の集落の景観が川と一体化しており、自然と共存する暮らしぶりが見える。

### 春夏秋冬の「絵になる川筋景観」を考える

#### 春

- ・桜並木や菜の花が連綿として川筋を彩るのを、もっと広範囲でできないか。

#### 夏

- ・子供達が川遊びする風景、蛍の乱舞、川面に映る花火、精霊流しなどが見られる川へ。今より、川に親しみが持てるようになると良い。

#### 秋

- ・菊池川のコスモスや番所の彼岸花、あゆ釣りやおる垣漁、金原滝の紅葉など、川の周辺の動植物がもたらす景観がある。

#### 冬

- ・菊池川の朝霧や、炭焼きの風景、溜池に飛来するカモなどが冬の景色として挙がる。

### 山鹿の農村風景、生活風景を考える

- ・例えば、番所の棚田や石積みはすごい景色で、小さな菜園や洗い場などの何気ない景色に癒される。鹿北の茶畑の整然とした感じもすがすがしい。自然に人の手が適度に入ることによって長年維持されてきた景観には安らぎを感じる。
- ・鎮守の森のシルエットや、自然素材を使って周辺の自然環境と見事に融合している民家の造り方など、先人達の遺したものの中から多くを学ぶことができる。

### 景観形成のためのアイデア

- ・耕作放棄地や荒れた山林・竹林を保全していくために、地域の後継者を残していく方法を考える。
- ・今まで、たまたま残っているものに価値を見出し、その価値をみんなに世代を越えて伝えていく必要がある。
- ・都会の人に興味をもってもらえるような仕掛けを考える。

## 景観づくりの目標

「地域の価値」・「景観の価値」を市民に伝えよう

市民の協働による  
景観づくりについ  
て

第5回(八千代座)  
『市民ワークショップまとめ  
発表会』  
平成18年12月7日  
参加者50名



パネリスト及び  
会場からの問題  
提起

景観づくりへの課題や提案

- ・自分たちの郷土の良さについて、共有することから始めなくては。
  - ・国道325号沿道の景観の乱れはとてもの気になる。なんらかの規制を早急にしてほしい。
  - ・せっかくの里山景観も担い手が無く、失われていくのが惜しい。
  - ・個人個人の意見は違うようでも、目標は同じ方向にあるのを感じた。
  - ・観光面から考えれば、景観づくりだけでなく、産業・工芸・生活感なども合わせて考えないと、薄っぺらなものになってしまう。
- 一連のワークショップへの評価
- ・バスツアーに参加して、今まで考えたこともない視点で山鹿を見ることができた。
  - ・ワークショップで意見を交換しながら、また、専門的な知恵に触れて山鹿の景観の素晴らしさに改めて感心した。多くの人にこのような機会があればいい。
  - ・もっと幅広い年齢層や職種が参加すれば、議論に奥行きが出た。
  - ・例えば案内サインの設置などにみられるように、行政内部でバラバラなので、意思統一を図ってほしい。

議論のまとめ

山鹿の歴史の豊かさ、自然の豊かさを伸ばしていくことが重要だ。景観形成は、市民が自ら考え「醸造」していくような物語性のあるものにしていく。

「日常的」「生活感覚」で景観を考え、自分たちでやれることから考えていくのが良い。

ハード整備だけでなく、ソフト整備もすることで、相乗的に景観形成の効果を高めていく。

市民の方が意見を提案したり、行政と協議を積み重ねられるワークショップの開催や相談機関を設置する。

それぞれの地区の個性を伸ばしていくためのテーマやコンセプトを設定し、小回りの利く仕組みづくりを行っていく。

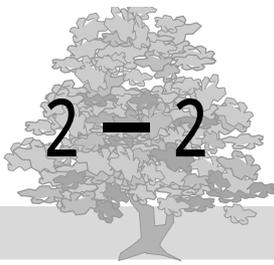
観光客は建物の姿ばかりでなく、そこにあるものを含めてすべてを感覚的に受け取っているのだから、音やにおいなど五感で感じる総合的な景観へつなげていく。

景観は山鹿市の共通の資産であるとして、後世に残していくものを行政と民間が協働で大切にしていく。

地域の魅力を輝かせる為に、ちょっとずつ違ったものがたくさんネットワークされている様子をイメージして、その実現につとめる。

景観づくりの目標

普段の生活感覚から景観形成を目指そう



## 取り組み方の作法

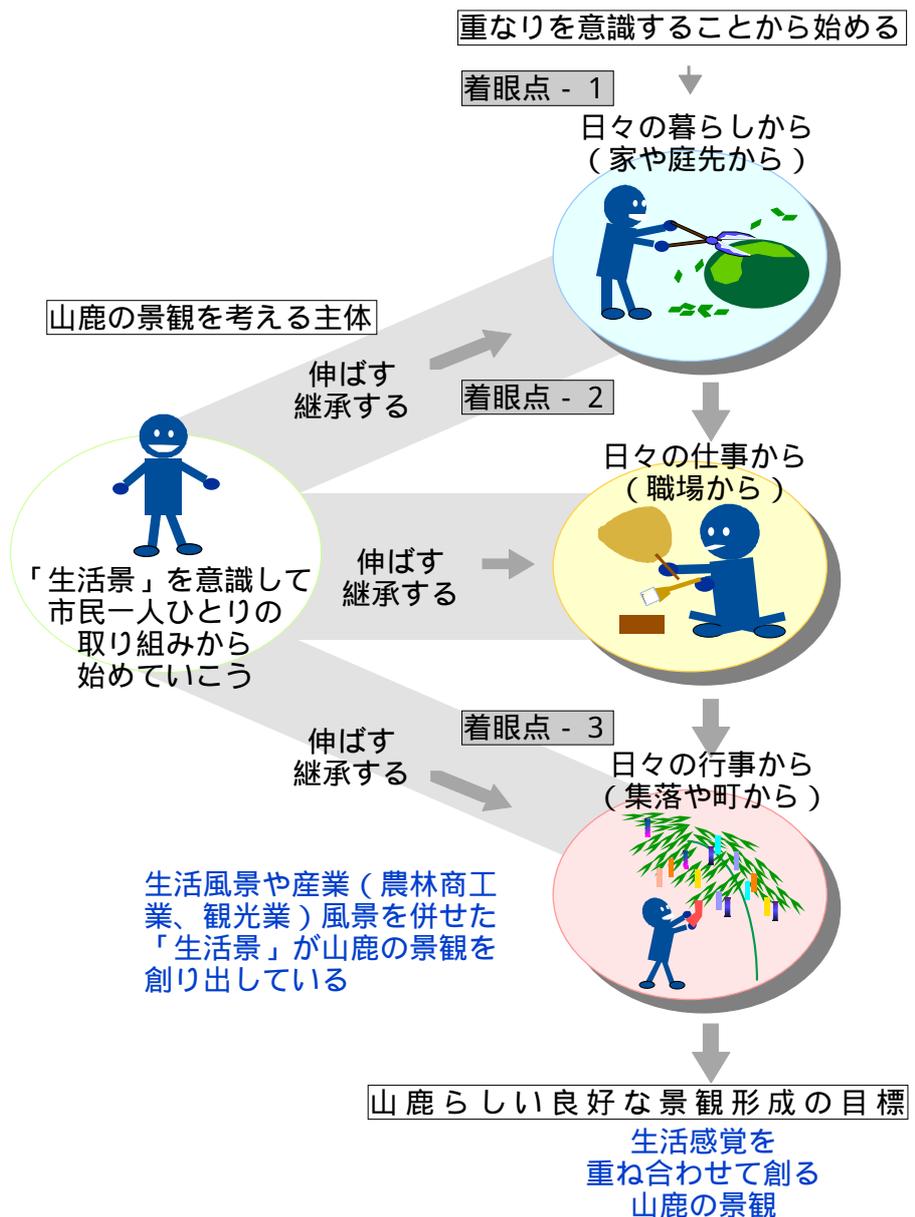
市民が主体的に  
参画する景観計  
画とするために

私たちが景観のことを意識する機会の多くは、日々の暮らしや仕事・地域活動など、普段の生活の中のある場面です。同様に景観を形成することも、特別な何かをするというより、普段私たちが行っていることの中に、実は結果的に景観づくりになっていることの方が多いのも事実です。（例えば、山鹿市の大部分を構成する農村地域の田畑や茶畑・竹林などで営まれている生産活動の様子そのものが農村地域の景観の基盤となっています）

この景観計画では、市民の皆さんが主体的に参画することを念頭におき、普段の「生活感覚」の中にヒントを見出し、実践し、お互いにその成果を持ち寄りながら山鹿市らしい景観形成を図る方法を考えていきます。

以下では、山鹿市民が主体の景観形成を進めるための3つの着眼点と、3つの作法について考えてみたいと思います。

どのように市民が  
景観形成を始める  
のか  
(3つの着眼点)



どのような手法で  
市民が景観形成を  
行うのか  
(3つの作法)

市民が景観を少しずつ形成していくためには、どのような目的のもとに、どのような手法で行うのがよいのかを検討します。

生活感覚を重ね合わせる山鹿的“作法”として

作法 - 1

その土地の  
歴史  
を重ねる =

その土地で昔から大事にされている場所、人が集まり行き交う場所から始める

公共施設や河川・道路、公園だけでなく、鎮守の森や小路、井川（洗い場）など、大事にされていたり、人が集まり行き交う場所から積極的に景観形成を図り、人を惹き付ける場所、行ってみたい場所を一つひとつ増やしていきます。

一つひとつの場所を輝かせることで個性を高めそのつながりを星座のようにつくっていきます。

作法 - 2

その土地にあるもので重ねる =

その土地の素材、人材、技術を活かす

本市において昔から利用されてきた素材、培われてきた伝統技術、そして、素材・技術を用いて創造する人材に光を当て、山鹿の風土（周辺景観）と調和した統一感のある景観形成を図っていきます。

景観づくりを通して仕事・産業をつないでいきます。

作法 - 3

その土地の人の思いを重ねていく =

その土地の景観をみんなで語る場をつくる

市民一人ひとりが景観について、お互いに語り合い、学び合う機会をもち、市民意識の啓発・向上を行うとともに、特定の人だけでなく、市民一人ひとりが何らかの形で景観づくりに関われるよう取り組んでいきます。また、その土地の暮らしの楽しみ方を山鹿の生活文化として、創造するような活発な取り組みを行っていきます。

景観づくりを通して、みんなが山鹿のことを語れるようにします。

景観づくりを通して  
「山鹿を元気にしていく」

個性のある山鹿  
来たくなる山鹿  
住みたくなる山鹿

景観形成のための行動とは

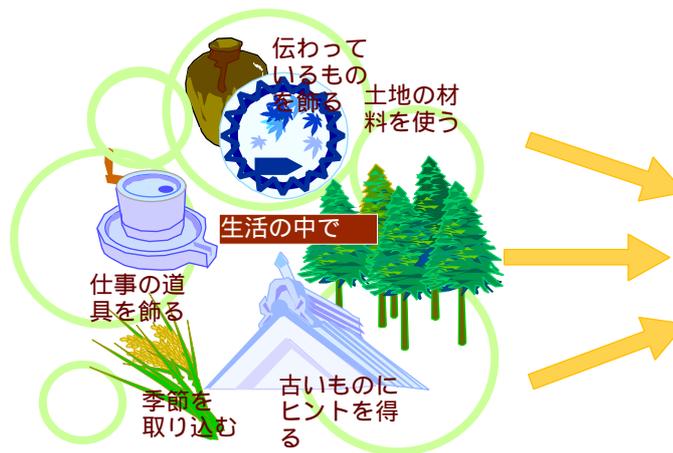
前述した「山鹿の景観を意識するときの着眼点」から三つの項目を縦軸に、「生活感覚を重ね合わせる山鹿的“作法”」から三つの項目を横軸に捉え、その組み合わせから九つの具体的な取り組みのグループを設定しました。

そして、それぞれのグループごとに市民アンケートや市民ワークショップから出たアイデア、提案を盛り込んでいます。

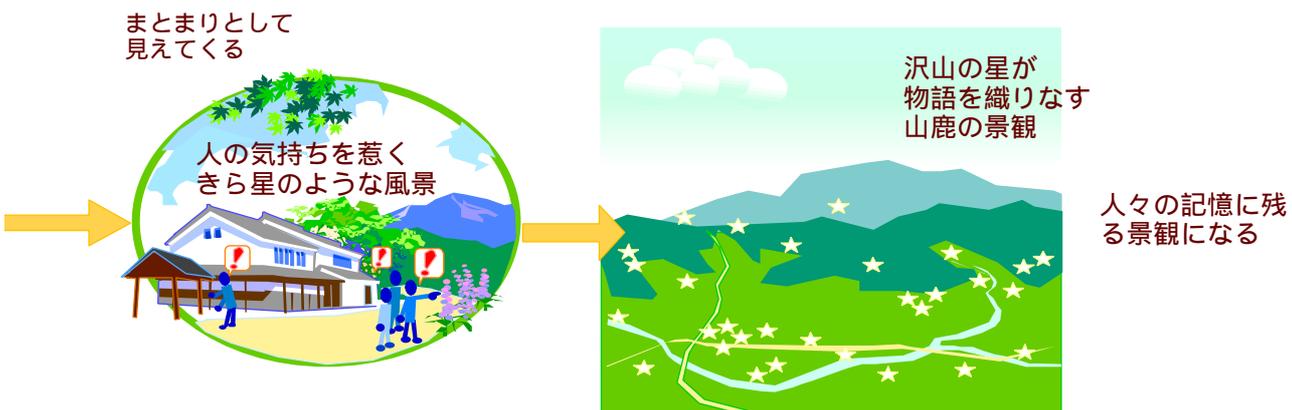
<p><b>【着眼点1】</b> 日々の暮らしから 家や庭先から</p>	<p><b>【作法1】</b> その土地で昔から大事にされている場所、人が集まり行き交う場所から始める</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家まわりの清掃や庭木、生け垣の剪定をする。</li> <li>・木材や竹で垣根を造る。</li> <li>・障子やふすまのある家を増やして、伝統的な暮らしを継承していく。</li> </ul>
<p><b>【着眼点2】</b> 日々の仕事から 店や田畑など仕事場から</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りを歩く人の目に止まりやすい自動販売機や駐車場のぼりなどの広告について景観に配慮した作り方をする。</li> <li>・店のアプローチやディスプレイに工夫を凝らす（古いものを飾ったり、植木や鉢物を置く）。</li> <li>・みんなでハッピーを着ながら店まわりの清掃活動を行う。</li> <li>・歩いて楽しい仕組みをつくる。</li> <li>・湯けむりで温泉地らしさを演出する。</li> <li>・観光客に山鹿らしさを印象づけられるものをつくる。</li> <li>・川に親しみやすい場をつくる。</li> </ul>
<p><b>【着眼点3】</b> 日々の地域活動から 地域行事やハレの日から</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「小路」の点検活動を行い、山鹿の歴史を感じさせるまちなみづくりを行う。</li> <li>・機能不全の看板の除去作業を行う。</li> <li>・地域の区役に積極的に参加する。</li> <li>・夜の「灯り」で町を彩ってみる。</li> </ul>

景観形成が積み重なっていくイメージ

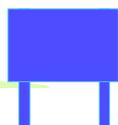
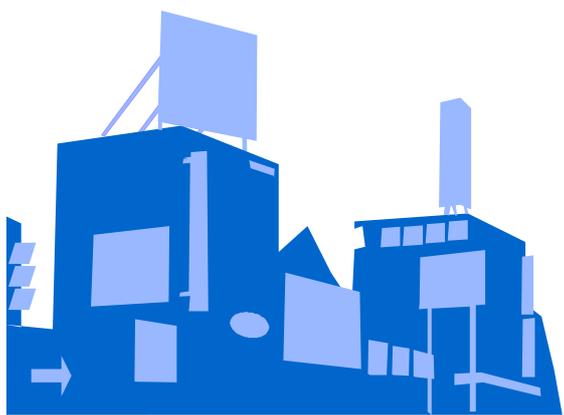
それぞれができることから



<p>【作法2】 その土地の素材、人材、技術を活かす</p>	<p>【作法3】 その土地の景観をみんなで語る場をつくる</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家を新築・改築するときには、地元の設計士や大工さんと話を重ねながら進める。</li> <li>・住宅や生け垣づくりに地元の素材や人材を活用する。</li> <li>・木材を多用したり、竹炭を活用した健康住宅を建てる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちに景観の重要性の教育を行う。</li> <li>・学校の校舎や机に木材を多用して、木の良さに触れる機会を増やす。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗の看板について和紙などの地元の素材や人材を活用する。</li> <li>・灯笼技術で新しいものづくりに挑戦する。</li> <li>・鍋田石や稗方石で看板をつくる。</li> <li>・地元の素材を再評価して、石の粉や地元産の赤土などによる新しい建材や工法を開発する（自動的に色の統一ができる）。</li> <li>・木造建築の技術を低下させないためにも、公共建築では極力プレカットによる建築を行わない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれの店の外観や雰囲気づくりを思い切り批評しあってみる。</li> <li>・山鹿にある素材や技術を情報交換して、もっと様々な可能性を追求する。</li> <li>・コインパーキングや自動販売機の設置に関して話し合い、町並みの統一感を維持する。</li> <li>・古い町並みでは、建物の内部で見学や体験できる場を増やし、視覚ばかりでなく感覚的に景観の良さに触れられる工夫をする。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元にある素材や人材、技術を掘り起こす。</li> <li>・道路沿いや河川沿いに花を植える。</li> <li>・景観上評価すべき建物や技術に光を当て、表彰したり広報したりして、取り組み意欲を刺激する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分たちの地域がどういう地域なのかを考え、自分たちの思いを表明してみる。</li> <li>・空き屋や空き店舗を活用して、景観に関する市民活動の拠点をつくる。</li> <li>・自分の地域の良さを再確認する催しを行う。</li> <li>・祭りやイベントなどの場を通して景観づくりの議論を高める。</li> </ul>

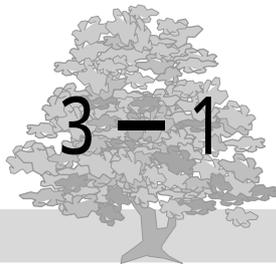






### 第3章 景観計画のつくりかた





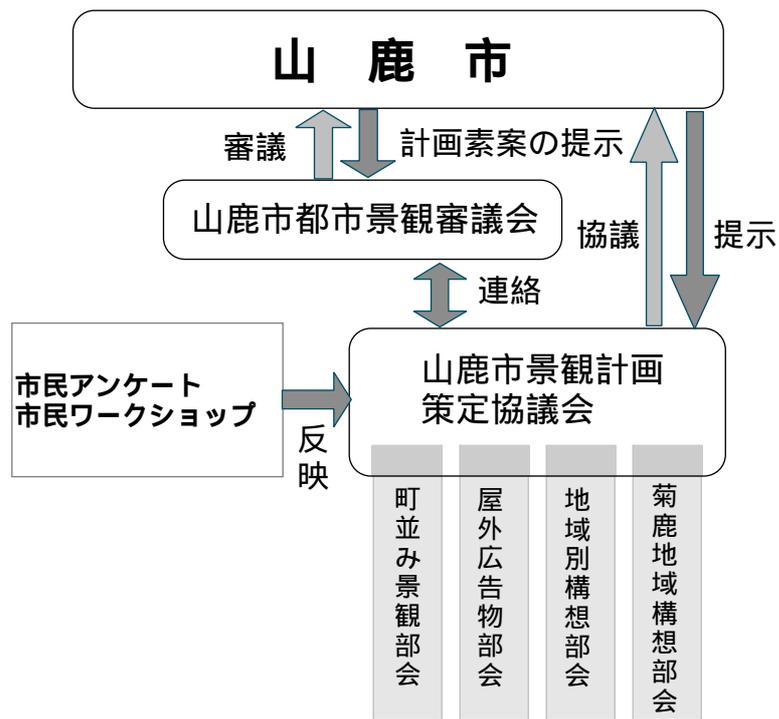
# 3 - 1

## 景観計画のつくりかた ～ 検討のプロセス～

### 策定協議会の設置

本計画を策定するにあたって、景観審議会で素案の審議を行いました。その素案の作成には、景観計画策定協議会の意見を踏まえることとしました。策定協議会は市民や専門家、行政職員を交えた4つの専門部会から構成されています（下図）。

【山鹿市景観計画策定協議会】  
19年度の景観計画策定期間中は、既存の景観審議会に加えて、「山鹿市景観計画策定協議会」を立ち上げ、事務局とともに計画素案をまとめました。



### 4つの部会の設置

4つの部会では、それぞれのテーマ毎に具体的なルールを制定することを念頭にした議論を行いました。各部会では下記のようなテーマで意見集約を行いました。

策定協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>各専門部会での検討結果についての確認</li> <li>景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の指定の考え方</li> <li>誘導地区から重点地区への移行について</li> </ul>
町並み景観部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区範囲</li> <li>豊前街道や菊池往還の整備方針</li> <li>色や形、高さについての基準</li> <li>多くの人が参加しやすい補助制度</li> </ul>
屋外広告物部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>掲出にあたってのルール</li> <li>山鹿らしい個性のある広告物への誘導（色、形、素材）</li> </ul>
地域別構想部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>8つのゾーンごとの景観形成の方針</li> <li>大規模施設等届出や特定施設届出について</li> <li>特定の地区の選定と景観形成のあり方について</li> </ul>
菊鹿地域構想部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>（地域別構想部会に同じ）</li> <li>菊鹿地区自然環境保護条例、菊鹿地区特定ホテル建築規制条例について（菊鹿地域構想部会）</li> </ul>

策定協議会

この場では、4つの部会からの検討結果の報告及びその内容についての意見交換を行い、それぞれの議論の成果を共有しました。また、共通の議題として、景観形成重要建造物や樹木の指定方針について検討し、景観法で規定されているもの以外で山鹿市独自のものとして「重要生活景観要素」を追加したほか、市民の景観形成の意欲に応えられるしくみづくりについて議論しました。

町並み景観部会

豊前街道周辺及び来民地区の景観形成について検討しました。豊前街道では、過去20数年間の修景の成果をさらに活用していくために、豊前街道から分岐している小路沿道の景観資源に着目しました。来民地区では、現状では家屋群の歴史的価値の位置付けが低く、保存の議論も盛り上がり欠けることから、景観の価値づけができるような方法を検討しました。いずれも、メンバーが現地を視察し、詳細な景観形成基準について検討し、両地区にふさわしい景観形成のあり方や方法について議論しました。

屋外広告物部会

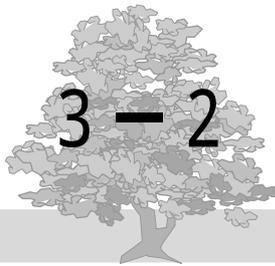
屋外広告物の掲出が及ぼす景観への悪影響を低減するための方法について議論しました。「山鹿の自然や田園風景を守る」「市民や来訪者の安心安全を高める」「来訪者を優しく山鹿に迎え入れる」「山鹿の魅力を高める生活感あふれる広告をつくる」の4つのテーマを掲げて、景観を阻害しない掲出の在り方や、のぼり旗が乱立してしまうことの防止策、観光客の視線に映る景観に配慮する、土地の素材を活かし山鹿らしさがある看板づくりなどについて検討しました。

地域別構想部会

山鹿市全域を対象にした景観形成と、特定の地区を想定する景観形成の2つの側面から検討を行いました。大規模な建築物等や主要道路沿道の建築物等に関しては、届出対象となる規模やその形成誘導の考え方をまとめました。また、景観上の特徴のある複数の地区景観をリストアップし、景観形成の効果を勘案して景観形成誘導地区、同重点地区の選定を行い、それぞれの地区ごとの景観形成の在り方について検討を行いました。

菊鹿地域構想部会

検討の項目としては上記の地域別構想部会と同様の内容ですが、加えて旧菊鹿町時代に制定されていた自然保護や特定ホテル建築規制に関する条例の制定趣旨の継承について検討しました。これらの条例が過去の苦い経験を元に制定された経緯を踏まえ、山鹿市の景観計画・条例においてもその趣旨を尊重して考えていくこととしました。また、鞠智城公園周辺と番所地区の2箇所をリストアップし、それぞれの景観形成の在り方について検討しました。



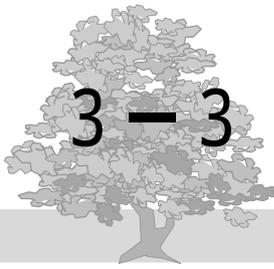
## 景観計画の改善策の立案 ～これまでの経験から～

景観計画を策定するにあたり参考にしたこれまでの経験

これまでも景観形成の取り組みが行われてきましたが、ここではその結果蓄積された実績を、山鹿市都市景観条例の構成を下敷きにして分類し、さらに景観計画策定協議会での議論を加味して、その改善策についてまとめました。

項目 名称	効果	課題
大規模建築物等 届出地区 山鹿市都市景観条例 第6章	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地の緑化等についてはある程度協力が得られた。</li> <li>届出をされた物件については、ある程度山鹿市の景観の方向性について理解が得られた。</li> <li>派手な建築物や看板について、ある程度の抑止力となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>誘導する基準が曖昧な表現となっているので、届出に來られた方から景観誘導の意図が分かりづらいとの意見が多々あった。</li> <li>届出されたデザインを変更させるのが難しい。</li> <li>山鹿市が意図するデザインガイドライン的なものがない。</li> <li>山鹿市全域を網羅したものではなかった。</li> </ul>
特定施設届出 地区 山鹿市都市景観条例 第5章	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出をされた物件については、ある程度山鹿市の景観の方向性についての理解が得られた。</li> <li>派手な建築物や看板について、ある程度の抑止力となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>誘導する基準が曖昧な表現となっているので、届出に來られた方から景観誘導の意図が分かりづらいとの意見が多々あった。</li> <li>届出されたデザインを変更させるのが難しい。</li> <li>山鹿市が意図するデザインガイドライン的なものがない。</li> <li>山鹿市全域を網羅したものではなかった。</li> </ul>
都市景観形成 地区 山鹿市都市景観条例 第4章	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観条例の届出対象区域内は区域外よりも景観に対する意識が上がった。</li> <li>届出をされた物件については、ある程度山鹿市の景観の方向性を理解していただいた。</li> <li>派手な建築物や看板について、ある程度の抑止力となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>誘導する基準が曖昧な表現となっているので、届出に來られた方から景観誘導の意図が分かりづらいとの意見が多々あった。</li> <li>届出されたデザインを変更させるのが難しい。</li> <li>行政主導で進めてきたので、地元の理解（どういう物件について届出すべきか、どういう規制がかかっているのか等）が得られていない状況がみられた。</li> <li>住民から新たな指定を望む声が多かった。</li> </ul>
景観形成建造物 山鹿市都市景観条例 第7章	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観形成建造物の指定、登録制度により歴史的な建築物の保全に成功した。</li> <li>景観形成建造物の集積を活かしたまちづくりに繋がった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定、登録対象物件が都市景観形成地区（豊前街道沿道ゾーン）に限られている。</li> <li>歴史的な価値のある建築物のみを指定、登録できるようにしている。</li> </ul>
都市景観への 住民参加 山鹿市都市景観条例 第8章	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくり協定の認定実績はなく、効果は確認できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元で景観形成の主となる団体を見つけることができなかった。</li> <li>まちづくり協定づくりを積極的に推進しなかった。</li> <li>この制度の存在を知られていない。</li> </ul>
表彰、助成 山鹿市都市景観条例 第9章	<ul style="list-style-type: none"> <li>表彰制度について活用した事例がなく、効果は確認できない。</li> <li>助成制度については、まちなみ整備事業補助金交付要綱を整備し、豊前街道沿道の修景を推進することができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>表彰を行なう取り決めが確立していなかった。</li> <li>助成制度について、現制度では改修の基本的な方針、建築規模における補助金、所有者変更の場合と補修周期、現在の事業のやり方等について改善の余地がある。</li> </ul>

課題の背景	改善策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に条例等で基準を確認しても、わかりづらい。</li> <li>・届出に來られた時点ですでに建築物をどういふデザインにするか決定している。建築主の表現の自由も考慮しなくてはならない。</li> <li>・旧山鹿市の一部を対象とした条例であったので成果の範囲が限定的であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山鹿市の景観の中で目立つものの大きさを捉えなおして、より効率よく景観誘導できるようにする。</li> <li>・誘導する基準は、曖昧な表現を避け、わかりやすい表現に変える。</li> <li>・最終的な段階での届出ではなく、計画の早い段階での事前協議を求め、山鹿市の景観の考え方を示し、それに対する提案をしてもらえるようにする。</li> <li>・範囲の見直しを行う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に条例等で基準を確認しても、わかりづらい。</li> <li>・届出に來られた時点ですでに建築物をどういふデザインにするか決定している。建築主の表現の自由も考慮しなくてはならない。</li> <li>・旧山鹿市の一部を対象とした条例であったので成果の範囲が限定的であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部からの訪問客の視線も意識して、市内の主要な移動経路や観光スポットへの経路の景観を考える。</li> <li>・誘導する基準は、曖昧な表現を避け、わかりやすい表現に変える。</li> <li>・最終的な段階での届出ではなく、計画の早い段階での事前協議を求め、山鹿市の景観の考え方を示し、それに対する提案をしてもらえるようにする。</li> <li>・範囲の見直しを行う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に条例等で基準を確認しても、わかりづらい。</li> <li>・届出に來られた時点ですでに建築物をどういふデザインにするか決定している。建築主の表現の自由も考慮しなくてはならない。</li> <li>・景観の価値を共有できない。(住んでいる人々にとっては当たり前前の景観であるため、大きな阻害要因が出てくるまでは、その価値に気づきにくい)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山鹿市の景観の魅力が自然系と歴史系の要素に整理できるが、それぞれに特徴的な景観があり、積極的にその地区を支援していく。</li> <li>・誘導する基準は、曖昧な表現を避け、わかりやすい表現に変える。</li> <li>・最終的な段階での届出ではなく、計画の早い段階での事前協議を求め、山鹿市の景観の考え方を示し、それに対する提案をしてもらえるようにする。(全体的なこと)</li> <li>・モデル的な地区を選定し、そこに主となる団体の確保と景観誘導のあり方について検討する。</li> <li>・住民から指定を望む声が高まるような方策を考える。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊前街道周辺に限り、歴史的な建築物等調査を行って候補物件を選定している。</li> <li>・歴史的に価値のある物件にのみ候補をしぼっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の地域でも景観上重要な建築物等は存在するはずなので、指定できるようにする。</li> <li>・歴史的な建築物にこだわらず、地域(地区)のシンボルとなるような建築物等についても指定できるようにする。</li> <li>・建築物以外にも地区の景観を形成する重要なものがあり、それらについても言及すべき。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期的な視野の欠如(自分達の住んでいる地区の景観を将来的に考えてどうすべきなのかを考える機会がない)</li> <li>・景観の価値を共有できない。(住んでいる人々にとっては当たり前前の景観であるため、大きな阻害要因が出てくるまでは、その価値に気づきにくい)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観を分かりやすく各方面へ伝えるように努める。</li> <li>・住民主導で景観誘導に取り組みやすいような仕組みづくりを考える。</li> <li>・ある地区では、観光や商工と景観をマッチさせた施策も考える。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・表彰の意味を考えて、景観というものを広く住民へ伝える手段として考えていなかった。</li> <li>・所有者(申請者)の意見の尊重と明確な市の補助方針が存在していなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年に1度など定期的に景観に関する表彰を行い、その結果を広報に載せるなど景観の普及活動に役立てる。</li> <li>・まちなみ整備事業補助要綱を早期に見直す。</li> </ul>



## 改善策の実現に向けて

### 景観計画を策定するにあたり参考にした条例

景観形成に関連がある条例で、合併以前から制定され運用されてきたものに下記の3つがあります（暫定条例を含む）。いずれも、山鹿市の豊かな自然や歴史文化を守り、市民生活の向上を意図しています。これらの条例制定の趣旨は新しい景観条例においても引き継ぐ必要があります。

- ・ 菊鹿町特定ホテルの建築規制に関する条例（暫定条例）  
（平成11年6月22日条例第11号） / 参考資料参照
- ・ 菊鹿町自然環境保護条例（暫定条例）  
（平成11年12月13日 条例第20号） / 参考資料参照
- ・ 山鹿市都市景観条例  
（平成17年1月15日条例第192号） / 参考資料参照

### 景観計画及び条例に反映させるもの

これまでの経験や、策定過程での議論から、様々なアイデアが提供されましたが、景観計画に盛り込み景観条例に反映すべきもの、景観条例に直接反映させるもの、その他の施策として行うものに区別してまとめましたが、すぐにも実現可能なもの、実現には時間がかかるものなどがあります。

なお、それらのアイデアを実際に運用していくための具体策は今後その詳細を検討し、実現化を図ります。

#### 景観計画で反映させることができるもの

- ・ 誘導する基準は、できるだけ曖昧な表現をやめ、わかりやすい表現に変える。
- ・ 範囲の見直しを行う。
- ・ モデル的な地区の選定。
- ・ 他の地域でも景観上重要な建築物等は存在するはずなので、指定できるようにする。
- ・ 歴史的な建築物にこだわらず、地域（地区）のシンボルとなるような建築物等についても指定できるようにする。

#### 景観条例で反映させることができるもの

- ・ 景観を分かりやすく各方面へ伝えるように努める。
- ・ 住民主導で景観誘導に取組みやすいような仕組みづくりを考える。
- ・ 住民から指定を望む声が高まるような方策を考える。
- ・ 年に1度など定期的に景観に関する表彰を行い、その結果を広報に載せるなど景観の普及活動に役立てる。

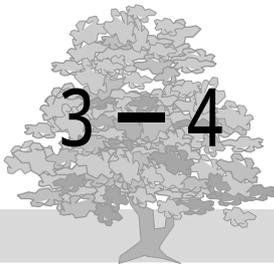
#### その他で反映させることができるもの

- ・ まちなみ整備事業補助金交付要綱
- ・ 市役所内部の連携

### 具体策の例

- ・わかりやすい景観計画  
景観計画に記載する景観形成基準はできるだけ客観的でわかりやすい表現とする。そのために、詳細な景観形成基準ばかりを示すのではなく、景観誘導の結果として想定される将来像を示し、それに近づけるための方針も併せて示し、共感をもって景観形成に参画できる仕組みをつくる。
- ・範囲の見直し  
景観計画に記載する大規模建築物等届出地区、特定施設届出地区の範囲を見直し効果的な景観形成を図る。
- ・モデル地区の創出  
景観計画の中で、景観誘導を優先的に図る地区を選定する。
- ・景観重要建造物、樹木の指定  
景観法の景観計画区域内の建造物、樹木を指定制度に基づき、地区のシンボルとなるような建築物等についても指定できるようにする。
- ・山鹿市職員の派遣  
小学校や中学校、高校、まちづくり活動を行っている団体に対して、職員を派遣し、景観とは何かを説明したり、山鹿市の目指すべき景観について意見交換を行ったりすることにより、景観の普及活動を行う。
- ・景観活動報告会  
実際に山鹿市内の景観活動が行われている地域について、3年に一回程度の報告の場を設け、景観活動の面白さや苦労話などを通じて景観に関して興味を拡げる機会を設ける。
- ・景観表彰制度  
山鹿市内における良好な景観、建物、看板について年に1度表彰を行い、デザインの質的向上のための刺激の場を設ける。この結果を写真つきで広報し、全市民が景観を身近に感じる機会をつくる。
- ・事前アドバイザー制度の導入  
早期に事前相談を受け付け、山鹿市の景観に対する考え方の理解を広める。また、しかるべき設計者などのアドバイザーを紹介し、実質的なデザインの協議をする体制づくりを行う。
- ・景観づくり協議会  
地区ごとに景観づくりの主となる団体を組織し、その団体と地区の景観づくりについて話し合い、実践していく母体とする。
- ・景観を誘導する特定の地区の指定方針の明確化  
どのような基準で特定の地区となるかを明確にすることで、住民主導による取組みが行われやすいようにする。
- ・まちなみ整備事業補助金交付要綱の改正  
今後、補助対象範囲が都市景観形成地区（豊前街道沿道ゾーン）に限定していることの是非も含めて、早期見直しを行い、要綱の改正をする。
- ・町並み維持のための連絡協議（豊前街道）  
所有者が不在の家屋等で、早急な維持保全策が必要と思われる物件について、改修のための積極的な働きかけを行い、建物の滅失を未然に防ぐ。  
など

実現化  
に向けて  
検討



# 3 - 4

## 山鹿市の景観計画が扱う計画単位 (市全域)

### 計画区域の設定 についての考え方

景観形成を進める上で、景観の成り立ちや景観形成の担い手を考えると、例えば豊前街道沿道に代表されるような、特徴ある景観をそれぞれ個別に伸ばしていく方法と、市民が一丸となって景観の維持保全を図る方法が考えられます。すでに、このような観点からの景観形成が進められてきました。

今後もこの取り組みを山鹿市全域に広げるため、景観計画区域を全域としました。

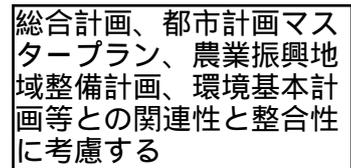
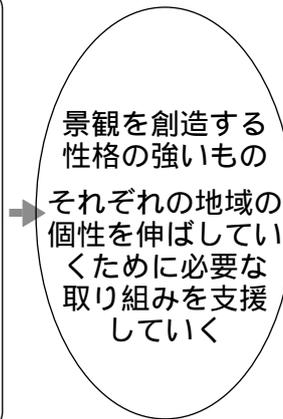
なお、景観計画において必ず定めなければならない事項、景観計画で定めることができる事項については、景観法に示されており、右のページに示す項目となっています。山鹿市においても、ここに示される項目に準じて景観計画を策定します。

### 施策の基本方向 - 1 / 市民活動の個別的な支援に向けて

市民が行っていく個々の取り組みを重ね合わせて、一つに束ねていくための施策が必要となってきます。

また、それぞれの行動・活動が相乗効果を発揮するためには行政の計画的な支援策が必要と思われます。

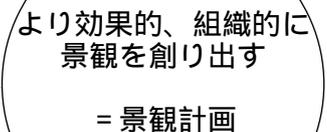
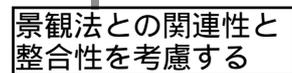
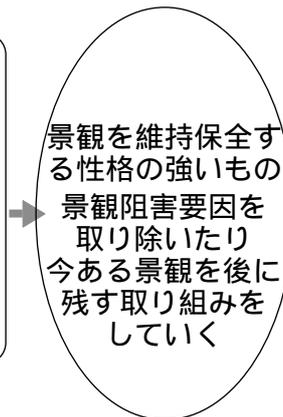
以上のことから、行政として、市民の活動を応援するという方針を示し、全体の調整や支援を行っていくこととします。



### 施策の基本方向 - 2 / 全市挙げての体系的な取り組みに向けて

景観法に基づいた「景観行政団体」として、景観施策を国や県に替わって市が積極的に推進することができるようになります。

市が先導的な役割を果たしながら、山鹿市らしい景観形成のための取り組みを行います。



景観計画で定めるべき事項

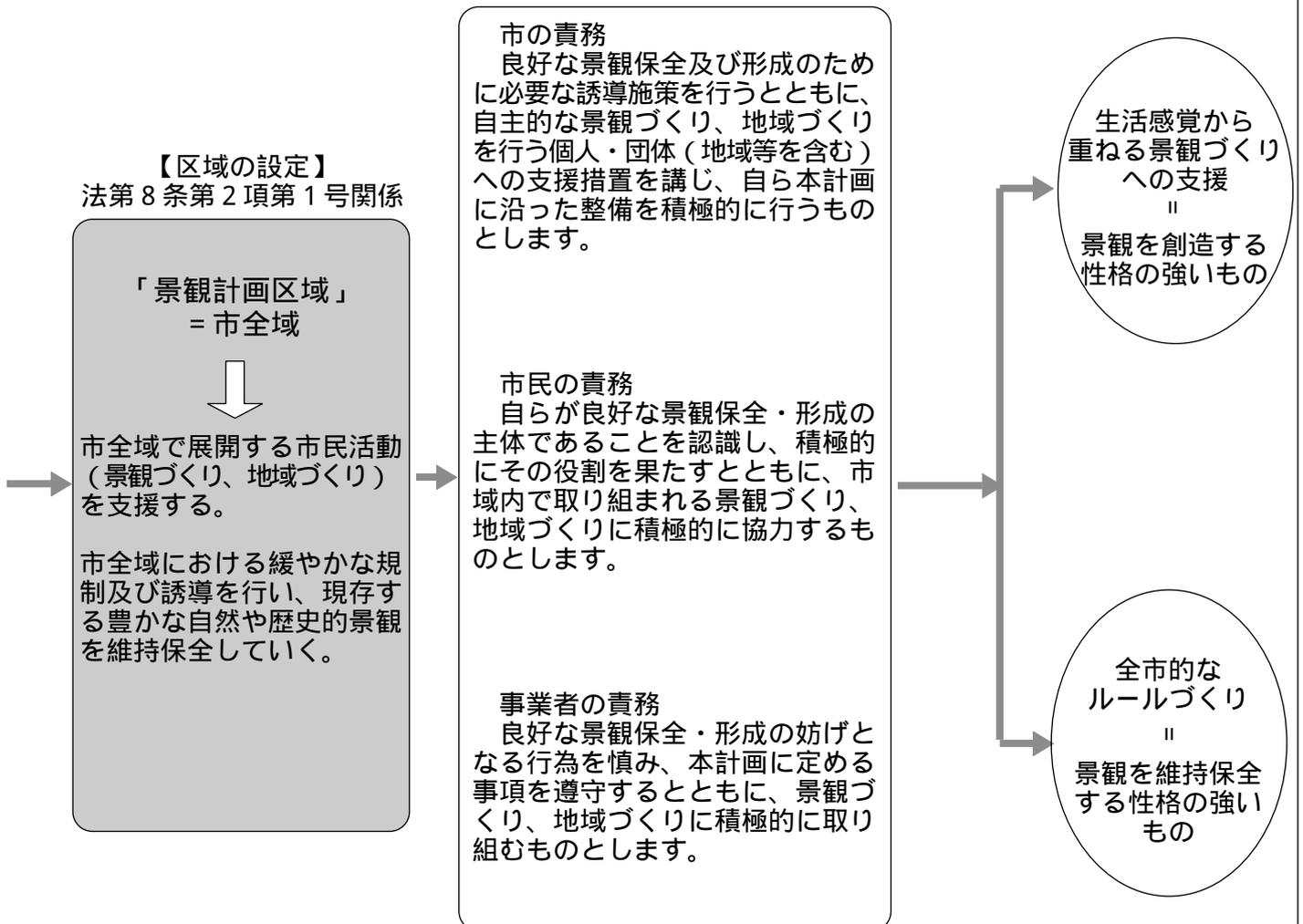
景観計画で必ず定めなければならない事項

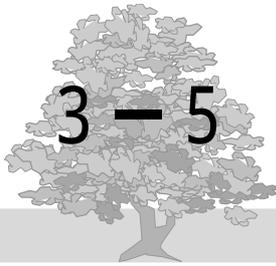
- 1 景観計画区域
- 2 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- 3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 4 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定方針

景観計画で定めることができる事項

- 1 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- 2 景観重要公共施設の整備に関する事項
- 3 景観重要公共施設の占用等の基準
- 4 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- 5 自然公園法の許可の基準

【市・市民・事業者のそれぞれの責務】





## 景観計画の構成 (景観形成の仕組み)

### 景観条例の メニュー

山鹿市では、市全域を対象に行う景観誘導と、特定の地区について行う景観誘導とのふたつを組み合わせ、景観形成を図ることにしました。

対 象	名 称	届出対象	景観形成基準
市全域	大規模建築物等届出地区	一定規模以上の建築物等	勧告まで
	特定施設届出地区	主な道路沿道の別途定める特定の施設	勧告まで
特定の地区	景観形成誘導地区	特定の地区内にある建築物、工作物等	変更命令まで
	景観形成重要地区		

#### 勧告について

届出行為が景観計画の制限に適合しないと認めるとき、設計の変更その他必要な措置をとることを勧告できる。(景観法第16条第3項)

#### 変更命令について

特定届出対象行為(建築物、工作物で届出を要する行為のうち景観行政団体の条例で定めるもの)について形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者等に対して、必要な限度において、当該行為に関し設計の変更等を命じることができる。(景観法第17条第1項)

### 市全域を対象とする景観誘導

- ・大規模建築物等届出地区  
周囲の建築物等と比較した場合に、大きな工場やビル等は山鹿市の自然豊かで落ち着いた景観に何らかの影響を及ぼすことが考えられます。この制度では、そうした建物等について事前に届出をいただき、景観誘導を図ることによって、景観への悪影響を未然に防ぐことを目的としています。
- ・特定施設届出地区  
幹線道路などの沿道では活発な経済活動が行われますが、結果的に人目を惹く派手な色彩や形状が出現することがあります。沿道の景観は、市の内外の多くの人の眼にふれることから、本市の印象を左右する重要なものです。この制度では沿道景観の重要性に着目し、事前に届出をいただき、景観誘導を図ることによって、景観への悪影響を未然に防ぐことを目的としています。

### 特定の地区を対象とする景観誘導

- ・景観形成誘導地区  
地区の特徴や個性を活かした景観誘導を図るための制度です。住民主体の景観形成が可能で、特定の範囲設定が前提となります。今回はモデル地区として7地区指定しますが、他にもこの地区になりたいという地元の要望があれば、一定の審査の上、この地区に加えていくこととしています。
- ・景観形成重点地区  
上述の景観形成誘導地区での景観形成に効果が見られ、本市を代表する景観として認められる地区については、一定の審査を経て、景観上の重点地区と位置付けしてさらなる景観向上を推進します。この地区では財政的支援を行い、様々な波及効果を期待します。今回は、モデルとして豊前街道山鹿地区を挙げています。

景観形成メニュー  
のイメージ



目指す沿道景観

田園部分では・・・



建物や広告物などの大きさや色彩が、豊かな自然景観の中で突出しないように誘導します。

町中では・・・



通りとしての潤いや落ち着きを生み出し、散策や買い物が楽しくできる景観を目指します。

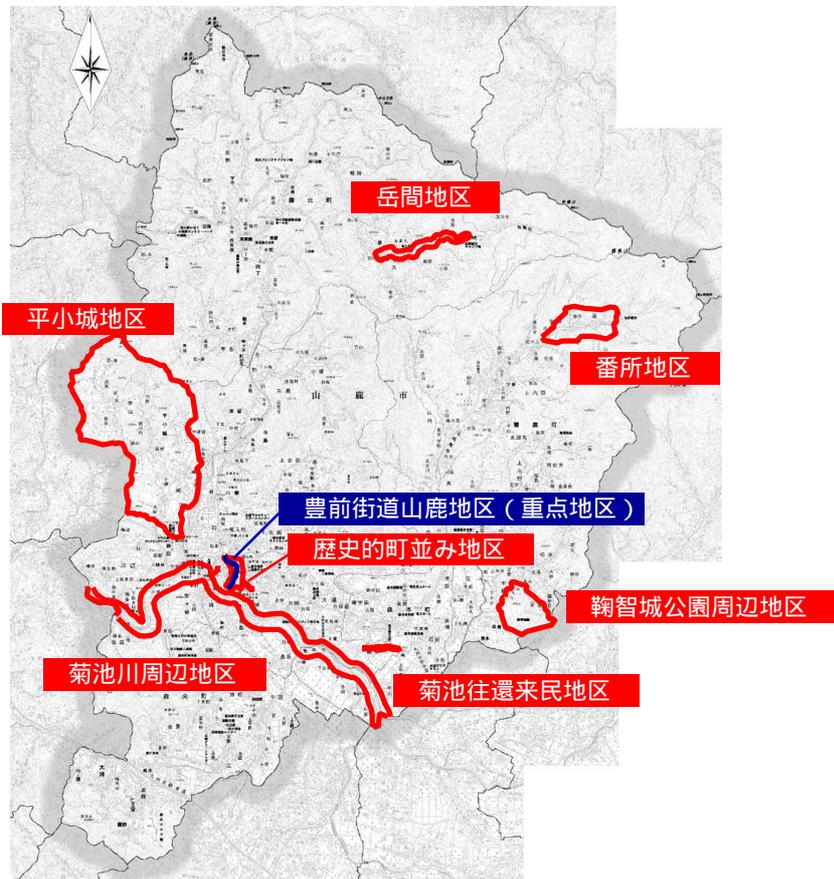
## モデル地区の 選定基準

モデル地区を選定するにあたり、山鹿市民アンケートやワークショップの結果を参考にして、景観誘導の効果が期待できる条件として以下のような観点で選定しました。

これまでの景観形成が一定の評価を得ている。  
山鹿市の歴史を感じさせる景観が残されている。  
山鹿市の豊かな自然を景観の中に色濃く見ることができる。  
すでに住民主体の景観形成に関する活動が始まっている。

## 各モデル地区の 位置

上記の観点から、具体的に以下の8つの景観形成誘導地区および景観形成重点地区を選定しました。それらを景観上の特性から歴史系と自然系のふたつのグループに分類しています。



## 歴史系の景観形成 誘導地区の選定理由

### 歴史的町並み地区

豊前街道より分岐する複数の小路沿道にも数多くの歴史的建造物が存在し、落ち着いた都市空間を形成していることから、豊前街道沿道と一体となって景観形成を図ることで、この地区の回遊性を生み出すことが期待できるため。

### 菊池往還来民地区

農村部の在町としての歴史的な町並みが残り、豊前街道（宿場町）とは異なる市街地の旧状を今に伝えている。専門家の評価も高く（現状を維持できれば）文化財保護法による伝統的建造物保存地区指定も視野に入れており、モデル地区として選定することで住民や関係者の間で貴重な町並みへの再評価が進み、保存に向けた動きが起動することを期待できるため。

自然系の景観形成  
誘導地区の選定理  
由

**鞠智城公園周辺地区**

古代山城として学術的にも貴重な景観であり、全国でも稀な歴史的景観を有し、近年国営公園化に向けた動きが活発化しており、実現すれば、本市はもとより熊本県を代表する観光地となることから、史跡公園の周辺部についても景観形成に着手する必要があるため。

**菊池川周辺地区**

山鹿市を代表する1級河川であり、山鹿市の豊かな自然が色濃く感じられる場所で、菊池川の両岸に開ける空間の広がりには田畑や水の流れや農家群が含まれ、その穏やかな景観は本市を理解する上で重要な景観であるため。

**岳間地区**

夏の避暑地として知名度が高く、豊かな自然景観が対外的にも評価されている場所で、岳間渓谷までのルートも豊かな森林に囲まれ、多くの人々に自然の恵みを与える貴重な場所となっており、現状の景観を維持していく必要があるため。

**平小城地区**

起伏に富んだ地形によって、周囲とは異なる独特の雰囲気漂い、点在する温泉施設などへの観光客入り込み数も多い場所で、地元活性化協議会が設置され、校区単位の環境や景観に関する住民主体の活動が行われているため。

**番所地区**

急峻な山麓に拓かれた棚田や集落が独特の落ち着きを見せ、周辺の自然環境とも相まって集落全体としての美しさを感じられ、地区の神社や石垣など、先人達が築いてきた生活の足跡がよく残されており、山奥の農村集落ならではの景観が残る貴重な場所であるため。

景観形成重点地区  
の選定理由

**豊前街道山鹿地区**

平成9年に施行された「山鹿市都市景観条例」の中で「歴史的な雰囲気を残し、特徴ある都市景観の形成を図る必要がある地区」として指定され、多くの修景事業が行われてきたため。

その結果、国土交通省の「美しいまちなみ大賞」を受けるなど、これまでの取り組みについて対外的な評価を得ており、また八千代座など本市を代表する景観としての知名度も高まり、修景事業を通じて地元関係者の意識も高いことから、さらなる景観形成の推進が期待できる地区であるため。

## 景観形成誘導地区 や景観形成重点地 区への移行

### 移行の流れ

1

- 申請 1 の際に明記する事柄
- ・主となる団体の名称
  - ・地区の範囲
  - ・申請の動機や、方向性及び具体的な誘導基準など

2

- 申請 2 の際に明記する事柄
- ・景観形成活動成果報告
  - ・景観形成重点地区移行により期待される効果
  - ・景観形成重点地区とした範囲
  - ・景観形成の方向性及び具体的な誘導基準など

### 行政の支援（案）

景観形成誘導地区や景観形成重点地区は、すでにモデル地区として選定した地区以外でも関係者の意欲があれば追加選定も可能です。その際の選定の仕組みについては以下のように考えています。（なお、詳細については条例制定の際に検討し、景観条例として示します。）

景観形成誘導地区・重点地区の選定にあたっては、地元住民の意向をまとめ、市に対して申請をいただき、手順を踏んで地区の景観誘導の方針等を検討していくことになります。市では、景観審議会等に諮り、指定を行います。

#### 申請 1 ～景観形成誘導地区へ～

山鹿市域のどこの地区でも申請することができます。申請のためにはその主体となる団体が必要で、原則として個人での申請はできません。市では申請 1 があれば、以下のような観点で審査し、景観審議会の同意を得て指定します。

##### 審査基準

- ・活動主体が明確であること
- ・山鹿市の自然や歴史を示す景観資源が複数存在していること
- ・景観保全の緊急性が高いこと など

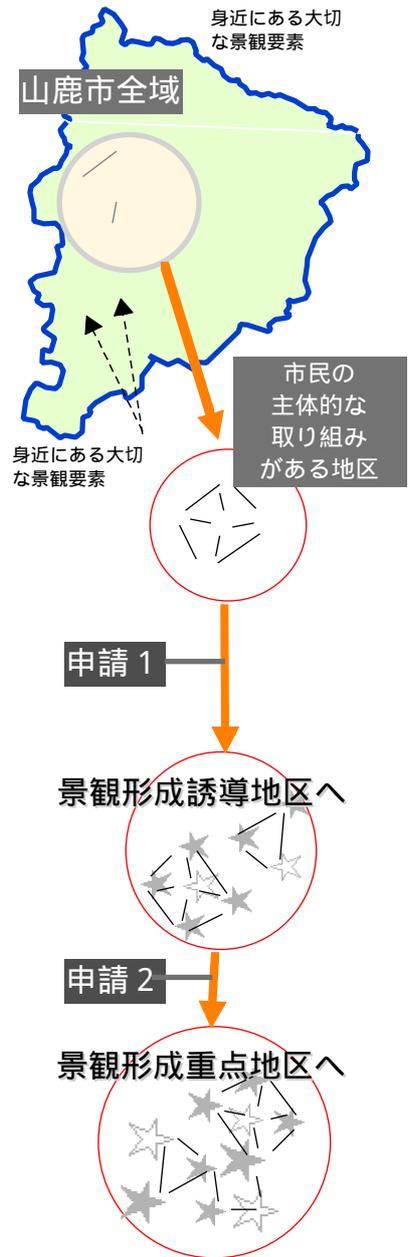
#### 申請 2 ～景観形成重点地区へ～

景観形成誘導地区から景観形成重点地区への移行を希望する場合には、同様に必要な書類を添えて申請 2 を行います。市では、申請があれば以下のような観点で審査し、景観審議会の同意を得て、景観重点地区に指定します。

##### 審査基準

- ・市民の自主的活動の成果が複数の場所で認められること
- ・景観形成の活動が周辺に拡がること期待できること
- ・山鹿市を代表する景観として市の内外に周知する価値があること
- ・財政的な支援によって各方面への様々な波及効果が期待できること など

住民意向の実現のために、市では以下のような支援を検討します。景観形成誘導地区の指定・同重点地区への移行を希望する地区に対し、市の職員が積極的にアドバイスを行うほか、まちづくり団体の活動費（条例に適合するもの）について年間20万円を上限とする支援を行います（最長3年間）。また、景観形成重点地区内では、景観形成に関する行為（建築物の修景等）に対する補助を検討します。



景観形成誘導地区・景観形成重点地区に求められること

景観形成誘導地区や景観形成重点地区にあっては、その地区に限定して行う景観形成であることから、景観形成の考え方や行為の制限について分かりやすく示す必要があります。  
その内容は、以下のとおりです。

【目的】

現状を踏まえ、その地区の景観形成を通じて実現したい景観像について記述する。

【地区の範囲】

景観形成を図る対象となる範囲を示す。1 / 2 5 0 0 程度の地図に記入する。地区の範囲を決める際には、実際の景観形成の効果を念頭に、地形や道路・河川などの地物等を基本に線引きを行うものとする。

【良好な景観の形成に関する方針：景観法第8条2項2号】

原則として特定の地区（景観形成誘導地区・同重点地区を指す）では地区住民（地区の代表となる団体でも可）の合意形成により下記に定める事項を記載する。また、下記に定める事項以外でも記載すべきものがあれば記載する。

- (1) 景観上の特性  
景観上優れているところ、大事にしていきたい場所等を記載する。
- (2) 景観上の課題  
景観形成を図る上で課題や問題点となっていることを記載する。
- (3) 将来の景観像  
地区の景観をどのように形成していきたいかを記載する。建築物等に関してであれば、デザインのガイドラインを作成することが望ましい。
- (4) 景観誘導方針（よりよい景観とするために）  
景観誘導を図るにあたり、景観形成基準（＝強制力を伴う）とはしないものの、地区景観の向上に効果的な事柄については誘導方針として記載する。

【良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

：景観法第8条2項3号】

届出対象行為（景観法第16条1項）

景観誘導を図る上で届出の対象となる行為を記載する。地区の景観形成のために必要となる項目が対象であるが、高さや規模、種類に限って届出対象行為としてもよい。

景観形成基準（景観法第8条3項）

地区の景観誘導を図るにあたり、その地区内では必ず守るべきことを記載する。可能な限り客観的で明快な基準とすることが望ましい。

モデル地区（景観形成誘導地区・景観形成重点地区）の運用時期について

先行して運用する主な理由

モデル地区として選定している8地区（35～36ページ参照）の中から、特に緊急性が高いことや、住民意識の形成、関係者への周知期間の確保などについて総合的に勘案し、以下の4地区を先行して運用します。

なお、当初の運用から外れることになる4つの地区（歴史的町並み地区、菊池往還来民地区、菊池川周辺地区、岳間地区）についても、この景観計画にその範囲や良好な景観に関する方針は記載し、随時追加施行していきます。

**【景観形成誘導地区：歴史系】**

**鞠智城公園周辺地区**

特に鞠智城公園の国営公園化の動きに合わせて早急に景観形成に着手する必要があるため。

**【景観形成誘導地区：自然系】**

**平小城地区**

特に住民の地区景観に対する意識が高く、また、相次ぐ開発等が地域の課題となっているため、早急に着手する必要があるため。

**番所地区**

特に住民の地区景観の保全に対する意識が高く、また、集落の景観維持及び棚田や石垣の保全に早急に着手する必要があるため。

**【景観形成重点地区：歴史系】**

**豊前街道山鹿地区**

歴史的情緒のある山鹿市のイメージを象徴する空間として、今後も良好な景観形成を継続していく必要があるため。

なお、上記の4地区については市が景観行政を推進していくうえで、先導的な役割を担う地区として指定をしています。

その他の4地区を含め、モデル地区として指定をした地区については、景観上の特性や課題、将来の景観像については定めていません。説明会での意見交換を通じて、市と地区住民の間で指定に対しての基本合意や地区が目指す景観の姿について確認されていますが、今後、住民の景観に対する意識が向上し積極的に定められることを期待します。

また、モデル地区の中には景観誘導に関して主となる団体が存在していない地区もありますが、これについても積極的に結成されることが望まれます。

景観誘導方針と  
景観形成基準

景観計画に沿った景観形成を進める上では、色や形の制約など私権を制限する内容も含まれているため、その目的や内容を正しく理解し、これに協力しようという関係者の自主的な参加意識が欠かせません。

そこで、本市の景観形成では、良好な景観を維持・保全するためある程度の私権の制限を前提に守っていただきたい部分や考え方（以下、景観形成基準という。）と、より良い景観形成を進めるために協力していただきたい部分や考え方（以下、景観誘導方針という。）の二つを併用して景観誘導を進めることとします。なお、この景観形成基準が景観法第8条第3項でいう「景観形成基準」に該当します。

市では、各種届出や協議に際して、まず景観誘導方針を説明し、景観形成の方針や手法について届出者等の理解と協力を求め、景観形成基準によって、法的な根拠を持つ景観誘導を行います。

景観形成基準

良好な景観を維持・保全するため守ってほしい部分や考え方

景観誘導方針

より良い景観形成のために協力してほしい部分や考え方

景観形成重要建造物・同樹木についての考え方

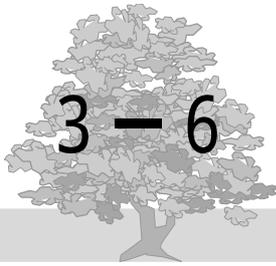
景観法では、特定の建造物や樹木についても、その景観上の価値を認め景観計画の中に位置付けることができるとしています。

山鹿市でも景観上重要な建造物・樹木を指定して大切にしていこうとしています。この場合にも、景観形成誘導地区や景観形成重点地区と同様に、住民サイドからの提案により指定することとしています。（詳細は第2部）

景観重要建造物や樹木に指定された場合は、その管理について景観行政団体の長（山鹿市長）と所有者が協定を結ぶことができるほか、増改築等や伐採などの外観の変更等を行う際には市長の許可が必要となります。

なお、景観法により指定できるものは建造物や樹木に限定されていますが、本市ではそれ以外にも、例えば溜池や神社などの地区活動等を通じて維持管理されてきたものについても、景観上重要な位置づけができることに着目し「重要生活景観要素」として指定していく予定です。

また、景観上重要な公共施設（橋や道路等）についても、その管理者である国や県などの機関に対して、積極的に働きかけ山鹿らしい景観形成への協力を求めていきます。

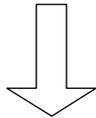


# 屋外広告物の在り方に関する基本的な指針について (山鹿市の広告景観形成の考え方)

屋外広告物に関しては、以下のように議論の整理を行っており、屋外広告物条例の検討に加えていきます。

## 山鹿市の将来都市像

『まほろば創生・人輝く温もりの都市やまが』

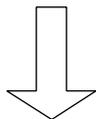


## 山鹿の景観を支える「生活景」

山鹿市の大部分を構成する農村地域では、田、畑、茶畑、竹林、山林等で営まれる生産活動があり、その営みの風景（生活景）が、「農村地域の景観」の基盤にあります。

農村地域で生産されたものが、豊前街道、来民商店街などマチで加工され、そして販売されるといつながりがあります。

生活風景や産業（農林商工業、観光業）風景を併せた「生活景」が山鹿の景観を創り出している



## 山鹿らしい良好な景観形成の目標

**生活感覚を重ね合わせて創る山鹿の景観**

景観とは、日々の暮らしや仕事、地域活動など、日頃からの積み重ねにより形作られるものであり、見たり感じたりされるものです。

これが景観の本質であると考えます。

そこで、私たちは「生活感覚」から山鹿市らしい良好な景観形成を図っていきます。

## 広告景観形成の考え方

**1** 山鹿の景観の基盤をなす自然風景、産業（田園）の風景を守っていく広告景観づくり

**2** 市民、来訪者の安全安心のための広告景観づくり

**3** 来訪者を優しく山鹿へ迎え入れるもてなしの広告景観づくり

**4** 山鹿の魅力を高める生活感あふれる広告景観づくり

広告景観形成の手法

自然環境を守りたい  
自然（河川や樹林）、田園、農地等の風景を守るために禁止地域の指定及び許可基準等の見直し。

眺望を守りたい  
台地や山地の主要ポイントからの眺望景観を守るために禁止地域の指定。

安全な歩行空間にしたい  
歩行者の安全を守るために、交差点周辺での、のぼり旗、立看板等の禁止点検討。

安全安心な道づくりをしたい  
道路交通の安全性と運転者の安心感を高めるために案内誘導サインの整備。

山鹿へのアクセスを快適なものにしたい  
山鹿へと導く幹線道路沿道を美しくするために禁止地域等の指定。

土地の素材を活かすデザインをしたい  
「土地の歴史」「地域にあるもの（素材、特徴等）」を生かした広告物デザインの検討。

地域性を表すガイドラインをつくりたい  
地域性に合わせた広告物デザインを示すガイドラインの作成。

豊前街道などの景観上すぐれた場所をさらに良くしていきたい  
豊前街道、来民、平山温泉等において特徴を生かした広告物デザインとするための協定や詳細な景観計画の検討。

屋外広告物条例

- 1 地域的規則の見直し  
・禁止地域の拡大
- 2 許可基準の見直し  
・基準の強化、緩和
- 3 その他  
・交差点周辺の対応

デザインガイドライン

- ・山鹿らしいデザインの検討
- ・ガイドライン化

案内誘導サイン

- ・サイン計画の検討

重点地区的対応

- ・地域住民との  
広告物を考える  
（豊前街道・来民  
平山温泉等）

# 第2部

## 山鹿市景観計画の体系



計画的な景観形成の進め方（これからどんな段取りで進めるの？）

= 「山鹿市景観計画」の体系 =

## 第1章 景観計画区域





# 景観計画区域の考え方

## 景観計画区域

### 景観計画について

景観行政団体が景観に関するまちづくりを進める上で、良好な景観を形成するために必要となる方針、行為の制限、景観上重要な建造物等の指定方針など基本的な考え方をまとめるもので、景観計画区域とはその対象となる区域を示す。

### 景観計画区域における景観形成の手法

山鹿市では、景観の形成は一部の地域だけで取り組むものではなく、市全域で取り組むべきことと考えています。また、特定の個人や団体あるいは行政の力だけでできるものではなく、市民全員の理解・協力・取組みが必要であると考えています。よって、市全域を景観計画区域（景観形成を行っていく範囲）とし、市民が行う景観形成活動を積極的に支援していくとともに、市民と行政が協働で豊かな自然景観や歴史的景観の維持・保全を進め、山鹿市独自の景観像をつくり上げていきます。

## 「景観計画区域」 = 市全域



- ・市全域で展開する市民活動（景観づくり、地域づくり）を支援する。
- ・市全域における緩やかな規制及び誘導を行い、現存する豊かな自然や歴史的景観を維持保全していく。

山鹿市全域を地形的に分析し8つのゾーンに分け（右図参照）、それぞれのゾーンの特性や課題に基づいて景観誘導方針を策定します。（詳細については第2章を参照）

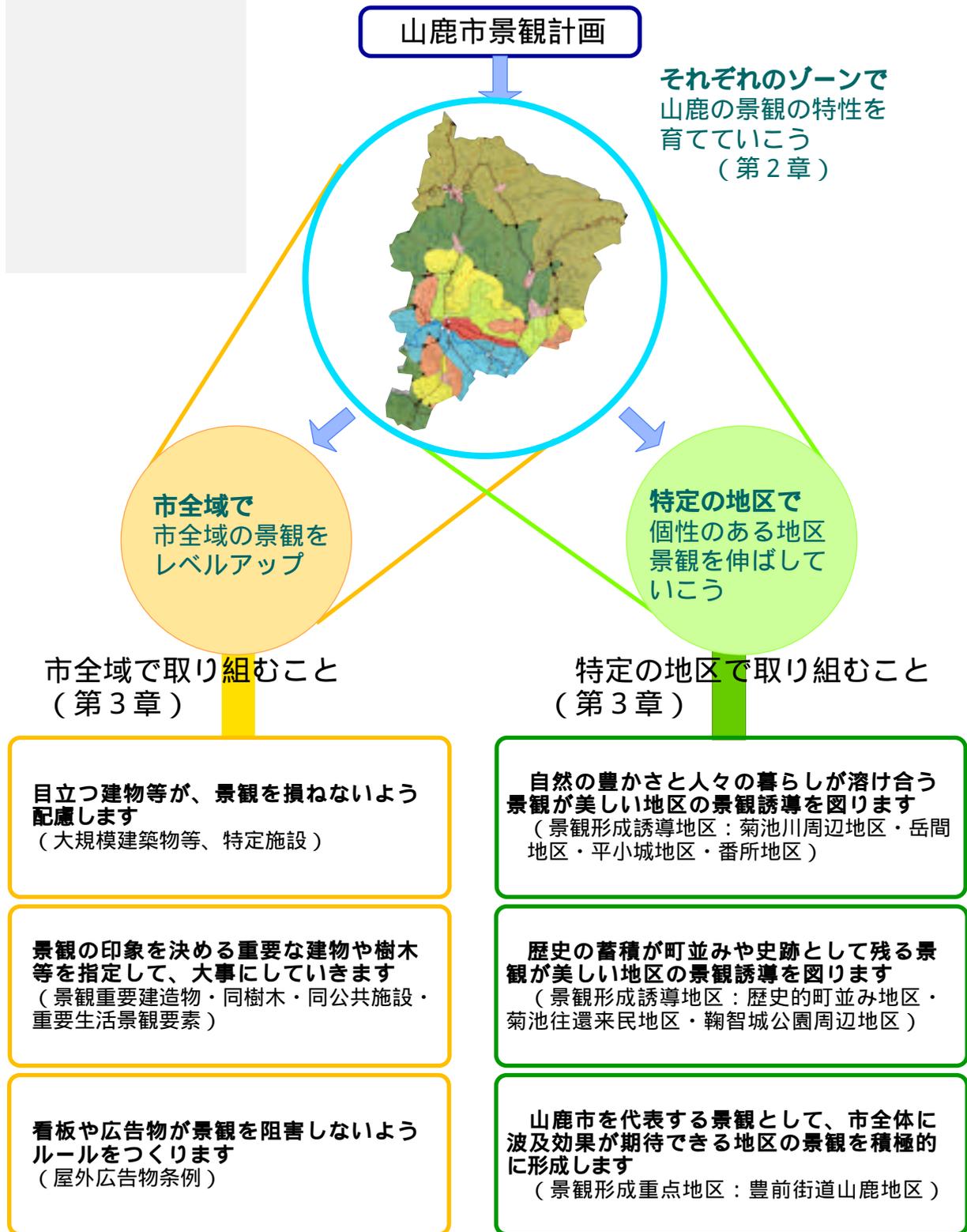
また、市全域において基準を設け、景観上の阻害要因となりやすいものについて良好な景観形成への誘導を図ることや、景観上重要な建造物や樹木等についてもその位置付けを明確にし、維持保全に努めます。（詳細については第3章を参照）

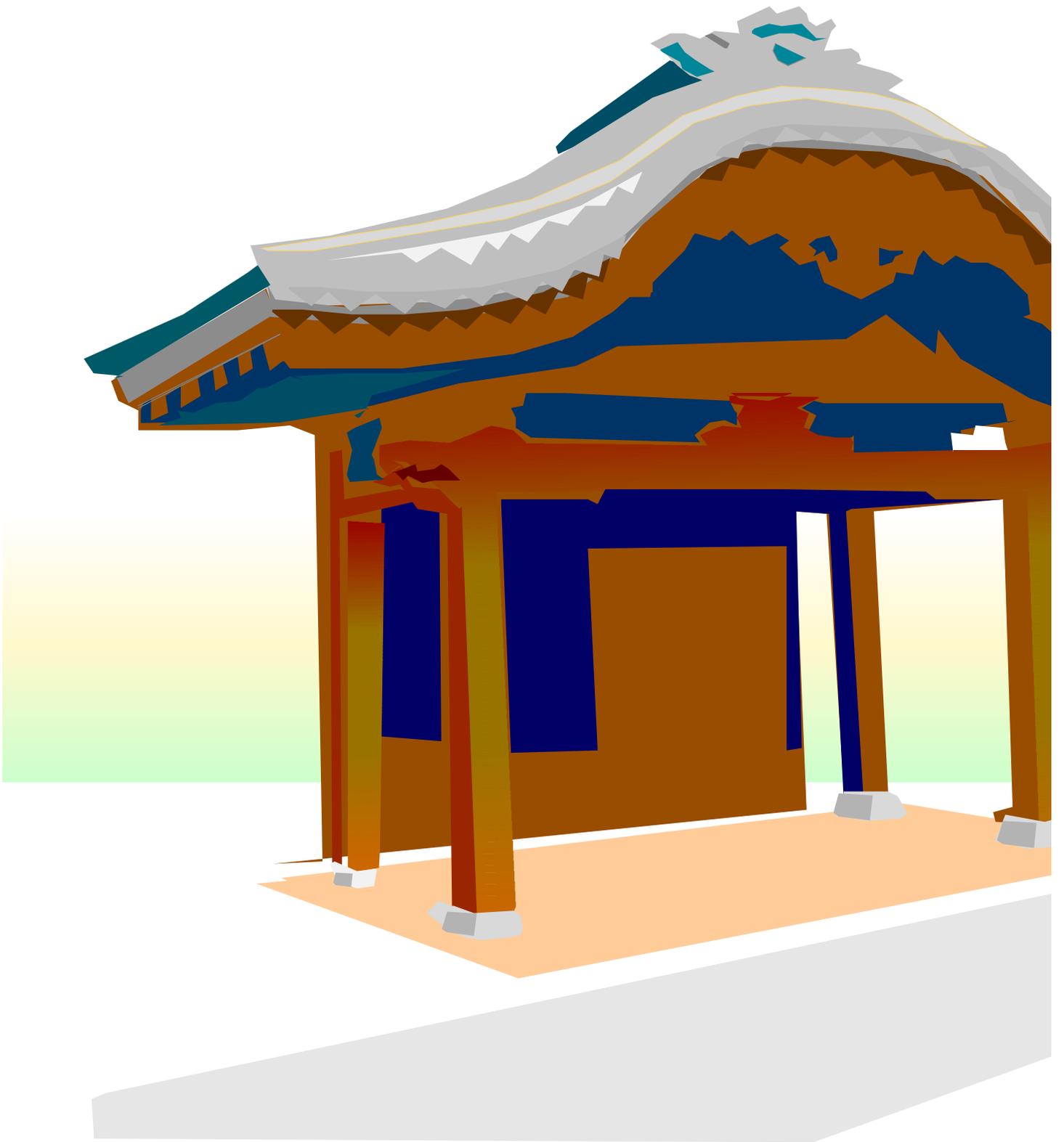
さらに、特定の範囲（例えば豊前街道沿道など）において、特に良好な景観を有すると認められる地区については、その特性をさらに伸ばしていくため独自の景観誘導方針・景観形成基準を策定して、積極的に景観向上に努めます。（詳細については第3章を参照）

以上、市全域を対象とする景観誘導と、特定の範囲に着目した景観誘導をうまく重ね合わせながら景観形成を図ることとします。

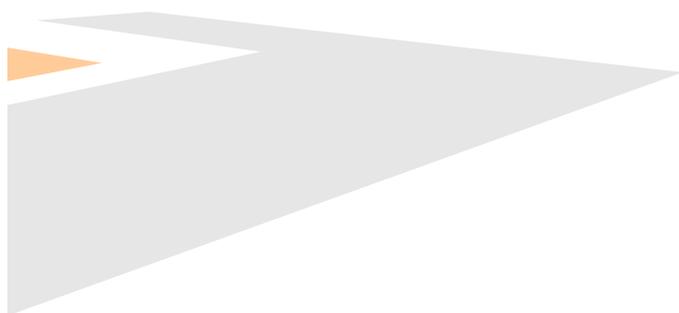
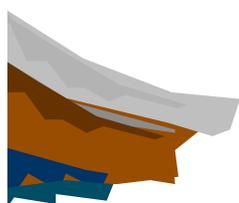
景観形成に向けた  
取り組みの概要

景観計画では、景観形成を図っていくために全市的に取り組むことと、市の中の特定の地区で取り組むことの両方を検討し、それらを組み合わせて山鹿市の景観を作っていくこととしています。





## 第2章 山鹿市の景観の成り立ち





## 地形の分析 ～景観のまとまり を確認する～

(1) “景観のまとまり”と“景観の境界”について  
一般的に“景観のまとまり”は、川の流路の変化(下流から見れば分岐、上流から見れば合流)を伴う「川筋」を軸に視界に入ってくる“流域景観”が基本となります(図1)。

また、“景観の境界”は、上記の“流域景観”のまとまりを規定している境界線、すなわち「尾根筋」が基本となります(図2)。

### (2) “景観の結び目”

ただし上記の「川筋」は、合流点においてその上流側に分岐して広がる景観がつながる場所であるため、川の合流点は「景観の結び目」としての性格を持ちます(図3)。

一方、「尾根筋」は複数のそれが交差する点において、それぞれの尾根筋の両側に広がる景観がつながる場所であるため、尾根の交差点も「景観の結び目」としての性格をもつこととなります。また尾根筋が下った先端は、尾根筋の両側にそれぞれに広がっていた景観が出会う場所であり、これもまた「景観の結び目」となります(図4)。

### (3) “まとまり”と“境界”の逆転

以上の、“まとまり”、“境界”、“結び目”が景観を認識する基本ですが、「まとまり」を規定していた川筋が「境界」の役割を果たしたり、「境界」を規定していた尾根筋が「まとまり」の役割を果たすことが例外的にあります。

前者の例としては、川筋が比較的急な傾斜地の縁を流れ、傾斜地側の反対側に農地や市街地が広がる場合が挙げられます。また、川幅が大きな所で、右岸と左岸で土地の利用形態が大きく異なる場合もまた、川筋は景観の「境界」として認識されます(図5)。

後者は、尾根筋が穏やかな台地状の地形の上にある場合で、この場所にはこの尾根筋の両側が一体的な土地利用となることが多く、尾根筋を含む台地全体が「まとまり」のある景観として認識されます(図6)。山鹿市の景観を特色づけているものの一つはこの台地であり、注目に値するものです。これらの考え方をもとに、地形を丹念に分析していくことにより山鹿の景観を構成している基本的な単位を明らかにし、山鹿の景観を考えるにあたっての出発点とします。

図1 川筋



図2 尾根筋

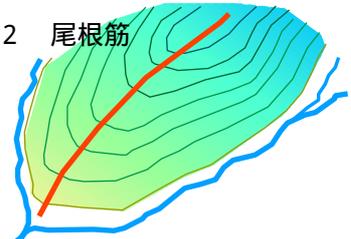


図3 景観の結び目

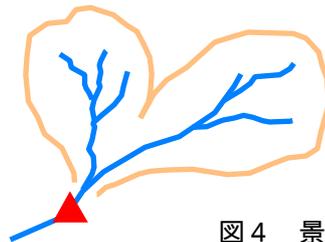


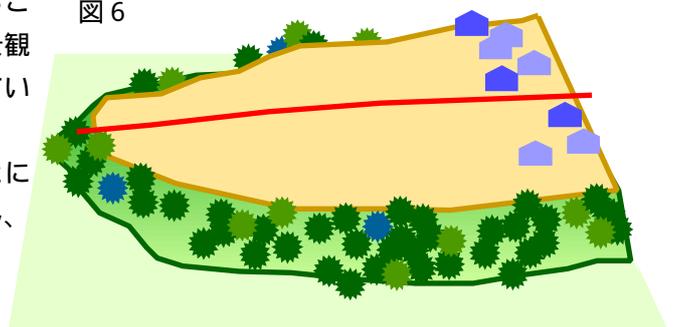
図4 景観の結び目



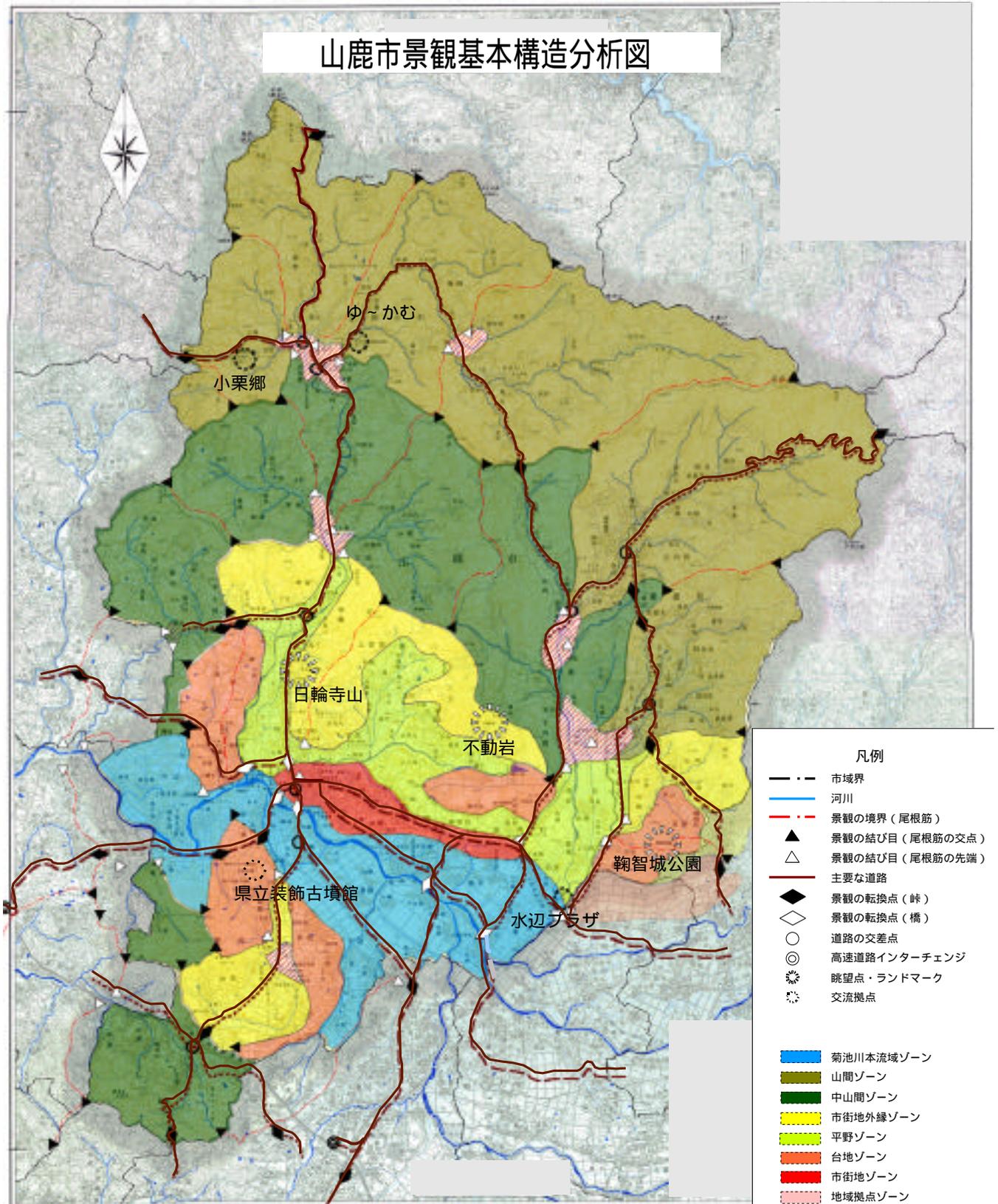
図5

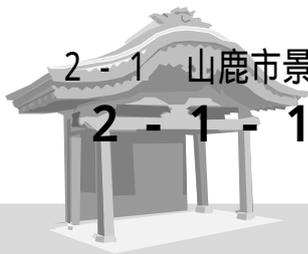


図6



山鹿市景観基本構造分析図





## 1. ゾーンの特徴



- ・本市の南部を西流する菊池川本流には、右岸側から上内田川、吉田川、岩野川、迫間川が、左岸側から合志川、千田川など多くの支流が合流しています。それぞれの合流点からは支流の上流側に向かって続く景観を見通すことができます。
- ・菊池川の南部では菊池市側から連なる伸びやかな水田と集落の組み合わせによる景観が広がりますが、北部では市街地が形成されており、南北で大きく異なる表情を見せています。



## 2. 景観上の課題

- ・橋の色彩がバラバラであり、周辺環境と調和していません。
- ・堤防沿いに放置されたゴミや不法投棄物が目立ちます。

## 3. 期待される景観シーン

- ・河川敷きの法面には、春は菜の花が岸辺を彩り、秋はススキの穂がたなびきコスモスが映えています。
- ・人々が菊池川で楽しく遊んだり眺めていたり、川と人の生活に一体感ができています。
- ・菊池川の左岸側には広大な水田の中に島状に集落があり、国道3号からはそののどかな田園風景の向こうに美しい菊池川を望むことができます。
- ・橋などの構造物、川の両側に広がる田園風景の中に存在する施設や広告物も自然景観に溶け込むようなおだやかなデザインとなっています。

4．景観形成指針

- ・山鹿市を印象づける景観の主軸として、菊池川の流れに沿って視界に入ってくる風景をよりよいものにしていきます。

5．景観誘導方針

- ・ゴミ、不法投棄物を減少させる工夫を考えます。
- ・河川の清掃に努めます。
- ・河川の法面には四季の変化が楽しむことができるように花で彩ることに努めます。
- ・建築物等については、色彩が周囲の景観に配慮するように努めます。
- ・建築物の周囲は緑化に努めます。
- ・通行者にわかりやすいように安全標識や交通標識、案内看板等の整備に努めます。
- ・水田などは、その維持・保全に努めます。
- ・荒地の減少に努めます。
- ・屋外広告物の掲出は、最小限の数・大きさにするように努めます。

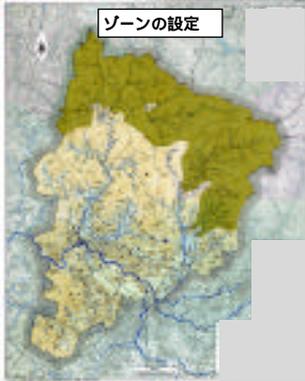
6．大事にする  
ポイントの例

- ・山鹿大橋からの眺望
- ・中川橋～山鹿大堰橋間の河川敷と用排水設備
- ・その他の橋及びそのたもと
- ・菊池川本流に流れ込む支流の合流点
- ・菊池川周辺地区（景観形成誘導地区）





### 1. ゾーンの特徴



- ・上内田川や木野川及び岩野川の上流域に属し、深い山林を背後にもつ小集落をひとまとまりとし景観が形成されています。
- ・集落を構成する民家の多くは等高線に沿う形で配置され、屋根の勾配もそれに沿って概ね同一の方向に傾きをもっており、集落としてのまとまりある景観を成しています。
- ・棚田が多く、その石積みや水路に架かる石橋等は、附近で採れる石材が用いられ、土地の個性を感じさせます。
- ・山の法面では果樹園、茶園、竹林などでの様々な農業活動が営まれています。



### 2. 景観上の課題

- ・手入れの行き届いていない山林が見られます。
- ・建築物等の中には鮮やかすぎる色彩を用いたものがあります。

### 3. 期待される景観シーン

- ・道路沿いを進むと、山の法面には適切に維持管理された果樹園、茶畑、棚田、竹林などの農村景観が続き、人々にのどかな印象を与えています。
- ・山沿いにある集落が斜面に平行に立ち並び、石など自然物を用いた構造物と合わさって、山間部固有の文化と歴史を見ることができます。
- ・初秋の彼岸花は黄金の稲穂の波にあでやかさを添え、晩秋の紅葉は太陽の光を透かして輝き、川面や足元を彩ります。

4. 景観形成指針

- ・小さな支流を単位とする集落及びその背景の山林をひとまとまりの景観と捉え、現在の良好な景観を後世に残していきます。

5. 景観誘導方針

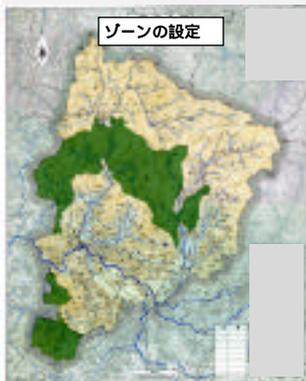
- ・果樹園、茶園、棚田などは、その維持・保全に努めます。
- ・荒地の減少に努めます。
- ・山林の維持管理に努めます。
- ・樹林は伐採後に植樹を行い、山間部の景観の連続性を損なわないように努めます。
- ・石垣、石橋、石造りの水路などの構造物はその維持・保全に努めます。
- ・建築物等については、色彩が周囲の景観に調和するように努めます。
- ・建築物の周囲は緑化に努めます。
- ・屋外広告物の掲出は、最小限の数・大きさにするように努めます。

6. 大事にする  
ポイントの例

- ・星原集落からの眺望
- ・棚田
- ・岳間・多久集落等の茶園
- ・岳間溪谷、矢谷溪谷
- ・道の駅鹿北、ゆ〜かむ等の交流施設
- ・岳間地区（景観形成誘導地区）
- ・番所地区（景観形成誘導地区）



1 . ゾーンの特徴



- ・ 上内田川や岩野川の中流域、江田川の上流域に属し、水源の山を背後にもつ小流域をひとまとまりとし景観が形成されています。
- ・ 各集落にみられる神社、お堂、ほこらなどは、それに隣接する大きな樹木と一緒にランドマークとなっています。
- ・ 民家の外壁は真壁づくりの漆喰仕上げのものが多く見られます。
- ・ 道路沿いに集落が形成され、その背後に水田などの農業空間が見られます。
- ・ 地形が緩やかに傾斜しているため、民家の接道部分には玉石などによる石積みも見られます。



2 . 景観上の課題

- ・ 新たに整備された住宅地の建物の形態や色彩に、既存の景観と調和していないものが見られます。

3 . 期待される景観シーン

- ・ 道路沿いを進むと、季節の野花が山のふもとを彩り背後の里山風景に一味のアクセントを加えています。
- ・ 集落では端午の節句の鯉のぼり、七夕かざりが行われ里山の風物詩となっています。
- ・ 集落は背後の里山風景になじみ、そののどかさが人々にゆとりを与えています。
- ・ 各集落にみられる神社、お堂、ほこらなどは、人々の心休まる場所としてきちんと手入れがなされています。

4. 景観形成指針

- ・小集落を単位として水源のある山林から集落周辺の田園をひとまとまりの里山景観と捉え、現在の良好な景観を後世に残していきます。

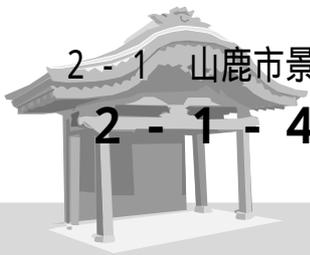
5. 景観誘導方針

- ・果樹園、茶園、水田などは、その維持・保全に努めます。
- ・荒地の減少に努めます。
- ・山林の維持管理に努めます。
- ・樹林は伐採後に植樹を行い、景観の連続性を損なわないように努めます。
- ・各集落を結ぶ道路沿線には四季を彩る花木や野草の植栽に努めます。
- ・建築物等については、色彩が周囲の景観に調和するように努めます。
- ・建築物の周囲は緑化に努めます。
- ・神社、お堂、祠（ほこら）などの維持・保全に努めます。
- ・屋外広告物の掲出は、最小限の数・大きさにするように努めます。

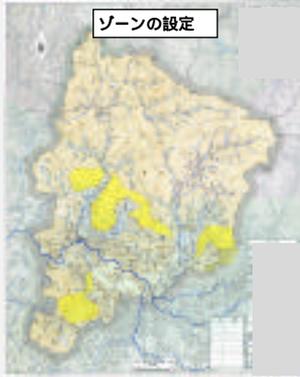
6. 大事にする  
ポイントの例

- ・各集落の神社や祠（ほこら）等
- ・集落内の石垣等
- ・集落の背後にある里山景観
- ・平山温泉
- ・平小城地区（景観形成誘導地区）

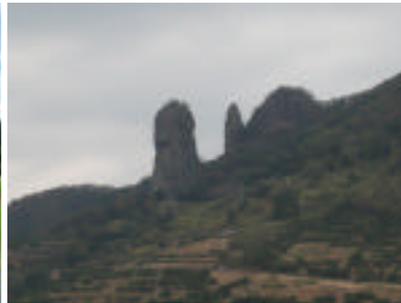




### 1. ゾーンの特徴



- ・標高の高いところから、樹林地、果樹園、畑、小規模な水田という順に土地利用がなされています。そして、平野部と接する台地沿いの部分に集落が形成されています。
- ・彦岳、日輪寺山、不動岩、米野山からは、山鹿市の中心市街地及びその南に広がる菊池川本流に沿った田園風景を遠望することができます。
- ・不動岩や日輪寺山は山自体が地域のランドマークとなっています。



### 2. 景観上の課題

- ・土砂の採取等による岩盤の露出が見られ、景観を損ねています。

### 3. 期待される景観シーン

- ・すそ野から中腹、そして山頂に至るまでの山肌にある雑木が、四季折々に変化しその色合いはまち全体に豊かな情緒をもたらします。
- ・集落は周囲の自然環境となじみ、そののどかさが人々にやすらぎを与えています。
- ・道路沿道は散策路として良好な景観が整備されており、ジョギングをする光景などが見られます。

4. 景観形成指針

- ・市街地近郊にある眺望に優れた散策・ハイキングゾーンとなるような景観形成を行っていきます。

5. 景観誘導方針

- ・果樹園、畑、水田などは、その維持・保全に努めます。
- ・荒地の減少に努めます。
- ・山林の維持管理に努めます。
- ・樹林は伐採後に植樹を行い、景観の連続性を損なわないように努めます。
- ・建築物等については、色彩が周囲の景観に調和するように努めます。
- ・建築物の周囲は緑化に努めます。
- ・道路沿いの植樹帯は維持管理に努めます。
- ・屋外広告物の掲出は、最小限の数・大きさにするように努めます。

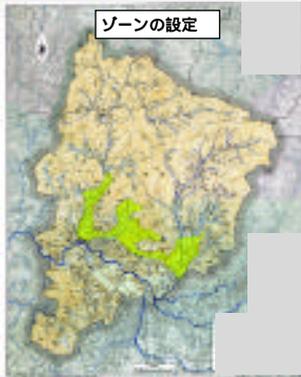
6. 大事にする  
ポイントの例

- ・日輪寺公園周辺の景観
- ・不動岩及び蒲生の池（湯の口）周辺の景観
- ・彦岳周辺の景観





### 1 . ゾーンの特徴



- ・ 上内田川や岩野川の下流域、吉田川流域に属し、水田を中心とする田園地帯となっており、川の流れに沿う形で土地利用がなされ景観を形成しています。
- ・ 周囲を台地や中山間地によって取り囲まれています。
- ・ 水田地帯には、石垣や生垣、母屋、倉などがひとまとまりとなって伝統的な集落を形成していますが、一方で大型の畜舎やバイオマスセンターなど新しい農業関連施設もできています。
- ・ 幹線道路沿いには商業施設や工場及び住宅が多く立地しています。



### 2 . 景観上の課題

- ・ 建築物や屋外広告物の色彩が農村景観に調和していません。
- ・ 耕作放棄地が見られ農村景観が損なわれているところがあります。

### 3 . 期待される景観シーン

- ・ 現代的な様相を伴いながらも、水田などの農村風景や緑豊かな台地・山間との調和がとれています。

4 . 景観形成指針 ・ 山鹿市の活動を支える産業と周囲の豊かな田園風景が調和するように景観形成を行っていきます。

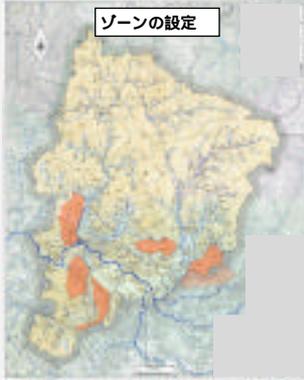
5 . 景観誘導方針 ・ 水田などは、その維持・保全に努めます。  
・ 荒地の減少に努めます。  
・ 建築物等については、色彩が周囲の景観に調和するように努めます。  
・ 建築物の周囲は緑化に努め、商業施設や工場については特に道路沿道、農地側の部分を緑化するように努めます。  
・ 屋外広告物の掲出は、最小限の数・大きさにするように努めます。

6 . 大事にする  
ポイントの例 ・ 鞠智城公園へのアクセスルート沿いの景観  
・ ゾーン内にある眺望点からの眺め





### 1 . ゾーンの特徴



ゾーンの設定

- ・ 背後に深い山を持ち、主に農業地帯として土地利用がなされています。
- ・ 鞠智城跡、装飾古墳館、チブサン・オブサン古墳など、山鹿市の歴史を今に伝える遺構、施設等が閑静なたたずまいの中に保全・整備されており、この地域の歴史の深さを感じさせます。
- ・ 民家は落ち着いた集落のたたずまいをみせています。



### 2 . 景観上の課題

- ・ 耕作放棄地が見られ農村景観が損なわれているところがあります。
- ・ 電波中継塔が他の構造物と比べ周囲の景観から突出した印象を与えています。

### 3 . 期待される景観シーン

- ・ 現代から古代の世界へタイムスリップしたかのような錯覚を覚えるような景観が広がっています。
- ・ 緑豊かな自然環境と調和した集落が点在し、歴史的な情緒あふれる空間となっています。

4．景観形成指針

- ・山鹿市の最も古い歴史を伝える場所として、台地全体を保全するとともに、昔ながらの農村景観を残していきます。

5．景観誘導方針

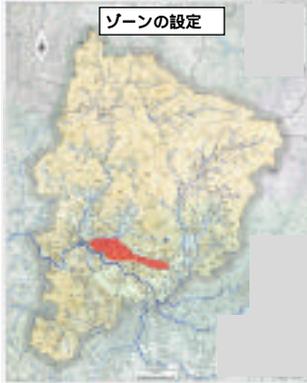
- ・農地の維持・保全に努めます。
- ・荒地の減少に努めます。
- ・歴史的景観の保全に努めます。
- ・建築物等については、色彩が周囲の景観に調和するように努めます。
- ・建築物の周囲は緑化に努めます。
- ・歴史的遺構の案内板や説明板は、統一した様式とするように努めます。
- ・史跡に近い田は古代米を作付けするなど、古代を連想させる景観形成活動を行うように努めます。
- ・屋外広告物の掲出は、最小限の数・大きさにするように努めます。

6．大事にする  
ポイントの例

- ・古墳及びその周辺
- ・台地の縁の斜面緑地
- ・一本松公園、装飾古墳館等の交流施設
- ・チブサン・オブサン古墳
- ・鞠智城公園周辺地区（景観形成誘導地区）
- ・平小城地区（景観形成誘導地区）



## 1. ゾーンの特徴



- ・ 菊池川沿いに広がる田園地帯の中央部に浮かぶ緩やかな台地の上に景観が形成されています。
- ・ 国道325号を中心にして住宅地が広がりますが、沿道では店舗が数多く進出し、現代的な地方都市の景観を呈しています。
- ・ 現代的な建築物が多い中でも、豊前街道（山鹿地区）や菊池往還（来民地区）には今も数多くの歴史的建造物を見ることができます。



## 2. 景観上の課題

- ・ 幹線道路の沿道は現代的な商業施設が数多く立地し、他都市とよく似た無個性な景観を呈しています。
- ・ 中心市街地の景観は現代的なものと歴史的なものが同居しており、それぞれの中には周囲の景観との調和に欠ける部分があります。

## 3. 期待される景観シーン

- ・ 豊前街道や来民地区を散策すると、懐かしい風景が目飛び込んで来て、山鹿の歴史を感じることができます。
- ・ 山鹿市の中心部として整備された沿道はこれぞ山鹿という雰囲気がかもしだし、にぎやかながらも他の都市とは違った表情をみせています。
- ・ 良好な住環境は人々を和ませ、都市としての一面をみせる中でも山鹿市の歴史性を感じさせています。

4．景観形成指針

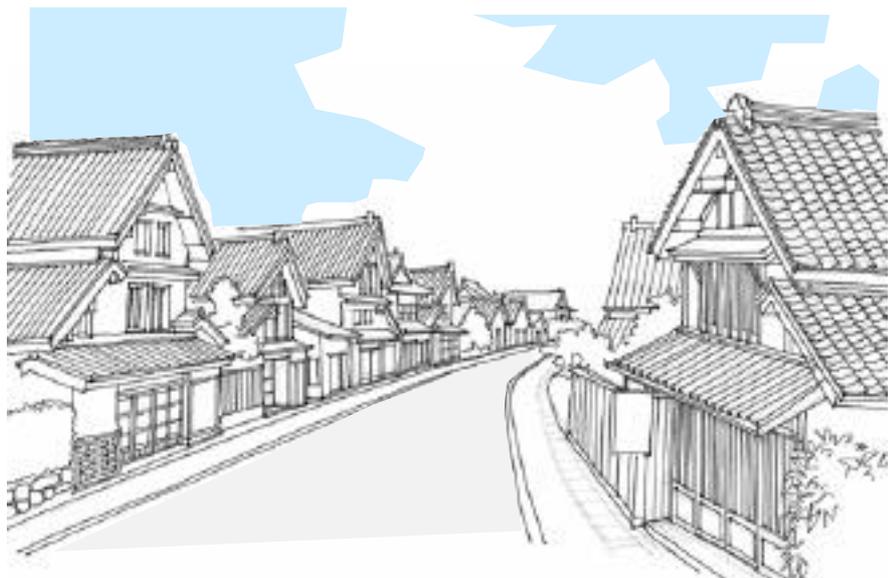
- ・快適な住環境を保全し、山鹿らしい落ち着いた都市景観を形成するとともに、歴史的な情緒ある街道については維持保全を図っていきます。

5．景観誘導方針

- ・建築物等については、色彩が周囲の景観に調和するように努めます。
- ・建築物の周囲は緑化に努めます。
- ・既存建築物で伝統的工法で建築されたものは、その維持補修に努めます。
- ・案内看板、標識等に統一感を出すように努めます。
- ・屋外広告物の掲出は、最小限の数・大きさにするように努めます。

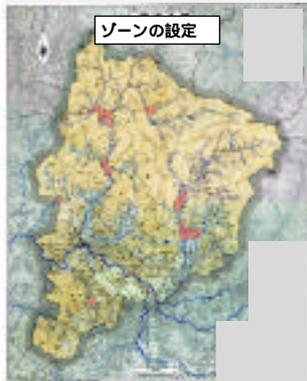
6．大事にする  
ポイントの例

- ・住宅地の生垣等
- ・豊前街道とその周辺
- ・国県道沿道の景観
- ・豊前街道山鹿地区（景観形成重点地区）
- ・歴史的町並み地区（景観形成誘導地区）
- ・菊池往遷来民地区（景観形成誘導地区）





## 1. ゾーンの特徴



- ・川筋と尾根筋が合流する位置に平坦地があり、そこに集落が形成されています。市町村合併前は、各町の役場が置かれるなど、その地区の中心的な役割を担っていました。
- ・現在も公共施設や公共サービス施設が集積しています。
- ・各地を結ぶ道路網が交差したり、分岐したりする位置であり、移動する人々（特に来訪者）の印象に残りやすい場所です。



## 2. 景観上の課題

- ・道路網の結節点あるいは分岐点の位置にありますが、各種サイン等による適切な誘導ができていない場所があります。
- ・様々な色や形の建築物や屋外広告物が混在し、雑多な印象があります。

## 3. 期待される景観シーン

- ・地域の特色を活かした景観づくりがなされ、山鹿市域を回遊する際のオアシス的な役割を果たしています。
- ・案内標識等のデザインは分かり易く、地域の個性を感じさせる演出がなされています。

- 4．景観形成指針
- ・交通網の結節点として、魅力ある景観を形成していきます。
- 5．景観誘導方針
- ・建築物等については、色彩が周囲の景観に調和するように努めます。
  - ・建築物の周囲は緑化に努めます。
  - ・わかりやすい道標の整備に努め、その道路の先にある各地区の魅力を伝える演出を施すように努めます。
  - ・不要看板の撤去等に努めます。
  - ・屋外広告物の掲出は、最小限の数・大きさにするように努めます。
- 6．大事にするポイントの例
- ・主要道路の交差点附近
  - ・土地柄を良く反映した看板や道標





### 第3章 景観形成に関する行為の 制限と基準





## 大規模建築物等届出地区

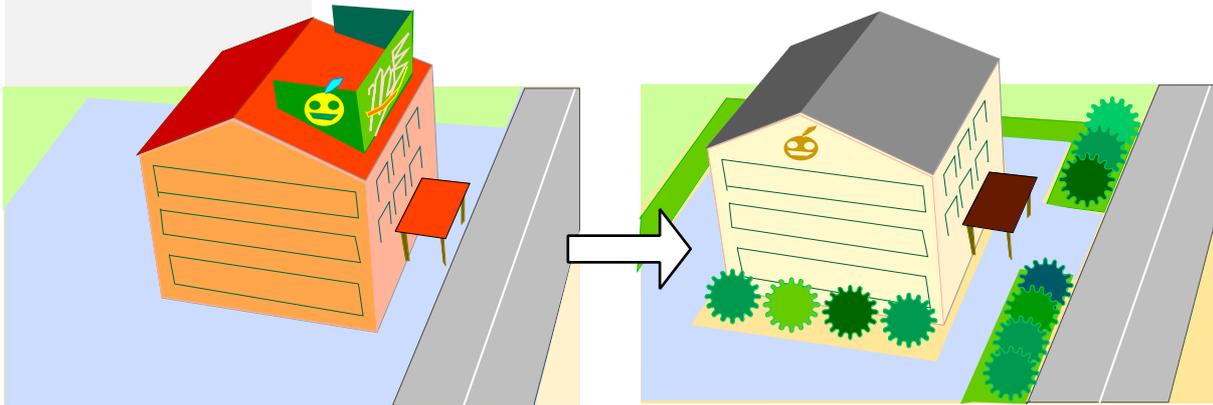
### 1. 目的

大規模な建築物等や開発はその大きさから周囲の景観に与える影響が大きく、山鹿市の自然豊かな景観や落ち着いた雰囲気失われてしまうおそれがあります。また、数多くある眺望点からの景観の中でも存在を主張しています。

そこで、届出制度を設け市と協議を行うことにより、景観への好ましくない影響を未然に防ぐことを目的としています。

### 2. 期待される効果

建築物の配置は道路から後退して通りに対してゆとりをもたせる、敷地の周囲を緑化して周囲の環境に溶け込むようにする、周囲の景観と調和する色彩を選ぶ、などの項目について市と申請者が事前に協議を行います。そうすることによって、例えば下図のように景観の質が低下しないように誘導していくことが期待されます。

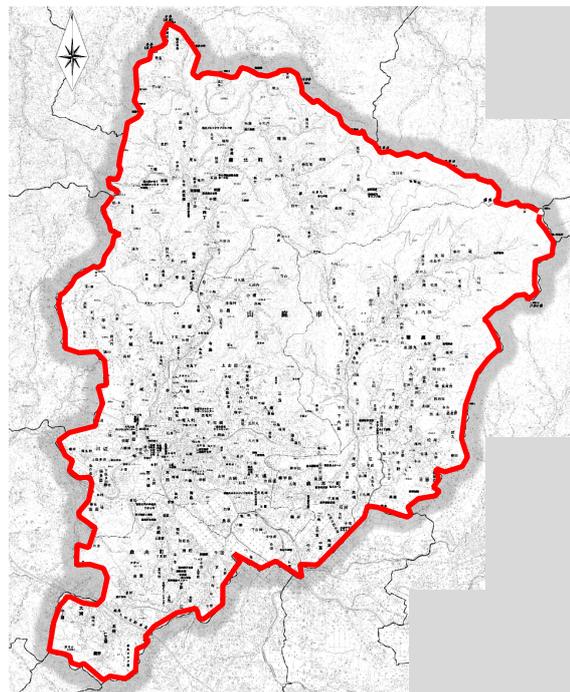


【申請時の案】

【協議後の案】

### 3. 範囲

大規模な建築物等や開発は場所を限らず景観に与える影響が大きいため、対象範囲は市全域とします。



第2部 山鹿市景観計画の体系  
第3章 景観形成に関する行為の制限と基準

4. 届出対象行為 下記の行為については、届出を必要とします。

	種類	規模	行為
建築物		高さが13m超 又は 延べ面積が1000㎡超	新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更、 撤去
工作物	柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さが2m超かつ長さが30m超 ただし、擁壁については、高さが 5m超かつ長さが10m超	新設、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更、 撤去
	記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの	高さが13m超 又は その敷地の用に供する土地の 面積が1000㎡超	
	煙突		
	高架水槽		
	鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱 (次欄に掲げるものに供される柱を除く。)		
	電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物		
	観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設		
	アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設		
	石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は加工する施設		
	自動車等の収納の用途に供する立体的な施設		
汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設			
広告物 (熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受ける物を除く)	建物等から独立するもの	高さが13m超 又は 一面の表示面積が15㎡超	設置、外観の変更
	建築物等に付随するもの	建築物等の軒から5m超 又は 一面の表示面積が15㎡超	
土地		面積が3000㎡超 又は 高さが5m超かつ長さが10m超の法面を生じるもの	開発行為
			土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採その他土地区画形質の変更



## 大規模建築物等届出地区

### 5. 良好な景観の形成に関する方針 より良い景観形成のために協力してほしい部分や考え方

種 類		景観誘導方針	
建築物 及び 工作物 ( 柵及び塀、 電気供給又は 有線電気通信 のための電線 路又は空中線 の支持物以外)	位置・配置		<ul style="list-style-type: none"> <li>・できる限り道路から離れた位置に建て、通りに面してゆとりのある配置とする。</li> <li>・通りの見通しを阻害しない位置に配置する。</li> <li>・沿道から見て連担性の保てる位置とする。</li> </ul>
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意匠、形態が山鹿市の自然豊かな、あるいは歴史的な情緒を感じさせる景観と調和していること。</li> <li>・夜間照明等は特に山鹿市の落ち着いた景観に調和するものとする。</li> </ul>
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鮮やかな色彩の使用を避ける。</li> </ul>
		材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和し、かつ持続性の高いものとする。</li> </ul>
	敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内は緑化に努めると共に、周辺の景観と調和し町並みに潤いを与えるように配慮する。</li> </ul>
工作物 ( 柵及び塀)	位置		<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共用地に接する境界線からは極力後退した位置とする。</li> </ul>
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和していること。</li> </ul>
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鮮やかな色彩の使用を避ける。</li> </ul>
		材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鮮やかな色調の材料を避ける。</li> </ul>
緑化		<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の緑化に努める。</li> </ul>	
工作物 ( 電気供給又は有線電気通信のた めの電線路又は空中線の支持物)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観に配慮したものとし、できる限りまとめて少なくなるように努める。</li> </ul>	
広告物	位置・配置		<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共用地に接する境界線からは、極力後退した位置とする。</li> </ul>
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的にまとまりのある意匠とする。</li> <li>・極力小さく、個所数は少なくし、周辺の環境との調和に配慮する。</li> <li>・シンプルなデザインとなるように努める。</li> </ul>
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鮮やかな色彩は強調して使用せず、アクセント程度に使用する。</li> <li>・色彩は周辺の景観との調和に配慮する。</li> </ul>
		材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和するような材料を使用する。</li> </ul>
	その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・掲出した広告物は、その維持管理に努める。</li> </ul>
土地	土砂等の 採取	遮蔽及び 緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内及び敷地周辺の緑化に努める。</li> </ul>
		法面等 の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮する。</li> </ul>
	宅地造 成等	遮蔽及び 緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内及び敷地周辺の緑化に努める。</li> </ul>
		法面等 の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮する。</li> </ul>

## 第2部 山鹿市景観計画の体系

### 第3章 景観形成に関する行為の制限と基準

#### 6. 景観形成基準 良好な景観を維持・保全するため、下記のような基準とします。

種類		景観形成基準	
建築物 及び 工作物 ( 柵及び塀、 電気供給又は 有線電気通信 のための電線 路又は空中線 の支持物外 )	位置・配置		<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地境界線からは1.0m以上後退した位置とするように努める。(ただし、壁面後退が困難な狭小宅地を除く)</li> <li>建築物・工作物は道路に対して圧迫感が生じないように配置する。これにより、まちなみのゆとりと交通面での安全性を確保する。</li> <li>隣接する建築物・工作物相互において、沿道から見て連担性の保てる位置とする。</li> <li>交差点等角地に立地する建築物・工作物は、両方の道路から後退した位置とし、見通しをよくする。</li> </ul>
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観との調和に配慮し全体的にまとまりのある意匠・形態とする。</li> <li>建築物等に付属する屋外設備や施設は通りから見えない位置に設けるか、又は覆いをするなど露出しないように努め建築物本体及び周辺との調和に配慮する。</li> <li>電飾・屋外照明施設等は周辺との調和を乱さないものとする。ネオンサイン等は最低限とし点滅回数を少なくする。</li> </ul>
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>外壁及び屋根は遠くから目立つような原色等の使用を避け、明度、彩度ともできる限り低い暗穏色等の周辺の景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。</li> <li>同一敷地内における建築物等は色調を統一すると共に多色の使用は避けるものとする。</li> <li>電波塔については、周辺の景観との調和に配慮し、茶系を基本とする。</li> </ul>
		材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観と調和するような材料を使用し、山鹿らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。</li> <li>耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等のおこりにくいもので、周囲の町並みや自然と調和した落ち着いた材質感のものを用いるものとする。</li> </ul>
	敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内は極力緑化に努める。また、その適切な維持管理に努める。</li> <li>既存の樹木がある場合には修景に活かすように配慮する。</li> <li>できるだけ在来の樹種を選定し周辺環境に溶け込むように配慮する。特に隣地が農地の場合は低木を主体とし農地に影を落とさない程度に植樹する。</li> <li>駐車場は高木による緑化を施すと共に、通りが緑豊かな潤いのあるものとなるように敷地の周囲の緑化に努める。</li> <li>敷地面積が3000㎡を超える敷地については沿道部分を緑化し、建築物等の威圧感の低減に努める。</li> </ul>
工作物 ( 柵及び塀 )	位置		<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等の公共用地に接する境界線からは極力後退した位置とする。</li> </ul>
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観との調和に配慮する。特に宿泊施設については内部が覗けないような閉鎖的な出入口としない。</li> </ul>
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>暗穏色を基調とし、背景の緑がよく見えるような色彩とする。</li> </ul>
		材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>暗穏色の材料を使用する。</li> </ul>
緑化		<ul style="list-style-type: none"> <li>柵、塀が必要な場合は、生垣にするか前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。</li> <li>敷地の周囲、柵・塀、擁壁の前面の緑化に努める。</li> </ul>	
工作物 ( 電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物 )		<ul style="list-style-type: none"> <li>位置については周辺の景観に配慮したものとし、電線数はできる限りまとめて少なくなるように努める。</li> <li>電線の横断はできる限り少なくなるように努めると共に、直角横断となるように努める。</li> </ul>	
広告物	位置・配置		<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等の公共用地に接する敷地境界線から広告物の中心線まで1m以上後退する。</li> </ul>
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体にまとまりのある意匠とする。</li> <li>極力小さく、個所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損ねないものであること。また、その点滅速度は、努めて緩やかなものであること。</li> </ul>
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>支柱及び広告の側面は茶系とする。</li> </ul>
		材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観と調和するような材料を使用する。</li> </ul>
土地	土砂等の採取	遮蔽及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内及び敷地周辺の緑化に努め、周囲の道路等からの遮蔽に配慮する。</li> </ul>
		法面等の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>掘採後ののり面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し、すみやかな緑化に努める。</li> </ul>
	宅地造成等	遮蔽及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>区画形質の変更の方法については、周囲の景観との調和に配慮すると共に緑化に努める。</li> </ul>
		法面等の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観との調和を配慮した形態、材料とし、緑化に努める。</li> </ul>



## 特定施設届出地区

### 1. 目的

道路沿線は経済活動が活発に行われるため、派手な形や色彩の建築物や看板ができる可能性があります。これらにより山鹿市の自然豊かな景観や落ち着いた雰囲気が失われてしまうおそれがあります。そこで、派手な形や色彩になりやすい特定の建築物について届出制度を設け市と協議を行うことにより、景観への好ましくない影響を未然に防ぐことを目的としています。

### 2. 期待される効果

建物の配置は道路から後退して通りに対してゆとりをもたせる、敷地の周囲を緑化して周囲の環境に溶け込むようにする、周囲の景観と調和する色彩を選ぶ、などの項目について市と申請者が事前に協議を行います。そうすることによって、景観の質が低下しないように誘導していくことが期待されます。

### 3. 範囲

幹線道路から見える景観は、山鹿市を象徴づけるものです。そこで、移動のときに沿道空間を楽しむことができるように、特に「市外からの進入路」「市内を巡る際の幹線道路」「観光施設へのアクセス路」を対象範囲とします。具体的な範囲は右一覽に指定する路線の道路境界線から20mの範囲とします。

### 4. 届出対象行為

下記の行為については、届出を必要とします。

種類		規模	行為
建築物	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から8号のいずれかに規定する営業を行うための施設	延べ面積が10㎡超	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、撤去
	危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定する給油取扱所		
	旅館業法第2条第2項又は第3項に規定する営業を行うための施設		
	景観上重要な施設 飲食店業を営むための施設 物品販売業又は物品貸付業を営むための施設		
附帯する施設	建築物の用途に係る倉庫等の施設	延べ面積が10㎡超	新築、新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、撤去
	建築物に付け加えるもの	すべて	
	柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さが1.1m超 又は 面積が22㎡超	
広告物 (熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受ける物を除く)	はり紙、はり札、立看板、のぼり、ぼんぼり、広告網、アドバルーン及びこれらに類するもの	90日を超えて継続して掲出、表示するもの	設置、外観の変更
	上記以外の広告物	表示面積が1㎡超	

#### 特定施設の例

- ・風営法で定める施設 例：パチンコ屋、マージャン屋、ゲームセンター、ホテル 等
- ・危険物法で定める給油所 例：ガソリンスタンド
- ・旅館業法で定める施設 例：ホテル、旅館 等
- ・景観上重要な施設 例：飲食店、物品販売店 等
- ・広告物

## 第2部 山鹿市景観計画の体系

### 第3章 景観形成に関する行為の制限と基準

#### 指定する路線一覧

- ・ 国道3号
- ・ 国道325号
- ・ 国道443号

- ・ 県道9号 日田鹿本線
- ・ 県道16号 玉名山鹿線
- ・ 県道18号 菊池鹿北線の一部
- ・ 県道37号 熊本菊鹿線の一部
- ・ 県道55号 山鹿植木線
- ・ 県道195号 和仁山鹿線
- ・ 県道196号 鹿本松尾線の一部
- ・ 県道200号 畑中山鹿線の一部

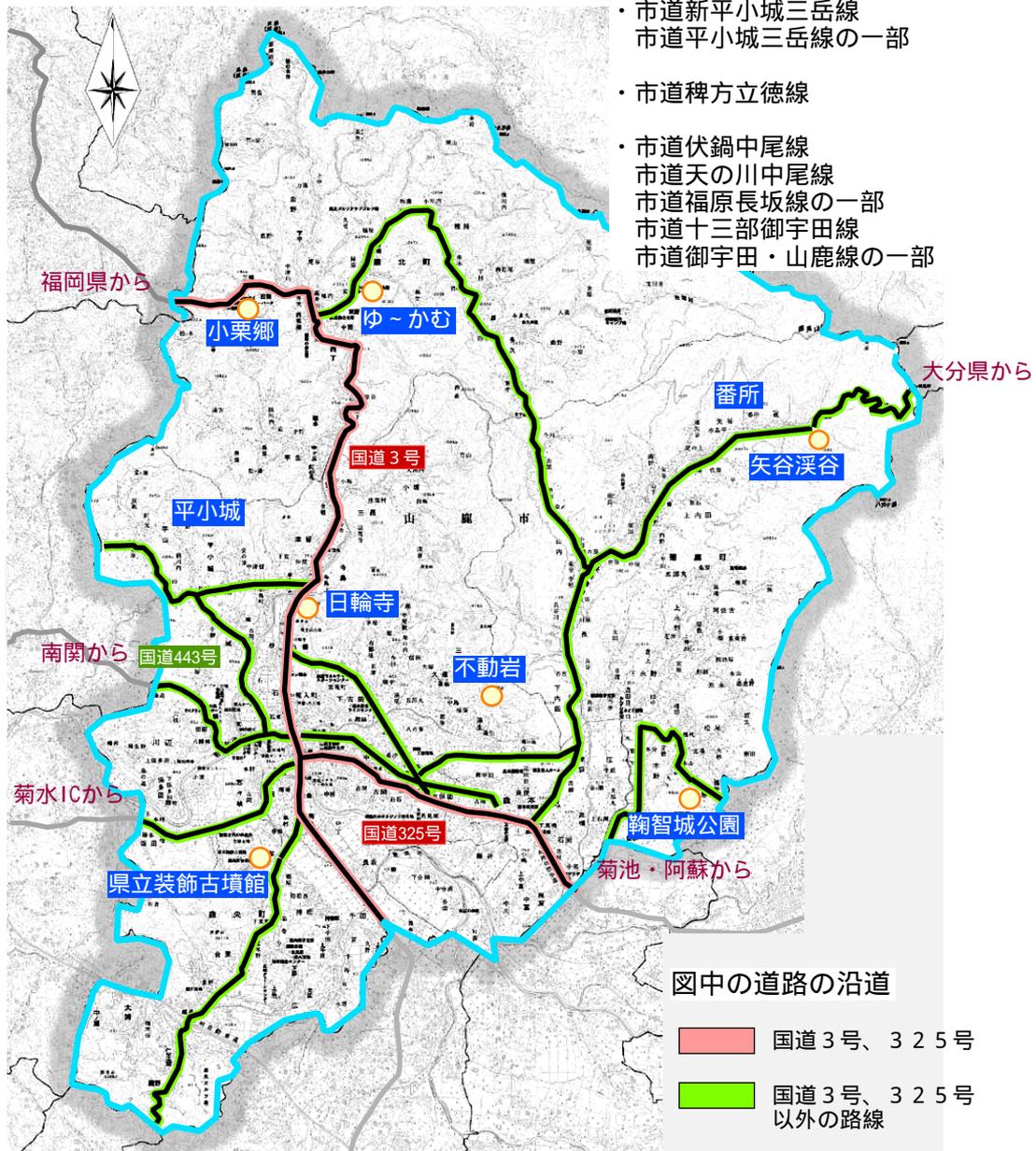
- ・ 農道東部農免道1号線の一部
- 市道杉野馬見線の一部
- 市道名塚中央線
- 市道新湧尾八ノ峰線
- 市道湧尾八ノ峰線の一部

- ・ 市道高校信田線の一部
- 市道福原長坂線の一部
- 市道吹上稲田線
- 市道湯ノ口南部線
- 市道津袋・山鹿線の一部

- ・ 市道新平小城三岳線
- 市道平小城三岳線の一部

- ・ 市道稗方立德線

- ・ 市道伏鍋中尾線
- 市道天の川中尾線
- 市道福原長坂線の一部
- 市道十三部御宇田線
- 市道御宇田・山鹿線の一部





## 特定施設届出地区

### 5. 良好な景観の形成に関する方針 より良い景観形成のために協力してほしい部分や考え方

種類		景観誘導方針		
		国道3号、325号	国道3号、325号以外	
建築物 及び 附帯する施設 (柵及び塀、 擁壁その他これ に類するもの 以外)	位置・配置		<ul style="list-style-type: none"> <li>・できる限り道路から離れた位置に建て、通りに面してゆとりのある配置とする。</li> <li>・通りの見通しを阻害しない位置に配置する。</li> <li>・沿道から見て連担性の保てる位置とする。</li> </ul>	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意匠、形態が山鹿市の自然豊かな、あるいは歴史的な情緒を感じさせる景観と調和していること。</li> <li>・夜間照明等は特に山鹿市の落ち着いた景観に調和するものとする。</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・町並みの賑わいを演出し、山鹿市の都市イメージの向上に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然や歴史を感じさせる景観と調和させ、山鹿市の都市イメージの向上に努める。</li> </ul>
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鮮やかな色彩の使用を避ける。</li> </ul>	
		材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和し、かつ持続性の高いものとする。</li> </ul>	
	敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内は緑化に努めると共に、周辺の景観と調和し町並みに潤いを与えるように配慮する。</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・町並みに潤いを付与するように努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな景観に溶け込むように配慮する。</li> </ul>
附帯する施設 (柵及び塀、 擁壁その他これ に類するもの)	位置		<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共用地に接する境界線からは、極力後退した位置とする。</li> </ul>	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和していること。</li> </ul>	
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鮮やかな色彩の使用を避ける。</li> </ul>	
		材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鮮やかな色調の材料を避ける。</li> </ul>	
緑化		<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の緑化に努める。</li> </ul>		
広告物	位置		<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは極力後退した位置とする。</li> </ul>	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的にまとまりのある意匠とする。</li> <li>・極力小さく、個所は少なくし、周辺の環境との調和に配慮する。</li> <li>・シンプルなデザインとなるように努める。</li> </ul>	
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鮮やかな色彩は強調して使用せず、アクセント程度に使用する。</li> <li>・色彩は周辺の景観との調和に配慮する。</li> </ul>	
		材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和するような材料を使用する。</li> </ul>	
	その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・掲出した広告物は、その維持管理に努める。</li> </ul>	
敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> <li>・根元周囲は緑化に努める。</li> </ul>		

## 第2部 山鹿市景観計画の体系

### 第3章 景観形成に関する行為の制限と基準

#### 6. 景観形成基準

良好な景観を維持・保全するため、下記のような基準とします。

種類		景観形成基準	
		国道3号、325号	国道3号、325号以外
建築物 及び 附帯する施設 (柵及び塀、 擁壁その他これ に類するもの 以外)	位置・配置		<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地境界線からは1.0m以上後退した位置とするように努める。(但し、壁面後退が困難な狭小宅地を除く)</li> <li>建築物・工作物は道路に対して圧迫感が生じないように配置する。これにより、まちなみのゆとりと交通面での安全性を確保する。</li> <li>隣接する建築物・工作物相互において、沿道から見て連担性の保てる位置とする。</li> <li>交差点等角地に立地する建築物・工作物は、両方の道路から後退した位置とし見通しをよくする。</li> </ul>
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観との調和に配慮し全体的にまとまりのある意匠・形態とする。</li> <li>建築物等に付属する屋外設備や施設は通りから見えない位置に設けるか又は覆いをするなど露出しないように努め、建築物本体及び周辺との調和に配慮する。</li> <li>電飾・屋外照明施設等は周辺との調和を乱さないものとする。ネオンサイン等は最低限とし点滅回数を少なくする。</li> </ul>
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>日よけテントを設置する場合は必要最低限とし、建築物と調和のとれた都市景観の形成に配慮した意匠とする。</li> <li>屋根は勾配屋根を基本とする。</li> </ul>
		材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>外壁及び屋根は、遠くから目立つような原色等の使用を避け、明度、彩度ともできる限り低い、暗穏色等の周辺の景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。</li> <li>同一敷地内における建築物等は色調を統一すると共に多色の使用は避けるものとする。</li> </ul>
	敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観と調和するような材料を使用し、山鹿らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。</li> <li>耐久性・耐候性に優れた色・はく離等のおこりにくいもので、周囲の町並みや自然と調和した落ち着いた材質感のものを用いるものとする。</li> </ul>
	敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内は極力緑化に努める。また、その適切な維持管理に努める。</li> <li>既存の樹木がある場合には修景に活かすように配慮する。</li> <li>できるだけ在来の樹種を選定し周辺環境に溶け込むように配慮する。特に隣地が農地の場合は低木を主体とし農地に影を落とさない程度に植樹する。</li> <li>駐車場は高木による緑化を施すと共に、通りが緑豊かな潤いのあるものとなるように敷地の周囲の緑化に努める。</li> </ul>
附帯する施設 (柵及び塀、 擁壁その他これ に類するもの)	位置		<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等の公共用地に接する境界線からは、極力後退した位置とする。</li> </ul>
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観との調和に配慮する。特に宿泊施設については内部が覗けないような閉鎖的な出入口としない。</li> </ul>
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>暗穏色を基調とし、背景の緑がよく見えるような色彩とする。</li> </ul>
		材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>暗穏色の材料を使用する。</li> </ul>
緑化		<ul style="list-style-type: none"> <li>柵、塀が必要な場合は、生垣にするか前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。</li> <li>敷地の周囲、柵・塀、擁壁の前面の緑化に努める。</li> </ul>	
広告物	位置		<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等の公共用地に接する敷地境界線から広告物の中心線まで1m以上後退する。</li> </ul>
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体にまとまりのある意匠とする。</li> <li>極力小さく、個所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>電飾設備を有するものにあっては、昼間においても美観を損ねないものであること。また、その点滅速度は、努めて緩やかなものであること。</li> </ul>
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>支柱及び広告の側面は茶系とする。</li> </ul>
		材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観と調和するような材料を使用する。</li> </ul>
敷地の緑化		-	



## 歴史的町並み地区

### 1. 目的

温泉町、宿場町として形成されてきたこの辺りには豊前街道を中心に今なお古い木造家屋が多く残されています。豊前街道沿道における景観形成が一定の成果を上げている今、その周りの地域にも光を当て、歴史的町並みに拡がりを持たせることが期待されています。

そこで豊前街道から分岐している小路(しゅうじ)に着目し、回遊性を確保することによりできる豊前街道沿道の歴史的町並みと一体感のある範囲で景観形成を図っていきます。

### 2. 範囲

豊前街道から分岐している小路(しゅうじ)を調査し、概ね旧状が保たれており豊前街道から回遊できる範囲、また山鹿灯籠まつりのルート等を考慮し菊池往還の一部(道路境界から両側20m)をつなぐ範囲とします。ただし、景観形成重点地区の範囲を除きます。



### 3. 良好な景観の形成に関する方針 より良い景観形成のために協力してほしい部分や考え方

種 類		景観誘導方針	
建築物 及び 工作物	位置・配置		・隣接する建築物等の壁面にできる限りそるえる。
	外観	意匠	・木造とする。 ・歴史的な町並みとの調和をはかり、景観のまとまりを保つことに配慮する。 ・屋根は勾配屋根とする。 ・シャッターは原則として用いないように努め、やむをえず設ける場合は町並みに調和した色彩のものを用いるものとする。
		規模	・建築物は木造2階建て以下とする。
		色彩	・鮮やかな色の使用を避け、伝統的な町並みに溶け込む色彩とする。
		材料	・屋根は瓦葺きとする。 ・外壁は周囲の街並みと調和した落ち着いた材質感のものを用いる。 ・外観を構成する素材に木材・竹材・漆喰・銅を活用する。 ・建具は木製を基本とし、金属製建具を用いる場合は木格子等を取付ける。
	その他	・室外機等の露出を避ける。	
敷地の緑化		・町の潤いを高めるために積極的に緑化する。	
工作物 ( 柵及び塀 )		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物が通りの壁面線から後退する場合には、景観に調和する柵若しくは塀を設ける。</li> <li>・通りに面して設ける柵・塀は町並みに調和した生垣若しくは板塀等とする。</li> <li>・コインパーキング等を設ける場合には、景観に調和する柵若しくは塀を設ける。</li> </ul>	
工作物 ( 電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物 )		・道路側にはできる限り設けないように努める。	
自動販売機	外観	位置	・建築物と一体となるように努め敷地内からはみ出して設置しないようにし、複数になる場合には乱雑にならないように配置する。
		色彩	・歴史的な町並みとの調和を図る。

#### 歴史的町並み地区独自の方針

広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用の広告物以外の営業広告は設けないように努める。</li> <li>・表示面積及び掲出数は最小限とし、素材・意匠・色彩は歴史的な町並みとの調和に努めると共に、建築物と一体感があるものとなるように看板やのれん及び軒灯等に創意工夫を施す。</li> <li>・建築物と一体のものとして掲出する場合は、壁面及び屋根の全体を覆うような大きなものを避ける。</li> <li>・掲出した広告物はその維持管理に努める。</li> </ul>
-----	--



## 菊池往還来民地区

### 1. 目的

山鹿新町として賑わってきたこの辺りには今なお在町の特徴を残した妻入り型の商家が比較的残されています。しかし、これまで目立った町並み保存や景観形成の動きがなく、このままでは貴重な町並みが今以上に欠けていくおそれがあります。

そこで町並みの維持保全を積極的に誘導していくことにより、豊前街道の歴史的町並み地区と併せて山鹿市を代表する景観形成を図っていきます。

### 2. 範囲

菊池往還沿道のうち町並みの保存状況、景観形成の効果を考慮し東西の分岐点（Y字型の交差点）の区間とし、道路境界の両側20mを範囲とします。ただし、敷地が範囲内外にわたる場合はその敷地全体を範囲とみなします。

 菊池往還来民地区  
 菊池往還



第2部 山鹿市景観計画の体系  
第3章 景観形成に関する行為の制限と基準

3. 良好な景観の形成に関する方針 より良い景観形成のために協力してほしい部分や考え方

種類		景観誘導方針	
建築物 及び 工作物	位置・配置		・隣接する建築物等の壁面にできる限りそろえる。
	外観	意匠	・屋根は妻入りとする。 ・木造とする。 ・歴史的な町並みとの調和をはかり、景観のまとまりを保つことに配慮する。 ・屋根は勾配屋根とする。 ・シャッターは原則として用いないように努め、やむをえず設ける場合は町並みに調和した色彩のものを用いるものとする。
		規模	・建築物は木造2階建て以下とする。
		色彩	・鮮やかな色の使用を避け、伝統的な町並みに溶け込む色彩とする。
		材料	・屋根は瓦葺きとする。 ・外壁は周囲の街並みと調和した落ち着いた材質感のものを用いる。 ・外観を構成する素材に木材・竹材・漆喰・銅を活用する。 ・建具は木製を基本とし、金属製建具を用いる場合は木格子等を取付ける。
	その他	・室外機等の露出を避ける。	
敷地の緑化		・町の潤いを高めるために積極的に緑化する。	
工作物 (柵及び塀)		・建築物が通りの壁面線から後退する場合には、景観に調和する柵若しくは塀を設ける。 ・通りに面して設ける柵・塀は町並みに調和した生垣若しくは板塀等とする。 ・コインパーキング等を設ける場合には、景観に調和する柵若しくは塀を設ける。	
工作物 (電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物)		・道路側にはできる限り設けないように努める。	
自動販売機	外観	位置	・建築物と一体となるように努め敷地内からはみ出して設置しないようにし、複数になる場合には乱雑にならないように配置する。
		色彩	・歴史的な町並みとの調和を図る。

菊池往還来民地区独自の方針

広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用の広告物以外の営業広告は設けないように努める。</li> <li>・表示面積及び掲出数は最小限とし、素材・意匠・色彩は歴史的な町並みとの調和に努めると共に、建築物と一体感があるものとなるように看板やのれん及び軒灯等に創意工夫を施す。</li> <li>・建築物と一体のものとして掲出する場合は、壁面及び屋根の全体を覆うような大きなものを避ける。</li> <li>・掲出した広告物はその維持管理に努める。</li> </ul>
-----	--



## 鞠智城公園周辺地区

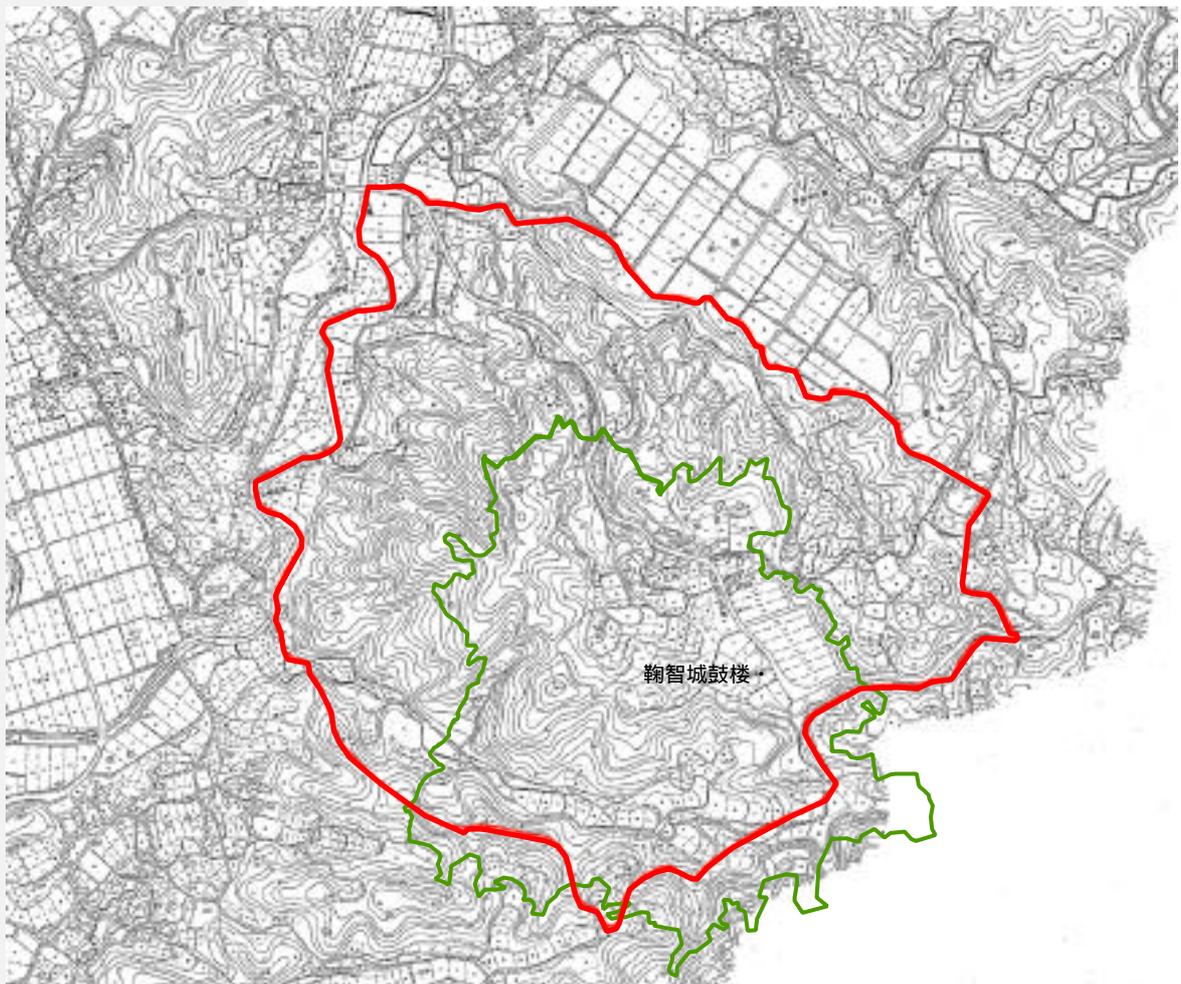
### 1. 目的

朝鮮式の古代山城として全国的にも稀少価値のある鞠智城跡とそこから望見される広範囲の眺望は山鹿を代表する景観です。今のところ目立った開発行為等は見られませんが、今後もこの優れた景観の維持保全を積極的に誘導していくことにより、周辺に広がる農地・集落と併せて一体的な景観形成を図っていきます。

### 2. 範囲

鞠智城周辺の地形を分析し、史跡を包含する古代山城と考えられる地域を範囲とします。

 鞠智城公園周辺地区  
 国史跡の範囲



第2部 山鹿市景観計画の体系  
第3章 景観形成に関する行為の制限と基準

3. 届出対象行為 下記の行為については、届出を必要とします。

種類		規模	行為
建築物		延べ面積が10㎡超	新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若 しくは模様替又は色彩の変更
工作物	柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さが1.1m超 又は 面積が22㎡超	新設、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若 しくは模様替又は色彩の変更
	記念塔、電波塔、物見塔 その他これらに類するもの	高さが5m超	
	煙突		
	高架水槽		
	鉄筋コンクリート造りの 柱、金属製の柱又は合成 樹脂製の柱 (次欄に掲げるものに供 される柱を除く。)		
	電気供給又は有線電気 通信のための電線路又 は空中線の支持物	高さが10m超	
	観覧車、飛行塔、コー スター、ウォーター シュート、メリーゴー ランドその他これらに 類する遊戯施設	高さが5m超 又は 築造面積が10㎡超	
	アスファルトプラント、 コンクリートプラント、 クラッシャープラントそ の他これらに類する製造 施設		
	石油、ガス、液化石油 ガス、穀物、飼料等を 貯蔵又は加工する施設		
	自動車等の収納の用途 に供する立体的な施設		
汚物処理施設、ごみ処 理施設その他の処理施 設			
自動販売機	すべて	設置	
屋外における土石、廃棄物、再生資 源その他の物件	高さが1.5m超	堆積	



## 鞠智城公園周辺地区

### 4. 良好な景観の形成に関する方針 より良い景観形成のために協力してほしい部分や考え方

種類		景観誘導方針	
建築物 及び 工作物	位置・配置		・敷地内における建築物及び工作物の規模及び位置等を考慮し、釣り合いのとれた配置とする。（農家の家屋の配置型式を継承する）
	外観	意匠	・一般的な木造家屋とするものとし、突出した大きさを感じさせるものとしめない。（周囲の家屋群になじむ大きさとする） ・屋根は勾配屋根とする。
		規模	・建築物は木造2階建て以下とする。（ただし、公益的施設を除く）
		色彩	・鮮やかな色彩の使用を避ける。
	材料	・屋根は瓦葺きとする。 ・外観を構成する素材に木材・竹材・漆喰などを活用し、トタンやスレート、プラスチック系の現代的な建材は極力その使用を避ける。	
敷地の緑化		・建築物等が緑豊かな自然景観に溶け込むように配慮する。	
工作物 (柵及び塀)		・柵及び塀は自然景観に調和した生垣や板塀等とする。また、できる限り周辺で産出する材料を使用する。	
工作物 (電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物)		・電線数はできる限りまとめて少なくなるように努める。 ・電線の横断はできる限り少なくなるように努める。	
自動販売機	外観	位置	・乱雑にならないように配置する。
		色彩	・自然景観との調和を図る。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件		・屋外における長期の堆積を行わないように努める。	

#### 鞠智城公園周辺地区独自の方針

独自の景観形成	・史跡に近い田は古代米を作付けするなど、古代を連想させる景観形成に積極的に取り組む。
広告物	・できるかぎり自然素材を用いて作製するものとする。 ・広告物の意匠には鮮やかな色の使用を避け、支柱及び広告の側面は茶系に塗ることとする。 ・広告物の地色は濃い茶系とし、文字を白抜きするスタイルをベースとする。 ・広告物は極力面積を抑え、自然景観を阻害しないよう配慮する。 ・掲出した広告物はその維持管理に努める。

第2部 山鹿市景観計画の体系  
第3章 景観形成に関する行為の制限と基準

5. 景観形成基準 良好な景観を維持・保全するため、下記のような基準とします。

種類		景観形成基準																			
建築物 及び 工作物	位置・配置	—																			
	外観	意匠	—																		
		規模	・建築物の最高高さは13m以下とする。(ただし公益的施設を除く)																		
		色彩	・マンセル値で示した次の表を基本とする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>色 相</th> <th>明 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根及び庇</td> <td>N</td> <td>1.0~6.5</td> </tr> <tr> <td>外壁</td> <td>N</td> <td>2.0~9.5</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>N</td> <td>1.0~3.0</td> </tr> </tbody> </table>	場 所	色 相	明 度	屋根及び庇	N	1.0~6.5	外壁	N	2.0~9.5	建具	N	1.0~3.0						
			場 所	色 相	明 度																
	屋根及び庇	N	1.0~6.5																		
外壁	N	2.0~9.5																			
建具	N	1.0~3.0																			
・有彩色を使用する場合は、次の表に示すマンセル値の範囲とする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋根及び庇、 外壁、 他の部位</td> <td>R・YR系</td> <td>9.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY・G・BG・B・ PB・P・RP系</td> <td>9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建具</td> <td>R・YR系</td> <td>9.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> </tbody> </table>	場 所	色 相	明 度	彩 度	屋根及び庇、 外壁、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下	Y系	9.0以下	4.0以下	GY・G・BG・B・ PB・P・RP系	9.0以下	2.0以下	建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下	Y系	9.0以下	4.0以下
場 所	色 相	明 度	彩 度																		
屋根及び庇、 外壁、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下																		
	Y系	9.0以下	4.0以下																		
	GY・G・BG・B・ PB・P・RP系	9.0以下	2.0以下																		
建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下																		
	Y系	9.0以下	4.0以下																		
材料	—																				
敷地の緑化	・敷地内は積極的に緑化する。																				
自動販売機	外観	位置	・複数になる場合は乱雑にならないように配置する。																		
		色彩	・側面を木目調のシールや塗装などして目立たないように工夫する。																		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件		・30日以上堆積は行わない。30日以上堆積する場合には茶色、緑色等の落ち着いた色彩の囲いで覆う。																			



## 菊池川周辺地区

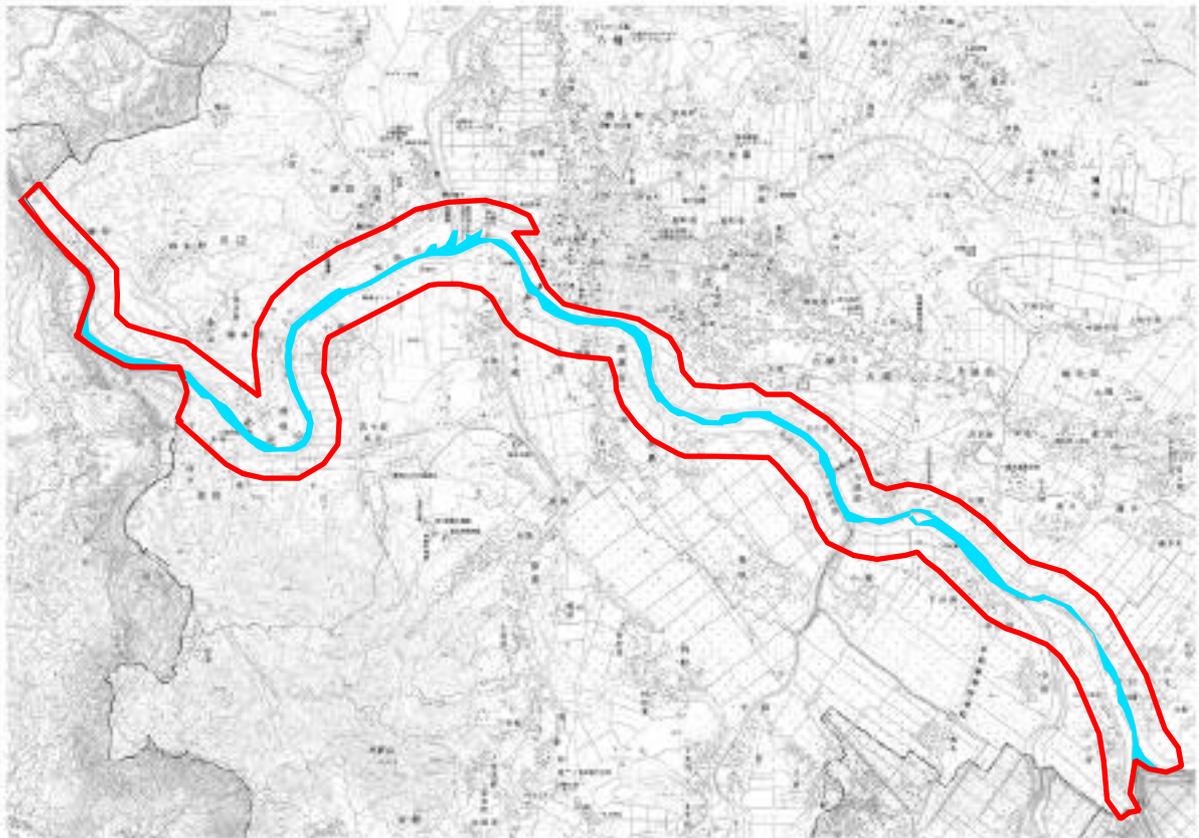
### 1. 目的

豊かな自然に囲まれ川の流れに沿い移ろいゆく菊池川の景観と堤防から望見される雄大な山並みは山鹿を代表する景観です。今のところ目立った開発行為等は見られませんが、今後もこの優れた景観の維持保全を積極的に誘導していくことにより、周辺に広がる農地・集落と併せて一体的な景観形成を図っていきます。

### 2. 範囲

菊池川河川敷の境界から両側200mを範囲とします。ただし、都市計画により用途地域に指定されている部分を除きます。

-  菊池川周辺地区  
(山鹿都市計画区域内で用途地域の指定をしている部分を除く)
-  菊池川



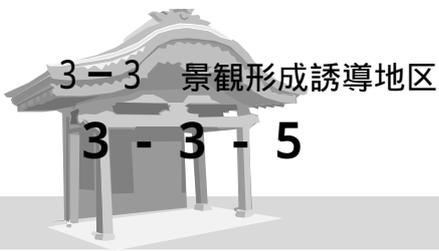
第2部 山鹿市景観計画の体系  
第3章 景観形成に関する行為の制限と基準

3. 良好な景観の形成に関する方針 より良い景観形成のために協力してほしい部分や考え方

種類		景観誘導方針	
建築物 及び 工作物	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できる限り道路から離れた位置に建て、通りに面してゆとりのある配置とする。</li> <li>・敷地内における建築物および工作物の規模および位置等を考慮し釣り合いのとれた配置とする。</li> </ul>	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な木造家屋とするものとし突出した大きさを感じさせるものとしなない。(周囲の家屋群になじむ大きさとする)</li> <li>・屋根は勾配屋根とする。</li> </ul>
		規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物は木造2階建て以下とする。(ただし、公益的施設を除く)</li> </ul>
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鮮やかな色彩の使用を避ける。</li> </ul>
		材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外観を構成する素材に木材・竹材・漆喰などを活用し、トタンやスレート、プラスチック系の現代的な建材は極力その使用を避ける。</li> </ul>
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等が緑豊かな自然景観に溶け込むように配慮する。</li> </ul>	
工作物 (柵及び塀)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・柵及び塀は自然景観に調和した生垣や板塀等とする。また、できる限り周辺で産出する材料を使用する。</li> </ul>	
工作物 (電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・電線数はできる限りまとめて少なくなるように努める。</li> <li>・電線の横断はできる限り少なくなるように努める。</li> </ul>	
自動販売機	外観	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乱雑にならないように配置する。</li> </ul>
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然景観との調和を図る。</li> </ul>
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件		<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外における長期の堆積を行わないように努める。</li> </ul>	

菊池川周辺地区独自の方針

独自の景観形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・菊池川に廃棄物を投棄しない。</li> <li>・菊池川から望見される位置にある水門等の農業施設等については、原色の使用を避け彩度の低い色彩とする。</li> </ul>
広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告物の意匠には鮮やかな色の使用を避け、支柱及び広告の側面は茶系に塗ることとする。</li> <li>・広告物の地色は濃い茶系とし、文字を白抜きするスタイルをベースとする。</li> <li>・広告物は極力面積を抑え、自然景観を阻害しないよう配慮する。</li> <li>・菊池川の堤防に向けての掲出を控える。</li> <li>・掲出した広告物はその維持管理に努める。</li> </ul>



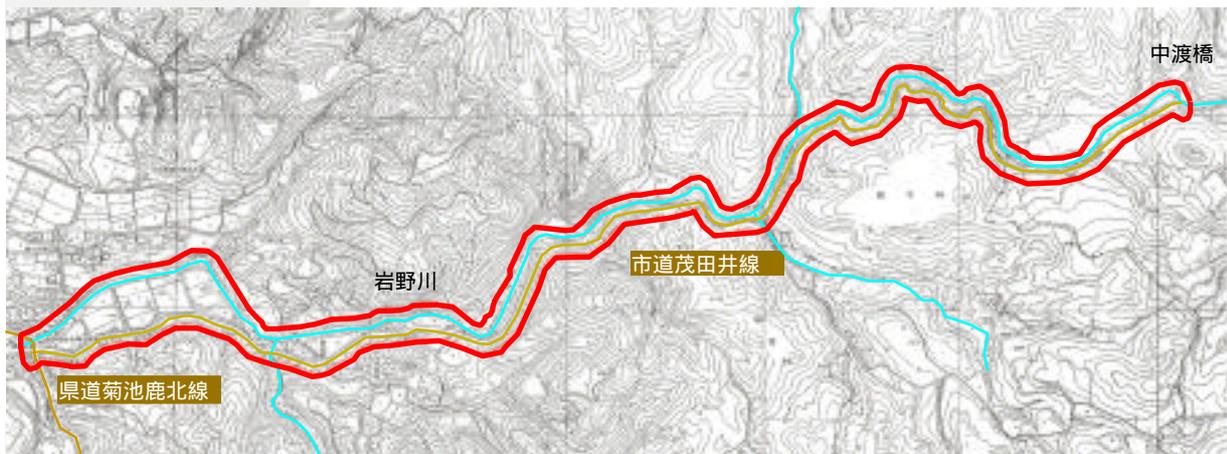
## 岳間地区

### 1. 目的

岩野川上流の岳間渓谷は夏の避暑地として知名度が高く、そこに至るルートも森林に囲まれ、豊かな自然景観を有しています。今のところ目立った開発行為等は見られませんが、今後もこの優れた景観の維持保全を積極的に誘導していくことにより、渓谷と沿道が一体的となった景観形成を図っていきます。

### 2. 範囲

岩野川を中心に岳間渓谷上流の中渡橋より県道菊池鹿北線との交差点部を東西の区間とし、北を岩野川右岸から20m、南を市道茂田井線の道路境界から20mを範囲とします。ただし、敷地が範囲内外にわたる場合はその敷地全体を範囲とみなします。



第2部 山鹿市景観計画の体系  
第3章 景観形成に関する行為の制限と基準

3. 良好な景観の形成に関する方針 より良い景観形成のために協力してほしい部分や考え方

種類		景観誘導方針	
建築物 及び 工作物	位置・配置		・できる限り道路から離れた位置に建て、通りに面してゆとりのある配置とする。
	外観	意匠	・一般的な木造家屋とするものとし、突出した大きさを感じさせるものとししない。(周囲の家屋群になじむ大きさとする) ・屋根は勾配屋根とする。
		規模	・建築物は木造2階建て以下とする。(ただし、公益的施設を除く)
		色彩	・鮮やかな色彩の使用を避ける。
	材料	・屋根は瓦葺きとする。 ・外観を構成する素材に木材・竹材・漆喰などを活用し、トタンやスレート、プラスチック系の現代的な建材は極力その使用を避ける。	
敷地の緑化		・建築物等が緑豊かな自然景観に溶け込むように配慮する。	
工作物 (柵及び塀)		・柵及び塀は自然景観に調和した生垣や板塀等とする。また、できる限り周辺で産出する材料を使用する。	
工作物 (電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物)		・電線数はできる限りまとめて少なくなるように努める。 ・電線の横断はできる限り少なくなるように努める。	
自動販売機	外観	位置	・乱雑にならないように配置する。
		色彩	・自然景観との調和を図る。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件		・屋外における長期の堆積を行わないように努める。	

岳間地区独自の方針

独自の景観形成	・護岸等の工事の際には自然石を用い自然豊かな景観に溶け込むように配慮する。 ・岳間溪谷への沿道では不法投棄を誘うような物陰となる空間を作らない。
広告物	・広告物の意匠には鮮やかな色の使用を避け、支柱及び広告の側面は茶系に塗ることとする。 ・広告物の地色は濃い茶系とし、文字を白抜きするスタイルをベースとする。 ・広告物は極力面積を抑え、自然景観を阻害しないように配慮する。 ・広告物を道路の分岐点に掲出する場合は道標程度とする。 ・掲出した広告物はその維持管理に努める。



## 平小城地区

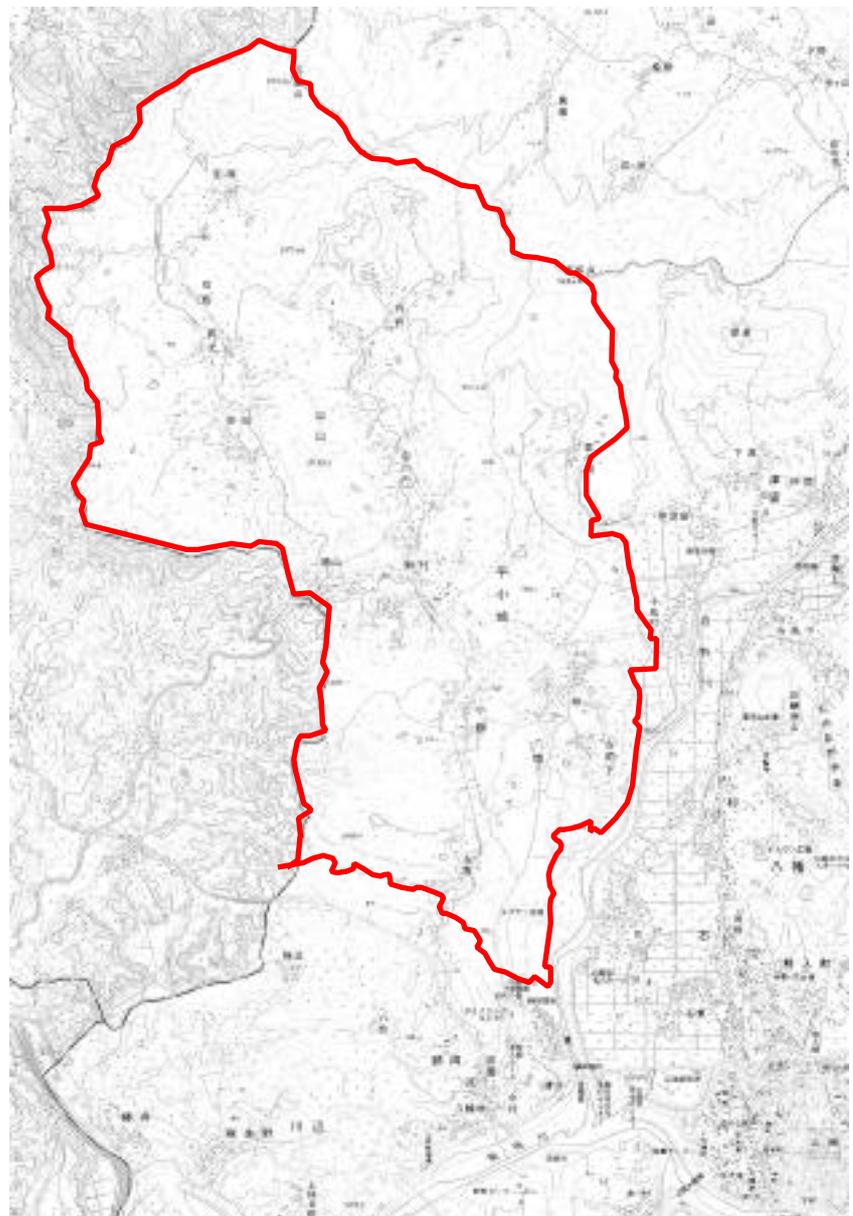
### 1. 目的

起伏に富んだ地形に起因する独特な自然景観の中に平山温泉、チブサン古墳といった山鹿を代表する観光スポットが点在する地域であることから、地域では来訪者を見込んだ施設等が増え良好な景観が失われることへの危惧があり、自主的な地域活動が行われてきました。今後もこの活動を積極的に支援し、地域と自然、経済活動が共存する景観形成を図っていきます。

### 2. 範囲

これまでの地域活動の実績及び地域のつながりを考慮し、平小城校区全体を範囲とします。

 平小城地区



3. 届出対象行為 下記の行為については、届出を必要とします。

種類		規模	行為
建築物		延べ面積が10㎡超	新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若 しくは模様替又は色彩の変更
工作物	柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さが1.1m超 又は 面積が22㎡超	新設、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若 しくは模様替又は色彩の変更
	記念塔、電波塔、物見塔 その他これらに類するもの	高さが5m超	
	煙突		
	高架水槽		
	鉄筋コンクリート造りの 柱、金属製の柱又は合成 樹脂製の柱 (次欄に掲げるものに供 される柱を除く。)		
	電気供給又は有線電気 通信のための電線路又 は空中線の支持物	高さが10m超	
	観覧車、飛行塔、コー スター、ウォーター シュート、メリーゴー ランドその他これらに 類する遊戯施設	高さが5m超 又は 築造面積が10㎡超	
	アスファルトプラント、 コンクリートプラント、 クラッシャープラントそ の他これらに類する製造 施設		
	石油、ガス、液化石油 ガス、穀物、飼料等を 貯蔵又は加工する施設		
	自動車等の収納の用途 に供する立体的な施設		
汚物処理施設、ごみ処 理施設その他の処理施 設			
自動販売機	すべて	設置	



4. 良好な景観の形成に関する方針 より良い景観形成のために協力してほしい部分や考え方

種類		景観誘導方針	
建築物 及び 工作物	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できる限り道路から離れた位置に建て、通りに面してゆとりのある配置とする。</li> <li>・敷地内における建築物および工作物の規模および位置等を考慮し釣り合いのとれた配置とする。（農家型の家屋の配置型式を継承するものとする）</li> </ul>	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的な木造家屋とするものとし突出した大きさを感じさせるものとししない。（周囲の家屋群になじむ大きさとする）</li> <li>・屋根は勾配屋根とする</li> </ul>
		規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物は木造2階建て以下とする。（ただし、温泉施設・公益的施設を除く）</li> </ul>
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鮮やかな色彩の使用を避ける。</li> </ul>
	材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外観を構成する素材に木材・竹材・漆喰などを活用し、トタンやスレート、プラスチック系の現代的な建材は極力その使用を避ける。</li> </ul>	
敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等が緑豊かな自然景観に溶け込むように配慮する。</li> </ul>	
工作物 (柵及び塀)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・柵及び塀は自然景観に調和した生垣や板塀等とする。また、できる限り周辺で産出する材料を使用する。</li> </ul>	
工作物 (電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・電線数はできる限りまとめて少なくなるように努める。</li> <li>・電線の横断はできる限り少なくなるように努める。</li> </ul>	
自動販売機	外観	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乱雑にならないように配置する。</li> </ul>
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然景観との調和を図る。</li> </ul>

平小城地区独自の方針

独自の景観形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神社や洗い場等の共有施設について、その維持保全に努める。</li> <li>・ガードレール等の沿道の諸施設は安全上支障がなければ焦げ茶色とする。</li> <li>・空き地の雑草、樹木の手入れが行き届くように配慮する。</li> </ul>
広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告物の意匠には鮮やかな色の使用を避け、支柱及び広告の側面は茶系に塗ることとする。</li> <li>・広告物の地色は濃い茶系とし、文字を白抜きするスタイルをベースとする。</li> <li>・広告物は極力面積を抑え、自然景観を阻害しないよう配慮する。</li> <li>・南部の古墳群への誘導サインは、自然素材を用いて作成し、チブサン古墳内部の色調を引用するものとする。</li> <li>・掲出した広告物はその維持管理に努める。</li> </ul>

第2部 山鹿市景観計画の体系  
第3章 景観形成に関する行為の制限と基準

5. 景観形成基準 良好な景観を維持・保全するために、下記のような基準とします。

種類		景観形成基準																			
建築物 及び 工作物	位置・配置		—																		
	外観	意匠	—																		
		規模	・建築物の最高高さは13m以下とする。(ただし温泉施設・公益的施設を除く)																		
		色彩	・マンセル値で示した次の表を基本とする。																		
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>色 相</th> <th>明 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根及び庇</td> <td>N</td> <td>1.0~6.5</td> </tr> <tr> <td>外壁</td> <td>N</td> <td>2.0~9.5</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>N</td> <td>1.0~3.0</td> </tr> </tbody> </table>	場 所	色 相	明 度	屋根及び庇	N	1.0~6.5	外壁	N	2.0~9.5	建具	N	1.0~3.0						
	場 所	色 相	明 度																		
屋根及び庇	N	1.0~6.5																			
外壁	N	2.0~9.5																			
建具	N	1.0~3.0																			
・有彩色を使用する場合は、次の表に示すマンセル値の範囲とする。																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋根及び庇、 外壁、 他の部位</td> <td>R・YR系</td> <td>9.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY・G・BG・B・ PB・P・RP系</td> <td>9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建具</td> <td>R・YR系</td> <td>9.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> </tbody> </table>	場 所	色 相	明 度	彩 度	屋根及び庇、 外壁、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下	Y系	9.0以下	4.0以下	GY・G・BG・B・ PB・P・RP系	9.0以下	2.0以下	建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下	Y系	9.0以下	4.0以下
場 所	色 相	明 度	彩 度																		
屋根及び庇、 外壁、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下																		
	Y系	9.0以下	4.0以下																		
	GY・G・BG・B・ PB・P・RP系	9.0以下	2.0以下																		
建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下																		
	Y系	9.0以下	4.0以下																		
・ただし、着色していない木材やガラス等の素材色は除く。																					
材料	—																				
敷地の緑化		・敷地内は積極的に緑化する。																			
自動販売機	外観	位置	・複数になる場合は乱雑にならないように配置する。																		
		色彩	・側面を木目調のシールや塗装などして目立たないように工夫する。																		



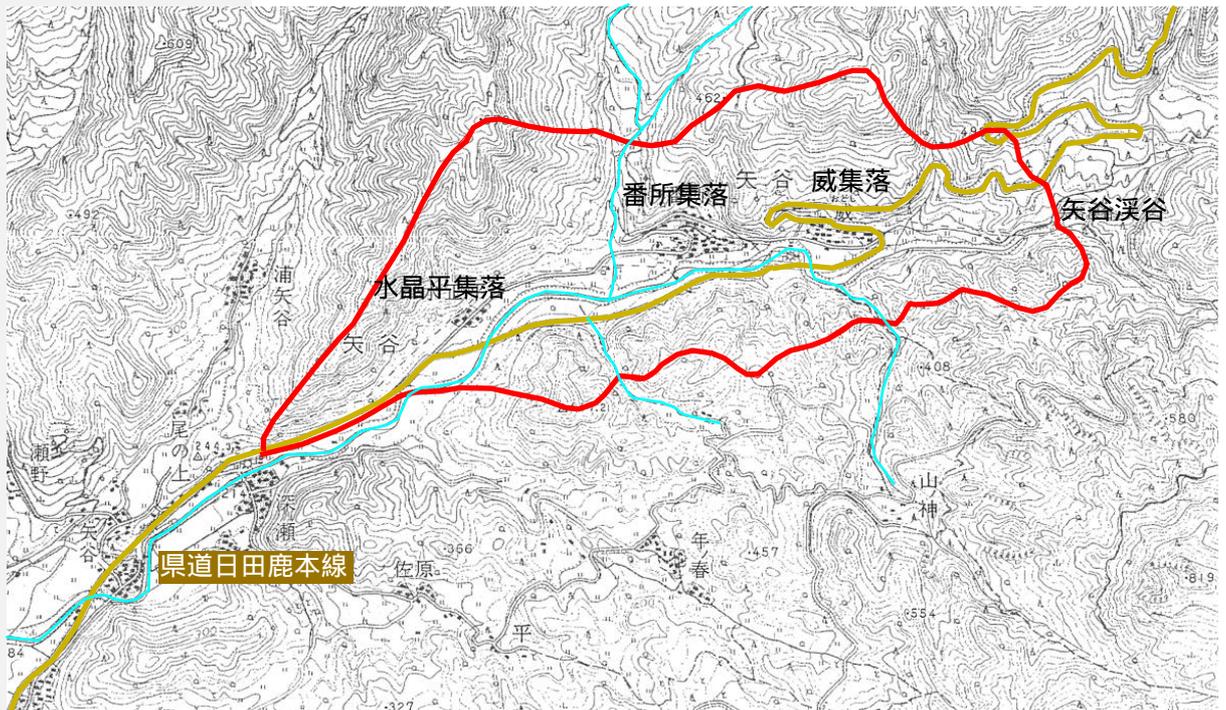
## 番所地区

### 1. 目的

急峻な山の斜面に沿って形成された家々は群れとして美しい構成美を見せ、地域には神社や石垣、石の水路、棚田など人々の暮らしの中で形成されてきた景観が数多くあります。今後もこの優れた景観の維持保全を積極的に誘導していくことにより、長い年月をかけ形成されてきた良好な景観を後世に引き継いでいきます。

### 2. 範囲

県道日田鹿本線を中心に矢谷溪谷より水晶平集落の入り口部を東西の区間とし、県道から望見できる山々に囲まれた区域に加えて、棚田の保全地区を範囲とします。



第2部 山鹿市景観計画の体系  
第3章 景観形成に関する行為の制限と基準

3. 届出対象行為 下記の行為については、届出を必要とします。

種類		規模	行為
建築物		延べ面積が10㎡超	新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若 しくは模様替又は色彩の変更
工作物	柵、塀、擁壁その他これ らに類するもの	高さが1.1m超 又は 面積が22㎡超	新設、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若 しくは模様替又は色彩の変更
	記念塔、電波塔、物見塔 その他これらに類するもの	高さが5m超	
	煙突		
	高架水槽		
	鉄筋コンクリート造りの 柱、金属製の柱又は合成 樹脂製の柱 (次欄に掲げるものに供 される柱を除く。)		
	電気供給又は有線電気 通信のための電線路又 は空中線の支持物	高さが10m超	
	観覧車、飛行塔、コー スター、ウォーター シュート、メリーゴー ランドその他これらに 類する遊戯施設	高さが5m超 又は 築造面積が10㎡超	
	アスファルトプラント、 コンクリートプラント、 クラッシャープラントそ の他これらに類する製造 施設		
	石油、ガス、液化石油 ガス、穀物、飼料等を 貯蔵又は加工する施設		
	自動車等の収納の用途 に供する立体的な施設		
汚物処理施設、ごみ処 理施設その他の処理施 設			
自動販売機	すべて	設置	



4. 良好な景観の形成に関する方針 より良い景観形成のために協力してほしい部分や考え方

種類		景観誘導方針	
建築物 及び 工作物	位置・配置	・できる限り道路から離れた位置に建て、通りに面してゆとりのある配置とする。	
	外観	意匠	・山の斜面に平行な勾配の切妻若しくは入母屋形式の木造家屋とするものとし、突出した大きさを感じさせるものとし、ない。（周囲の家屋群になじむ大きさとする）
		規模	・建築物は木造2階建て以下とする。（ただし公益的施設を除く）
		色彩	・鮮やかな色彩の使用を避ける。
	材料	・外観を構成する素材に木材・竹材・漆喰などを活用し、トタンやスレート、プラスチック系の現代的な建材は極力その使用を避ける。	
敷地の緑化		・建築物等が緑豊かな自然景観に溶け込むように配慮する。	
工作物 （柵及び塀）		・柵及び塀は自然景観に調和した生垣や板塀等とする。また、できる限り周辺で産出する材料を使用する。	
工作物 （電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物）		・電線数はできる限りまとめて少なくなるように努める。 ・電線の横断はできる限り少なくなるように努める。	
自動販売機	外観	位置	・乱雑にならないように配置する。
		色彩	・自然景観との調和を図る。

番所地区独自の方針

独自の景観形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柵田や神社等の維持保全に努める。</li> <li>・集落内や柵田の石垣は自然石空積みとするように努める。</li> </ul>
広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告物の意匠には鮮やかな色の使用を避け、支柱及び広告の側面は茶系に塗ることとする。</li> <li>・広告物の地色は濃い茶系とし、文字を白抜きするスタイルをベースとする。</li> <li>・広告物は極力面積を抑え、自然景観を阻害しないように配慮する。</li> <li>・掲出した広告物はその維持管理に努める。</li> </ul>

第2部 山鹿市景観計画の体系  
第3章 景観形成に関する行為の制限と基準

5. 景観形成基準 良好な景観を維持・保全するために、下記のような基準とします。

種類		景観形成基準																				
建築物 及び 工作物	位置・配置	—																				
	外観	意匠	—																			
		規模	・建築物の最高高さは13m以下とする。(ただし公益的施設を除く)																			
		色彩	・マンセル値で示した次の表を基本とする。																			
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>色 相</th> <th>明 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根及び庇</td> <td>N</td> <td>1.0~6.5</td> </tr> <tr> <td>外壁</td> <td>N</td> <td>2.0~9.5</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>N</td> <td>1.0~3.0</td> </tr> </tbody> </table>		場 所	色 相	明 度	屋根及び庇	N	1.0~6.5	外壁	N	2.0~9.5	建具	N	1.0~3.0						
	場 所	色 相	明 度																			
屋根及び庇	N	1.0~6.5																				
外壁	N	2.0~9.5																				
建具	N	1.0~3.0																				
材料	・有彩色を使用する場合は、次の表に示すマンセル値の範囲とする。																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋根及び庇、 外壁、 他の部位</td> <td>R・YR系</td> <td>9.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY・G・BG・B・ PB・P・RP系</td> <td>9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建具</td> <td>R・YR系</td> <td>9.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> </tbody> </table>		場 所	色 相	明 度	彩 度	屋根及び庇、 外壁、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下	Y系	9.0以下	4.0以下	GY・G・BG・B・ PB・P・RP系	9.0以下	2.0以下	建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下	Y系	9.0以下
場 所	色 相	明 度	彩 度																			
屋根及び庇、 外壁、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下																			
	Y系	9.0以下	4.0以下																			
	GY・G・BG・B・ PB・P・RP系	9.0以下	2.0以下																			
建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下																			
	Y系	9.0以下	4.0以下																			
敷地の緑化	・敷地内は積極的に緑化する。																					
自動販売機	外観	位置	・複数になる場合は乱雑にならないように配置する。																			
		色彩	・側面を木目調のシールや塗装などして目立たないように工夫する。																			

## 豊前街道山鹿地区

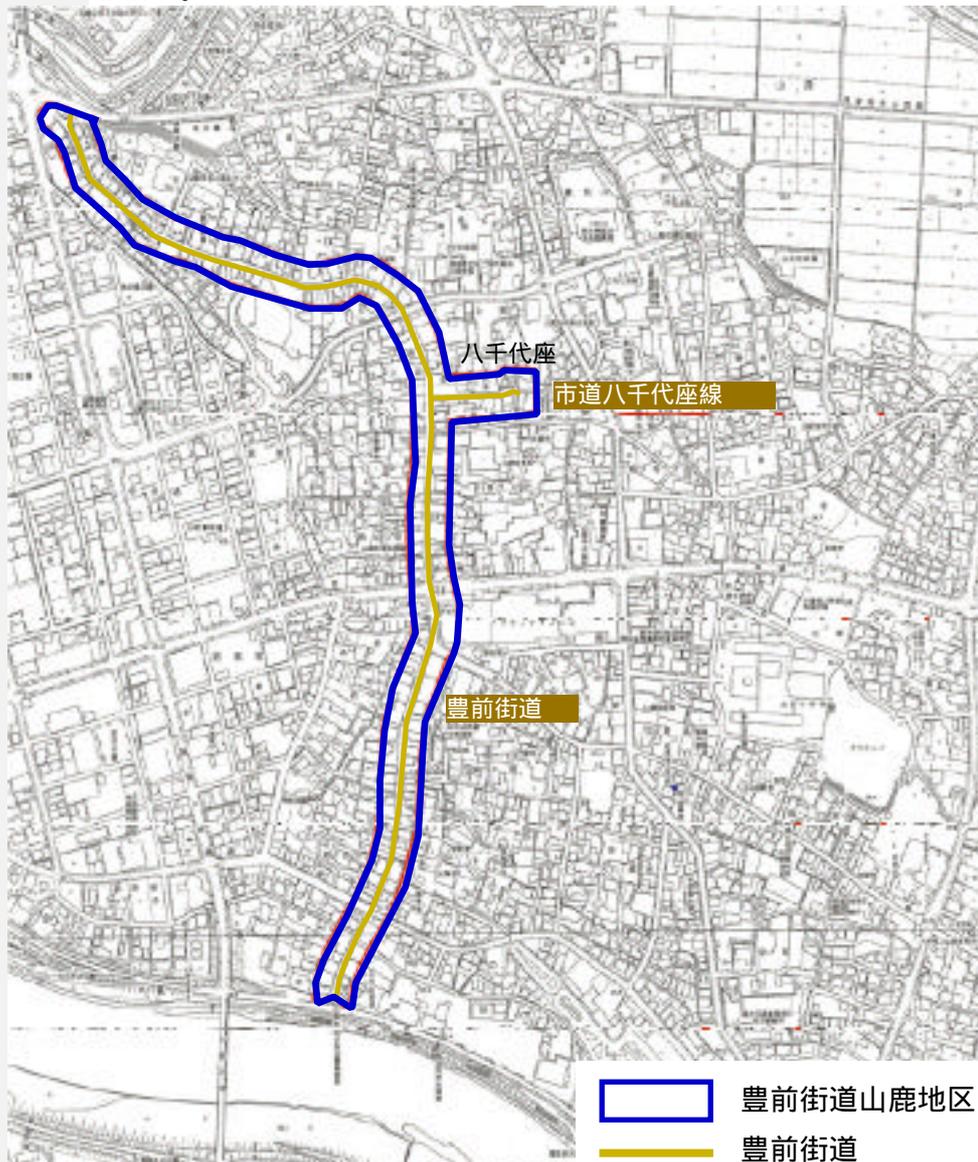
### 1. 目的

これまでの取組みにより八千代座を核とした町並みに連続性が生まれつつあり多くの人に認知されようとしています。しかしながら町並みの中には歴史的建造物の老朽化や未修景の建築物等も目立つことから、引き続き商人町として栄えた時代の情緒を今に伝える都市空間として、歴史的町並み地区と共に一体感のある景観形成を図っていく必要があります。

そこで沿道空間においては、江戸末期から昭和初期の建築様式の参照と山鹿の素材・技術の活用を積極的に誘導していくことにより、山鹿を代表する景観となるよう重点的に取り組んでいきます。

### 2. 範囲

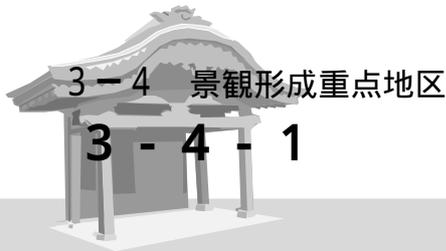
豊前街道を中心に菊池川より国道3号との交差点部を南北の区間とし、豊前街道の道路境界から両側20mと豊前街道から八千代座までの市道八千代座線の道路境界から両側20mを範囲とします。ただし、敷地が範囲内外にわたる場合はその敷地全体を範囲とみなします。



第2部 山鹿市景観計画の体系  
第3章 景観形成に関する行為の制限と基準

3. 届出対象行為 下記の行為については、届出を必要とします。

種類		規模	行為
建築物		延べ面積が10㎡超	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、撤去
工作物	柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さが1.1m超 又は 面積が22㎡超	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、撤去
	記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの	高さが5m超	
	煙突		
	高架水槽		
	鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱 (次欄に掲げるものに供される柱を除く。)		
	電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	高さが10m超	
	観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設	高さが5m超 又は 築造面積が10㎡超	
	アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設		
	石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は加工する施設		
	自動車等の収納の用途に供する立体的な施設		
汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設			
広告物 (熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受ける物を除く)	はり紙、はり札、立看板、のぼり、ぼんぼり、広告網、アドバルーン及びこれらに類するもの	90日を超えて継続して掲出、表示するもの	設置と外観の変更
	上記以外の広告物	表示面積が1㎡超	
自動販売機		すべて	設置



4. 良好な景観の形成に関する方針 より良い景観形成のために協力してほしい部分や考え方

種類		景観誘導方針		
建築物 及び 工作物	位置・配置	・隣接する建築物等の壁面にできる限りそるえる。		
		意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造とする。</li> <li>・歴史的な町並みとの調和を図り、景観のまとまりを保つことに配慮する。</li> <li>・江戸末期～大正年間に建てられた建築物の様式を参考とし、そのデザインを判りやすく継承したものとする。また、古い建築物で、痕跡調査等により旧状が確認できるものについては、可能な限りの復原を図るものとする。</li> <li>・日よけテントは原則として設けない。やむをえず設ける場合は、歴史的なたたずまいに調和するように努める。</li> <li>・ガレージを設ける場合は、その意匠、形態と外構部の素材に留意し外壁に調和した工夫を行う。</li> <li>・シャッターは原則として用いないように努め、やむをえず設ける場合は町並みに調和した色彩のものをを用いるものとする。</li> </ul>	
	外観	規模	・建築物は木造2階建て以下とする。	
		色彩	・鮮やかな色の使用を避け、伝統的な町並みに溶け込む色彩とする。	
		材料	・周辺の景観と調和するような材料を使用し、山鹿らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。	
	その他	・室外機等の露出を避ける。		
敷地の緑化	・町の潤いを高めるために積極的に緑化する。			
工作物 (柵及び塀)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物が通りの壁面線から後退する場合には、景観に調和する柵若しくは塀を設ける。</li> <li>・通りに面して設ける柵・塀は町並みに調和した生垣若しくは板塀等とする。</li> <li>・コインパーキング等を設ける場合には、景観に調和する柵若しくは塀を設ける。</li> </ul>			
工作物 (電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物)	・道路側にはできる限り設けないように努める。			
広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用の広告物以外の営業広告は設けないように努める。</li> <li>・表示面積及び掲出数は最小限とし、素材・意匠・色彩は歴史的な町並みとの調和に努めると共に、建築物と一体感があるものとなるように、看板やのれん及び軒灯等に創意工夫を施す。</li> <li>・建築物と一体のものとして掲出する場合は、壁面及び屋根の全体を覆うような大きなものを避ける。</li> <li>・木製を原則とするが、地が透けて町並み景観を阻害しないものであればその他の素材でも可とする。</li> <li>・現代的な電飾や映像等による広告の掲出を控える。</li> <li>・掲出した広告物はその維持管理に努める。</li> </ul>			
自動販売機	外観	位置	・建築物と一体となるように努め、敷地内からはみ出して設置しないようにし、複数になる場合には乱雑にならないように配置する。	
		色彩	・歴史的な町並みとの調和を図る。	

第2部 山鹿市景観計画の体系  
第3章 景観形成に関する行為の制限と基準

5. 景観形成基準 良好な景観を維持・保全するため、下記のような基準とします。

種類		景観形成基準																																																	
建築物 及び 工作物	位置・配置	・隣接する建築物等の壁面にできる限りそろえる。																																																	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の家屋と軒先をできる限りそろえる。</li> <li>・1階には周囲の建築物と近似した高さに庇を設ける。</li> <li>・屋根は勾配屋根とする。（市が洋風建築物として認めるものを除く）</li> </ul>																																																
		規模	・建築物は原則として木造2階建て以下とし、最高高さが13mを超えないこと。（既存のマンション等を除く）																																																
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が洋風建築物として認めるもの以外については以下の通りとする。</li> <li>・マンセル値で示した次の表とする。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>色相</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根及び庇</td> <td>N</td> <td>1.0~6.5</td> </tr> <tr> <td>外壁</td> <td>N</td> <td>2.0~9.5</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マンセル値で示した次の表を基本とする。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>色相</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建具</td> <td>N</td> <td>1.0~3.0</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有彩色を使用する場合は、次の表に示すマンセル値の範囲とする。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建具</td> <td>R・YR系</td> <td>9.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">他の部位</td> <td>R・YR・Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY・G・BG・B・PB・P ・RP系</td> <td>9.0以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ただし、着色していない木材やガラス等の素材色は除く。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が洋風建築物として認めるものについては以下の通りとする。</li> <li>・有彩色を使用する場合は、次の表に示すマンセル値の範囲とする。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋根及び庇、 外壁、建具、 他の部位</td> <td>R・YR系</td> <td>9.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY・G・BG・B・PB・P ・RP系</td> <td>9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ただし、着色していない木材やガラス等の素材色は除く。</li> </ul>		場所	色相	明度	屋根及び庇	N	1.0~6.5	外壁	N	2.0~9.5	場所	色相	明度	建具	N	1.0~3.0	場所	色相	明度	彩度	建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下	Y系	9.0以下	4.0以下	他の部位	R・YR・Y系	9.0以下	3.0以下	GY・G・BG・B・PB・P ・RP系	9.0以下	1.0以下	場所	色相	明度	彩度	屋根及び庇、 外壁、建具、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下	Y系	9.0以下	4.0以下	GY・G・BG・B・PB・P ・RP系	9.0以下	2.0以下
			場所	色相	明度																																														
			屋根及び庇	N	1.0~6.5																																														
	外壁		N	2.0~9.5																																															
場所	色相	明度																																																	
建具	N	1.0~3.0																																																	
場所	色相	明度	彩度																																																
建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下																																																
	Y系	9.0以下	4.0以下																																																
他の部位	R・YR・Y系	9.0以下	3.0以下																																																
	GY・G・BG・B・PB・P ・RP系	9.0以下	1.0以下																																																
場所	色相	明度	彩度																																																
屋根及び庇、 外壁、建具、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下																																																
	Y系	9.0以下	4.0以下																																																
	GY・G・BG・B・PB・P ・RP系	9.0以下	2.0以下																																																
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根は瓦葺きとする。（市が洋風建築物等と認めるものを除く）</li> <li>・建具は、木製を基本とし、金属製建具を用いる場合は、木格子等を取付ける。</li> </ul>																																																		
その他	・室外機を設置する際にはできる限り通りから見えない位置とするか、若しくは木柵等で覆う。																																																		
敷地の緑化		・道路と接する部分に空間がある場合は花壇、植え込み等を設ける。																																																	
工作物 (電気供給又は有線電気通信のための電線路又は杆線架設物)		・道路側にはできる限り設けない。																																																	
広告物		<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示面積及び掲出数は最小限とし、素材・意匠・色彩は歴史的な町並みとの調和に努めるとともに、建築物と一体感があるものとなるように、看板やのれん及び軒灯等に創意工夫を施す。</li> <li>・建築物と一体のものとして掲出する場合は、壁及び屋根の全体を覆うような大きいものを避ける。</li> <li>・電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損ねないものであること。また、その点滅速度は、努めて緩やかなものであること。</li> <li>・1つの広告物の中で、その表示面積の1/3を超えて使用できる色彩は、市が洋風建築物として認めたものの有彩色基準を準用する。</li> </ul>																																																	
自動販売機	外観	位置	・建築物と一体となるように努め、敷地内からはみ出して設置しないようにし、複数になる場合は、乱雑にならないように配置する。																																																
		色彩	・側面を木目調のシールや塗装などして目立たないように工夫する。																																																



## 景観重要建造物及び景観重要樹木等の指定の方針

### 1. 指定の方針

#### 景観重要建造物

景観形成上重要な価値があると認められる建造物（建築物及び工作物）で、次に該当するものについて所有者等の同意の上、景観重要建造物として市が指定します。

地域の歴史・文化や暮らしを表す代表的な建造物であること。  
地域のシンボルとして人々から愛着をもたれている建造物であること。  
景観上欠くことのできない存在であり、地域のランドマークとなっている建造物であること。  
市長が認める建造物であること。

#### 景観重要樹木

景観形成上重要な価値があると認められる樹木で、次に該当するものについて所有者等の同意の上、景観重要樹木として市が指定します。

地域の歴史・文化や暮らしを表す樹木であること。  
地域のシンボルとして人々から愛着をもたれている樹木であること。  
景観上欠くことのできない存在であり、地域のランドマークとなっている樹木であること。  
市長が認める樹木であること。

#### 景観重要公共施設

景観形成上重要な公共施設について、あらかじめ市と施設管理者等が協議し双方の同意を得て市が指定します。

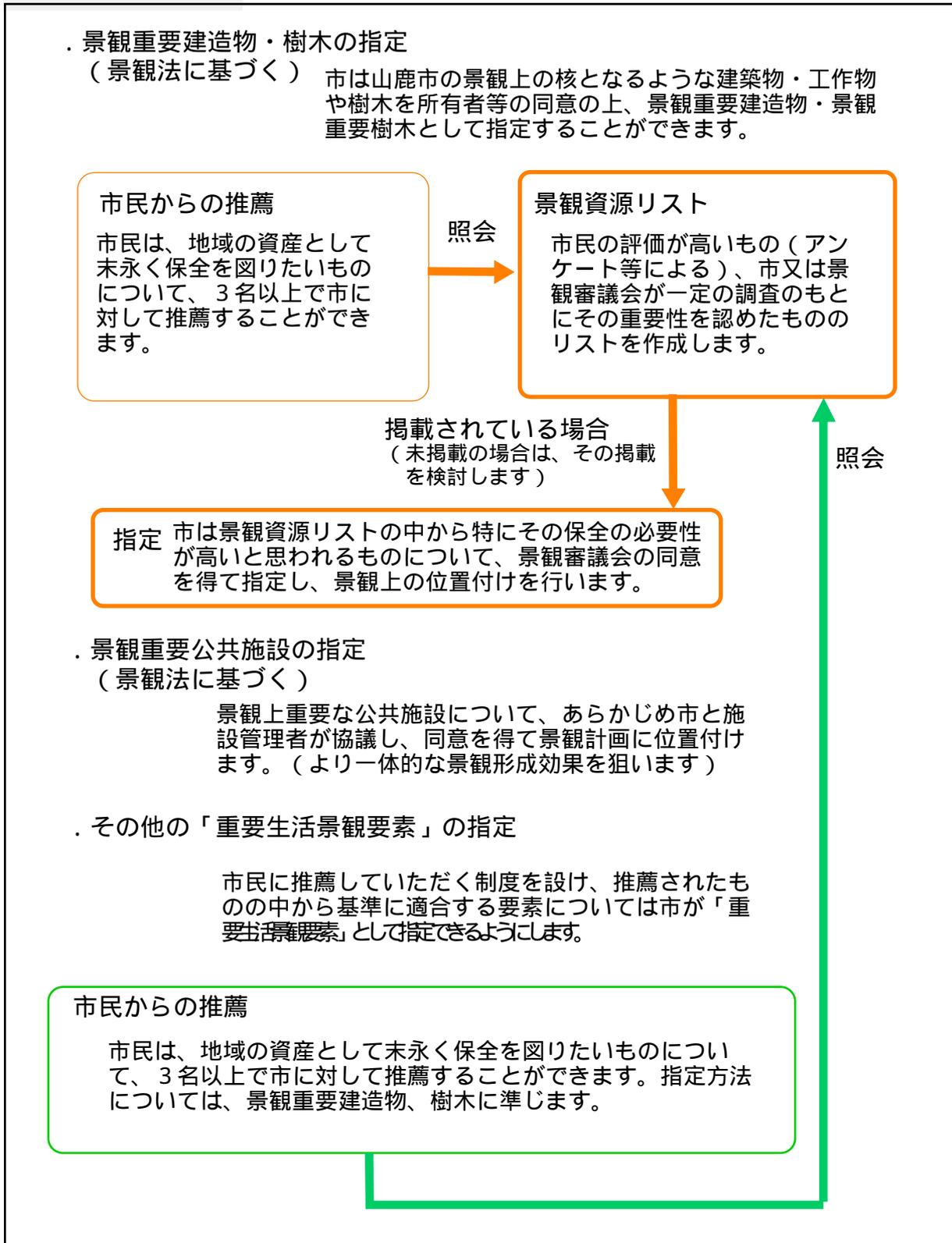
#### 重要生活景観要素

日常の風景の中で山鹿市民の誇りであったり、心に安らぎを与えているような景観を構成している要素（例えば、「きれいな小川」「への眺望」等）で景観法には定められていないが、今回山鹿市が独自に検討するもの

建造物及び樹木のカテゴリーに入らないものでも景観形成上重要な価値があると認められるもので、次に該当するものについて重要生活景観要素として市が指定します。

地域の歴史・文化や暮らしを表す要素であること。  
地域のシンボルとして人々から愛着をもたれている要素であること。  
景観上欠くことのできない要素であり、地域を代表する要素であること。  
市長が認める要素であること。

2. 指定の手順





## 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

### ■ 基本的な事項

山鹿市の景観における重要な要素の一つとして、農業生産風景が挙げられます。標高の高いところから樹林地、果樹園、畑、田という順に並んだ風景は人々にやすらぎを与えられます。これらの風景は同じ山鹿市内でも場所によって様々な特徴ある姿を見せています。

しかし、近年では耕作放棄地が増加し、生産の場である樹園地、普通畑、田は減少するなど調和に欠ける部分が増えてきています。

そこで、農業生産風景の特性や基本方針を踏まえ、地元住民の同意を得られた場所から景観農業振興地域整備計画を策定し、農業生産風景と自然景観がうまく調和していくための施策を検討します。

### ■ 保全・創出すべき地域の範囲

山鹿市全域を対象としますが、その中でも特色のある地域とします。

### ■ 保全・創出すべき地域の景観の特色

自然景観と調和し、次に掲げる農業生産風景を有するものとします。

- ・ 棚田が多く見られ、石積、水路に架かる石橋等は、付近で採れる石材が用いられているなど、人々との暮らしの中で形成されてきた風景が残っている。
- ・ 田園風景のなかに集落や寺社、ため池、山林、河川等が見られ、昔ながらの良き生活文化が残っている。
- ・ 現在も古代の農地の区画制度である条里制遺構が残る水田が存在し、営農活動が継承されている。
- ・ 景観審議会や農業委員会などの意見を聴き、認められたもの。

### ■ 保全・創出するための基本的な方針

景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、次に掲げる基本的な方針のもと計画策定を行います。

- ・ 住民との合意による景観のルールづくりを進める。
- ・ 農地の維持管理活動の促進を図る。
- ・ 土地改良施設については、農村地域との土地利用と調和のとれた整備を行う。



美しい棚田の風景



のどかな田園の風景



条里制が残る風景

# 1 熊本県景観条例

昭和62年3月16日

条例第7号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、県、県民及び事業者の県土の景観形成に関する責務を明らかにするとともに、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の規定に基づく景観計画の策定及び行為の規制等に関し必要な事項並びに景観形成のための活動の促進に関する事項を定めることにより、地域の特性が生かされた景観の保全と創造を図り、もって緑と水が豊かで県民にとって誇りと愛着をもてる県土の醸成に資することを目的とする。

(平11条例57・平19条例58・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「景観形成」とは、優れた景観を保全し、又は創造することをいう。

2 この条例において「建築物等」とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(塀を除く。以下「建築物」という。)及び規則で定める工作物(以下「工作物」という。)をいう。

3 この条例において「景観形成地域」とは、次の各号のいずれかに該当する地域のうち、県土の景観形成上重要な地域として第6条の景観計画で定める地域とする。

- (1) 山、高原、海、河川等の自然の風景を有する地域
- (2) 歴史的遺産を有する地域
- (3) 田園風景を有する地域
- (4) 道路及びその周辺の地域
- (5) 都市施設の集積地域
- (6) その他知事が特に必要と認める地域

4 この条例において「特定施設届出地区」とは、県内において、建築物、工作物等が集積し、又は集積するおそれがある区域のうち、景観形成を図る必要がある幹線道路(道路法(昭和27年法律第180号)第3条第1号から第3号までに規定する道路並びに都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項に規定する都市計画施設である道路及び広場をいう。)の沿道の区域で第6条の景観計画で定める区域とする。

5 この条例において「特定施設」とは、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第7号及び第8号並びに同条第6項第4号に規定する営業を行うための施設、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第3条第1号に規定する給油取扱所(専ら自家用に供するものを除く。)、広告塔及び広告板その他当該地区の景観を構成するうえで重要な要素となる施設及び設備で規則で定めるものをいう。

6 この条例において「大規模行為」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 建築物で、その高さ又は建築面積が規則で定める規模を超えるものの新築、増築(増築により新たに当該規則で定める規模を超えることとなる場合の当該増築を含む。以下この項において同じ。)、改築(改築により新たに当該規則で定める規模を超えることとなる場合の当該改築を含む。以下この項において同じ。)、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更
- (2) 工作物で、その高さ(工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さとする。)又はその敷地の用に供する土地の面積が規則で定める規模を超えるものの新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更
- (3) さく及び塀で、高さ及び長さが規則で定める規模を超えるものの新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更
- (4) 地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採及び土石の採取で、地形の外観の変更に係る土地の面積が規則で定める面積を超えるもの又は高さ及び長さが規則で定める規模を超えるのり面若しくは擁壁を生じるもの
- (5) 土地の区画画質の変更(土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む。以下同じ。)で、変更に係る土地の面積が規則で定める面積を超えるもの又は高さ及び長さが規則で定める規模を超えるのり面若しくは擁壁を生じるもの

(平19条例58・一部改正)

(県の責務)

第3条 県は、県土の景観形成を促進するための基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するように努めるものとする。

2 県は、市町村と連携し、かつ、協力して、前項の施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(平11条例57・一部改正)

(県民及び事業者の責務)

第4条 県民及び事業者は、県土の景観形成に自ら努めるとともに、県が実施する景観形成のための施策に積極的に協力するように努めるものとする。

(平11条例57・一部改正、平19条例58・旧第5条線上)

(景観形成基本方針)

第5条 県は、県土の景観形成に関する基本方針(以下「景観形成基本方針」という。)を策定するものとする。

(平19条例58・追加)

第2章 景観計画

(平19条例58・全改)

第6条 景観計画(法第8条第1項に規定する景観計画をいう。以下同じ。)は、景観形成基本方針に即して定めるものとする。

2 景観計画においては、次条第2項各号に掲げる行為に係る良好な景観形成のための行為の制限に関する事項について定めることができる。

(平19条例58・全改)

第3章 行為の規制等

(平19条例58・全改)

(届出行為等)

第7条 法第16条第1項の規定による届出の対象となる行為(同項第4号の規定により条例で定める行為を含む。)は、次の各号に掲げる行為とする。

(1) 景観形成地域における次に掲げる行為

ア 建築物等の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

イ 木竹の伐採

ウ 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)その他の物件の堆積

エ 鉱物の掘採又は土石の採取

オ 土地の区画画質の変更

(2) 特定施設届出地区における特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設でその敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るもの新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(前号に規定する行為を除く。)

(3) 景観形成地域を除く景観計画区域(景観計画において定める景観計画の区域をいう。以下同じ。)内における大規模行為(前号に規定する行為を除く。)のうち建築物等の撤去以外の行為

2 次に掲げる行為をしようとする者は、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 景観形成地域における次に掲げる行為

ア 建築物等の撤去

イ 屋外における自動販売装置の設置

ウ 広告物(屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物及びこれに類するもので屋内から屋外の公衆に向けて表示されるものをいう。)の設置及び外観の変更

(2) 特定施設届出地区における特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設でその敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものの撤去(前号に規定する行為を除く。)

(3) 景観形成地域を除く景観計画区域内における大規模行為(前号に規定する行為を除く。)のうち建築物等の撤去

3 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、当該変更により、第9条第2項に掲げる行為に該当することとなる場合を除き、その旨を知事に届け出なければならない。

4 第1項の届出及び前2項の規定による届出に関し必要な事項は、規則で定める。

5 知事は、第2項及び第3項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、規則で定めるところにより、設計の変更その他の必要な措置をとるよう勧告することができる。

6 前項の勧告は、第2項又は第3項の規定による届出のあった日から30日以内に行わなければならない。

7 法第16条第2項の規定による変更の届出は、当該変更が同条第3項の勧告に従うことにより生じるとき、又は法第17条第1項の規定による命令に従うことにより生じるときは、することを要しない。

8 第3項の規定による変更の届出は、当該変更が第5項の勧告に従うことにより生じるときは、することを要しない。

(平19条例58・全改)

(国、地方公共団体等の特例)

第8条 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、法第16条第5項の規定による通知並びに前条第2項及び第3項の規定による届出をすることを要しない。

2 規則で定める公共的団体が行う行為については、法第16条第1項及び第2項の規定による届出並びに前条第2項及び第3項の規定による届出をすることを要しない。

(平19条例58・全改)

(適用除外)

第9条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、第7条第1項に規定する行為以外の行為及び次の各号に掲げる行為とする。

(1) 景観形成地域における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

(2) 特定施設届出地区における行為で規則で定めるもの

(3) 大規模行為に係る通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

2 第7条第2項及び第3項の規定は、前項各号に掲げる行為については、適用しない。

(平19条例58・全改)

(特定届出対象行為)

第10条 法第17条第1項の条例で定める行為は、第7条第1項の規定により届出を要する行為のうち、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為とする。

(平19条例58・全改)

第4章 公共事業等における景観形成

(平19条例58・追加)

(公共事業等景観形成指針)

第11条 知事は、公共事業、公共施設の建築等で県土の景観形成に著しい影響を及ぼすもの(以下「公共事業等」という。)について景観形成のための指針(以下「公共事業等景観形成指針」という。)を定めるものとする。

(平19条例58・追加)

(公共事業等景観形成指針の遵守等)

第12条 県は、公共事業等を行うときは、公共事業等景観形成指針を遵守するものとする。

2 知事は、国、他の地方公共団体その他の公共的団体が公共事業等を行うときは、公共事業等景観形成指針に配慮するよう要請することができる。

(平19条例58・追加)

第5章 特定事業者との景観形成協定

(平19条例58・追加)

第13条 知事は、県土の景観形成を図るうえで必要があると認めるときは、その事業に係る一団の土地の面積が規則で定める面積を超える事業(以下「特定事業」という。)を営み、又は営もうとする者(国の機関、地方公共団体及び規則で定める公共的団体(以下「国等」という。)を除く。)と景観形成に関する協定を締結することができる。

2 前項の協定には、次に掲げる事項のうち必要な事項を定めるものとする。

(1) 協定の名称及び目的並びに協定の対象となる区域に関する事項

(2) 建築物等の位置及び外観並びに敷地の緑化に関する事項

(3) 駐車場等附帯施設の位置及び外観並びに敷地の緑化に関する事項

(4) 協定の有効期間に関する事項

(5) 協定の廃止又は変更の手続に関する事項

(6) その他協定の対象となる区域の景観形成に関し必要な事項

3 市町村長は、知事に対し、当該市町村内において特定事業を営み、又は営もうとする者と第1項の協定を締結するよう要請することができる。

4 知事は、第1項の協定を締結したときは、その内容を公表するものとする。

(平19条例58・追加)

## 第6章 援助等

(平19条例58・追加)

(援助)

第14条 県は、知事の指導、助言又は勧告に従って、景観形成のために必要な措置を講じる者に対して、技術的援助を行い、又は予算の範囲内において、当該措置のために必要な経費の一部を助成することができる。

2 県は、市町村の景観形成施策の策定及び実施に関し必要な技術的援助を行うことができる。

3 県は、第16条第1項の協定を締結しようとする者若しくは締結された協定の当事者又は第17条の市民団体等に対し、景観形成に必要な技術的援助を行うことができる。

4 県は、市町村が、第16条第4項の認定を受けた景観形成住民協定の当事者が協力して行う景観形成活動に対し技術的援助その他の援助を行うときは、予算の範囲内において、当該援助のために必要な経費の一部を助成することができる。

(平19条例58・追加)

(啓発)

第15条 県は、県民、事業者等に対し、県土の景観形成施策に関する知識の普及等啓発に努めるものとする。

2 県は、次条第1項の協定の締結が促進されるよう必要な啓発に努めるとともに、都市緑地法(昭和48年法律第72号)に基づく緑地協定、建築基準法に基づく建築協定その他景観形成を図るうえで活用できる制度で、県民、事業者等が相互に協力して行うことができるものについて、必要な啓発に努めるものとする。

(平19条例58・追加)

## 第7章 県民の景観形成活動

(平19条例58・旧第4章線下)

(景観形成住民協定)

第16条 土地(道路、河川、公園等公共の用に供する土地を除く。)又は建築物等を所有し、又は管理する者(国等を除く。)は、一定の区域を定め、当該区域の実情に応じた景観形成を図るため、当該土地、建築物等その他景観形成に必要な事項について、景観形成に関する協定を締結するように努めるとともに、当該協定に沿った活動を積極的に行うように努めるものとする。

2 前項の協定には、第13条第2項各号に掲げる事項のうち必要な事項を定めるものとする。

3 市町村長は、第1項の協定が締結された場合において、その内容が市町村における景観形成に資するものであると認めるときは、当該協定を景観形成住民協定として認定するように知事に推薦することができる。

4 知事は、前項の規定により推薦された協定その他住民の協定の内容が、県土の景観形成に資するものであると認めるときは、規則で定めるところにより、当該協定を景観形成住民協定として認定することができる。

5 知事は、前項の規定により景観形成住民協定として認定したときは、その内容を公表するものとする。

(平19条例58・旧第29条線上・一部改正)

(景観形成市民団体等)

第17条 景観形成に係る活動を目的とした市民団体等は、その自主的活動を積極的に行うとともに、県が実施する景観形成のための施策に協力するように努めるものとする。

(平11条例57・一部改正、平19条例58・旧第30条線上)

## 第8章 熊本県景観審議会

(平19条例58・旧第5章線下)

(設置及び権限)

第18条 知事の附属機関として熊本県景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、知事の諮問に応じ、景観形成に関する事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、景観形成に関する事項について、知事に意見を述べることができる。

4 知事は、次に掲げる事項については、審議会に諮問するものとする。

(1) 景観形成基本方針の策定及び変更

(2) 景観計画の策定及び変更

(3) 第2条第5項及び第6項の規則の制定、改正及び廃止

(4) 第20条の規定による地域の指定

(5) 法第17条の規定による命令に関すること。

(6) その他知事が必要と認める景観形成に関する重要事項

(平19条例58・旧第31条線上・一部改正)

(組織等)

第19条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会の委員は、景観形成に関し学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平19条例58・旧第32条線上)

## 第9章 雑則

(平19条例58・旧第6章線下)

(市町村の条例との調整)

第20条 市町村が良好な景観の形成に関する条例を制定している場合において、知事が当該条例の適用により県土の良好な景観の形成を図る上で支障を生ずるおそれがないと認めて指定した地域については、第7条から第10条までの規定は、適用しない。

(平19条例58・追加)

(規則への委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平19条例58・旧第34条線上)

## 第10章 罰則

(平19条例58・旧第7章線下)

第22条 第7条第2項又は第3項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3万円以下の罰金に処する。

(平19条例58・旧第35条線上・一部改正)

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

(平19条例58・旧第36条線上)

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第5章の規定は、昭和62年4月1日から施行する。  
(昭和62年9月規則第38号で、同62年10月1日から施行。ただし、第18条の規定は、同62年11月20日から施行)

2 この条例の施行の際既に着手している行為については、第18条の規定は、適用しない。

附 則(平成11年12月20日条例第57号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成19年10月3日条例第58号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の熊本県景観条例(以下「新条例」という。)第6条の景観計画の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同条及び第18条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 景観行政団体である市町村の区域のうち、この条例による改正前の熊本県景観条例(以下「旧条例」という。)第33条に規定する規則で定める区域を除く区域における新条例の適用については、当該市町村が景観法(平成16年法律第110号)第8条の規定に基づく景観計画を策定し、関連する条例を施行する日の前日までは、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例第2章の規定による届出又は変更の届出がなされた行為については、なお従前の例による。

5 前2項の規定によりなお従前の例によることとされている行為又はこの条例の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 2 山鹿市都市景観条例

平成17年1月15日

条例第192号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、山鹿市の都市景観の形成に必要な基本的事項を定め、これを総合的に推進することにより、緑豊かな自然環境と歴史に育まれてきた独自の生活文化を守るとともに、個性あふれるまちづくりを進め、市民が愛着と誇りをもつ郷土の創出に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 都市景観の形成 都市景観を保全し、修景し、又は創出することをいう。

(2) 景観の保全 山鹿市の歴史と自然によって生まれ、受け継がれてきた独自の景観を将来にわたって守っていくことをいう。

(3) 景観の修景 山鹿市のまちづくりの将来像を実現していくうえで、阻害又は不足している景観を改善し、より調和のとれた景観を形成していくことをいう。

(4) 景観の創出 山鹿市の生活文化を更に向上させる景観を新たに創り出していくことをいう。

(5) 建築物等 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物及び建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。

(6) 広告物 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物及びこれを掲出する物件をいう。

(7) 景観形成建造物 山鹿市にとって良好な都市景観を形成するうえで重要であり、歴史的かつ文化的に価値の高い建築物及びこれと一体をなす工作物で規則で定めるものをいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、山鹿市の個性あふれる都市景観の形成を図るため、総合的な施策を策定し、これを計画的に実施しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自ら都市景観の形成の主体であることを認識し、相互に協力して積極的に都市景観の形成に寄与するように努めなければならない。

2 市民は、市長が実施する都市景観の形成についての施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を進めるに当たって、山鹿市の地域特性に配慮し、積極的に都市景観の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、市長が実施する都市景観の形成についての施策に協力しなければならない。

(先導的役割)

第6条 市長は、公共施設の整備を行うに当たっては、都市景観の形成に先導的役割を果たすものとする。

(市民意識の高揚等)

第7条 市長は、都市景観の形成に関する市民及び事業者の意識を高め、知識の普及を図るために必要な措置を講じるものとする。

第2章 都市景観審議会

(設置)

第8条 都市景観の形成に関する事項を調査及び審議するため、山鹿市都市景観審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(規則への委任)

第9条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 都市景観形成基本計画

(都市景観形成基本計画)

第10条 市長は、都市景観の形成を総合的かつ計画的に推進するため、その基本となる都市景観形成基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を定めるときは、これを告示しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画を変更した場合について準用する。

第4章 都市景観形成地区

(都市景観形成地区の指定)

第11条 市長は、基本計画に基づき、本市の都市景観の形成を進めるため、重要な地区を都市景観形成地区として指定することができる。

2 都市景観形成地区は、次の各号のいずれかに該当する地区について指定するものとする。

(1) 歴史的な雰囲気を残し、特徴のある都市景観の形成を図る必要があると認める地区

(2) 自然と調和した都市景観の形成を図る必要があると認める地区

(3) 商業業務施設が集積し、特徴のある都市景観の形成を図る必要があると認める地区

(4) 個性的な住宅地景観を有し、特徴のある都市景観の形成を図る必要があると認める地区

(5) 主要な幹線道路、河川等に沿って特徴のある都市景観の形成を図る必要があると認める地区

(6) その他市長が都市景観の形成上必要と認める地区

3 市長は、前項の規定により都市景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ当該地区の住民その他利害関係人の意見を聴くとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、都市景観形成地区を指定しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を公告し、その案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供さなければならない。

5 前項の公告があったときは、都市景観形成地区の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、市長に意見書(別記様式)を提出することができる。

6 市長は、前項の意見書が提出された場合には、その要旨を審議会に提出しなければならない。

7 市長は、都市景観形成地区を指定したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

8 指定は、前項の告示の日の翌日からその効力を生ずる。

9 第3項から第5項まで及び第7項の規定は、都市景観形成地区の解除及び変更について準用する。

(地区景観形成計画)

第12条 市長は、前条第2項の指定をするときは、基本計画の趣旨に沿って、都市景観形成地区の都市景観の形成に関する計画(以下「地区景観形成計画」という。)を定めるものとする。

2 前条第3項から第5項まで及び第7項の規定は、地区景観形成計画の決定、廃止及び変更について準用する。

(地区景観形成基準)

第13条 市長は、地区景観形成計画に基づき、都市景観形成地区の都市景観の形成のための基準(以下「地区景観形成基準」という。)を定めるものとする。

2 前項の地区景観形成基準は、次に掲げる事項のうち必要なものについて定めるものとする。

- (1) 建築物等の位置及び外観並びに敷地の緑化に関すること。
- (2) 広告物に関すること。
- (3) 土地の区画形質の変更後の土地の形状及び緑化に関すること。
- (4) 土石等の採取の際の遮へい及び事後の緑化に関すること。
- (5) 木竹の伐採及び事後の緑化に関すること。
- (6) 屋外における物品の集積又は貯蔵の方法及び遮へいに関すること。
- (7) 屋外における自動販売装置の設置方法に関すること。
- (8) その他市長が必要と認める事項

3 第11条第3項から第5項まで及び第7項の規定は、地区景観形成基準の決定、廃止及び変更について準用する。

(行為の届出)

第14条 都市景観形成地区において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。

- (1) 建築物等の新築、増築、改築、移転、撤去、大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の変更
- (2) 広告物の設置又は外観の変更
- (3) 宅地の造成その他土地の区画形質の変更
- (4) 土石等の採取
- (5) 木竹の伐採
- (6) 屋外における物品の集積又は貯蔵
- (7) 屋外における自動販売装置の設置
- (8) その他都市景観の形成に影響を与える行為で市長が必要と認めるもの

2 前項の規定により届け出た内容に変更を生じたときは、当該届出をした者(当該変更により前項各号の行為をしようとするものに変更されたときは、新たに当該行為をしようとする者)は、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。ただし、第16条の規定による指導、助言又は要請に従うことにより変更を生ずるときは、この限りでない。

3 前項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

- (1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則に定めるもの
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (3) 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第4条第15項に規定する都市計画事業の施行として行う行為
- (4) 国、地方公共団体及び規則で定める公共的団体が行う行為
- (5) 都市景観形成地区が指定され、又はその区域が拡張された際に着手している行為

4 前項第3号及び第4号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に通知しなければならない。

(地区景観形成計画等の遵守)

第15条 都市景観形成地区において前条第1項の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、その行為が当該地区に係る地区景観形成計画及び地区景観形成基準(以下「地区景観形成計画等」という。)に適合するよう努めなければならない。

(指導等)

第16条 市長は、第14条第1項の規定による届出があった場合において、都市景観の形成上必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、規則で定めるところにより、都市景観形成地区の地区景観形成計画等に従い、必要な指導、助言又は要請をすることができる。

2 市長は、都市景観形成地区における既存の建築物等その他規則で定めるものについて、都市景観の形成上必要があると認めるときは、その所有者(権原に基づく占有者又は管理者がある場合は、それらの者を含む。以下「所有者等」という。)に対し、規則で定めるところにより、当該地区の地区景観形成計画等に従い、必要な措置を講じるよう指導、助言又は要請をすることができる。

## 第5章 特定施設届出地区

(指定)

第17条 市長は、建築物等が集積し、又は集積するおそれがある区域のうち、都市景観の形成を図る必要があると認め幹線道路(道路法(昭和27年法律第180号)第3条第1号から第3号までに規定する道路並びに法第4条第6項に規定する都市計画施設である道路及び広場をいう。)の沿道の区域を特定施設届出地区として指定することができる。

2 第11条第8項及び第9項の規定は、特定施設届出地区の指定(以下この章において「指定」という。)及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

(特定施設)

第18条 この章において「特定施設」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第7号及び第8号並びに同条第6項第3号に規定する営業を行うための施設、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第3条第1号に規定する給油取扱所(専ら自家用に供するものを除く。)、広告塔及び広告板その他特定施設届出地区の景観を構成するうえで重要な要素となる施設及び設備で規則で定めるものをいう。

(行為の届出)

第19条 特定施設及び同一敷地内でこれに附帯する施設(以下この章において「附帯施設」という。)でその敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものの新築、増築、改築、移転、撤去、大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の変更(第14条の規定による届出に係る行為を除く。)をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

2 第14条第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、同項第5号中「都市景観形成地区」とあるのは「特定施設届出地区」と読み替えるものとする。

(特定施設景観形成基準)

第20条 市長は、次に掲げる事項について、特定施設届出地区の景観形成の基準(以下「特定施設景観形成基準」という。)を定めるものとする。

- (1) 特定施設及び附帯施設の位置に関する事項
- (2) 特定施設及び附帯施設の外観に関する事項

(3) 特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項

(4) その他市長が必要と認める事項

2 第11条第7項及び第8項の規定は、特定施設景観形成基準の決定、廃止及び変更について準用する。

(指導等)

第21条 第16条の規定は、第19条の規定による届出をした者並びに特定施設及び附帯施設の所有者等に対する指導、助言又は要請について準用する。この場合において、第16条第1項中「都市景観形成地区の地区景観形成計画等」とあるのは「特定施設景観形成基準」と、同条第2項中「都市景観形成地区」とあるのは「特定施設届出地区」と、「建築物等」とあるのは「特定施設及び附帯施設」と、「当該地区の地区景観形成計画等」とあるのは「特定施設景観形成基準」と読み替えるものとする。

第6章 大規模建築物等

(行為の届出)

第22条 都市景観形成地区以外の都市計画区域において、第14条第1項第1号から第4号までに掲げる行為のうち、都市景観の形成に著しい影響を与えるものとして規則で定める大規模な建築物等(以下「大規模建築物等」という。)の新築その他の行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその行為を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による行為の届出については、第14条第3項の規定を準用する。

(大規模建築物等景観形成指針)

第23条 市長は、基本計画に基づき、大規模建築物等に係る都市景観の形成のための指針(以下「大規模建築物等景観形成指針」という。)を定めるものとする。

2 市長は、大規模建築物等景観形成指針を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

3 第11条第7項及び第8項の規定は、大規模建築物等景観形成指針の決定、廃止及び変更について準用する。

(大規模建築物等景観形成指針の遵守)

第24条 都市景観形成地区以外の都市計画区域において、大規模建築物等の新築その他の行為を行おうとする者は、当該行為が大規模建築物等景観形成指針に適合するよう努めなければならない。

(指導等)

第25条 第16条の規定は、第22条の規定による届出をした者及び大規模建築物等の所有者等に対する指導、助言又は要請について準用する。この場合において、第16条第2項中「都市景観形成地区」とあるのは「都市景観形成地区以外の都市計画区域」と、「建築物等その他規則で定めるもの」とあるのは「大規模建築物等」と、「当該地区の地区景観形成計画等」とあるのは「大規模建築物等景観形成指針」と読み替えるものとする。

第7章 景観形成建造物

(登録景観形成建造物)

第26条 市長は、審議会の意見を聴いて、景観形成建造物として保全すべきものを山鹿市登録景観形成建造物(以下「登録建造物」という。)として登録することができる。

2 市長は、登録建造物に登録しようとするときは、あらかじめ当該建造物の所有者等の理解を得なければならない。

3 市長は、前項の登録をしたときは、当該登録建造物の所有者等にその旨を通知するものとする。

4 前項の規定は、登録建造物の登録を抹消する場合について準用する。

(指定景観形成建造物)

第27条 市長は、審議会の意見を聴いて、登録建造物のうち特に重要と認めるものを山鹿市指定景観形成建造物(以下「指定建造物」という。)として指定することができる。

2 市長は、指定建造物に指定しようとするときは、あらかじめ登録建造物の所有者等から同意を得なければならない。

3 市長は、前2項の規定により指定建造物として指定したときは、当該指定建造物の所有者等にその旨を通知するものとする。

4 市長は、前3項の規定により指定建造物を指定したときは、速やかにその旨を告示するものとする。

5 第1項及び前項の規定は、指定建造物の指定を解除する場合について準用する。この場合において、市長は、その旨を当該指定建造物の所有者等に通知するものとする。

(行為の届出)

第28条 登録建造物及び指定建造物の所有者等は、当該建造物について次に掲げる行為をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。ただし、登録の際既に着手していた行為については、この限りでない。

(1) 増築、改築、移転又は全部若しくは一部の撤去

(2) 外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更

(3) 前2号に掲げるもののほか、外観の保全に支障を及ぼすおそれのある行為

(所有者等の変更)

第29条 登録建造物及び指定建造物の所有者等から権利の継承を受けた者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(指導、助言及び勧告)

第30条 市長は、第28条の規定による届出があった場合において、登録建造物及び指定建造物の保全のために必要があると認めるときは、当該建造物の所有者等に対して、指導、助言又は勧告をすることができる。

第8章 都市景観形成への住民参加

(まちづくり協定の締結)

第31条 一定の区域内にある土地又は建築物等の所有者等は、当該地区内における建築物の規模、壁面の位置、色彩又は形態の基準、緑化の基準その他都市景観の形成を図るため必要な事項について、基本計画の趣旨に沿った市民相互のまちづくりに関する協定(以下「まちづくり協定」という。)を締結することができる。

(まちづくり協定の認定申請等)

第32条 前条の規定によりまちづくり協定を締結したものは、規則で定めるところにより申請書を提出し、当該まちづくり協定の認定を受けることができる。

2 市長は、提出されたまちづくり協定の内容を審査し、都市景観の形成を図るものであると認められるときは、当該協定を認定することができる。

(まちづくり協定の変更等の届出)

第33条 前項の認定を受けたものは、当該協定において定められた事項を変更し、又はこれを廃止しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(まちづくり協定の取消し)

第34条 市長は、まちづくり協定の内容が基本計画の趣旨に適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

(まちづくり団体の認定)

第35条 市長は、都市景観の形成を推進することを目的として組織され、規則で定める団体規約の要件を満たしている団体で、次の各号のいずれかに該当するものをまちづくり団体として認定することができる。

(1) その活動が、優れた都市景観の形成に有効と認められるものであること。

(2) その活動が、当該地区の多数の住民に支持されていると認められるものであること。

2 前項の認定を受けようとする団体は、その代表者が規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(まちづくり団体の取消し)

第36条 市長は、前条第1項の規定により認定したまちづくり団体が、同項各号の要件に該当しなくなったと認めるとき、又はまちづくり団体として適当でなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

第9章 表彰、助成等

(表彰)

第37条 市長は、都市景観の形成に寄与していると認める建築物等について、その設計者、施工者及び所有者等を表彰することができる。

2 市長は、前項に掲げる者のほか、優れた都市景観の形成に貢献している個人又は団体等を表彰することができる。

3 市長は、前2項の表彰を他の団体と共同して行うことができる。

(都市景観の形成に係る助成等)

第38条 市長は、登録建造物若しくは指定建造物の保全又は景観の修景のために必要があると認めるときは、その所有者等に対し、規則で定めるところにより技術的援助を行い、又は保全及び修景に要する経費の一部を予算の範囲内において助成することができる。

2 市長は、まちづくり団体の活動、まちづくり協定その他都市景観の形成に著しく寄与すると認める行為に対し、規則で定めるところにより必要な技術的援助を行い、又はこれらに要する経費の一部を予算の範囲内において助成することができる。

第10章 雑則

(委任)

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月15日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の山鹿市都市景観条例(平成9年山鹿市条例第15号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

### 3 菊鹿町自然環境保護条例

平成11年12月13日

条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、菊鹿町(以下「町」という。)の美しい自然を保護し、かけがえのないこの資産を将来にわたって継承するため、森林地域の保護に関する基本事項を定め、自然環境保護の推進を図り、自然と調和した菊鹿町民(以下「町民」という。)の生活環境の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 自然環境の保全は、人間の健康で文化的な生活に欠くことのできない要素であり、町民がその恩恵を享受するとともに、良好な自然環境を将来に継承することができるよう適正に行わなければならない。特に緑と清流は町民共有の財産であり、自然休養村としてこの保全と確保が必要である。

(町の責務)

第3条 町は、自然環境を適正に保全する施策を実施するとともに、良好な環境の確保に関する町民意識の啓発に努めなければならない。

(町民の責務)

第4条 町民は、自然環境が適正に保全されるよう自ら努めるとともに、町が実施する自然環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動において良好な自然環境を侵害しないよう努めるとともに、町が実施する自然環境の適正な保全に関する施策に協力しなければならない。

(開発行為の届け出・事前協議)

第6条 区域内(町内全域)において、次の各号に定める開発行為を行おうとする者は、自然環境の保全と確保を図るとともに、菊鹿町長(以下「町長」)に届け出を行い協議しなければならない。

(1) 開発区域の面積が1,000m<sup>2</sup>以上の事業

(2) その他、町長が特に必要と認めた事業

2 国、及び地方公共団体が実施する行為については、別途協議するものとする。

(勧告及び公表)

第7条 町長は、事業者等が前条の規定に違反しているときは、期限を定め、規定に従う旨の勧告をすることができる。

2 町長は、前項の勧告を受けた事業者等が正当な理由なくしてその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 4 菊鹿町特定ホテルの建築規制に関する条例

平成11年6月22日

条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、特定ホテルの設置に関し必要な規制を行うことで、教育的かつ健全な生活環境の保持と青少年の健全育成など「美しく心豊かな町づくり」に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定ホテル 専ら異性を同伴する客の宿泊又は休憩の用に供する施設を設け、当該施設を当該宿泊又は休憩に利用させることを目的として営業を営む施設であって、規則で定める構造及び設備を有しないものをいう。

(2) ホテル等 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定するホテル営業又は同条第3項に規定する旅館営業の用に供する施設をいう。

(3) 建築主 ホテル等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

(4) 建築 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第13号の規定する建築、同条第14号に規定する大規模の修繕、同条第15号に規定する大規模の模様替え又は、第87号第1項に規定する用途の変更をいう。

(5) 関係住民等

ア ホテル等の敷地の中心から半径100メートルの区域内にある土地の所有者又は、建物の所有者及び居住者

イ アに規定する区域が属する行政区並びに小学校及び中学校のPTAの代表者

(6) 広告物 公衆に表示されるものであって、看板、立て看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、その他の工作物及び建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

(規制区域)

第3条 何人も、菊鹿町(以下「本町」という。)の区域内において特定ホテルを建築してはならない。

(用途変更の禁止)

第4条 何人も、ホテル等又はその他の施設を特定ホテルに変更してはならない。

(届出)

第5条 本町の区域内においてホテル等を建築しようとする建築主は、必要とされる法令上の手続きを行おうとする日(法令上の手続きを必要としない建築については建築工事開始予定日)の60日前までに、あらかじめ規則で定めるところによりその旨を菊鹿町長(以下「町長」という。)に届け出なければならない。

(計画の公開)

第6条 前条の規定による届出をしようとする建築主は規則で定めるところにより、当該建築物の敷地内の見やすい場所に建築計画の概要を記載し、表示しなければならない。

2 建築主は、関係住民等から建築計画について説明会の開催要求があったときは、これに応じなければならない。

(判定及び通知)

第7条 町長は、第5条の届出があったときは、その届出に関する建築物が第2条に規定する特定ホテルに該当するか否かを判定し、建築主に対し規則で定めるところによりその旨を通知しなければならない。

2 町長は、前項の規定により特定ホテルに該当すると判定する場合において必要があると認めるときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。

3 建築主は、届出に係るホテル等が第1項の規定により特定ホテルに該当しない旨の通知を受けるまでは、当該ホテル等を建築することができない。

(中止命令等)

第8条 町長は、次の各号の1に該当する者に対し、当該建築物の建築の中止を命じ、又は相当の猶予期間を定めて、当該建築の変更若しくは原状の回復を命ずることができる。

(1) 第3条の規定に違反して特定ホテルを建築し、又は建築しようとする者

(2) 第4条の規定に違反して特定ホテルに変更し、又は変更しようとする者

(3) 第5条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしてホテル等を建築し、又は建築しようとする者

(4) 第7条第3項の規定に違反してホテル等を建築し、又は建築しようとする者

(聴聞)

第9条 町長は、前条の規定により中止命令等を行うに際しては、建築主にその建築について意見を述べる機会を与えなければならない。

(公表)

第10条 町長は、第8条に規定する中止命令等にもかかわらず、当該建築又は変更を行おうとする者に対しては、規則で定めるところによりその旨を公表するものとする。

(広告物の規制)

第11条 ホテル等の営業に係る広告物を設置しようとする者(以下「広告主」という。)はその設置によって第1条に規定する目的が阻害されることのないように努めなければならない。

2 町長は、前項の広告物の設置によって、第1条に規定する目的が阻害されるおそれがあると認めるときは、その広告主又は管理者に対して、その広告物の撤去、移転、又は広告内容の変更を命ずることができる。

(審議会)

第12条 第7条の規定により、届出に係るホテル等が特定ホテルに該当するか否かについて町長に意見を述べるほか、必要な事項を調査審議するため審議会を設置する。

2 前項に規定する審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(立入検査)

第13条 町長は、この条例の施行に必要な限度において建築主に対して報告を求め、又は職員にホテル等の建築物、その敷地若しくは建築現場に立ち入らせ、必要な調査を行うことができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第14条 第8条の規定による命令に違反した者は、6ヶ月以下の懲役、又は50万円以下の罰金に処する。

2 前条第1項の規定による立入検査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した者は10万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業員が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前条の罰金刑を科する。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は別に規則で定める。

附 則

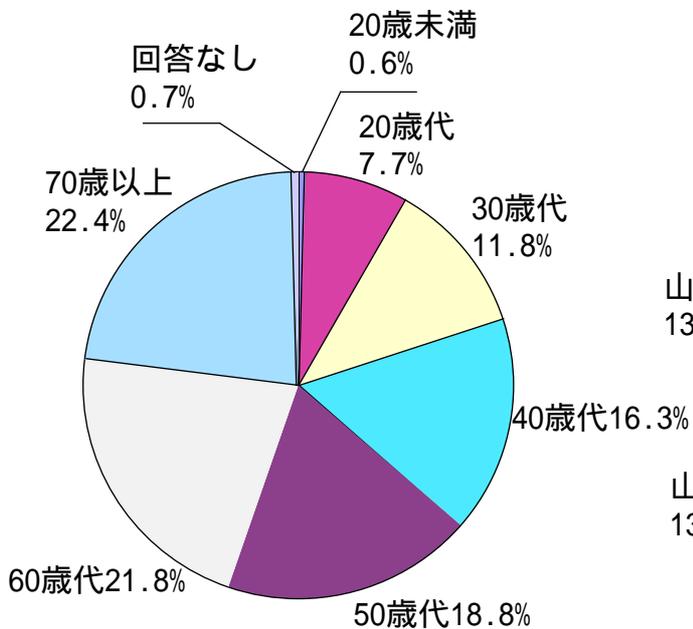
## 5 市民アンケート集計・分析

2006年9月25日～10月6日の期間、市民6万人の中から無作為に抽出させていただいた3,000名の方を対象に「市民アンケート調査」を実施しました。その集計結果を示します。

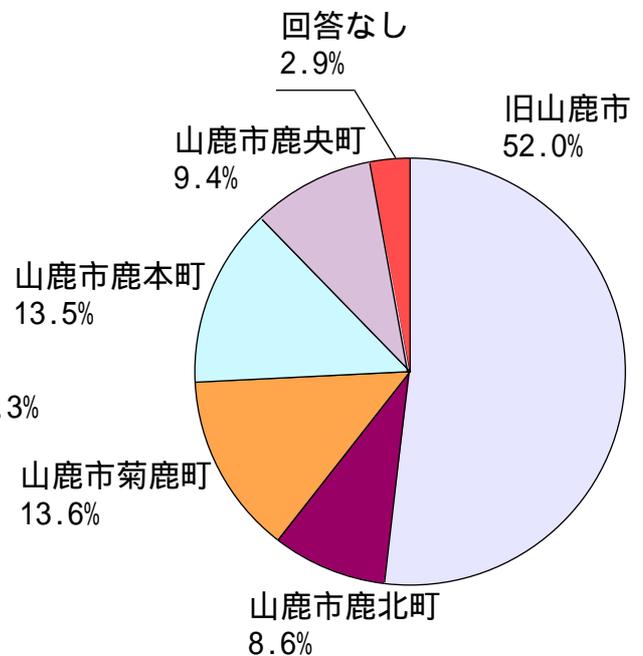
配布数：3,000  
回収数：1,058  
回収率：35.3%

### 【回答者の属性】

#### 年齢

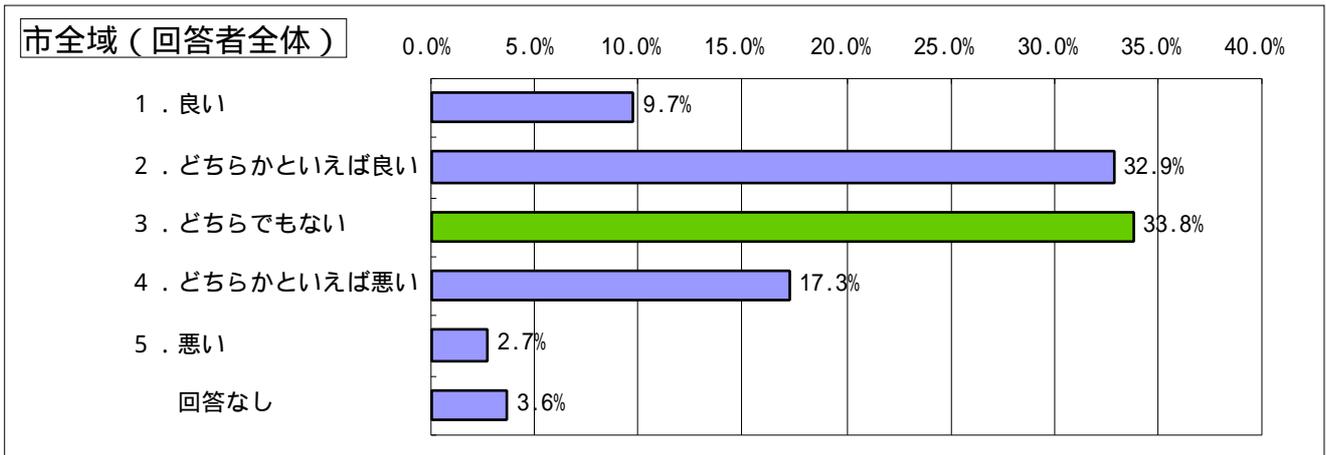


#### 居住地



# 1 『山鹿市全体』の景観についてお伺いします

設問1：現在の山鹿市の景観についてどう思いますか？

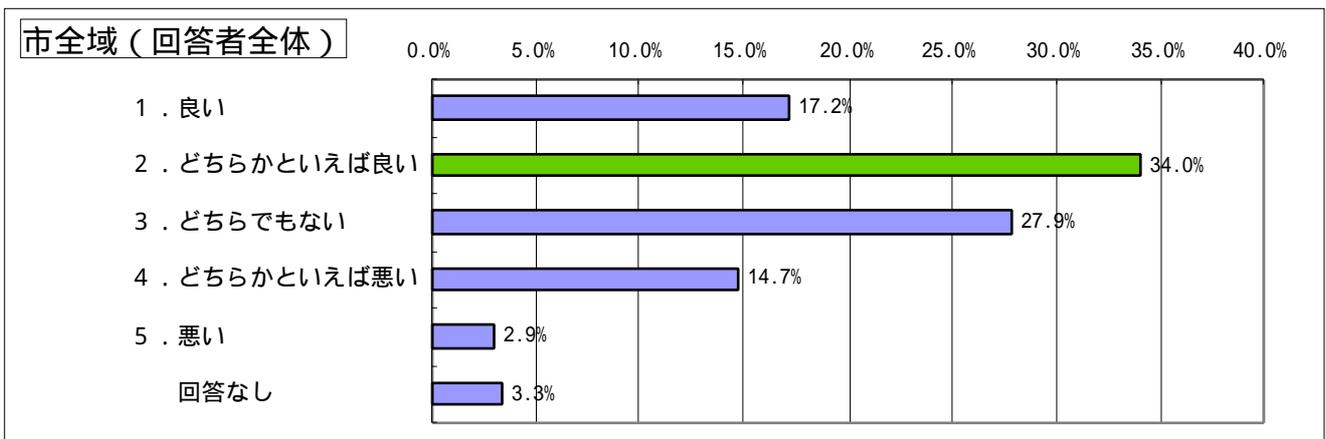


## 考察

山鹿市の景観については、「どちらでもない」と回答した人が33.8%と最も多い。しかし、「良い」もしくは「どちらかといえば良い」と回答した人の合計は42.6%であり、全体的に見て比較的良いイメージを持っていることがうかがえる。

# 2 『あなたが住んでいる地域』の景観についてお伺いします

設問2：あなたが住んでいる地域の景観についてどう思いますか？



## 地域別

回答	旧山鹿市		山鹿市鹿北町		山鹿市菊鹿町		山鹿市鹿本町		山鹿市鹿央町	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比
1	65	11.8%	26	28.6%	47	32.9%	25	17.6%	17	17.2%
2	174	31.7%	23	25.3%	64	44.8%	54	38.0%	33	33.3%
3	176	32.1%	27	29.7%	20	14.0%	41	28.9%	25	25.3%
4	95	17.3%	12	13.2%	8	5.6%	14	9.9%	18	18.2%
5	23	4.2%	0	0.0%	0	0.0%	3	2.1%	4	4.0%
回答なし	16	2.9%	3	3.3%	4	2.8%	5	3.5%	2	2.0%
合計	549	100.0%	91	100.0%	143	100.0%	142	100.0%	99	100.0%

## 考察

全体でみると、「どちらかといえば良い」が34.0%と最も多く、「良い」という意見も合わせると半数を超える。

また、地域別に見ると、菊鹿町では「良い」もしくは「どちらかといえば良い」と回答した人が7割を超えており、他の地区よりも満足感がかなり高いことがうかがえる。

設問3：あなたが住んでいる地域の景観の中で、「大事にしたい」、「残していきたい」と思うものを具体的な場所や施設名などで教えて下さい。

上位30位までを示しています

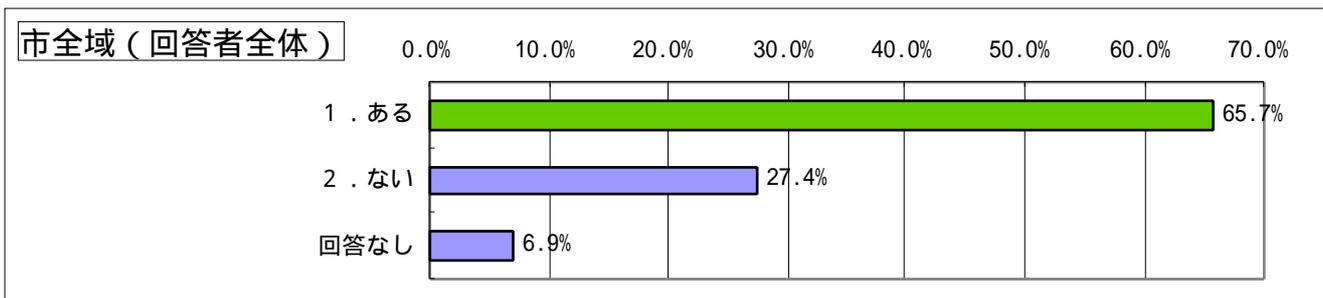
順位	名称	回答数
1	不動岩	56
2	八千代座(及びその周辺等含む)	46
3	菊池川	41
4	一本松公園(石の風車等含む)	38
5	山々(八方ヶ岳、彦岳、里山等含む)	36
6	田園風景	34
7	河川	33
8	自然	29
9	神社・仏閣(鎮守の森等含む)	25
9	古墳(双子塚古墳、チブサン古墳等含む)	25
11	あんずの丘	22
12	豊前街道(九日町周辺等含む)	21
13	矢谷溪谷	20
13	棚田(番所集落、彼岸花等含む)	20
15	大宮神社(及びその周辺等含む)	19

順位	名称	回答数
15	一つ目水源・一つ目神社	19
15	温泉	19
18	公園	18
19	水辺プラザかもと	17
20	日輪寺(ツツジ等含む)	16
21	岳間溪谷	15
22	桜湯	14
23	岩野川	13
23	巨木	13
23	鞠智城	13
26	水源(ホタル等含む)	12
27	山鹿灯籠(灯籠祭り等含む)	11
27	相良観音、アイトビカウ(及びその周辺)	11
27	蒲生の池、湯の口公園	11
30	千田八幡宮・八島(及びその周辺等含む)	10

#### 考察

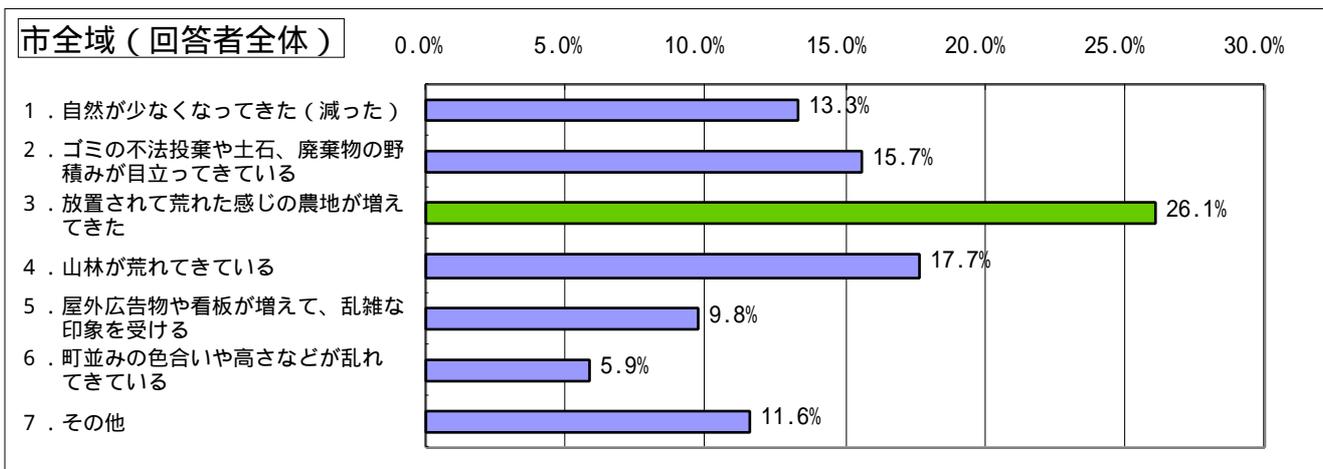
「大事にしたい」、「残していきたい」具体的な場所や施設名について、上位3位までを見ると、「不動岩」、「八千代座」、「菊池川」という順になっている。全体的に見ると、上位3位以外にも、「山々」、「田園風景」、「自然」、「矢谷溪谷」をはじめとする『自然景観』や「神社・仏閣」、「古墳」、「鞠智城」などをはじめとする『歴史景観』に関心が高いことがうかがえる。

設問4 - 1 : あなたが住んでいる身の回りで、「景観を損ねている」、「直した方がよい」と思うものがありますか？



設問4 - 1で『1』と回答された方にお聞きします。

設問4 - 2 : あなたが、そう思う理由は何ですか？



地域別

回答	旧山鹿市		山鹿市鹿北町		山鹿市菊鹿町		山鹿市鹿本町		山鹿市鹿央町	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比
1	86	14.1%	11	9.6%	19	14.6%	23	15.8%	7	5.4%
2	93	15.3%	10	8.8%	20	15.4%	22	15.1%	31	23.8%
3	135	22.2%	35	30.7%	39	30.0%	32	21.9%	53	40.8%
4	87	14.3%	37	32.5%	33	25.4%	13	8.9%	28	21.5%
5	71	11.7%	7	6.1%	8	6.2%	24	16.4%	3	2.3%
6	54	8.9%	2	1.8%	2	1.5%	9	6.2%	0	0.0%
7	82	13.5%	12	10.5%	9	6.9%	23	15.8%	8	6.2%
合計	608	100.0%	114	100.0%	130	100.0%	146	100.0%	130	100.0%

考察

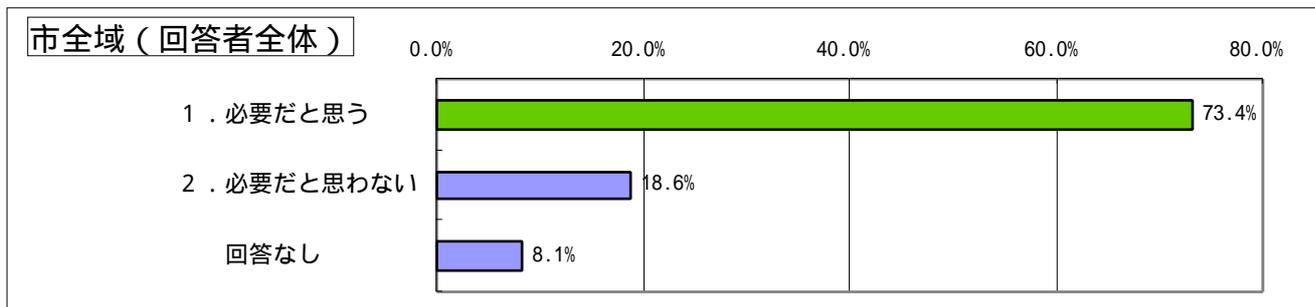
全体でみると、「景観を損ねている」、「直した方がよい」と回答した人が6割を超えている。(前述の設問1、設問2で示された)山鹿市全体または地域別には景観への満足度が高い結果も踏まえて考察すると、全体的には満足しているが、個別には景観阻害要因がかなり存在することをうかがわせている。

その景観阻害要因を山鹿市全域の傾向からみると、第1位が「荒れ地(耕作放棄地)の増加」、第2位が「山林の荒廃」となっている。このことから、山鹿市の中心市街地を囲むように広がっている農業地域の景観が、山鹿市全体の景観の評価を大きく左右する要因として働いていることが推察される。

さらに、地域別に見ると、景観阻害要因の第1位は、鹿北町では「山林の荒廃」、その他の地域はいずれも「荒れ地(耕作放棄地)の増加」となっているように、地域ごとに差異があることがうかがえる。

### 3 『ルール（決めごと）づくり』についてお伺いします

設問5 - 1：山鹿市らしい良好な景観づくりを行っていくためには市独自のルール（決めごと）をもつことが必要だと思いますか？



設問5 - 1で『1』と回答された方にお聞きします。

設問5 - 2：具体的なルール（決めごと）としてどのようなものが特に重要だと思いますか？

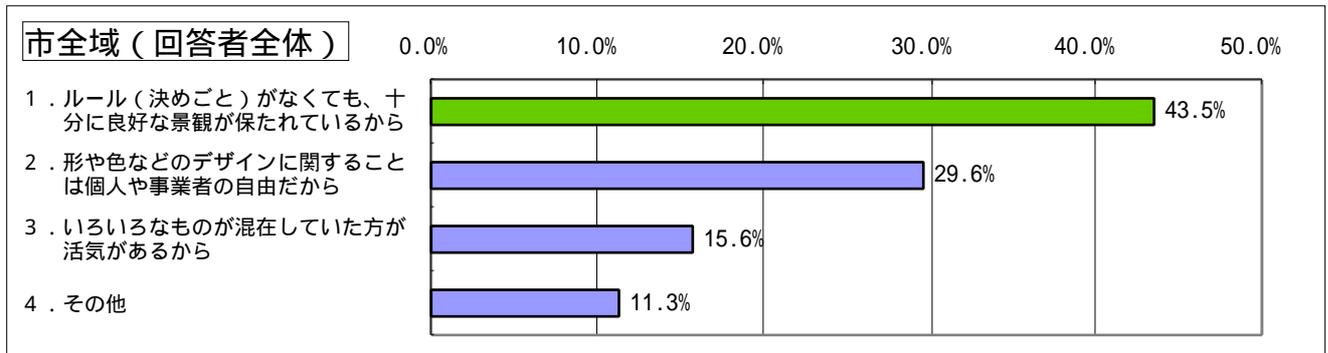


#### 地域別

回答	旧山鹿市		山鹿市鹿北町		山鹿市菊鹿町		山鹿市鹿本町		山鹿市鹿央町	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比
1	117	16.8%	12	11.3%	13	9.4%	17	9.3%	8	6.8%
2	156	22.4%	25	23.6%	32	23.2%	49	26.9%	27	22.9%
3	206	29.6%	42	39.6%	44	31.9%	60	33.0%	46	39.0%
4	194	27.9%	25	23.6%	45	32.6%	53	29.1%	32	27.1%
5	23	3.3%	2	1.9%	4	2.9%	3	1.6%	5	4.2%
合計	696	100.0%	106	100.0%	138	100.0%	182	100.0%	118	100.0%

設問5 - 1で『2』と回答された方にお聞きします。

設問5 - 3：必要だと思わない理由は何ですか？



考察

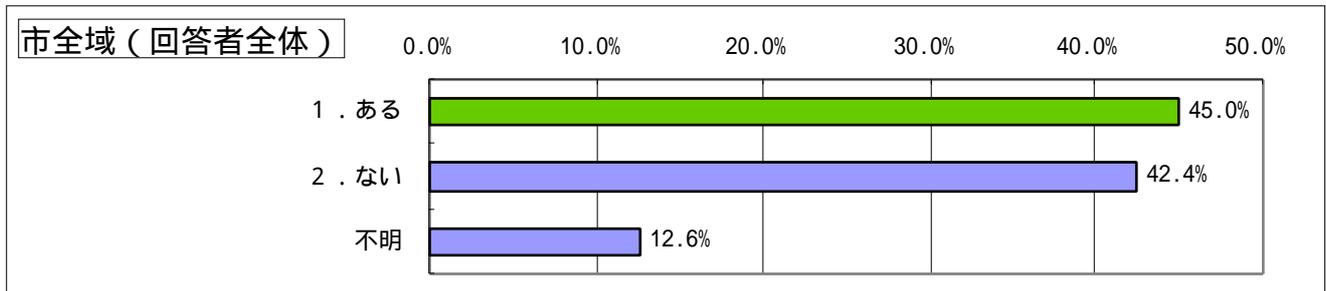
約7割以上の回答者が、山鹿市らしい良好な景観づくりのためには、市独自のルール（決めごと）が必要と回答しているが、その具体的ルール（決めごと）の内容は、山鹿市全域でみると、「敷地の緑化や樹木の保全に関するルール（32.2%）」が最も多く、次いで、「大規模な開発や分譲など土地利用に関するルール（28.3%）」、「看板・広告物の大きさに関するルール（23.1%）」と続いている。

また、地域別にみると、菊鹿町において「大規模な開発や分譲など土地利用に関するルール」が最も多く、菊鹿町以外の4地域については「敷地の緑化や樹木の保全に関するルール」が最も多い。（前述の設問3で示された）「大事にしたい」、「残していきたい」具体的な場所や施設名に山や緑などの自然や景勝地への関心が高かったことから、自然の豊かさが山鹿市の重要な景観形成要素であるとともに、山鹿市らしい景観形成の大きな柱でもあることがうかがえる。

一方、ルール（決めごと）の必要性がないと回答した人（全体の二割弱）が挙げるその理由としては、「十分に良好な景観が保たれているから」という回答が4割を超えているが、これについては、さらに詳細な分析・考察が必要と思われる。

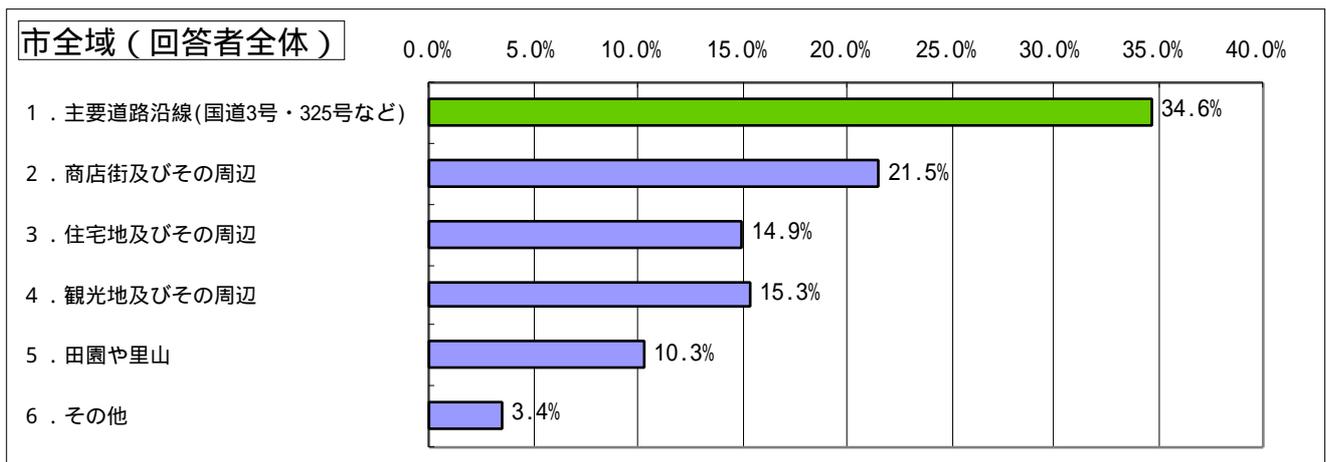
「デザインは個人（事業者）の自由だから」、「いろいろなものが混在していた方が活気がある」という回答については、前述の設問4-1で示された景観阻害要因への関心の高さも含めて考えると、ルール（決めごと）は必要でないとしても、一定の秩序感のもとでの「自由」や「いろいろなものの混在」を許容する姿勢の重要性を示唆するものと受け止められる。

設問 6 - 1 : 山鹿市内で目にする広告・看板などについて、好ましくないと思ったことはありますか？



設問 6 - 1 で『1』と回答された方にお聞きします。

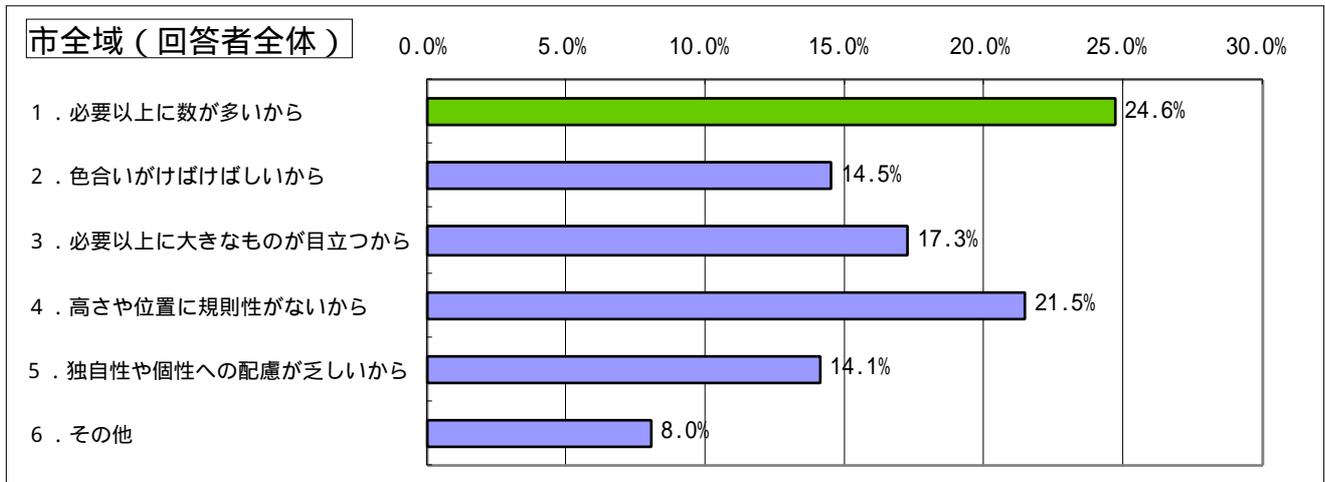
設問 6 - 2 : どこにある広告・看板などをとくに好ましくないと思いますか？



地域別

回答	旧山鹿市		山鹿市鹿北町		山鹿市菊鹿町		山鹿市鹿本町		山鹿市鹿央町	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比
1	153	33.7%	23	35.4%	32	38.6%	36	34.0%	24	38.1%
2	104	22.9%	11	16.9%	14	16.9%	23	21.7%	13	20.6%
3	70	15.4%	9	13.8%	10	12.0%	13	12.3%	11	17.5%
4	69	15.2%	9	13.8%	16	19.3%	15	14.2%	9	14.3%
5	43	9.5%	11	16.9%	9	10.8%	13	12.3%	5	7.9%
6	15	3.3%	2	3.1%	2	2.4%	6	5.7%	1	1.6%
合計	454	100.0%	65	100.0%	83	100.0%	106	100.0%	63	100.0%

設問 6 - 3 : 好ましくないと思う理由は何ですか？



地域別

回答	旧山鹿市		山鹿市鹿北町		山鹿市菊鹿町		山鹿市鹿本町		山鹿市鹿央町	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比
1	60	22.6%	12	27.9%	18	28.1%	15	21.7%	12	42.9%
2	42	15.8%	4	9.3%	7	10.9%	14	20.3%	2	7.1%
3	51	19.2%	7	16.3%	7	10.9%	12	17.4%	3	10.7%
4	57	21.5%	9	20.9%	14	21.9%	15	21.7%	5	17.9%
5	35	13.2%	6	14.0%	10	15.6%	10	14.5%	5	17.9%
6	20	7.5%	5	11.6%	8	12.5%	3	4.3%	1	3.6%
合計	265	100.0%	43	100.0%	64	100.0%	69	100.0%	28	100.0%

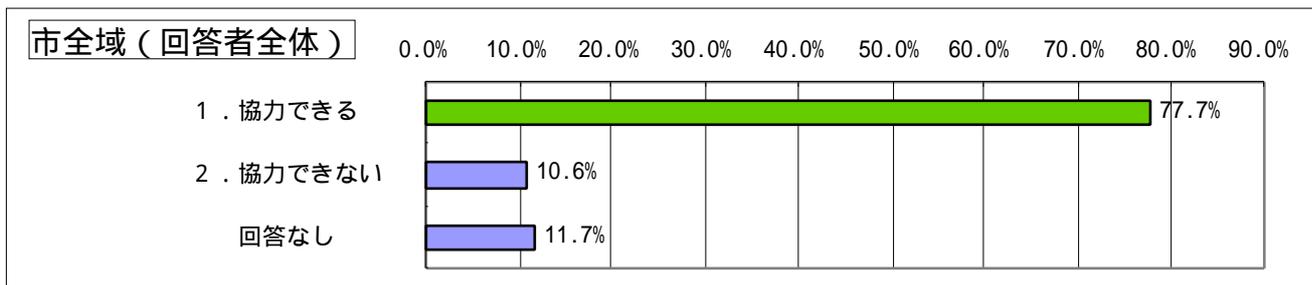
考察

広告・看板について、好ましくないと思ったことがあると回答した人の中では、「主要道路沿線（国道3号、325号など）」にある広告・看板が特に好ましくないと回答している人が最も多く（34.6%）、地域別にみても全ての地域で同様の傾向がみられる。

その理由を山鹿市全域からみると、「必要以上に数が多いから」で24.6%、次に「高さや位置に規則性がないから」で21.5%となっている。また、大きさや色彩についても、ある一定の回答が得られている。

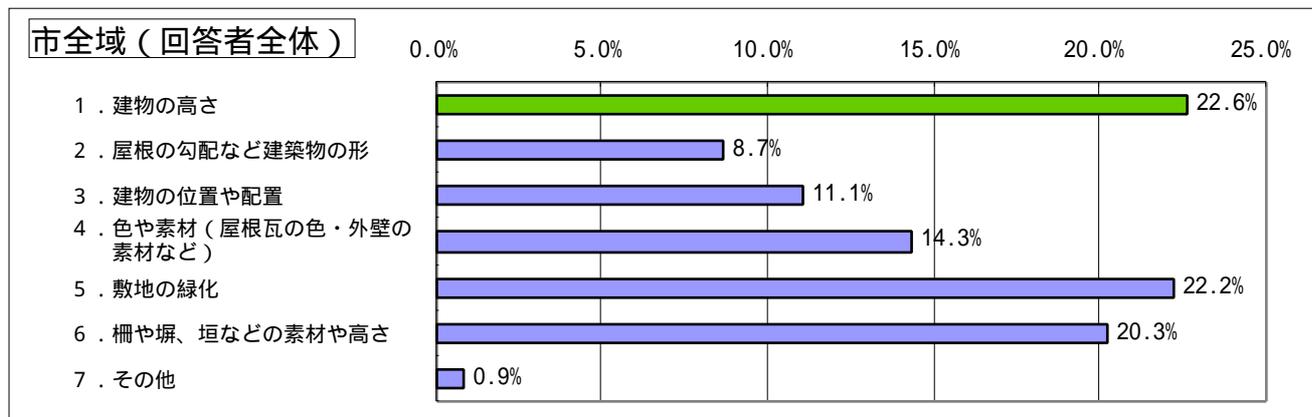
また、地域別にみると、全ての地域で「必要以上に数が多いから」が第一位であり、特に鹿央町では4割を占めている。実際に国道沿線を車で移動すると、ロードサイド型の店舗の立地が多く見られ、立て看板、壁面看板、のぼり旗などが非常に目につく。また、大きさや色使い、高さなどがそれぞれの店舗で異なり、このような現状がアンケートの回答結果に反映されていると思われる。

設問 7 - 1 : あなたが、住宅などを建てる時にルール（決めごと）があるとしたら、協力できますか？



設問 7 - 1 で『1』と回答された方にお聞きします。

設問 7 - 2 : どの程度まで協力できますか？



地域別

回答	旧山鹿市		山鹿市鹿北町		山鹿市菊鹿町		山鹿市鹿本町		山鹿市鹿央町	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比
1	256	23.3%	32	20.9%	53	20.7%	67	21.1%	48	24.9%
2	91	8.3%	14	9.2%	26	10.2%	29	9.1%	15	7.8%
3	105	9.5%	21	13.7%	35	13.7%	34	10.7%	28	14.5%
4	159	14.5%	22	14.4%	38	14.8%	47	14.8%	24	12.4%
5	246	22.4%	32	20.9%	55	21.5%	76	23.9%	40	20.7%
6	235	21.4%	32	20.9%	46	18.0%	62	19.5%	34	17.6%
7	8	0.7%	0	0.0%	3	1.2%	3	0.9%	4	2.1%
合計	1100	100.0%	153	100.0%	256	100.0%	318	100.0%	193	100.0%

考察

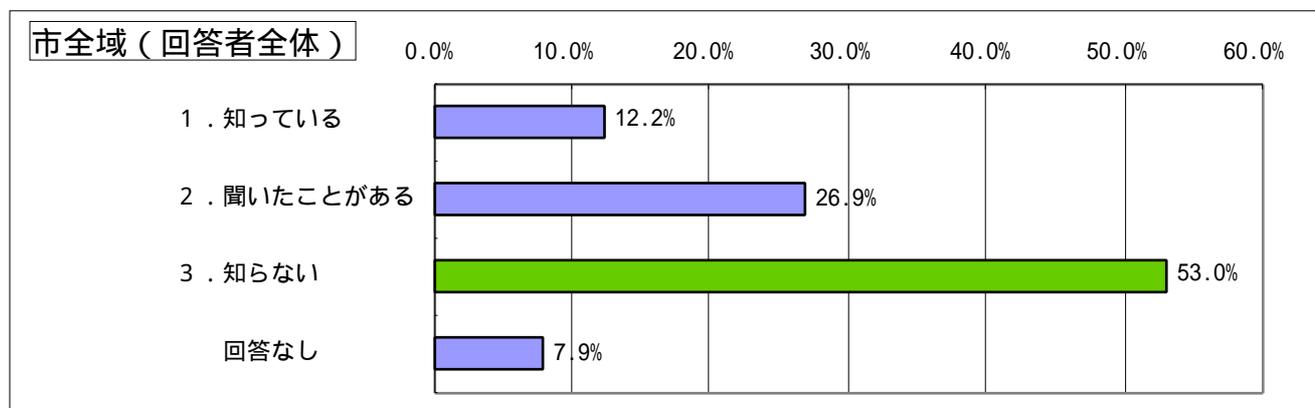
7割を超える回答者が、住宅を建てる時のルールについて「協力できる」と回答しており、山鹿市全域からみると、「建物の高さ（22.6%）」について協力できるとの回答が最も多く、次いで「敷地の緑化（22.2%）」、「柵や塀、垣などの素材や高さ（20.3%）」となっている。

地域別にみると、旧山鹿市、鹿央町で「建物の高さ」が最も多く、菊鹿町、鹿本町は「敷地の緑化」が最も多い。鹿北町については、「建物の高さ」、「敷地の緑化」、「柵や塀」、「柵や塀、垣などの素材や高さ」が同数で並んでいる。

建物の高さについて、山鹿市の現状をみると、個人が建てた住宅としては平屋もしくは2階建ての一戸建て住宅が多く、高さについては比較的、協力がしやすいと推測できる。

また、施主の嗜好やライフスタイル、収入などが直接的に反映される建物の形状や色、素材に比べて、敷地の緑化や柵や塀、垣などの素材や高さについて協力ができるとの回答が多い背景としては、比較的、低予算で隣近所との連携を取りやすいことも起因していると思われる。このような背景を考慮すると、街中だけでなく、農村地域においても、家並みの統一感を出すための方策を見い出すことは可能と思われる。

設問 8 - 1 : 合併前の山鹿市では、市独自の景観に関する取り決めがあり、豊前街道沿いや宗方地区などで建物の高さや色について規制・誘導を行ったり、補助をしています。これらの制度や取り組みについてご存じですか？



### 地域別

回答	旧山鹿市		山鹿市鹿北町		山鹿市菊鹿町		山鹿市鹿本町		山鹿市鹿央町	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比
1	95	17.3%	9	9.9%	6	4.2%	8	5.6%	8	8.1%
2	180	32.8%	25	27.5%	22	15.4%	34	23.9%	20	20.2%
3	239	43.5%	45	49.5%	99	69.2%	91	64.1%	65	65.7%
回答なし	35	6.4%	12	13.2%	16	11.2%	9	6.3%	6	6.1%
合計	549	100.0%	91	100.0%	143	100.0%	142	100.0%	99	100.0%

### 考察

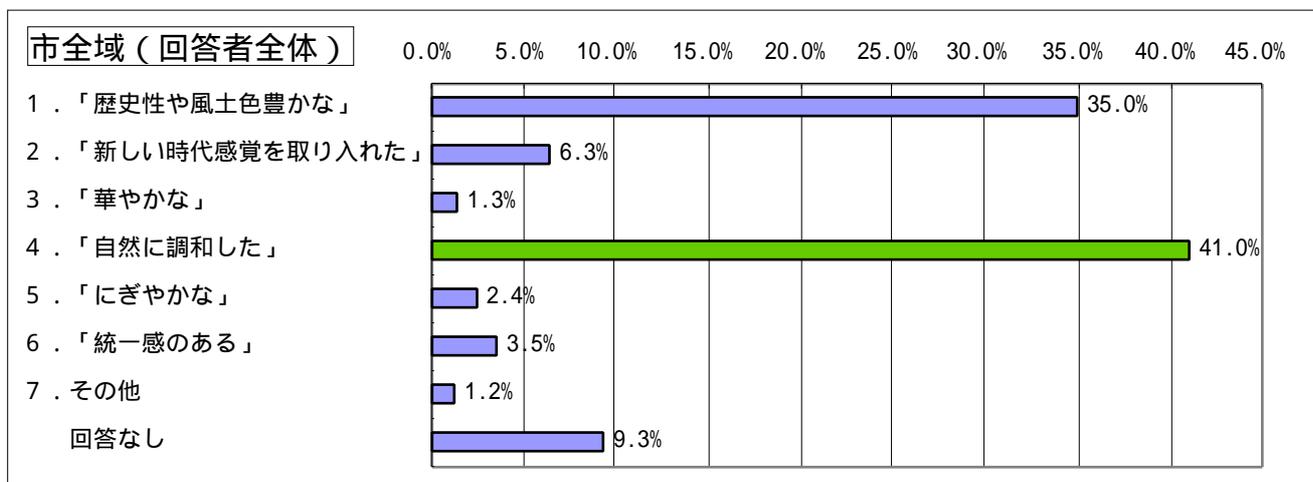
山鹿市全域からみると、「知らない」との回答が約半数を占めている。その一方で、「知っている」と回答した人は12.2%と「知らない」人に比べて4分の1にも満たない。

また、地域別にみても、全地域で「知らない」との回答が第1位であるが、豊前街道や宗方地区などがある旧山鹿市においては、「知っている」もしくは「聞いたことがある」と回答した人が50.3%と半数を越え、ある一定の認知がされていることがうかがえる。その一方で前述したように他地域での認知度は低い。

以上のことから、今後取り組んでいく景観施策についても、市民によく周知され、また共感を高めていく方法について十分検討していく必要があると思われる。

## 4 『市民みんなが進める景観づくり』についてお伺いします

設問9：今後、私たちが「美しい景観のまち 山鹿」を目指していく場合、あなたのイメージに近い“言葉”は何ですか？



### 地域別

回答	旧山鹿市		山鹿市鹿北町		山鹿市菊鹿町		山鹿市鹿本町		山鹿市鹿央町	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比
1	234	42.6%	18	19.8%	30	21.0%	40	28.2%	38	38.4%
2	36	6.6%	7	7.7%	7	4.9%	8	5.6%	5	5.1%
3	9	1.6%	1	1.1%	1	0.7%	2	1.4%	1	1.0%
4	172	31.3%	47	51.6%	85	59.4%	73	51.4%	45	45.5%
5	18	3.3%	2	2.2%	0	0.0%	1	0.7%	2	2.0%
6	23	4.2%	4	4.4%	1	0.7%	7	4.9%	2	2.0%
7	11	2.0%	1	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答なし	46	8.4%	11	12.1%	19	13.3%	11	7.7%	6	6.1%
合計	549	100.0%	91	100.0%	143	100.0%	142	100.0%	99	100.0%

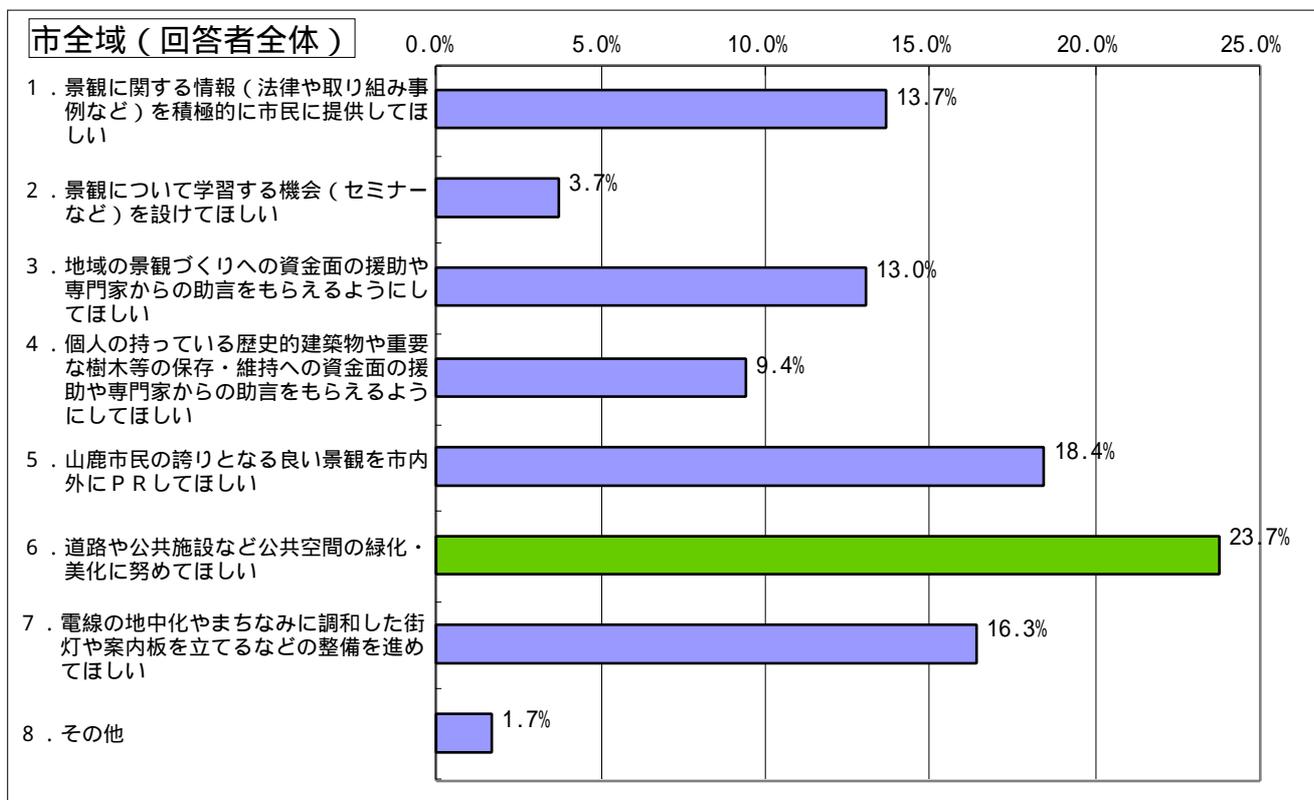
#### 考察

全体の傾向をみると、「自然に調和した」と「歴史性や風土色豊かな」という回答が非常に多い。

また、地域別にみると、旧山鹿市では「歴史性や風土色豊かな」というキーワードに最も多くの関心が集まった。これは、八千代座をはじめとする豊前街道や山鹿灯籠踊りなどの伝統芸能を有しているこの地域の特性を強く反映していると考えられる。一方、旧山鹿市以外の4地域については「自然に調和した」という回答が最も多かったが、これも農林業を主体とする農村風景や生産風景を多く有する地域性が如実に反映されていると思われる。

以上のことから、これから「美しい景観のまち 山鹿」を目指していくに当たっては、「自然に調和した」、「歴史性や風土色豊かな」という二つのキーワードを具体的な形や手法に反映させていくことが課題と考えられる。

設問10：市民の皆さんが景観づくりの活動を実践していくために、どのような支援策があったらいいと思いますか？



地域別

回答	旧山鹿市		山鹿市鹿北町		山鹿市菊鹿町		山鹿市鹿本町		山鹿市鹿央町	
	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比	回答者数	構成比
1	130	14.2%	17	11.9%	31	14.4%	37	15.3%	18	10.2%
2	35	3.8%	6	4.2%	4	1.9%	6	2.5%	13	7.3%
3	113	12.4%	27	18.9%	35	16.3%	25	10.3%	23	13.0%
4	94	10.3%	14	9.8%	15	7.0%	19	7.9%	17	9.6%
5	172	18.8%	24	16.8%	38	17.7%	42	17.4%	36	20.3%
6	198	21.7%	32	22.4%	54	25.1%	73	30.2%	40	22.6%
7	158	17.3%	20	14.0%	32	14.9%	36	14.9%	28	15.8%
8	13	1.4%	3	2.1%	6	2.8%	4	1.7%	2	1.1%
合計	913	100.0%	143	100.0%	215	100.0%	242	100.0%	177	100.0%

考察

「道路や公共施設など公共空間の緑化・美化に努めてほしい」との回答が最も多いが、これはどの地域にも共通し、2～3割を占めている。

他の支援策については、「良い景観のPR」、「景観に関する情報提供」、「資金面の援助や専門家からの助言」など、ソフト面についてもかなりの関心が集まっており、これらを適宜組み合わせ合わせた山鹿らしい施策を構築することが期待される。

## 5 あなたが思う『山鹿市の景観の良さ』を教えてください

設問11：市外からのお客さんが山鹿市に来たとき、あなたは何を案内・紹介しますか？連れていきたい場所や見せたいもの・風景をお書き下さい。

上位30位までを示しています

順位	名称	回答数
1	八千代座(及びその周辺等含む)	288
2	不動岩	141
3	温泉	116
4	一本松公園(石の風車等含む)	88
5	山鹿灯籠(灯籠祭り等含む)	87
6	豊前街道	55
7	日輪寺(ツツジ等含む)	48
8	古墳(チブサン古墳、双子塚古墳等含む)	46
9	水辺プラザかもと	44
10	矢谷溪谷	42
11	あんずの丘(及びその周辺等含む)	40
12	大宮神社(灯籠殿等含む)	39
13	県立装飾古墳館	34
14	平山温泉	31
14	棚田(番所集落等含む)	31

順位	名称	回答数
16	相良観音、アイトビ加え(及びその周辺)	27
17	岳間溪谷	26
18	鞠智城	22
19	道の駅かほく「小栗郷」	17
20	一つ目水源・一つ目神社	15
21	菊池川	14
22	山鹿温泉	12
23	博物館	11
23	桜湯	11
25	蒲生の池、湯の口公園	9
26	足湯	8
26	康平寺	8
28	山々(西岳、彦岳、八方ヶ岳等含む)	7
29	かんぼの宿からの眺望	5
30	隈部館跡	4

### 考察

山鹿市外からのお客さんを案内・紹介する場所として、山鹿市民に特に人気が高かった場所は「八千代座」であった。これに「不動岩」、「温泉」が続いている。  
 前述の設問3と同様に、ここに挙げられたそれぞれの場所や施設名は市全域に幅広く分布している。

# 6 市民ワークショップの記録 (第1回～第4回)

**第1回 景観を考える山鹿市民ワークショップ**  
**山鹿の産業 (仕事) からみた景観を考える会** 1班

●具体的なルールづくりが必要

①駐車場のサイン

- サインが景観を壊しているケースが多い
- 八千代座付近のコインパーキングの看板が気になる  
一赤と黄色の原色は八千代座付近の雰囲気と合わない
- コインを入れる機械はともかく、看板には何か工夫ができないだろうか?
- コインパーキング機械の周辺を木の柵や塀のようなもので囲えないだろうか?
- 例えば、看板の素材に木を使って、モダンに作ったらどうか?

②外灯

- 外灯の統一が必要
- チープ (安っぽい) なイメージの外灯はやめてほしい
- 灯籠の町としては、形、色、光などの統一感がほしい

③ガードレール、フェンス

- 道路のフェンスのデザインが景観を壊しているのではないかな?
- ガードレールの色は白だけでなくもいいと思う。例えば茶色で作ってはどうか?

●「補修費と収益性の関係」に対する答えとは?

- 経済の流れには乗っていく必要がある
- 「保存する」という意識は大切だが・・・
- 屋根や壁の補修に経費がかかるが、それが仕事の収益性には関係ないように思える
- 店舗だったら、改装・保全することで、商売の売り上げアップにつながる部分もある
- 残したいが仕方なく家を壊した人もいる。そして、駐車場に変わっていくのが現状。街並み整備に関する補助の仕組みは改めて考える必要がある

④店頭からできること

- 町並みの色の統一
- 店のアプローチやディスプレイに工夫を凝らす
- 店舗の前に植木、鉢物などを置く
- 打ち水をする
- 季節感を出す (例えば、各店で七夕の笹を並べたり、クリスマスのリースを飾る)

→ 「季節感=生活していること、やっていること」が伝わるようにしよう

⑤古いものを使う、活用する

- 山鹿はそこに根付いているものを活かせば多くの人の共感が得られる
- 「わー、うちも昔はこぎやんだったたい!!」という共感
- (菊池の御所通りに活気があるが、その理由として) きな粉やきな粉餅をおばあちゃんが売っている
- 木をふんだんに使うといいと思う
- お客さんは「古いもの」ほど喜ぶ
- 例えば、昔の扇風機を出してきて使う

→ それぞれのお店が、何か一つ古いものを出して (飾って)、購買意欲をそそいでいこう

⑥清掃・ゴミ

- 手入れのよいガラスを見て「きれいですね」と感心してくれた
- 月曜の朝は菊池川までゴミ拾いに行っている (菊池川はゴミが多い)
- 産草の吸い殻もひどい
- 掃除をしている人なども人も景観の一部である。
- 九日町のように定期的にハッピーを着て掃除をする
- ゴミ拾いの日を作る

⑦景観のことを話す雰囲気作り

- これまでこういう話をする機会がなかった
- よそ (他人) の店の外観や雰囲気づくりを思いきり批評しあってみる (決して悪口ではなく)
- 遠慮なく話せる雰囲気づくりが必要

**第1回 景観を考える山鹿市民ワークショップ**  
**山鹿の産業 (仕事) からみた景観を考える会** 2班

(作業-1) お仕事を通して「景観のことで気になること、直面していること」について  
**【山鹿景観の課題】**

「看板」について

- 屋外広告物 (看板) をみんなが思い通りに作っている
- 看板は必要だと思うが、地域にあった形やイメージの統一が必要ではないか
- 沿道沿いの看板の増加
- 違う地域 (山鹿市外) の看板が目立つ
- 看板の規制がある場所に勝手に立っている (規制ができる前から立っていたのかも知らないが)
- 案内板の数が少ない (よそから来た人が迷わないようにしたい)

「夜が暗い」

- 夜の山鹿は「街全体が」暗くなってしまっている
- 中心市街地のシャッターが閉まっているところが多い
- 店が早く閉まる
- 昔は小さな店がたくさんあり、灯りが朝までついていた (昭和42年頃まで)
- プラザ5ができるまでは、街が明るかった
- 夜の名所のライトアップ

「街並みのばらつき」

- 街並みは美しくなってきた。でも、それが山鹿の街並みなんだろうか?きれいな景観とは?
- 下町と八千代座の間が歩くルートになっていない。もったいないと思う (今、作るうとしているが)

「開発」

- 大きな資本が入ってきたときに今の平山温泉のイメージを守っていけるかが不安
- 地元の人だと話もできるが、よその人だと話えない。「条例」があればいいが・・・

「環境」

- 木や花が少ない
- 川沿いにも少ない。季節ごとに咲く花があればいいと思う
- 井川さん (出水) の復活
- 昔は集落ごとに水が湧く場所があり、洗い物や井戸端会議の場になっていたが、今は枯れてしまっているところも多い。復活して地区の名物になればと思う

「ゴミ」

- ゴミの投棄
- 山林への不法投棄
- ガスコンロやコタツなどが谷に投げ込まれている

「荒地地」

- 荒れ地が増えた
- 山付きの農地、山林が荒れてきている
- あぜ道がなくなり、祠までの道も荒れ、山に入れなくなっている

(作業-2) 仕事等の中で取り組んでいる景観づくりへのアイデアや提案等について

**啓発**

【地域の魅力・資源の再確認】

- 自分の地域の良さを再認識してもらう。そのためには「外からの視点」も必要
- すばらしい場所 (イベント) が載っているパンフレットがほしい
- ふるさとでの良さを再確認 (すばらしい物はたくさんあります)
- 景観の日・景観祭の設定 (良い景観・悪い景観などの写真展の開催などをし、市民が景観を学べるきっかけにする)
- 山鹿景観の「いろはカルタ」を作って、良い所を紹介してはどうか。地区別につくってもよい

【視点を立てて見直す】

- 八千代座は昔は山鹿のお荷物、今は宝 (見方や発想を変え、「宝」にしていこう)

【郷土を大切に感じる気持ちを持つ】

- 子供たちへの教育 (親への影響)
- 自分たちの町を大切にす

【その他】

- 他地区の事例を紹介する
- お金になる取り組みを行う
- 人材育成がキーワード

**条例**

- 地域にあった決まり事をつくる
- 開発に対する条例づくり
- アメとムチ…条例と補助金の使い分け
- 自分たちで自分たちのまちをデザインするデザインセンターをつくる
- 景観について相談やアドバイスを地区でできる仕組みづくり
- 条例の運用をチェックする地区の機関 (システム) が必要

**課題へのアイデア**

【看板について】

- 行政、組合で統一した看板 (案内板) を考える
- 看板を業種別にまとめて立てる
- サインシステム (民間がスポンサー協力して看板をつくる)

【夜の暗さについて】

- 中心地の夜の暗さについて、各店の閉店時間を伸ばす

【街並みのばらつきについて】

- 歩いて楽しい仕掛けづくり (川～お酒～八千代座～温泉)

【環境について】

- 河川敷に花を植える
- 区役の工夫
- 市花 (地区花)、市木 (地区木) の設定

【荒地地について】

- 荒れ地を活かして工夫…農地付き別荘地として期間限定で貸し出す
- 今ある空き家の活用を考える
- 農地をドックランに転用している例あり

**まとめ**

●景観をきれいにするのは誰のため? 住民? 観光客?  
 ●景観を考えることは大切です。ついでにその歴史も考えてみたらどうか?  
 ●景観は守るだけのもの?  
 ●景観とは何なの?  
 ●景観を守る≠硬? 生活しにくい?

自分のふるさと「山鹿」を自慢できる景観づくりを進めていきたい

そのためには、地域にあった「条例」づくりと運用の仕組みづくり、チェック機関を地区ごとにつくると、市民への「啓発活動」を行っていくことが必要

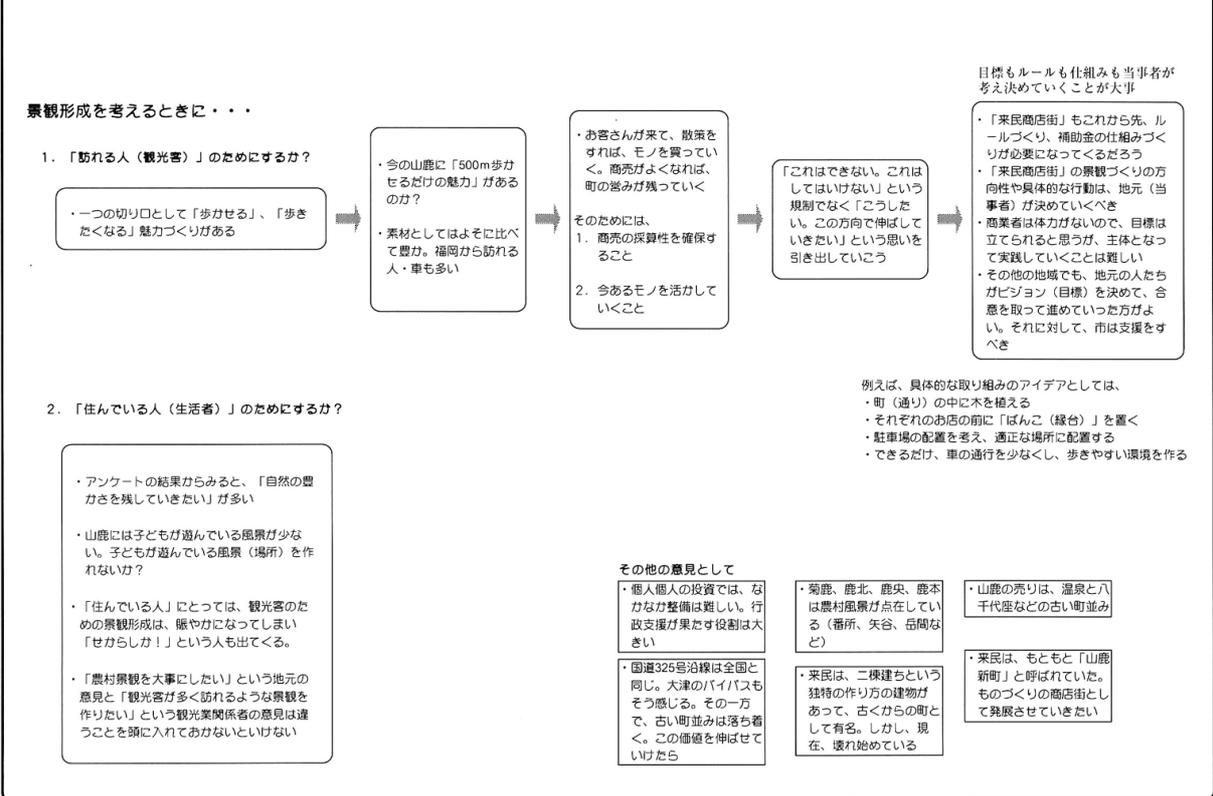
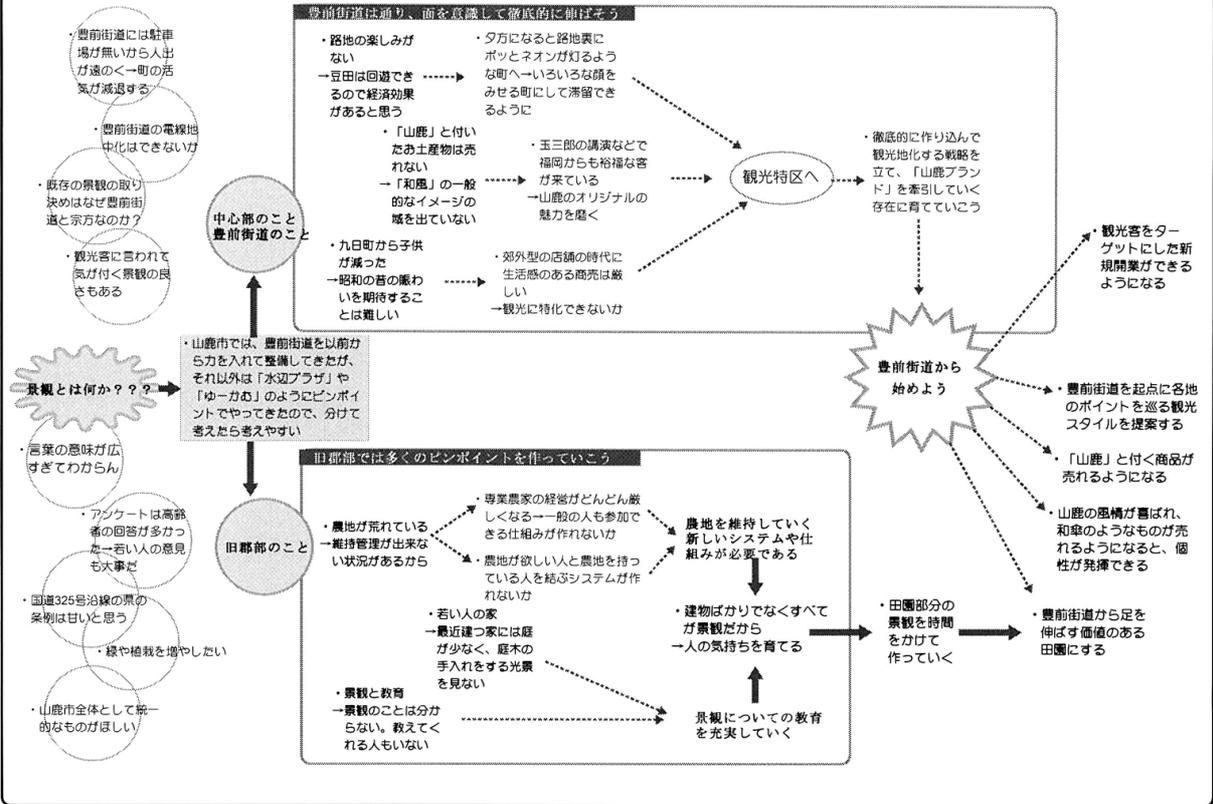
わかりやすく案内できる仕組みづくり

山鹿の美しい景観を楽しんでもらうための案内板やパンフレットづくりやイベントの紹介を行っていく

外からの人を呼び込む仕組みづくり

山鹿の景観を目的に来る人を増やす。そして、見てもらうことで市民の景観への意識が高まる。

産業 (経済) が活性化



第2回 興業を興える山鹿市ワークショップ  
景観づくりの技術やデザインを考える会 1 班

【作業-1】山鹿市の建築物・広告物を考える

紹介したい建物

- ・旧国造館  
→ 昔の銀行とその後継利用している
- ・協栄神社  
→ 千代の屋敷の跡地、2012年に1度建築している
- ・千代の屋敷の遺構  
→ 大きな壁、互と並列のコントラスト、山鹿を象徴している
- ・山鹿市役所  
→ 山鹿市役所前の場所、丸形の中にびっぴり建っている山鹿の心臓
- ・本館公園（石のさくさく）  
→ ここから眺める山鹿の風景が素晴らしい
- ・興業館  
→ 歴史のある建物（黒い鉄骨）、本館前と同質
- ・ハイスマスセンター  
→ ここまで歩くと見えてくる、その周辺で水・道を作っている
- ・稲妻  
→ 山鹿のシンボル、景観の象徴

紹介したい看板・広告物

- ・興業の活動中にある看板類  
→ 本でできている（見てはみられない）
- ・山鹿市の看板類（看板類）

紹介したい自然風景

- ・興業（山鹿）から見える山鹿の風景  
→ 「山鹿に帰ってきたくらい」という感じがある
- ・山鹿市とその周辺の風景  
→ 水たまりに映り込んでくると、山鹿の風景、紅葉が美しい
- ・山鹿市役所（山鹿）  
→ 山鹿市役所、山鹿市役所（山鹿市役所）、山鹿市役所
- ・山鹿市役所から入った山鹿、山鹿市役所への小径  
→ 山鹿の風景、山鹿市役所への小径

【作業1のまとめ】

- 建物では、歴史あるものや山鹿の風景に似ているものを取り組みを表現するものとして山鹿市のイメージを演出することができると、これは山鹿市のイメージを演出する
- 看板・広告物に共通して見られる「山鹿」や「山鹿」は、山鹿市を表現するものとして山鹿市のイメージを演出するものである
- 自然環境については、山鹿市の自然環境（山鹿）が山鹿市のイメージを演出する

【作業2】景観で気になるところを考える

建物（形状、高さ、色、素材など）に関すること

- ・建物（形状、高さ、色、素材など）に関すること
- ・建物（形状、高さ、色、素材など）に関すること

景観に関する課題を解決するためのアイデア

- ・建物（形状、高さ、色、素材など）に関すること
- ・建物（形状、高さ、色、素材など）に関すること

【作業2のまとめ】

- 建物（形状、高さ、色、素材など）に関すること
- 建物（形状、高さ、色、素材など）に関すること

【作業3】山鹿市の素材や人材、技術を活かす

紹介する素材、人材、技術

- 建物・景観に  
・木（アサヒ）  
・石（山鹿）  
・土（山鹿）  
・水（山鹿）  
・山鹿市役所  
・山鹿市役所  
・山鹿市役所
- 建物・景観に  
・木（アサヒ）  
・石（山鹿）  
・土（山鹿）  
・水（山鹿）  
・山鹿市役所  
・山鹿市役所  
・山鹿市役所
- 個人の人材  
・山鹿市役所  
・山鹿市役所  
・山鹿市役所

景観の改善

- ・山鹿市役所  
・山鹿市役所  
・山鹿市役所

景観のアイデア

- ・山鹿市役所  
・山鹿市役所  
・山鹿市役所

【作業3のまとめ】

- 山鹿市役所  
○山鹿市役所  
○山鹿市役所

第2回 興業を興える山鹿市ワークショップ  
景観づくりの技術やデザインを考える会 2 班

【作業-1】山鹿市の建築物・広告物を考える

紹介したい建物

- ・山鹿市役所  
→ 山鹿市役所前の場所、丸形の中にびっぴり建っている山鹿の心臓
- ・本館公園（石のさくさく）  
→ ここから眺める山鹿の風景が素晴らしい
- ・興業館  
→ 歴史のある建物（黒い鉄骨）、本館前と同質
- ・ハイスマスセンター  
→ ここまで歩くと見えてくる、その周辺で水・道を作っている
- ・稲妻  
→ 山鹿のシンボル、景観の象徴

紹介したい看板・広告物

- ・興業の活動中にある看板類  
→ 本でできている（見てはみられない）
- ・山鹿市の看板類（看板類）

紹介したい自然風景

- ・興業（山鹿）から見える山鹿の風景  
→ 「山鹿に帰ってきたくらい」という感じがある
- ・山鹿市とその周辺の風景  
→ 水たまりに映り込んでくると、山鹿の風景、紅葉が美しい
- ・山鹿市役所（山鹿）  
→ 山鹿市役所、山鹿市役所（山鹿市役所）、山鹿市役所
- ・山鹿市役所から入った山鹿、山鹿市役所への小径  
→ 山鹿の風景、山鹿市役所への小径

【作業1のまとめ】

- 建物では、歴史あるものや山鹿の風景に似ているものを取り組みを表現するものとして山鹿市のイメージを演出することができると、これは山鹿市のイメージを演出する
- 看板・広告物に共通して見られる「山鹿」や「山鹿」は、山鹿市を表現するものとして山鹿市のイメージを演出するものである
- 自然環境については、山鹿市の自然環境（山鹿）が山鹿市のイメージを演出する

【作業2】景観で気になるところを考える

建物（形状、高さ、色、素材など）に関すること

- ・建物（形状、高さ、色、素材など）に関すること
- ・建物（形状、高さ、色、素材など）に関すること

景観に関する課題を解決するためのアイデア

- ・建物（形状、高さ、色、素材など）に関すること
- ・建物（形状、高さ、色、素材など）に関すること

【作業2のまとめ】

- 建物（形状、高さ、色、素材など）に関すること
- 建物（形状、高さ、色、素材など）に関すること

【作業3】山鹿市の素材や人材、技術を活かす

紹介する素材、人材、技術

- 建物・景観に  
・木（アサヒ）  
・石（山鹿）  
・土（山鹿）  
・水（山鹿）  
・山鹿市役所  
・山鹿市役所  
・山鹿市役所
- 建物・景観に  
・木（アサヒ）  
・石（山鹿）  
・土（山鹿）  
・水（山鹿）  
・山鹿市役所  
・山鹿市役所  
・山鹿市役所
- 個人の人材  
・山鹿市役所  
・山鹿市役所  
・山鹿市役所

景観の改善

- ・山鹿市役所  
・山鹿市役所  
・山鹿市役所

景観のアイデア

- ・山鹿市役所  
・山鹿市役所  
・山鹿市役所

【作業3のまとめ】

- 山鹿市役所  
○山鹿市役所  
○山鹿市役所

第2回 景観を考える山形市ワークショップ  
景観づくりの技術やデザインを考える会 3班

〈作業-1〉山形市の建築物・広場物を考える

紹介したい建物

- ・江戸瓦葺  
→心算の歴史を感じることができる
- ・蓮平寺  
→以前ある寺で、地元老人会が管理に努めている
- ・酒造の土蔵  
→戦後昭和初期に建てられた建物  
→山形市の景観に伝えている

紹介したい専門家・工作物

- ・このお寺の住僧【山形市】  
→家談の話を伺いたい

紹介したい自然景観

- ・下田川沿い（千代田公園あたり）
- ・千代田
- ・蔵の街（蔵の街公園）
- ・蓮平寺の境内の景観
- ・千代田の家の風景
- 景観にもよく、建築と自然が調和している
- ・蔵の街の川沿い

【作業1のまとめ】

- 今回に紹介したい建物がある地域の他に、現在進行されている景観や建築や活動が注目している景観が挙げられた
- 人に語りたくなる景観とは、見た目の美しさばかりでなく、そこに住む人々がどのような暮らしを送っているかが見て取れる場所であるようだ

〈作業-2〉景観で気になるところを考える

建物（建ち、高さ、色、素材など）に気をとること

- ・「アザラシについて」大規模建築の時代は過去でー小さな住宅系のような空間を建築させる
- ・景観を創る側（アーキテクチャー）が気をつけるのか？
- ・歴史的建築物の維持→保存の考えはどうか？
- ・山形の歴史にふさわしい建物
- ・景観を創る側（アーキテクチャー）が気をつけるのか？
- ・山形の歴史にふさわしい建物
- ・景観を創る側（アーキテクチャー）が気をつけるのか？

景観で気になるところを挙げてみる

- ・山形の歴史をふりかえり、景観を創る側（アーキテクチャー）が気をつけるのか？
- ・山形の歴史にふさわしい建物
- ・景観を創る側（アーキテクチャー）が気をつけるのか？
- ・山形の歴史にふさわしい建物
- ・景観を創る側（アーキテクチャー）が気をつけるのか？

景観で気になるところを挙げてみる

- ・山形の歴史をふりかえり、景観を創る側（アーキテクチャー）が気をつけるのか？
- ・山形の歴史にふさわしい建物
- ・景観を創る側（アーキテクチャー）が気をつけるのか？
- ・山形の歴史にふさわしい建物
- ・景観を創る側（アーキテクチャー）が気をつけるのか？

【作業2のまとめ】

- 景観の議論は、建物や風景の見た目の美しさを重視するのではなく、景観を創る側（アーキテクチャー）が気をつけるのか？
- 山形の歴史をふりかえり、景観を創る側（アーキテクチャー）が気をつけるのか？
- 山形の歴史にふさわしい建物
- 山形の歴史をふりかえり、景観を創る側（アーキテクチャー）が気をつけるのか？

〈作業-3〉山形市の素材や人材、技術を活かす

活かせる素材、人材、技術

- ・山形市の木材
- ・景観づくりの（知識と技術の活用）
- 「道南建築」(和歌山) づくりが盛況している
- ・山形市職人の技術

景観の活用

- ・木が売れ残りのため廃材が売られている
- ・景観の活用（知識と技術の活用）
- 「道南建築」(和歌山) づくりが盛況している
- ・山形市職人の技術

景観の活用

- ・木が売れ残りのため廃材が売られている
- ・景観の活用（知識と技術の活用）
- 「道南建築」(和歌山) づくりが盛況している
- ・山形市職人の技術

【作業3のまとめ】

- 景観の議論と同様に、地味にあるものに注目して、現代に活用していきたい
- 山形市職人の技術

第2回 景観を考える山形市ワークショップ  
景観づくりの技術やデザインを考える会 4班

〈作業-1〉山形市の建築物・広場物を考える

紹介したい建物

- ・江戸瓦葺  
→建物のデザインが美しく
- ・蔵の街、蔵の街  
→以前ある寺で、地元老人会が管理に努めている
- ・蓮平寺  
→以前ある寺で、地元老人会が管理に努めている
- ・酒造の土蔵  
→戦後昭和初期に建てられた建物  
→山形市の景観に伝えている
- ・蔵の街の川沿い

紹介したい専門家・工作物

- ・千代田の川沿い（千代田公園あたり）
- ・千代田
- ・蔵の街（蔵の街公園）
- ・蓮平寺の境内の景観
- ・千代田の家の風景
- 景観にもよく、建築と自然が調和している
- ・蔵の街の川沿い

紹介したい自然景観

- ・千代田の川沿い（千代田公園あたり）
- ・千代田
- ・蔵の街（蔵の街公園）
- ・蓮平寺の境内の景観
- ・千代田の家の風景
- 景観にもよく、建築と自然が調和している
- ・蔵の街の川沿い

【作業1のまとめ】

- 紹介したい建物については、歴史性を感じさせるものと周りの景観に調和しているものに注目した
- 紹介したい自然景観については、景観、古街、権利などが挙げられた

〈作業-2〉景観で気になるところを考える

建物（建ち、高さ、色、素材など）に気をとること

- ・景観を創る側（アーキテクチャー）が気をつけるのか？
- ・山形の歴史にふさわしい建物
- ・景観を創る側（アーキテクチャー）が気をつけるのか？
- ・山形の歴史にふさわしい建物
- ・景観を創る側（アーキテクチャー）が気をつけるのか？
- ・山形の歴史にふさわしい建物
- ・景観を創る側（アーキテクチャー）が気をつけるのか？

景観で気になるところを挙げてみる

- ・山形の歴史をふりかえり、景観を創る側（アーキテクチャー）が気をつけるのか？
- ・山形の歴史にふさわしい建物
- ・景観を創る側（アーキテクチャー）が気をつけるのか？
- ・山形の歴史にふさわしい建物
- ・景観を創る側（アーキテクチャー）が気をつけるのか？

景観で気になるところを挙げてみる

- ・山形の歴史をふりかえり、景観を創る側（アーキテクチャー）が気をつけるのか？
- ・山形の歴史にふさわしい建物
- ・景観を創る側（アーキテクチャー）が気をつけるのか？
- ・山形の歴史にふさわしい建物
- ・景観を創る側（アーキテクチャー）が気をつけるのか？

【作業2のまとめ】

- 今回に紹介したい建物や風景の見た目の美しさを重視するのではなく、景観を創る側（アーキテクチャー）が気をつけるのか？
- 山形の歴史をふりかえり、景観を創る側（アーキテクチャー）が気をつけるのか？
- 山形の歴史にふさわしい建物
- 山形の歴史をふりかえり、景観を創る側（アーキテクチャー）が気をつけるのか？

〈作業-3〉山形市の素材や人材、技術を活かす

活かせる素材、人材、技術

- ・山形市の木材
- ・景観づくりの（知識と技術の活用）
- 「道南建築」(和歌山) づくりが盛況している
- ・山形市職人の技術

景観の活用

- ・木が売れ残りのため廃材が売られている
- ・景観の活用（知識と技術の活用）
- 「道南建築」(和歌山) づくりが盛況している
- ・山形市職人の技術

景観の活用

- ・木が売れ残りのため廃材が売られている
- ・景観の活用（知識と技術の活用）
- 「道南建築」(和歌山) づくりが盛況している
- ・山形市職人の技術

【作業3のまとめ】

- 「竹」の活用について意見が割れたが、最終的に、景観を創る側（アーキテクチャー）が気をつけるのか？
- 山形市職人の技術





第4回 展覧を育める展覧会ワークショップ 川筋の展覧資源を考える会 1班	〈作業1〉 春夏秋冬の「絵になる川筋展覧」を考える	〈作業2〉 春夏秋冬の「絵になる川筋展覧」を考える	〈作業3〉 山道の農村風景、生産風景を考える
<p>「好ましい」と思う展覧（河川）展覧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●絵のあがり絵柄がよい</li> <li>●展覧の構成と1枚1枚となっている</li> </ul>	<p>【展覧】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 夏の花（大連橋～山道大橋）</li> <li>- 絵（大連橋～下流のサイクリングロード）</li> <li>- 絵やグラフィック（水辺の風景を表現する）</li> <li>（サブアンテナより下流～錦江の川筋）</li> </ul>	<p>「好ましい」と思う農村風景、生産風景</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●山道の風景について</li> <li>●農村風景、生産風景、生活風景</li> <li>●山道の風景について</li> <li>●農村風景、生産風景、生活風景</li> </ul>	
<p>「好ましくない」と思う展覧（河川）展覧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●手紙は、生活の場としてよいが、美術館に変化が少なくて見られる。また、資料展覧の印象に乏しい</li> <li>●手紙は、生活の場としてよいが、美術館に変化が少なくて見られる。また、資料展覧の印象に乏しい</li> <li>●手紙は、生活の場としてよいが、美術館に変化が少なくて見られる。また、資料展覧の印象に乏しい</li> </ul>	<p>【展覧】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- カヌー、多目的（水辺アスレ～山道大橋）</li> <li>- 絵（大連橋～下流のサイクリングロード）</li> <li>- 絵やグラフィック（水辺の風景を表現する）</li> <li>（サブアンテナより下流～錦江の川筋）</li> </ul>	<p>「好ましくない」と思う農村風景、生産風景</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●山道の風景について</li> <li>●農村風景、生産風景、生活風景</li> <li>●山道の風景について</li> <li>●農村風景、生産風景、生活風景</li> </ul>	
<p>河川展覧の展覧について意見交換をしました</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●河川展覧は、河川が主で、河川が主であることが、重要</li> <li>●河川展覧は、河川が主で、河川が主であることが、重要</li> </ul>	<p>【展覧】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- カヌー、多目的（水辺アスレ～山道大橋）</li> <li>- 絵（大連橋～下流のサイクリングロード）</li> <li>- 絵やグラフィック（水辺の風景を表現する）</li> <li>（サブアンテナより下流～錦江の川筋）</li> </ul>	<p>「好ましくない」と思う農村風景、生産風景</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●山道の風景について</li> <li>●農村風景、生産風景、生活風景</li> <li>●山道の風景について</li> <li>●農村風景、生産風景、生活風景</li> </ul>	
<p>【作業1のまとめ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○上流では、河川が主であることが重要である</li> <li>○下流では河川の風景が主であることが重要である</li> </ul>	<p>【作業2のまとめ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「河川」として、河川が主であることが重要である</li> <li>○「河川」として、河川が主であることが重要である</li> </ul>	<p>【作業3のまとめ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○山道の風景、農村風景、生産風景、生活風景</li> <li>○山道の風景、農村風景、生産風景、生活風景</li> </ul>	

第4回 展覧を育める展覧会ワークショップ 川筋の展覧資源を考える会 2班	〈作業1〉 春夏秋冬の「絵になる川筋展覧」を考える	〈作業2〉 春夏秋冬の「絵になる川筋展覧」を考える	〈作業3〉 山道の農村風景、生産風景を考える
<p>「好ましい」と思う展覧（河川）展覧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●絵のあがり絵柄がよい</li> <li>●展覧の構成と1枚1枚となっている</li> </ul>	<p>【展覧】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 夏の花（大連橋～山道大橋）</li> <li>- 絵（大連橋～下流のサイクリングロード）</li> <li>- 絵やグラフィック（水辺の風景を表現する）</li> <li>（サブアンテナより下流～錦江の川筋）</li> </ul>	<p>「好ましい」と思う農村風景、生産風景</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●山道の風景について</li> <li>●農村風景、生産風景、生活風景</li> <li>●山道の風景について</li> <li>●農村風景、生産風景、生活風景</li> </ul>	
<p>「好ましくない」と思う展覧（河川）展覧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●手紙は、生活の場としてよいが、美術館に変化が少なくて見られる。また、資料展覧の印象に乏しい</li> <li>●手紙は、生活の場としてよいが、美術館に変化が少なくて見られる。また、資料展覧の印象に乏しい</li> <li>●手紙は、生活の場としてよいが、美術館に変化が少なくて見られる。また、資料展覧の印象に乏しい</li> </ul>	<p>【展覧】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- カヌー、多目的（水辺アスレ～山道大橋）</li> <li>- 絵（大連橋～下流のサイクリングロード）</li> <li>- 絵やグラフィック（水辺の風景を表現する）</li> <li>（サブアンテナより下流～錦江の川筋）</li> </ul>	<p>「好ましくない」と思う農村風景、生産風景</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●山道の風景について</li> <li>●農村風景、生産風景、生活風景</li> <li>●山道の風景について</li> <li>●農村風景、生産風景、生活風景</li> </ul>	
<p>河川展覧の展覧について意見交換をしました</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●河川展覧は、河川が主で、河川が主であることが、重要</li> <li>●河川展覧は、河川が主で、河川が主であることが、重要</li> </ul>	<p>【展覧】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- カヌー、多目的（水辺アスレ～山道大橋）</li> <li>- 絵（大連橋～下流のサイクリングロード）</li> <li>- 絵やグラフィック（水辺の風景を表現する）</li> <li>（サブアンテナより下流～錦江の川筋）</li> </ul>	<p>「好ましくない」と思う農村風景、生産風景</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●山道の風景について</li> <li>●農村風景、生産風景、生活風景</li> <li>●山道の風景について</li> <li>●農村風景、生産風景、生活風景</li> </ul>	
<p>【作業1のまとめ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○上流では、河川が主であることが重要である</li> <li>○下流では河川の風景が主であることが重要である</li> </ul>	<p>【作業2のまとめ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「河川」として、河川が主であることが重要である</li> <li>○「河川」として、河川が主であることが重要である</li> </ul>	<p>【作業3のまとめ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○山道の風景、農村風景、生産風景、生活風景</li> <li>○山道の風景、農村風景、生産風景、生活風景</li> </ul>	



## 7 先進地事例研修の記録

### 岐阜県中津川市



市内各地  
から恵那山  
が見える



旧中山道  
中津川宿

・平成17年に合併。その際に、長野県山口村が県境を越えて合併したことで話題になった。その山口村に馬籠（まごめ）宿という中山道の宿場町が含まれており、景観形成を継続していくために景観計画が必要になったことが策定の主要な要因である。

全市域を対象区域としているが、景観重点地区として形成基準を検討したのは、馬籠宿と中津川宿・落合宿の旧中山道の宿場町。

屋外広告物条例の検討は今のところなされていないので、県条例を運用している。

・恵那山の麓に広がる扇状地に都市が形成されており、町全体が坂になっている。特に巨大な建物も見当たらず、落ち着いた都市景観である。中津川宿では、道路の特殊舗装や電線の地中化を行い、歴史的な町並みに調和する景観形成を図っている。

### 滋賀県彦根市



修景され  
た商店街



夢京橋  
キャッスル  
ロード

・国宝彦根城をはじめ、数多くの文化財が残る城下町である。景観計画の策定にあたっては、特に観光を意識した訳ではないが、城下町の保存という観点から、歴史的町並みの維持保全に力を入れている。

・キャッスルロードと呼ばれる商店街は、道路拡張により古い町並みを一度壊し、その上で新しい家屋を一律の基準のもとに建設している。

・芹川の堤防などの市内の眺望点から、彦根城の天守閣が見えることを基準とした高さ規制を実施している。

・景観重要建造物については、文化財課の調査に基づき、管理者が存在するものから選定する方針（文化財として指定されるものとの重複を避けている）

### 滋賀県近江八幡市



水郷めぐり



八幡堀

・八幡堀と呼ばれる琵琶湖から引き込んだ水路の埋め戻しの是非を巡る保存運動をベースに景観形成がスタートしている。自主条例を制定しようと検討していたところ、景観法が施行され、景観計画第1号となった。「ほんまもん」を残すことが、進取の気性に富む八幡商人の心意気を後世に残すことであるという観点から、景観の形成基準が作られている。

・湖岸に近い「水郷風景ゾーン」と、中心部の八幡商人の商家群が残る「伝統的風景ゾーン」とが都市の景観を代表する個性的な空間であり、それぞれに「風景形成基準」を設けて運用している。

・伝統的建造物群保存地区に指定される範囲を中心に、歴史的町並みの整備が成果を挙げており、水郷のヨシの原を巡る船遊びと併せて、観光地としての実績を上げているが、「あまりに観光客が多く来ても、本来の静けさが失われてしまう」として、行きすぎた観光地化を危惧する声も聞かれた。

## 8 住民説明会における意見・質問

### 豊前街道山鹿地区

Q：瓦葺きにすると台風の際に瓦が飛んでくるおそれがある。また補修等の費用面でも心配だ。街道沿いは瓦葺きでもよいと思うが、通りから見えない部分についてはどう考えているか？

A：重点的に取り組んでいただきたい地区として、最低でも見える部分については瓦屋根をお願いします。見えない部分についても瓦屋根にしていきたいと思います。個別に市との協議の中で検討していきたいと思っています。

基準に関する事以外については、プラザファイブも含めて一貫したまちづくりを展開してほしいといったご意見や、山鹿で足をとめてもらうために国道3号線の景観誘導を図ってほしいといったご提案もありました。



### 歴史的まちなみ地区

Q：経済効果があれば、皆協力もしてくれとりになってしまうと、なかなか協力も難しい。一番興味があるのは、経済の活性化ではないだろうか？

A：景観を考えていく上で、結果的に経済や観光の面で効果が出ることもあるかもしれませんが、しかし、景観を考える本来の目的は経済効果ではなく、良好な景観が失われてから後悔することのないように考えていくものです。まちづくりにつながるような景観計画になればと思っています。

景観に対する取組みの遅さを指摘する声も聞かれました。今までは、市域全体での景観に対する基本的なルールというものがありませんでしたので、景観を守り、より良くしていくために今計画を定める必要があると考えています。



### 菊池往還来民地区

Q：景観形成誘導地区に指定された地区以外については、高さの規制はないのか？

A：景観形成誘導地区や景観形成重点地区以外については高さについての基準はありません。しかし、市全体で景観に対する取組みを推進していることをご理解いただき協力をお願いしていきたいと思っています。

この他にも、鹿本町だけではなく各所で休耕田の拡大が見られるため、市域全体のバランスを見ながら景観づくり、地域づくりに取り組んでいってほしいというご意見をいただきました。検討課題としてあげられた景観計画の周知方法についても、指定の候補地を中心に検討していきたいと思っています。



## 平小城地区

Q：平小城地区では乱開発が相次ぎ、温泉つき別荘地の建設等によって景観の悪化を引き起こしている。市の方で何らかの指導はないのか？

A：現在の制度では、平小城地区は10,000㎡を越えないと開発の許可を取る必要がありません。これが、今の状況を引き起こしたともいえるかもしれません。今後は、許可制度ではありませんが、届出による景観誘導を図っていきたいと考えています。



この他、平小城地区だけではなく市も一体となった取組みを期待する声が聞かれました。今後は市民の皆様方に情報提供等のご協力をいただきながら、景観計画の普及活動を進めていきたいと思います。

## 岳間地区

Q：ガードレールの色は白で統一するという考えか？場所によっては、白では雪がふったとき見えにくいということもある。

A：他の地区では、茶色でご提案しているところもあります。ガードレールには注意をうながす意味もあり目立つ必要もありますので、景観を考えながら各地区の特性や箇所の状況に合わせていきたいと考えています。



河川や道路の維持管理についての今後の取組みや考え方といったご質問がありました。景観計画は景観についての基本的な方針やルールを定めるものです。今後は景観計画を定めることによって市民の方の景観に対する意識が高まり、清掃や樹木の維持管理などの自主的な活動につながっていくことを期待します。

## 菊池川周辺地区

Q：他の地区の建築物などの色彩について教えていただきたい。

A：地区によって基準に違いがあります。説明会では皆様に分かりやすいよう「三原色を避ける」といった基準でご提案をしています。今後はマンセル値を使った基準にするなど、より明確で理解がされやすい基準にするよう検討していきます。



他の地域を真似したような計画ではなく、制度などを利用して自分達の地域にあった計画を作り、地域活性化のよいタイミングとしてやってほしいというご意見もいただきました。市民の方からの積極的なご意見をいただきながら、地域の特性に合った計画の検討を進めていきたいと思います。

## 鞠智城公園周辺地区

Q 1 : 鞠智城までの道路の法面に花を植えたいと考えている。建築物については、鮮やかな色彩を避けるといったような基準があるが、花の色彩についてはどのように考えたらよいのか？

A 1 : 建築物は恒久的に存在するものであるとの考えから色彩の基準を設けています。花については、ある程度一過性のものであると考えていますが、種類については協議の必要があると思います。



Q 2 : 米原地区の本村では、国指定史跡範囲内であるため建築行為を行うときに届出をしているが、その他の地区は今まで建築行為について届出することはなかった。届出に対する周知はどのように考えているか？

A 2 : 計画策定後、約1年間かけて条例を策定することにしていきます。届出については、条例制定期間中に並行して周知を図っていきたいと考えています。

範囲、景観形成基準の内容については納得できるというご意見をいただきました。この地区に限らず、景観形成誘導地区においては現在も良好な景観が保たれています。地区の方の景観への取組みは今まで通り進めていただきながら、届出を行っていただくことで景観の阻害要因を把握し協議をしていきたいと思っています。

## 番所地区

Q 1 : 番所地区は建築物だけでなく棚田や石垣、稲穂など様々な要素が合わさることで周囲の評価を受けている。今後に残していくためにも、石垣について検討して欲しい。

A 1 : 今まで何の規制も無かったということもあり地区皆様方にご理解いただける最低基準でのご提案をしています。このように、地区としての提案がありましたら、積極的に検討をしていきたいと思っています。



Q 2 : 範囲については、集落の背面の山も含まれているがどうしてか？

A 2 : バイパス沿いから見える景観として、集落だけでなく山の斜面も考える必要があります。今後、この地区の魅力や価値が高まると地区以外の人々の流入などによって景観が損なわれてしまう可能性があります。地区については予防保全的な範囲でのご提案となります。

この他、住んでいると今ある景観があたりまえのものとなってしまうのご意見もありました。昔からの景観のすばらしさというのは地元の方も理解されているようです。景観計画の策定をきっかけに地区の魅力や価値の再認識をしていただき、今後の活動につなげていっていただきたいと思っています。

## 山鹿市景観計画用語集

この本に登場する用語で、繰り返し登場する言葉や、やや専門的な用語についてその定義をまとめました。

	用語	解説
あんおん しょく	暗穏色	暗くて穏やかな色のこと。明度・彩度がともに低い色。
いしょう	意匠	形・色・模様・配置などについて加える装飾上の工夫。デザイン。
いてん	移転	建築物の位置などを変えること。
いりもや	入母屋	屋根の形状で上部は二方への勾配を持ち、下方は四方への勾配をもつ形式のこと。
おくがい こうこく ぶつ	屋外広告物	商業広告に限らず「常時又は一定の期間継続して」「屋外で公衆に表示されるもので」「看板、はり紙・はり札、広告塔及び建物その他のものに表示・掲出されたもの等」をいう。
かいこん	開墾	山野を切り開いて農耕できる田畑にすること。
かいちく	改築	建物の全部又は一部を新しくつくりなおすこと。
かいはつ	開発（行為）	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地区画形質の変更のこと（都市計画法）
きちょう しょく	基調色	中心となっている色のこと。建築物の外壁の大部分を占め、外観の基本的なイメージを形成しているものなどを指す。
きりつま	切妻	屋根の形状のことで、大棟から両側に葺(ふ)きおろす形式。
くかくけ いしつ の へんこう	区画形質の変更	都市計画法における開発許可の対象となる宅地造成等のこと。宅地造成のほか、道路の新設などを伴う土地区画の変更、農地や宅地への変更などを含む。
くまもと けんけい かんじょ うれい	熊本県景観条例	県、県民及び事業者の県土の景観形成に関する責務を明らかにするとともに、景観形成のための活動を推進することにより、地域の特性が活かされた景観の保全を創造をはかり、もって緑と水が豊かで県民にとって誇りと愛着のもてる県土の醸成に資することを目的として昭和 62 年に制定された条例。
ぐらんど かばー	グランドカバー	地面を芝等で緑化すること。むき出しの地面を植物で覆うことで殺風景な印象を和らげたり、雨による土砂の流出防止、日照の照り返し防止を期待できる。
けいたい	形態	外から見たかたちやありさまのこと
けいかん ほう	景観法	平成 16 年に制定された日本ではじめての景観に関する総合的な法律。法は理念等を定めた基本的な部分と、景観計画の策定や景観地区の指定等の良好な景観の形成のための規制に関する部分などで構成されている。

げんしょく	原色	適当な割合で混ぜることによりすべての色を表せる三つの異なった色の光。実用的には赤・青紫・緑（光の三原色）が選ばれる。また、三原色に近いはっきりした色も指す。
けんちくこうい	建築行為	建築基準法第2条第1号に規定する建築物を建築する行為をいい、一般には建築物を新築、増築、改築又は移転することをいう。
けんちくぶつ	建築物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱もしくは壁を有するもの（これに類する構造のものをふくむ）。
けんちくめんせき	建築面積	建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積。（建築基準法）
こうえきしせつ	公益施設	公益事業として運営される施設のこと。主に電気・ガス・水道・電信・鉄道・医療などの施設をいう。
こうこくもう	広告網	柱間を糸等で繋ぎ、その糸等にぶら下げた広告物のこと。
こうさくぶつ	工作物	人為的に地上や地中に造られた建造物をいう。建築基準法では煙突、広告塔、高架水槽、要壁・昇降機、遊戯施設などをいう。
さいど	彩度	色の鮮やかさの度合いのこと。マンセル表色系では彩度を 0～14 の数値で示し、数値が大きくなるほど鮮やかであるという意味で使われる。
じいろ	地色	下地の色のこと。
しきそう	色相	他の色と区別するよりどころとなる色の特質のこと。マンセル表色系では、赤（R）黄（Y）緑（G）青（B）紫（P）黄赤（YR）黄緑（GY）青緑（BG）青紫（PB）赤紫（RP）の 10 の色相で分け、無彩色は N で表している。
しちゅう	支柱	物を支えるために用いる柱のこと。
しっくい	漆喰	消石灰に麻糸などの繊維質、フノリ・ツノマタなど膠着（こうちゃく）剤を加えて水で練ったもののこと。砂や粘土を加えることもある。壁の上塗りや石・煉瓦（れんが）の接合に用いる。
しゃへい	遮蔽	覆いを掛けたりして、人目や光線などからさえぎること。
しゅうぜん	修繕	壊れたり悪くなったりしたところを繕い直すこと。
しんちく	新築（新設）	新しく建物（工作物）を建てること。
せっち	設置	看板などを備え付けること。

ぞうちく	増築	すでにある建物に付け加えて建築すること。
たいしょく	たい色	色があせること。
たいこうせい	耐候性	建築材料などを屋外に放置したときの耐性。
たてかんばん	立看板	壁・塀・電柱などに立てかけておく看板。
つまいり	妻入り	切妻(きりづま)屋根・入母屋(いりもや)屋根の建物で、妻の側に正面出入口のあるもの。妻とは建物の短辺側あるいは屋根の棟と直角な面をいう。建物の長辺側あるいは屋根の棟と平行な面を平といい、この面に正面出入口がある場合は平入りという。
ていぼく	低木	低い木。ふつつ高さ約2メートル以下の樹木。
どうひょう	道標	通行人の便宜のため、方向や距離などを記して路傍に立てた標識のこと。
どくりつ	独立	他のものから離れて別になっていること。
とたん	トタン	薄い鋼板に亜鉛めっきをして耐食性をもたせたもののこと。屋根板などに用いる。
とちくかくけいしつのはんこう	土地区画形質の変更	区画の変更は公共施設などの新設や改廃を行って土地の利用形態としての区画を変更すること。形の変更とは、切土や盛土を行って土地の物理的な形状を変更することを指し、質の変更とは農地や山林等の宅地以外の土地を宅地として利用することを指す。
とどけでせいど	届出制度	ある者が特定の行為を行うにあたって、あらかじめ行政官庁に対して一定の事項を通知することを義務付けていること。
のうかがた	農家型の家屋の配置形式	家屋の間口が広い建物であり、1敷地に多くの小屋等が建てられている配置形式のこと。
のべめんせき	延べ面積	建築物の各階の床面積の合計。
のりめん	のり面	切り土や盛土によって造られた傾斜地の斜面部分。
はりがみ	はり紙	紙などを直接電柱や壁等に貼り付けた広告物のこと。
はりふだ	はり札	板などを利用して、電柱や壁等に貼り付けた広告物のこと。
びかん	美観	美しい眺めのこと。

ひらいり	平入り	妻入りを参照のこと。
ふくげん	復原	もとの形態・位置に戻すこと。
ふずい	付随	他のものと一緒になっていること。
ぷらんと	プラント	生産設備のこと。
へきめん せん	壁面線	街区内の建築物の位置を整え、町並みをそろえて環境の向上を図るため、法的に指定される線のことであるが、この計画では隣地と道路側の壁面をそろえる線という意味で使用している。
ぼんぼり	ぼんぼり	灯をともし部分の周囲に紙または絹張りのおおいをつけた手燭(てしょく)・燭台。
まんせる	マンセル (表色系)	マンセルが考案した色の表示法のこと。色相・明度・彩度に従い、赤・黄・緑・青・紫色およびその中間色の計 10 色を基準にして組み立てたもの。
めいど	明度	色の明るさの度合いのこと。マンセル表色系では明度を 0～10 の数値で示し、数値が大きくなるほど明るいという意味で使われる。
もようが え	模様替え	建物などの設計等を変えること。
れんたん せい	連担性	それぞれが連なり、相互に融合すること。

山鹿市都市景観審議会委員名簿（平成18年4月から平成20年3月）

	役職	氏名
1	知識経 験者	学校法人君が淵学園崇城大学芸術学部講師 原田 和典
2		山鹿市農業委員会 委員 (竹本 重丸) 光永 孝太郎
3		山鹿市文化財保護委員会 委員長 (古賀 寛了) 竹下 輝幸
4		社団法人熊本県建築士会山鹿支部 支部長 中村 美敏
5		山鹿市菊鹿町観光協会 会長 松尾 規倫
6	市及び 関係行 政機関 の職員	(熊本県土木部都市計画課景観整備室 室長) 熊本市土木部都市計画課景観公園室 室長 (天野 哲徳) 大谷 祐次
7		熊本県鹿本地域振興局土木部企画調査課 課長 (林 俊一郎) 松岡 博
8		(山鹿市教育委員会事務局 教育長) 山鹿市教育委員会教育部 部長 (田中 宏) 八木田 達博
9		(山鹿市企画振興部 部長) 山鹿市総務部 次長 (福田 憲之) 三森 兄臣
10	市長が 必要と 認める 者	山鹿市議会建設環境常任委員会 委員長 森川 昭彦
11		山鹿市議会経済観光常任委員会 委員長 堀 茂幸
12		(山鹿市商工会 副会長) 山鹿市商工会 理事 (坂本 通昭) 田中 博信
13		山鹿市嘱託員連合会 会長 鶴 千年
14		山鹿市地域婦人会連絡協議会 会長 荒尾 智恵子
15		社団法人山鹿青年会議所 理事長 (中野 真二) (荒木 和信) 坂本 功
16		山鹿地域審議会 委員 (前川 幸恵) 渡邊 晃
17		鹿北地域審議会 委員 (井上 富夫) 松本 弘一
18		菊鹿地域審議会 委員 (田中 博信) 古家 公晴
19		鹿本地域審議会 委員 市原 幸夫
20		鹿央地域審議会 委員 梶川 隆徳

( )は前任

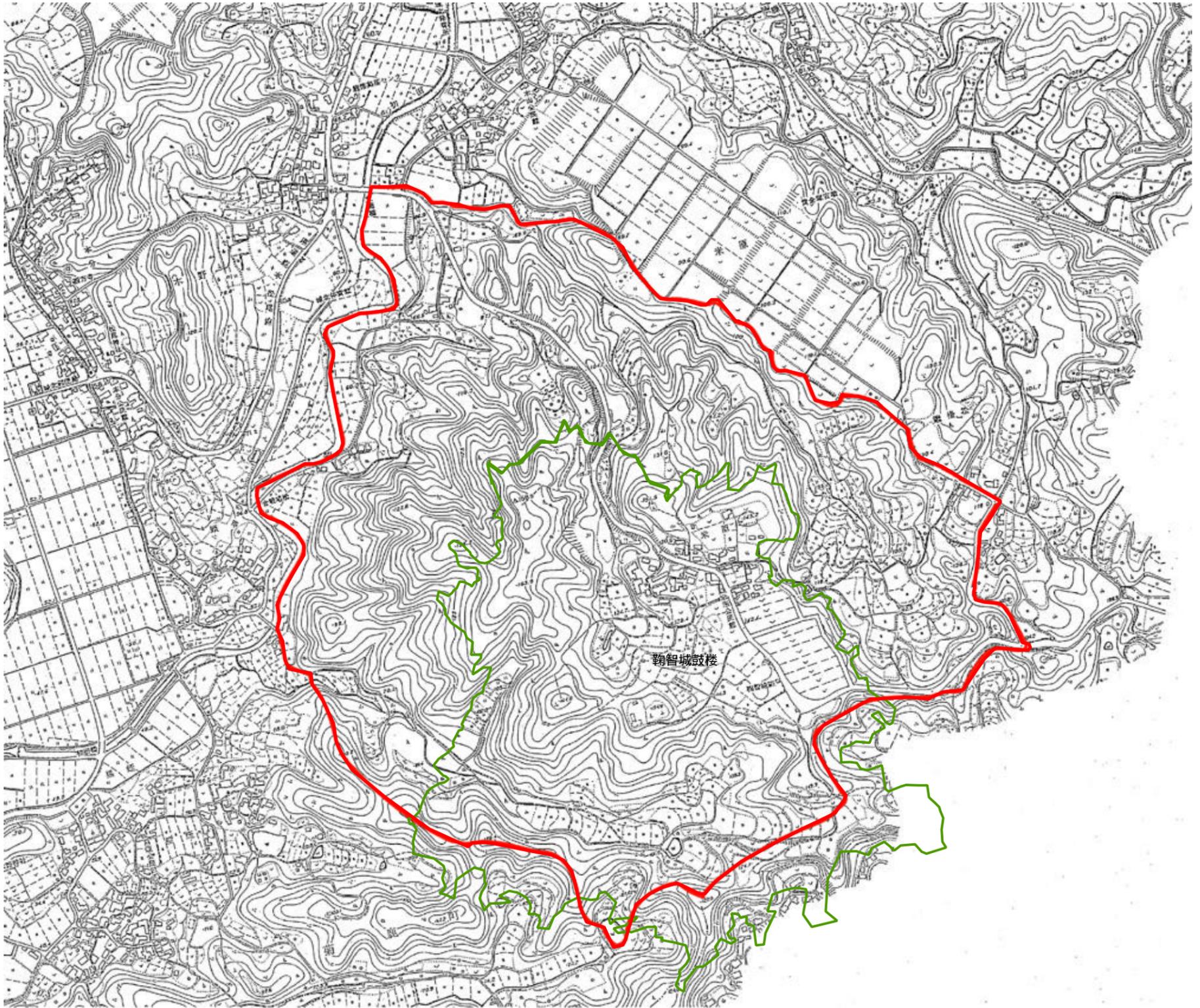
山鹿市景観計画策定協議会

	役 職		氏 名
1	学識者	学校法人君が淵学園崇城大学芸術学部講師	原 田 和 典
2		社団法人熊本県建築士会山鹿支部 副支部長	井 上 繁 治
3		社団法人熊本県建築士会山鹿支部	福 山 博 章
4		山鹿市文化財保護委員会	西 村 亮 一
5		山鹿市農業委員会	江 藤 克 巳
6	各 種 団 体 ・ 市 民代表	山鹿商工会議所 指導係長	堤 真 也
7		山鹿市商工会 経営指導員	中 尾 精 徳
8		山鹿温泉観光協会 副会長	井 口 圭 祐
9		山鹿温泉観光協会 理事	戸 上 大 一 郎
10		菊鹿温泉観光協会	青 木 正 行
11		広告業の代表者	林 勝 弥
12		山鹿地域審議会	吉 岡 ていこ
13		鹿北地域審議会	中 村 富 也
14		菊鹿地域審議会	有 働 和 博
15		鹿本地域審議会	本 田 キヌヨ
16		鹿央地域審議会	梶 川 隆 徳
17		市民代表	田 嶋 里 沙
18		市民代表	林 昌 也
19		市民代表	高 木 正 二
20		市民代表	古 家 博 業

	役 職		氏 名
1	専 門 部 会委員	山鹿市総務部企画課地域振興係 係長	藤 本 敬 輔
2		山鹿市経済部農林企画課 審議員	加 藤 栄 一
3		山鹿市商工観光部商工課市街地活性化対策係	白 石 浩 二
4		山鹿市商工観光部商工課商業振興係	大 塚 昭 夫
5		山鹿市商工観光部観光課観光振興係 係長	吉 岡 隆
6		山鹿市商工観光部観光課観光企画係 係長	瀬 口 慎 哉
7		山鹿市建設部建設課維持係	迎 田 祐 樹
8		山鹿市建設部都市計画課都市計画係	淵 上 秀 昭
9		山鹿市建設部都市計画課都市整備係	樺 浩 介
10		山鹿市建設部都市計画課 課長補佐	横 田 博
11		山鹿市環境部環境課環境政策係 係長	坂 梨 高 男

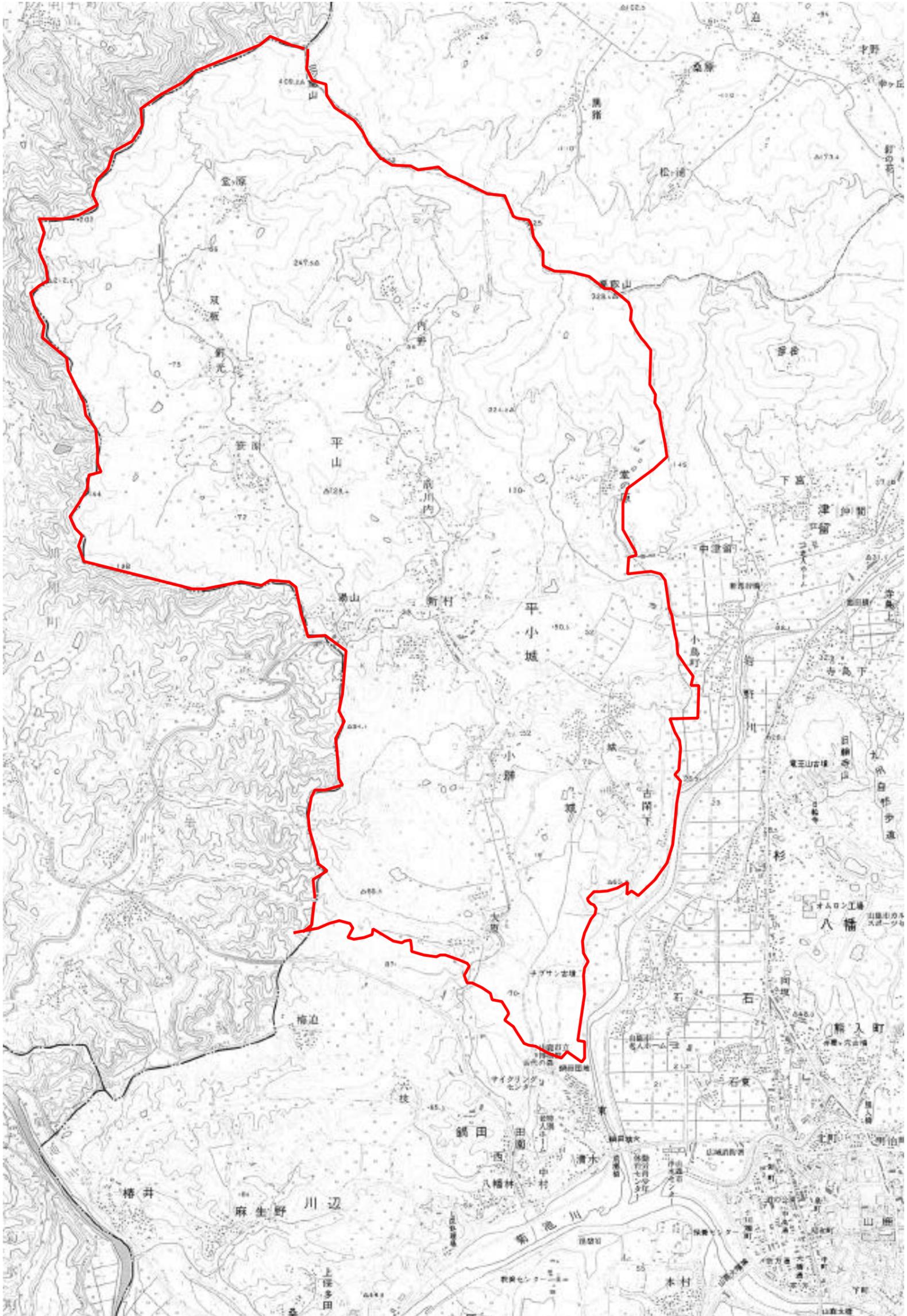
12	山鹿市教育委員会文化課 課長補佐	丸 山 信 敏
13	山鹿市農業委員会事務局農政係 係長	竹 田 吉 郎
14	山鹿市菊鹿総合支所総務振興課地域振興係 係長	山 下 陽
15	山鹿市鹿本総合支所総務振興課地域振興係 係長	豊 田 義 幸
16	山鹿市鹿央総合支所総務振興課総務係 係長	(西 村 照 彦) 野 路 美 紀
17	山鹿市鹿北総合支所総務振興課地域振興係 係長	北 原 敬 年

( )は前任



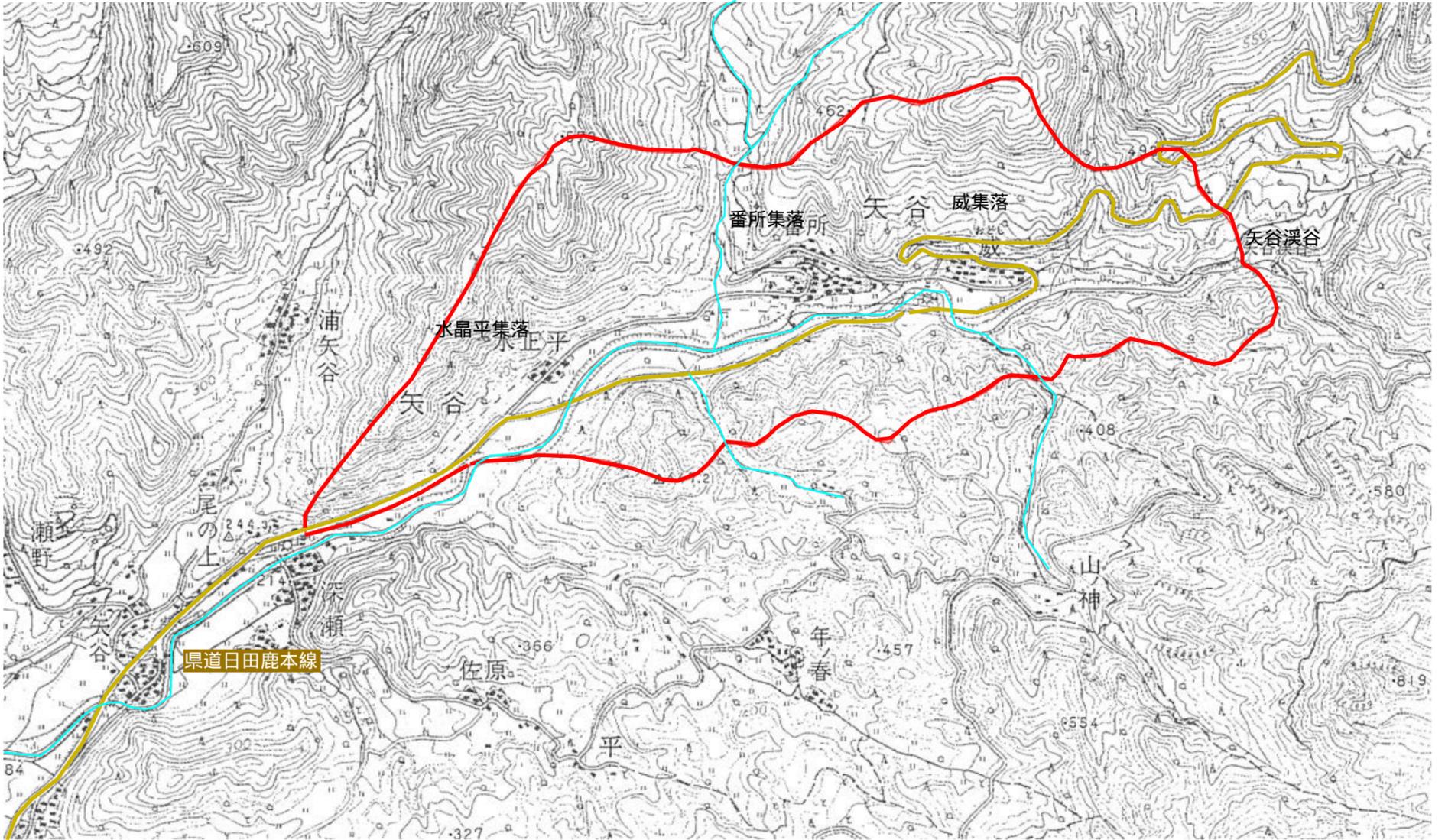
鞠智城公園周辺地区  
国史跡の範囲

鞠智城公園周辺地区 範囲図  
1/10000地形図より縮小

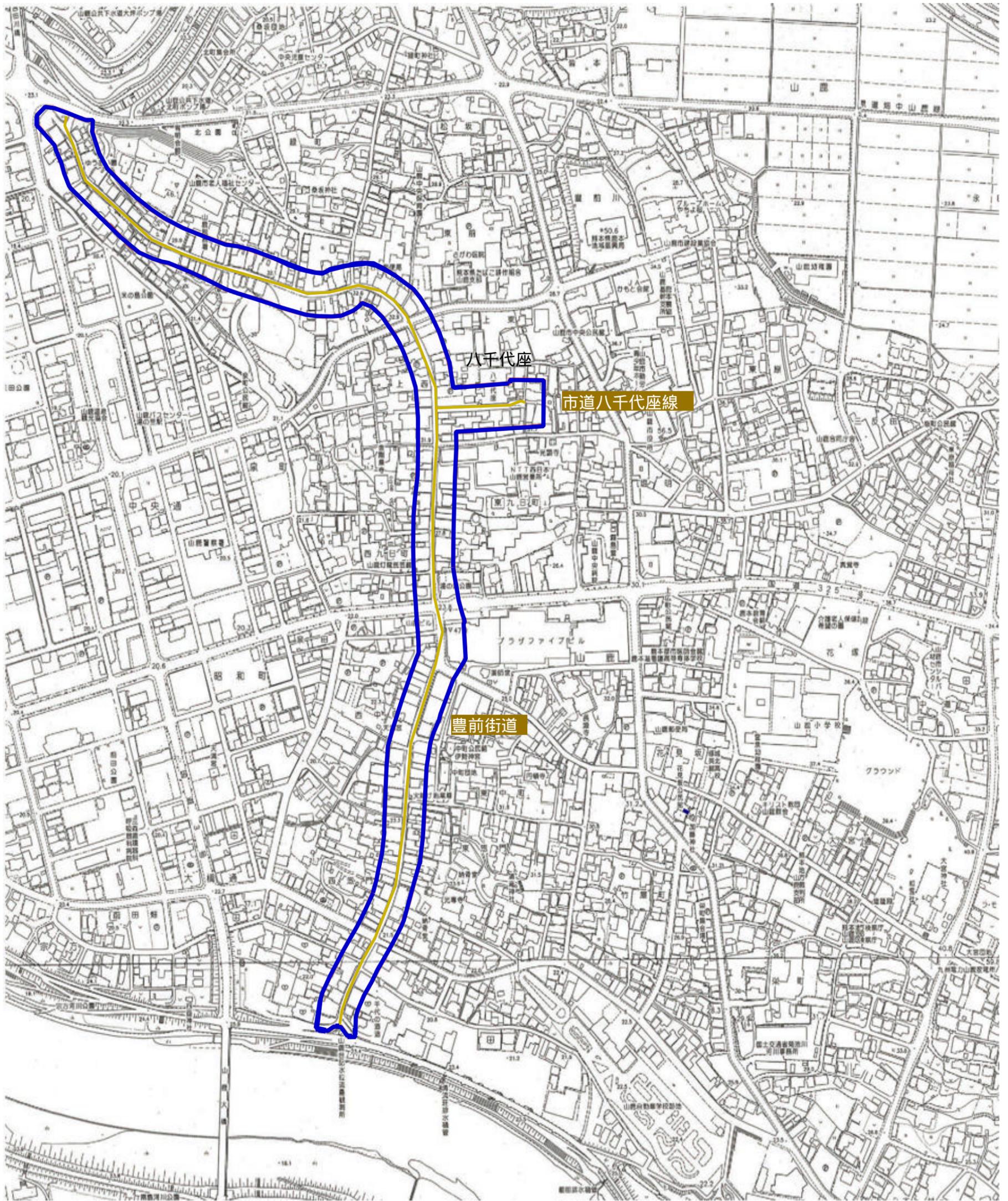


平小城地区

平小城地区 範囲図  
1/50000地形図より縮小



- 番所地区
- 県道
- 上内田川



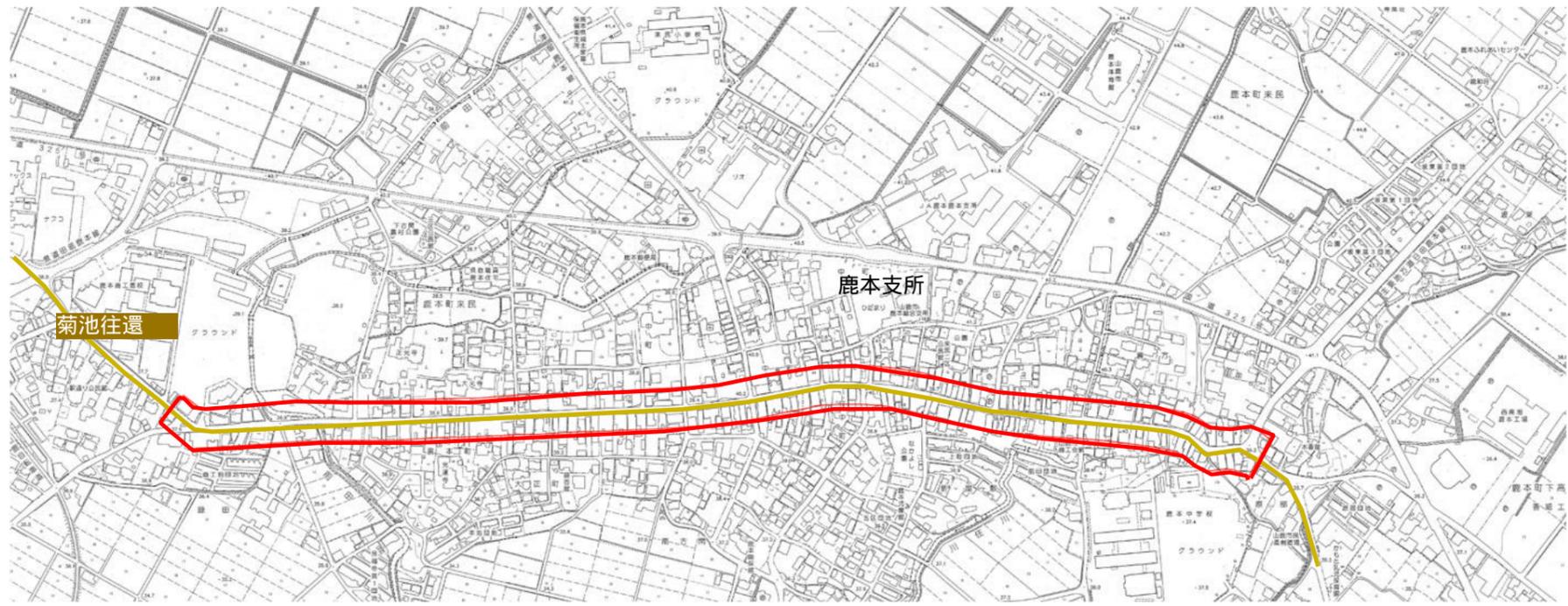
- 豊前街道山鹿地区
- 豊前街道

豊前街道山鹿地区 範囲図  
1/25000地形図より縮小



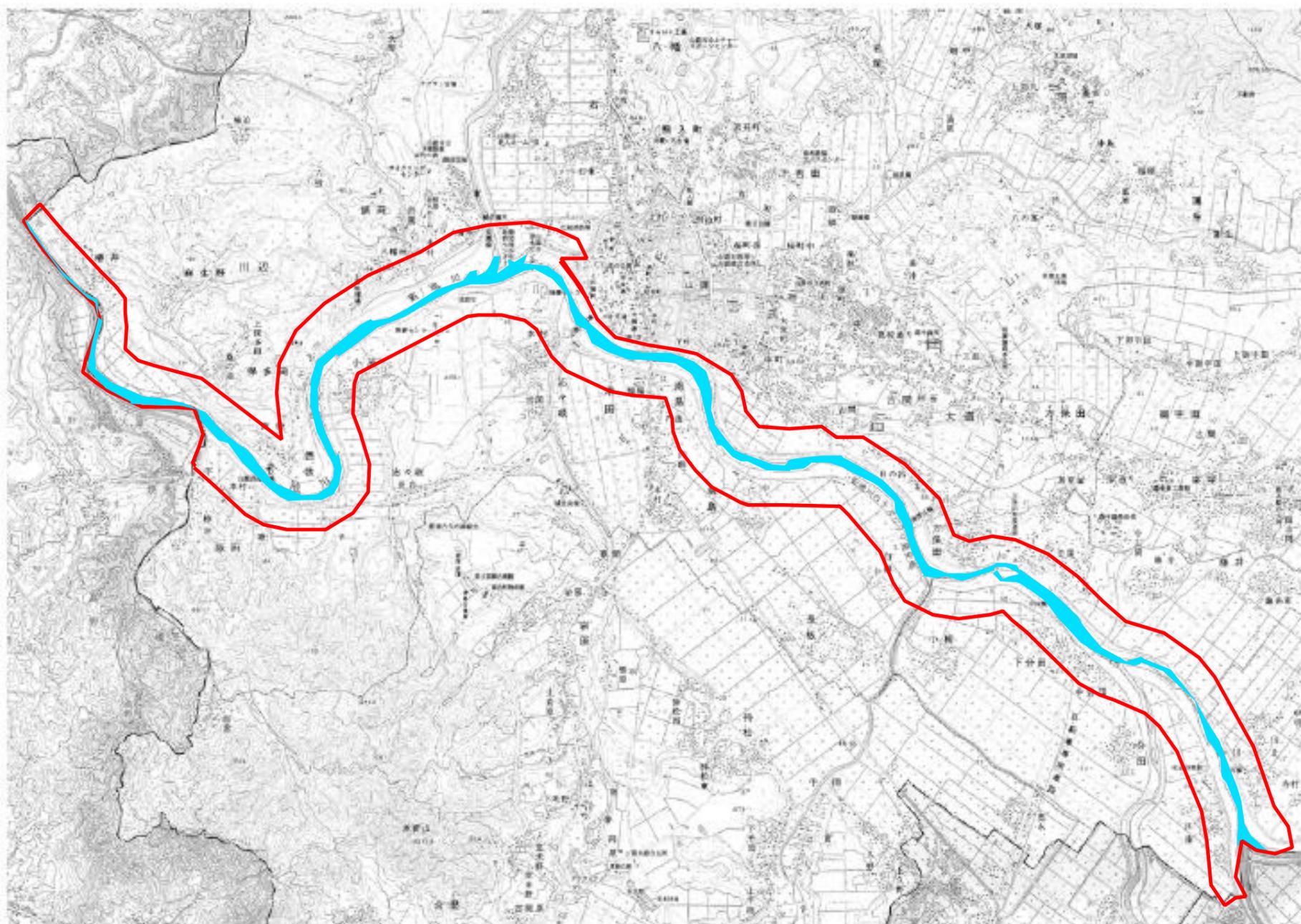
- 歴史的町並み地区
- 豊前街道及び小路

参考：歴史的町並み地区 範囲図  
1/2500地形図より縮小



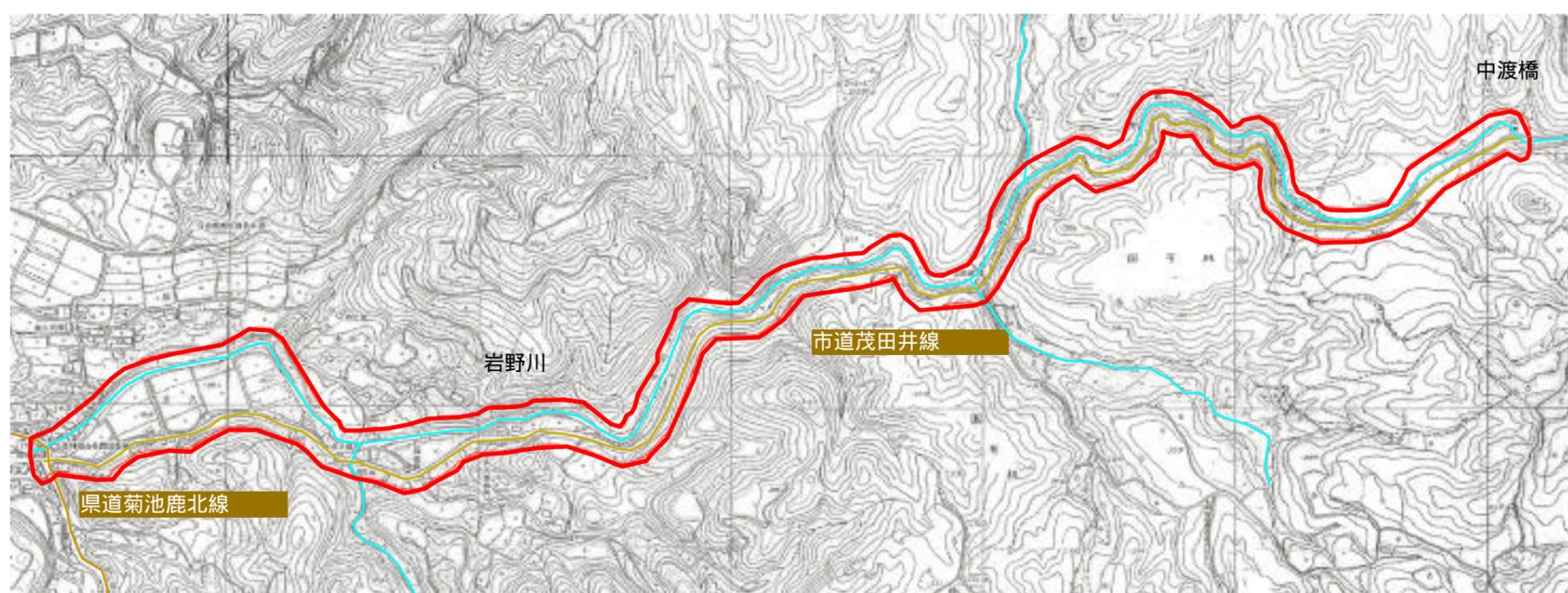
- 菊池往還来民地区
- 菊池往還

参考：菊池往還来民地区 範囲図  
1/10000地形図より縮小



- 菊池川周辺地区  
(山鹿都市計画区域内で用途地域の指定をしている部分を除く)
- 菊池川

参考：菊池川周辺地区 範囲図  
1/10000地形図より縮小



- 岳間地区
- 県道及び市道
- 岩野川

参考：岳間地区 範囲図  
1/10000地形図より縮小